第３章　国民年金・厚生年金の財政の見通し

第１節　財政検証作業の全体像

第２節　基礎数（初期データ）の設定

第３節　基礎率の設定

第４節　経済前提の設定

第５節　被保険者数の将来推計の作成方法

第６節　給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

第７節　2019(令和元)年財政検証結果

第８節　マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の
長期化の要因と影響

第１節　財政検証作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用し、制度内容に沿った上で将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像については、第３－１－１図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、これに対応する給付の推計を行い、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

１．基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、被保険者の現在及びこれまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の受給状況を示す「基礎数」と、被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」とがある。

基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政検証においては、2016(平成 28)年度末における、被保険者は、旧厚生年金については 50 分の１抽出統計、国民年金については 100 分の１抽出統計、共済組合については全数統計、受給者は全て全数統計を使用している。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するのかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ生命表や国勢調査などの各種統計資料等をも参考として、第３－１－２表にあるような種々の基礎率を作成している。

第３－１－１図　財政検証作業の全体像（概要）

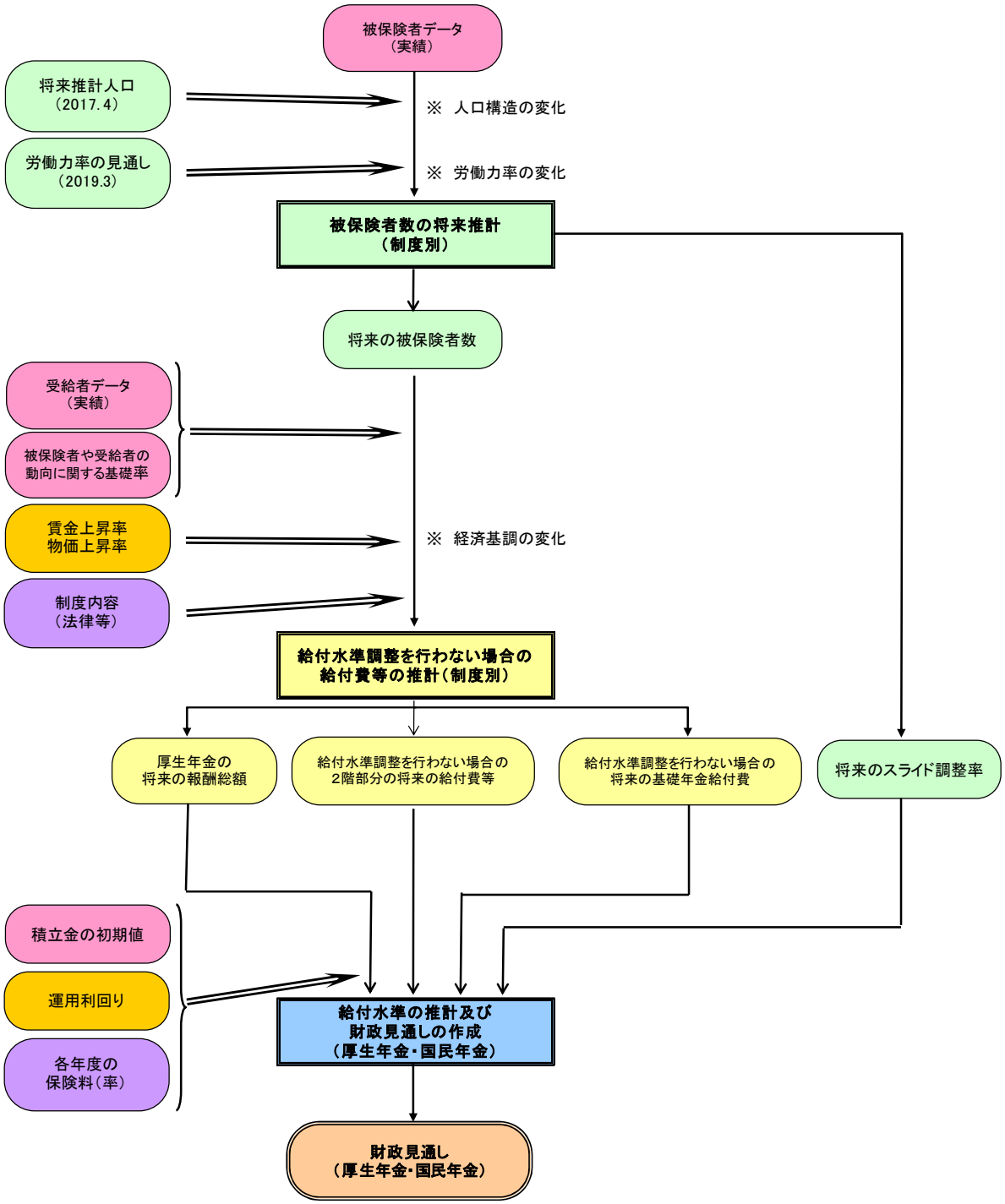

第３－１－２表　財政検証の基礎となる数値について

１．将来推計人口

・日本の将来推計人口（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

２．労働力率の見通し

・「労働力需給の推計」（2019年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における
「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」、
「経済成長と労働参加が進まないケース」に準拠して設定

３．経済前提

・社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の検討結果の報告に基づいて設定

① 賃金上昇率
② 物価上昇率
③ 運用利回り

４．基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）

・国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定
（主要項目）

① 年齢・被保険者期間別被保険者数
② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間
③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額
④ 年金の種類・年齢別受給者数
⑤ 年金の種類・年齢別年金額
⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額

５．被保険者や受給者の動向に関する基礎率

（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）
・国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定
（主要項目）

① 被保険者総脱退力
② 被保険者死亡脱退力
③ 障害年金発生力
④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分
⑤ 老齢年金失権率
⑥ 障害年金失権率
⑦ 遺族年金失権率
⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）
⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

２．経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置くものである。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の「年金財政における経済前提について（検討結果の報告）」（2019(平成 31)年３月 13 日）及び「2019(令和元)年財政検証に用いる経済前提における内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（2019 年７月)」の取扱いについて」をもとに、ケースⅠ～Ⅵの６つのケースを設定した数値を用いている。

３．被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。我が国は国民皆年金の制度であるため、公的年金の全被保険者数は人口の動向に大きく影響を受ける。また、このうち厚生年金の被保険者数は、労働力人口の影響を大きく受ける。そこで、2018(平成 30)年度末における加入制度別の被保険者数の見込みを基礎に、「日本の将来推計人口」(2017(平成 29)年推計、合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位のそれぞれ３通り)、国立社会保障・人口問題研究所）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計」(2019(平成 31)年３月）における「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」及び「経済成長と労働参加が進まないケース」、独立行政法人労働政策研究・研修機構）を用いて将来の動向を推計し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を算出している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構成や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

４．給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年

齢別に乗じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時における報酬比例部分の年金額算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性･年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという方法でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

５．給付水準調整及び年金財政の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためのマクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の１年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が定まるため、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

（補論）年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

（１）現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を定め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に 10,000 円の元金があり、これに対して１年間に生ずる利息の割合（年利率）を２％とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計（元利合計）は次のようになる。

１年後　10,000 円×（１＋0.02）　＝ 10,200 円

２年後　10,000 円×（１＋0.02）^{2}　＝ 10,404 円　、……、

５年後　10,000 円×（１＋0.02）^{5}　＝ 11,041 円　、……、

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じる利息は計算しないのに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に５年後に 10,000 円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくらの現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに 10,000 円持っていたとすると、５年後には利息がつき、その利息分だけ金

額が余るため、10,000 円では多すぎることになる。５年後の元利合計がちょうど 10,000 円になる金額が現在必要であり、この額をＡ円とすると、

$$A円\times(1+0.02)^5 = 10,000円$$

という関係が成り立つことから、

$$A = 10,000円\times\left(\frac{1}{1+0.02}\right)^5 = 9,057円$$

となり、現在手もとに 9,057 円あれば５年後に 10,000 円の支払いができることになる。この場合に、「５年後に支払う 10,000 円の現価は 9,057 円である」と表現する。すなわち、現価率は終価率の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計（終価）は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を測る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。

また、このような価格換算の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均１％とすると、現在 10,000 円の品物が、

１年後には、$10,000円\times(1+0.01) = 10,100$ 円に、

２年後には、$10,000円\times(1+0.01)^2 = 10,201$ 円に、……、

５年後には、$10,000円\times(1+0.01)^5 = 10,510$ 円に、……、

というように値上がりすることとなる。逆に５年後に 10,000 円である品物は、現在の価格では、$10,000円\times\left(\frac{1}{1+0.01}\right)^5 = 9,514円$ に相当するものであるということである。

（２）大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者は結果的に給付総額が大きくなり、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われないという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、そ

の根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ２分の１とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば２分の１に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。いいかえれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

（３）収支相等の原則

収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点がいくつかある。

まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に公的年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必

ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第３－１－３図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね 100 年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第３－１－３図　年金制度の成熟

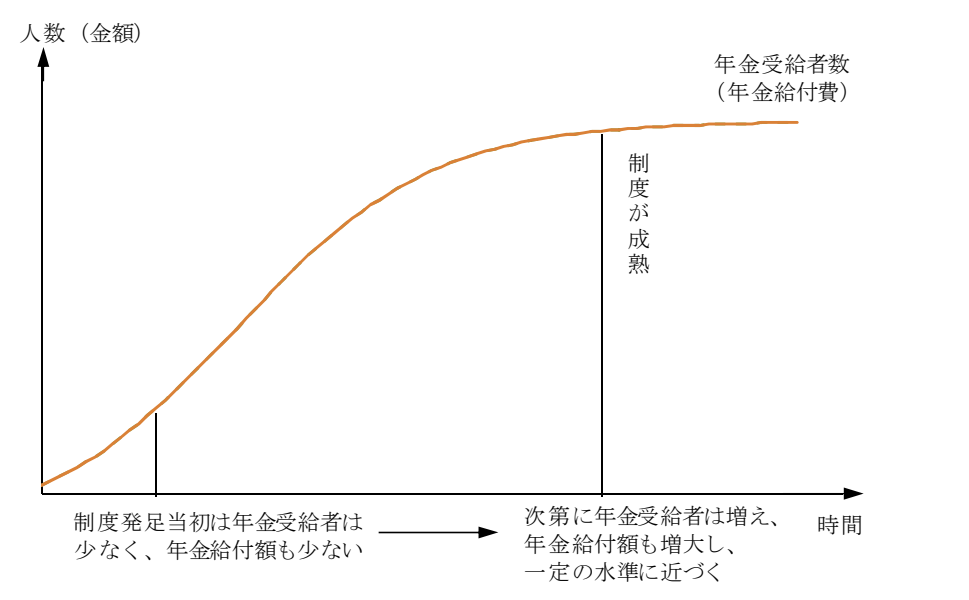

（４）積立金が非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね 100 年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、賦課方式を基本としつつ、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起こらない見通しとなっている。

第２節　基礎数（初期データ）の設定

第１節で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、2019(令和元)年財政検証における初期値を設定している。

それらの基礎データのうち、2019(令和元)年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合については 2016(平成 28)年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、旧厚生年金は無作為に 50 分の 1、国民年金は 100 分の 1 で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、1961(昭和 36)年４月１日以降の 20 歳以上かつ 60 歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、日本年金機構で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済年金の１・２階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎数は原則として旧厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて基礎数を作成している。なお、共済組合に係る統計については被保険者統計、受給者統計ともに全数統計となっており、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、旧厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

１．被保険者の初期データ

2016(平成 28)年度末における第１号厚生年金被保険者（旧厚生年金の被保険者）及び第２号～第４号厚生年金被保険者（共済組合の組合員）の年齢構成は第３－２－１図（１）のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 40～44 歳が 386 万人、女子では 40～44 歳が 215 万人で最も多く、以降、年齢が高くなるにつれて減少する。

なお、2019(令和元)年財政検証では、厚生年金被保険者のうち短時間被保険者に係る基礎数を作成しており、その年齢構成は第３－２－１図（２）のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 60～64 歳が 2.9 万人と最も多く、女子では 45～49 歳が 3.2 万人で最も多い。

第３－２－１図　厚生年金被保険者の年齢構成

（１）厚生年金被保険者の年齢構成（短時間被保険者を含む全体）

（2016（平成 28）年度末）

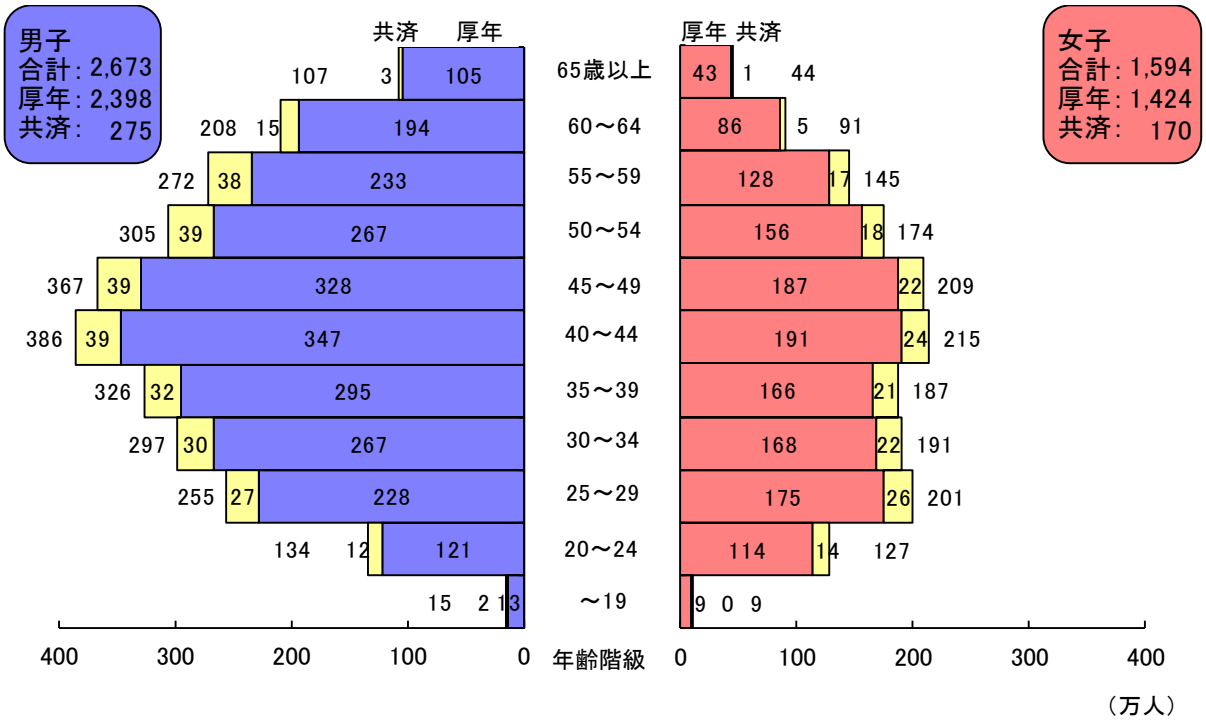

（２）短時間被保険者の年齢構成

（2016（平成 28）年度末）

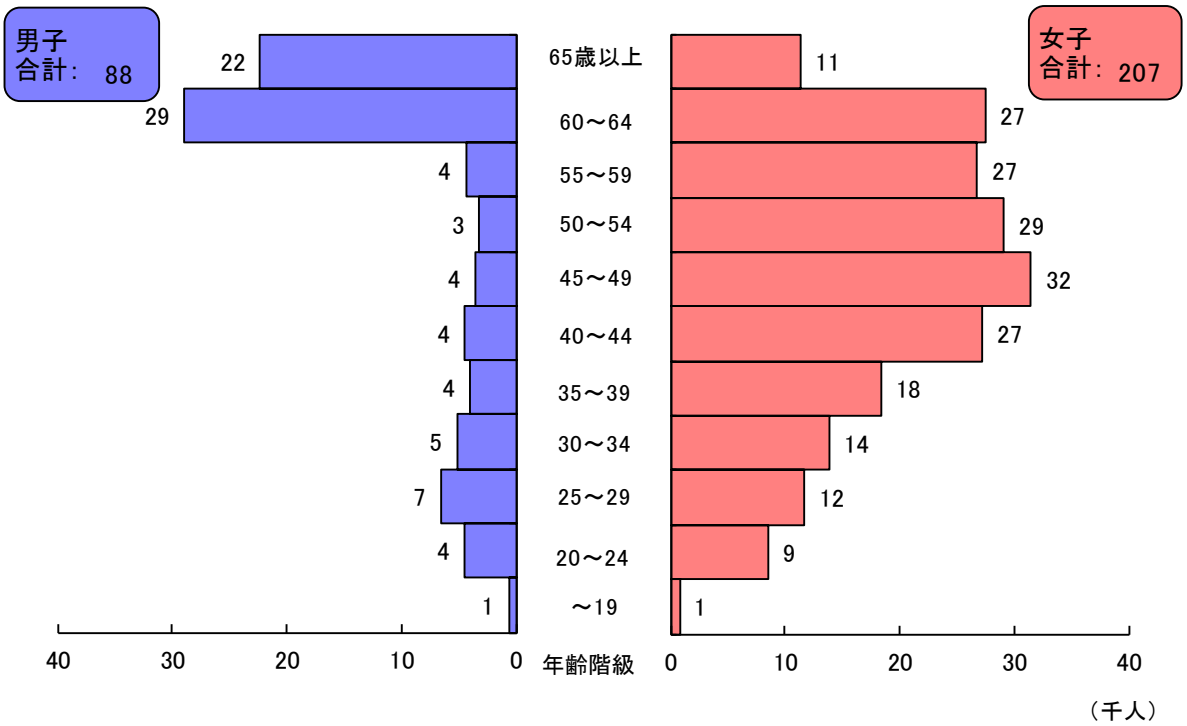

2016(平成 28)年度末における国民年金第１号（任意加入被保険者を含む。以下同じ。）及び第３号被保険者の年齢構成は第３－２－２図のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 20～24 歳が 180 万人、女子では 40～44 歳が 257 万人で最も多くなっている。また、第３号被保険者は、被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第３号被保険者 11 万人に対し第１号被保険者が 816 万人と第１号被保険者が大部分を占めるが、女子では第３号被保険者 878 万人に対し第１号被保険者 759 万人と、第３号被保険者の方が若干多くなっている。

第３－２－２図　国民年金（第１号・第３号）被保険者の年齢構成

(2016(平成 28)年度末)

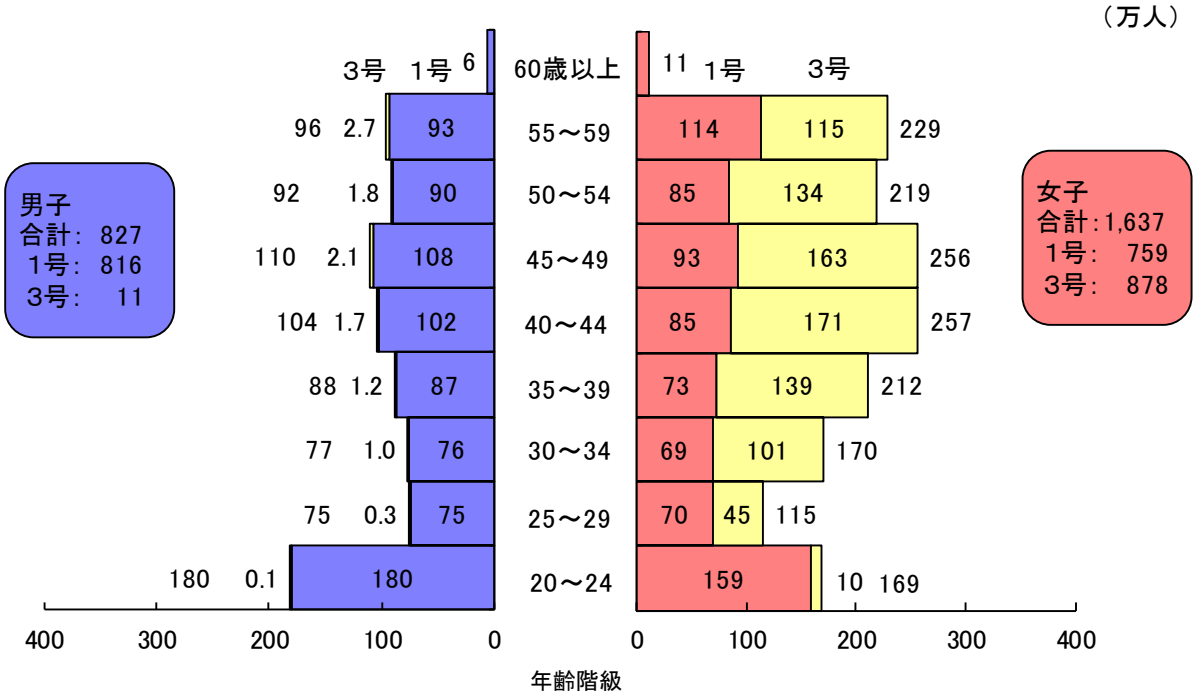

2016(平成 28)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第３－２－３図及び第３－２－４図のとおりである。男女ともに基本的に年齢が高くなるにつれて長くなっているが、共済組合員では 60～64 歳において男子、女子ともに最も長くなっている。旧厚生年金被保険者と共済組合員の平均被保険者期間を 65 歳未満において比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の 40 歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では旧厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。なお、ここでいう期間には、20 歳未満及び 60 歳以上に係る期間も含んだものとなっている。

第３－２－３図　旧厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

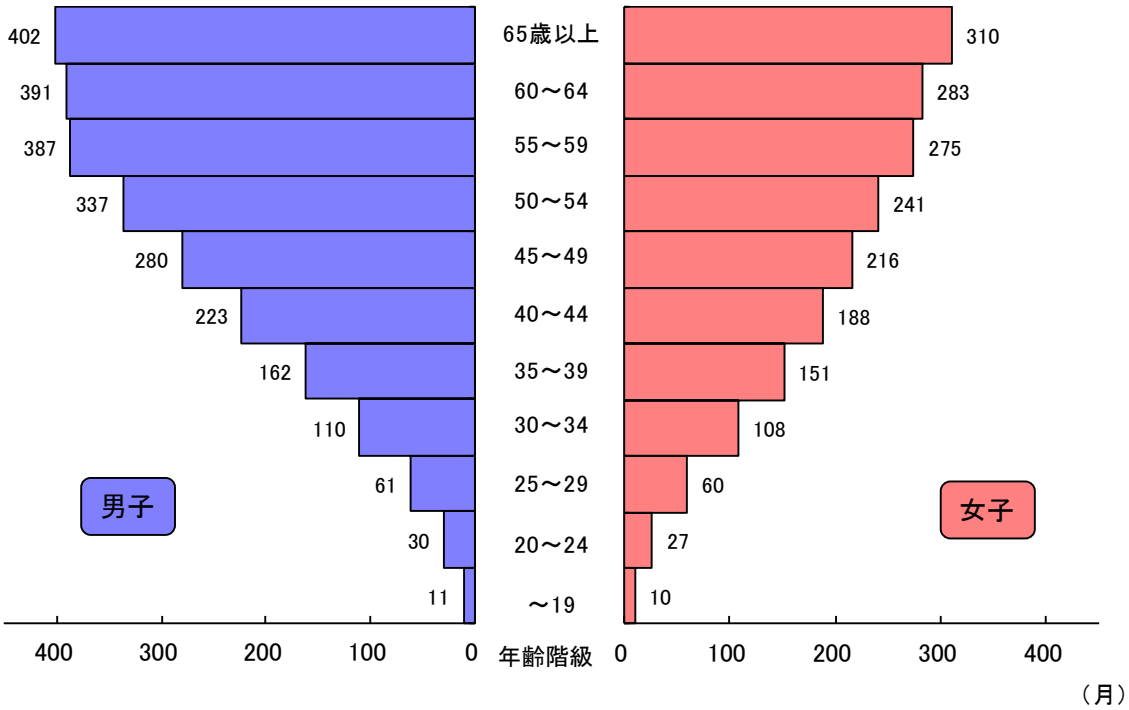

第３－２－４図　共済組合員の平均組合員期間月数

（2016（平成 28）年度末）

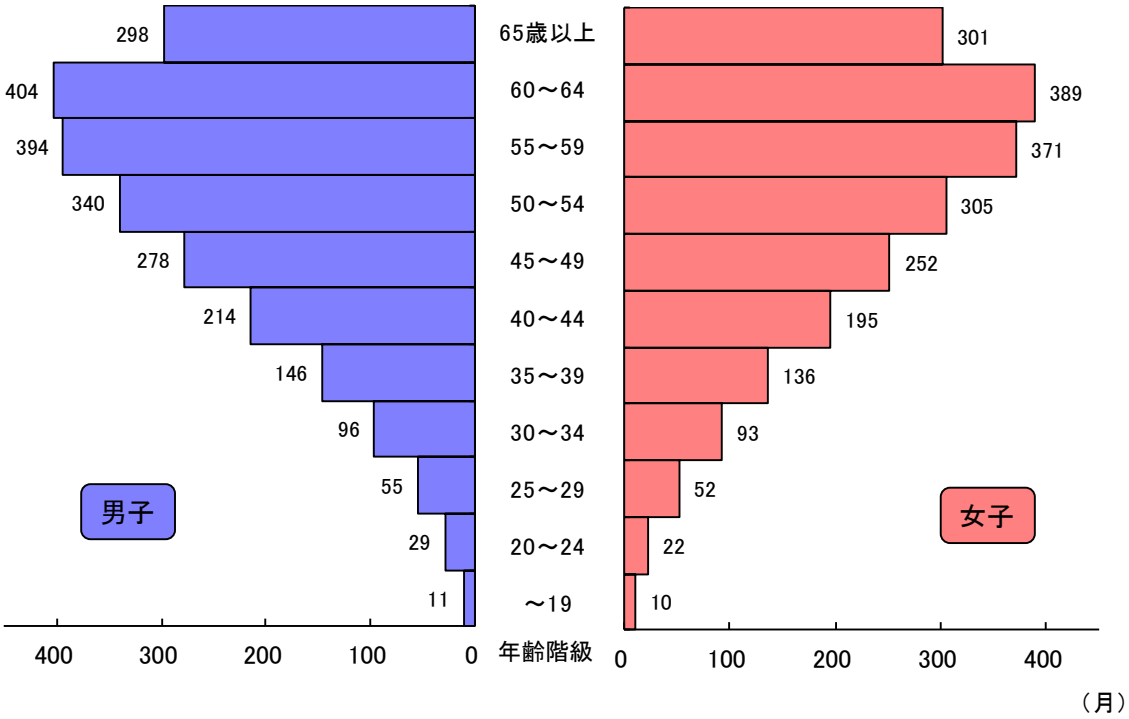

2016(平成 28)年度末における国民年金第１号被保険者及び第３号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第３－２－５図及び第３－２－６図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第１号被保険者であれば 2016(平成 28)年度末に第１号被保険者であった者における新法の第１号被保険者期間及び旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第３号被保険者であれば 2016(平成 28)年度末に第３号被保険者であった者における新法の第３号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第１号被保険者期間と第３号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

国民年金第１号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、60 歳以上において男子では 296 月、女子では 236 月となっている。国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間は、男子では 50～54 歳において、女子では 55～59 歳において最も長くなっており、男子では 77 月、女子では 294 月となっている。他の年齢階級を見ても、国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっていることが分かる。

第３－２－５図　国民年金第１号被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

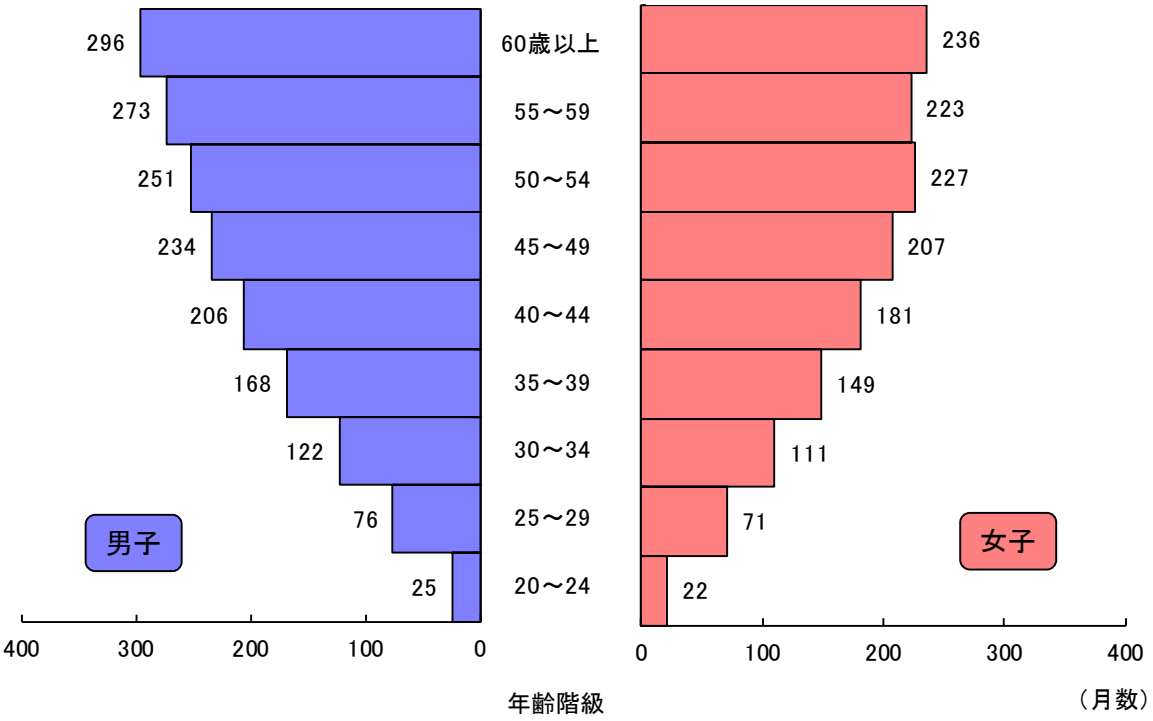

第３－２－６図　国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

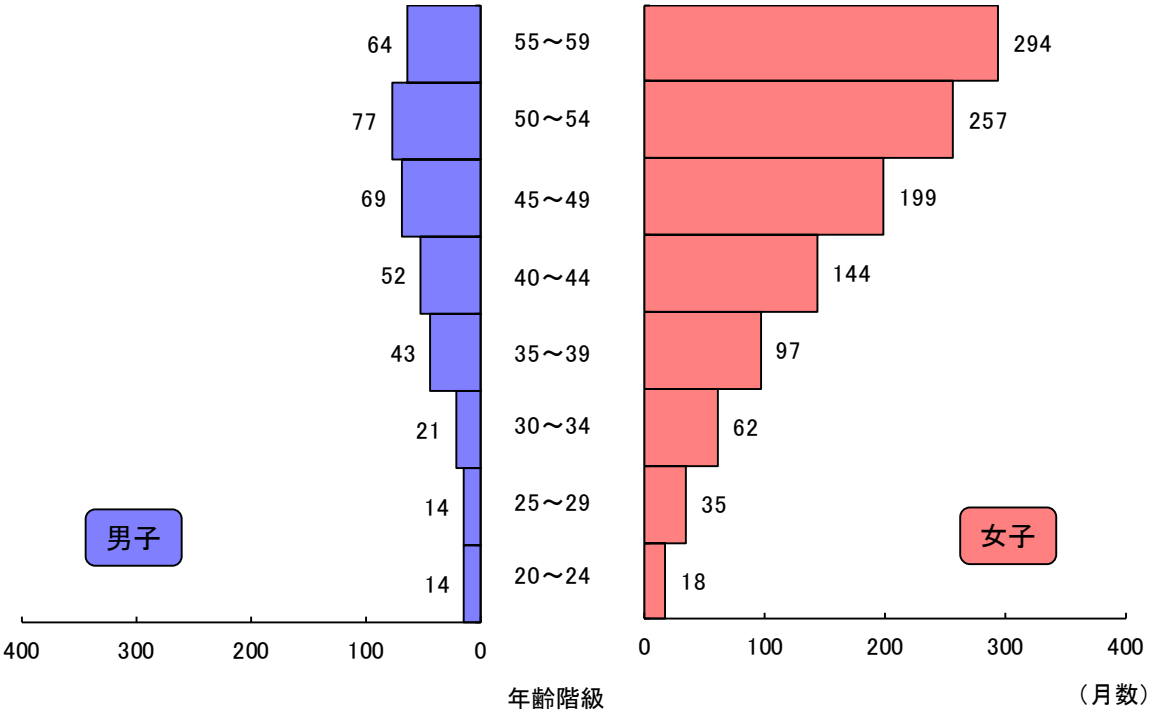

２．受給者の初期データ

2016(平成 28)年度末における老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成は第３－２－７図のとおりである。ここでいう老齢厚生年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間 25 年以上の年金のことである。また、ここでいう退職共済年金とは、旧法退職年金（旧法減額退職年金を含む。）及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 25 年以上の年金のことである。

老齢厚生年金及び退職共済年金ともに、男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、合計で男子は 348 万人、女子は 146 万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。

第３－２－７図　老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成

(2016(平成 28)年度末)

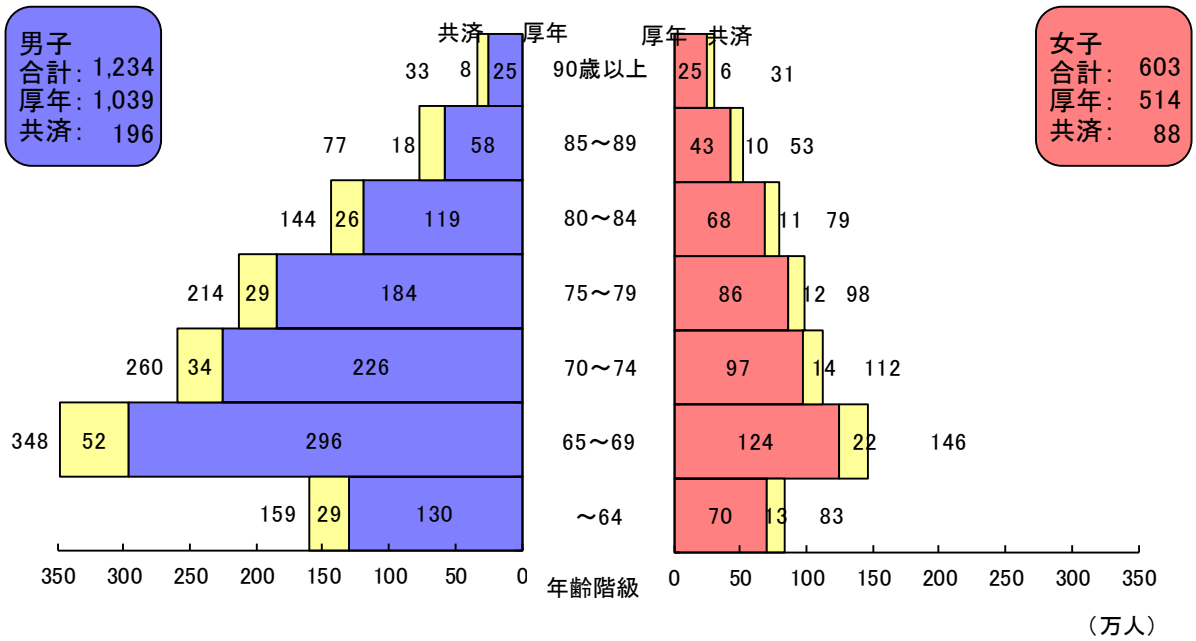

2016(平成 28)年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第３－２－８図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、男子は 434 万人、女子は 476 万人となっている。なお、90 歳未満の者については、1986（昭和 61)年４月以降に 60 歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第１号被保険者であった者に加え、第２号被保険者であった者も含まれている。

第３－２－８図　国民年金老齢年金受給権者の年齢構成

（2016（平成 28）年度末）

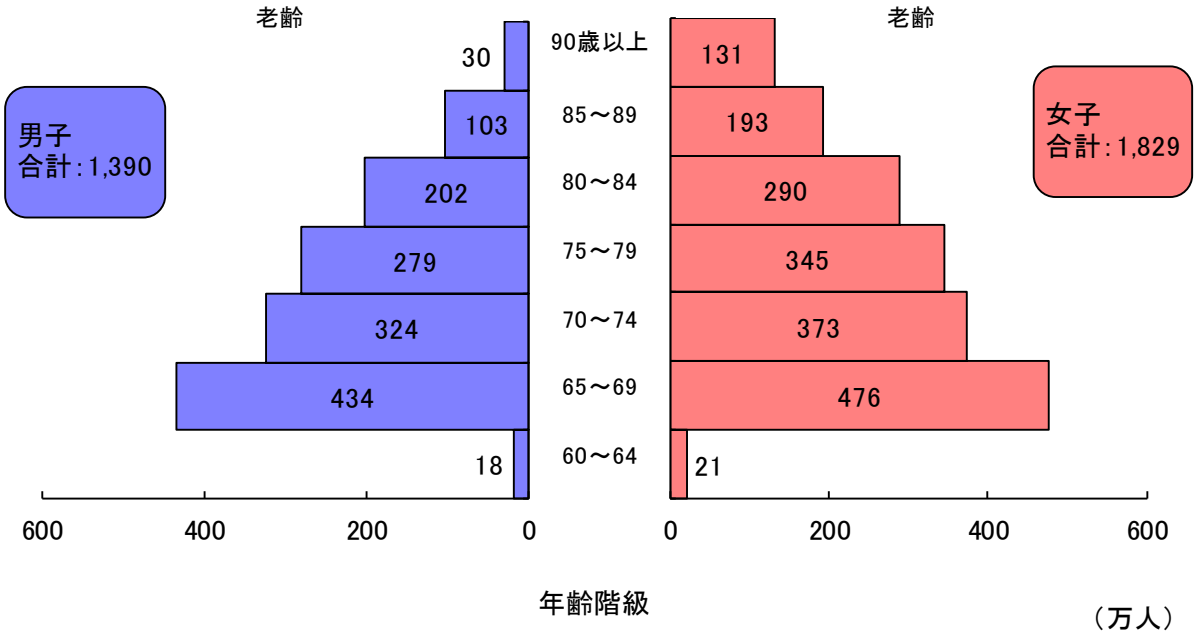

第３節　基礎率の設定

財政検証を行うにあたっては、被保険者や年金受給者等の状態が今後どのように変化していくのかを示す仮定値を設定する必要がある。この仮定値のことを基礎率という。広い意味での基礎率には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの経済関係の仮定値も含まれるが、これらは年金財政に大きな影響を及ぼすものでもあり、「経済前提」と呼ばれ他の基礎率と区別されることも多い。本節においては単に「基礎率」というと経済前提を含まない狭義の意味とする。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化（定期昇給分）を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、最近の制度運営の実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、2014(平成 26)年度から 2016(平成 28)年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

なお、厚生年金と国民年金（第１・３号被保険者のみ。以下同様。）は集団の属性が異なる部分が多いことから、原則として別の基礎率を作成している。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済組合の１・２階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎率は原則として旧厚生年金と共済組合はそれぞれの属性に応じて基礎率を作成している。なお、共済組合については、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、2019(令和元)年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

１．厚生年金

旧厚生年金と共済組合は、それぞれの属性に応じて基礎率を作成しているが、ここでは、旧厚生年金の基礎率を中心に解説する。

旧厚生年金の総脱退力は第３－３－１図及び第３－３－２図のとおりである。

総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に 2016(平成 28)年度の年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や 50 歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる 20 歳台後半に山がみられる。

旧厚生年金の死亡脱退力は第３－３－３図及び第３－３－４図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。旧厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて低い値となっている。

旧厚生年金の障害年金発生力は第３－３－５図及び第３－３－６図のとおりである。障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

旧厚生年金の老齢年金失権率は第３－３－７図及び第３－３－８図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう１年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出しているが、65 歳以上の老齢年金失権率については、被用者化が進む等により旧厚生年金、国民年金の当該率に大きな差がなくなってきていることに鑑み、旧厚生年金と国民年金を合わせた全体の失権率として作成している。

旧厚生年金の障害年金失権率は第３－３－９図及び第３－３－10 図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、障害から回復して 65 歳に到達したとき（ただし、65 歳時点で障害回復後３年を経過していない場合は３年を経過したとき。)、または老齢年金同様、受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害

年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての旧厚生年金の遺族年金失権率は第３－３－11図及び第３－３－12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合等などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子及び夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。旧厚生年金についていえば、妻の失権率は、35歳前後で段差があるが、これは、受給権を取得した当時30歳未満である妻については、遺族基礎年金の受給権を有しない場合に5年を経過すると失権するためである。その後、40歳頃までは年齢とともに低くなる傾向にあり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるというU字型をしている。これは45歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、夫が55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。

妻、子または夫への旧厚生年金の遺族年金発生割合は第３－３－13図及び第３－３－14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻、子または夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。旧厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻または夫への場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計の他、「平成27年国勢調査」の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018(平成30)年１月推計、以下、本節では「世帯数推計」という。世帯数推計については、第３章第５節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した者が女子である場合には、子への発生及び夫への発生と２つの率を作成している。子への発生については、遺族が子である場合、夫への発生については、遺族が夫である場合である。夫への場合、妻への場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いて、将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

旧厚生年金の標準報酬指数は第３－３－15 図及び第３－３－16 図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を１として指数化したものである。標準報酬指数は、過去３年間の性・年齢別の

標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり 50 歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの 50 歳台後半までほぼ横ばいで推移し、その後、若干低くなっている。

その他、旧厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第３－３－17 図及び第３－３－18 図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30 歳台頃から７～８割でほぼ一定となる。

第３－３－１図　厚生年金総脱退力（男子）

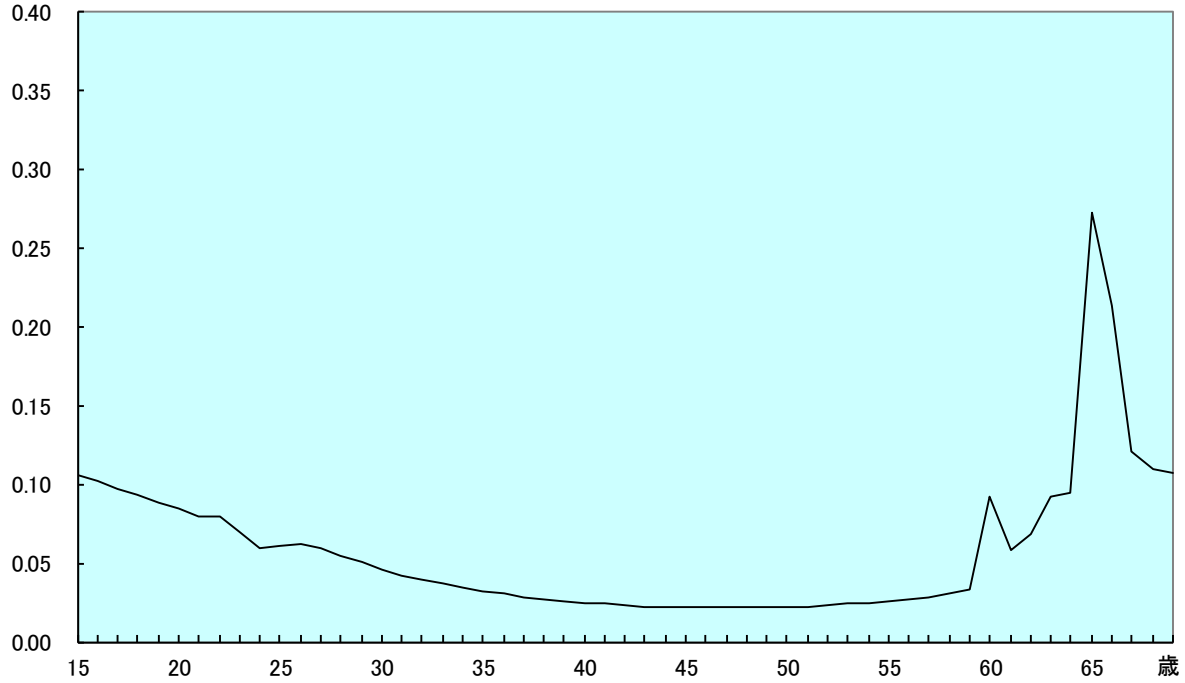

第３－３－２図　厚生年金総脱退力（女子）

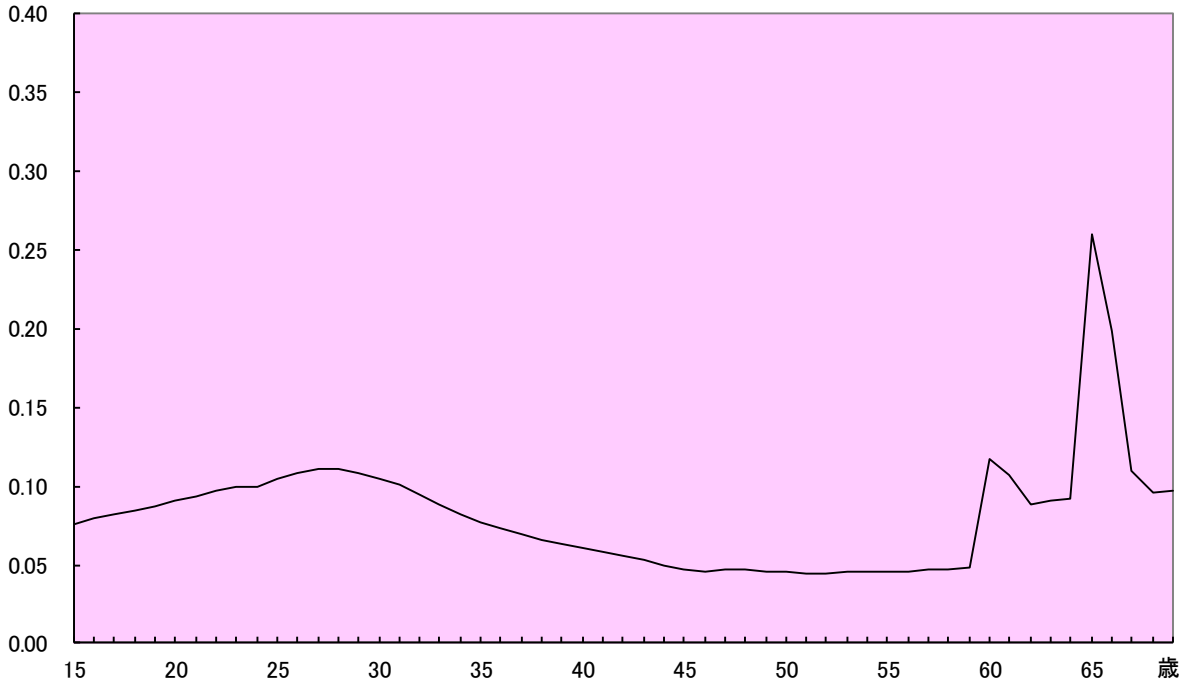

第３－３－３図　厚生年金死亡脱退力（男子）

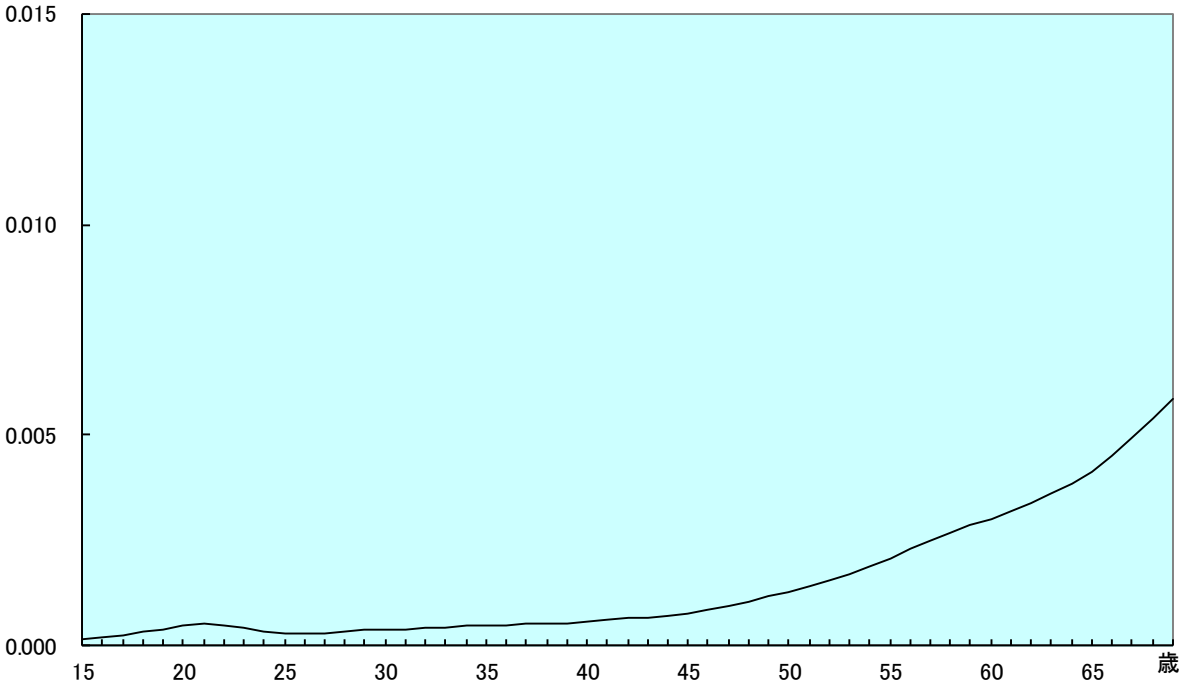

第３－３－４図　厚生年金死亡脱退力（女子）

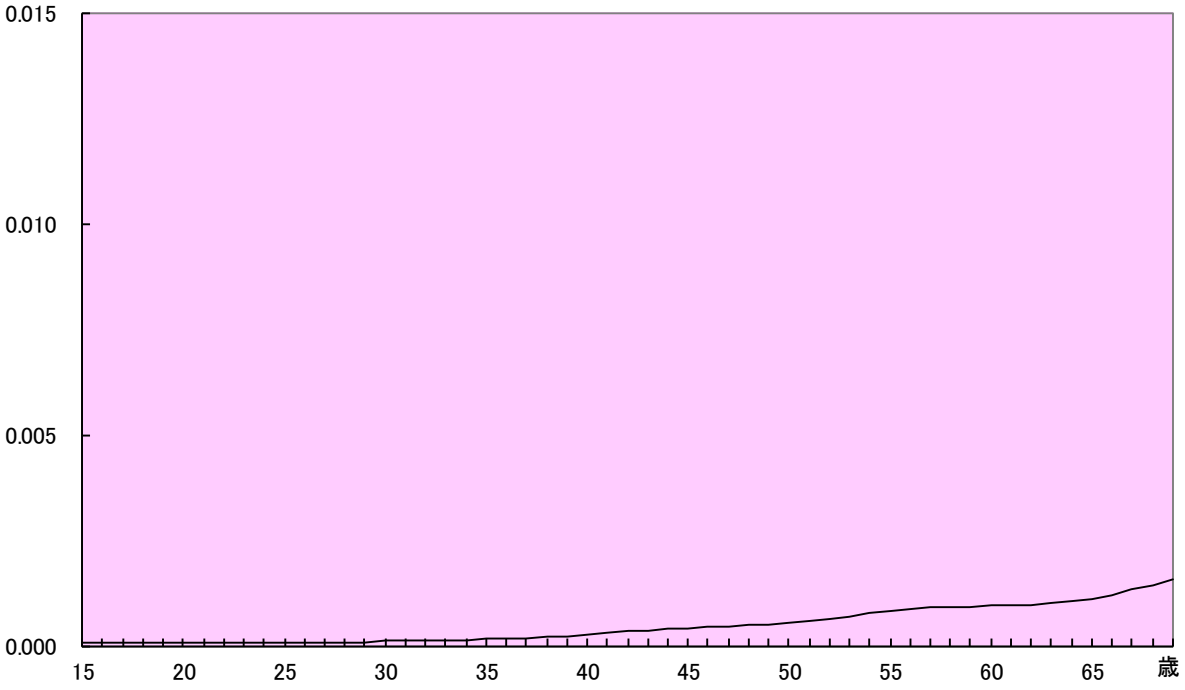

第３－３－５図　厚生年金障害年金発生力（男子）

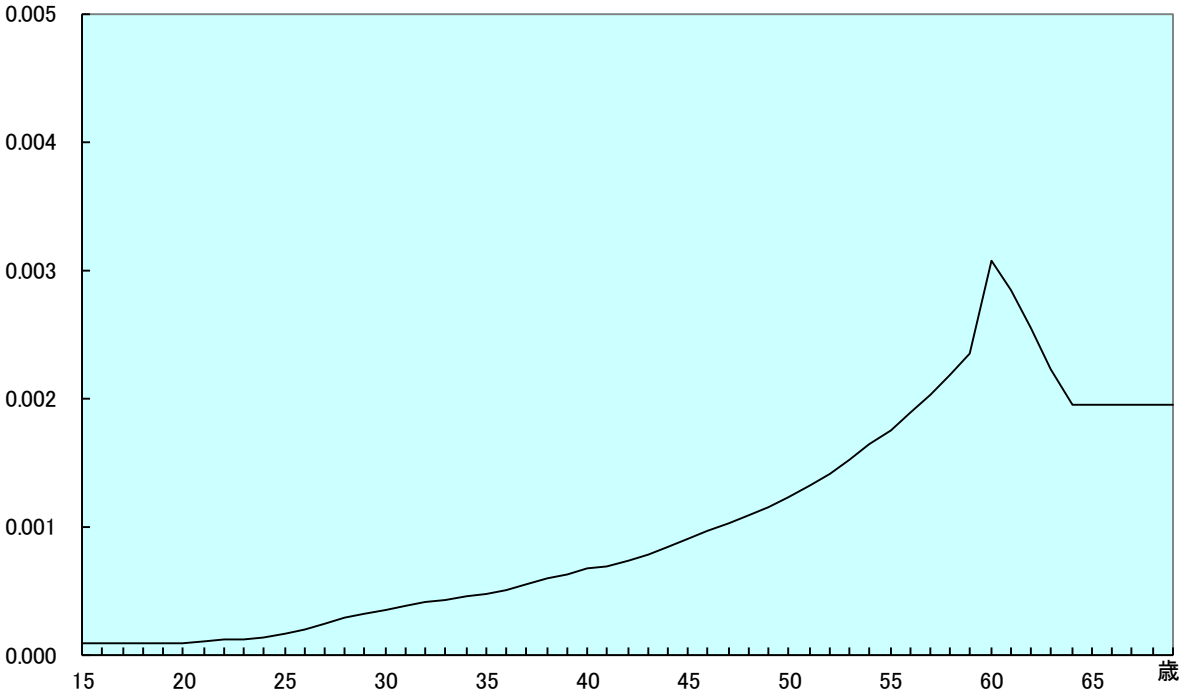

第３－３－６図　厚生年金障害年金発生力（女子）

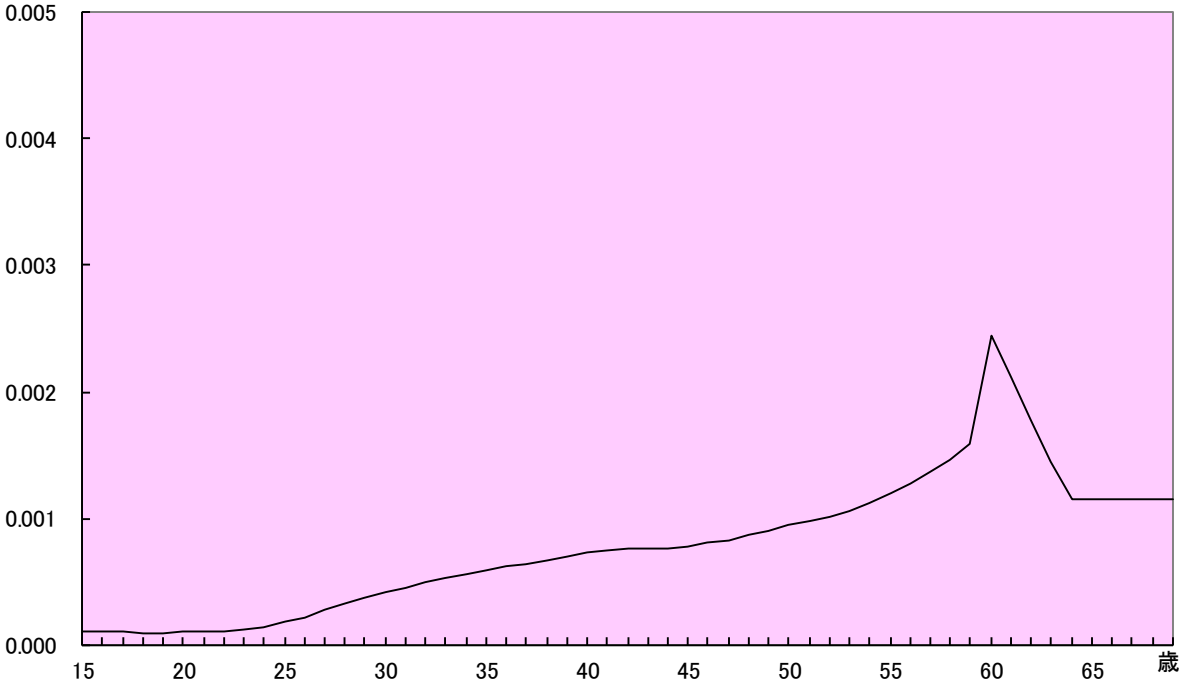

第３－３－７図　厚生年金老齢年金失権率（男子）

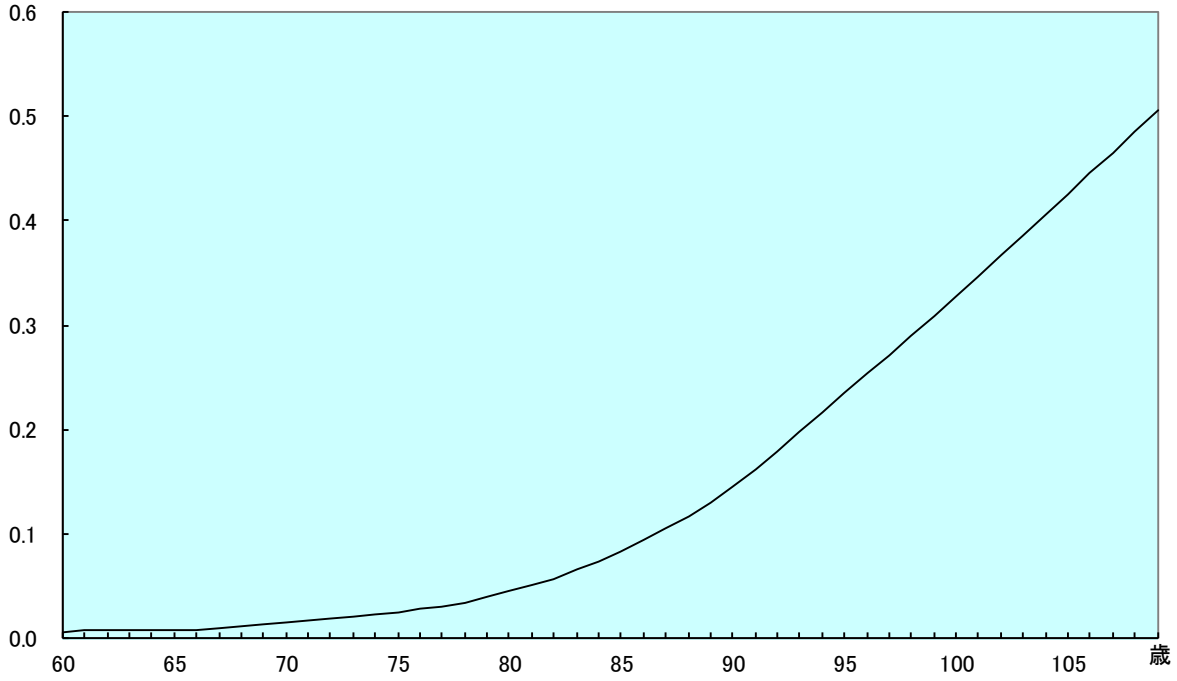

第３－３－８図　厚生年金老齢年金失権率（女子）

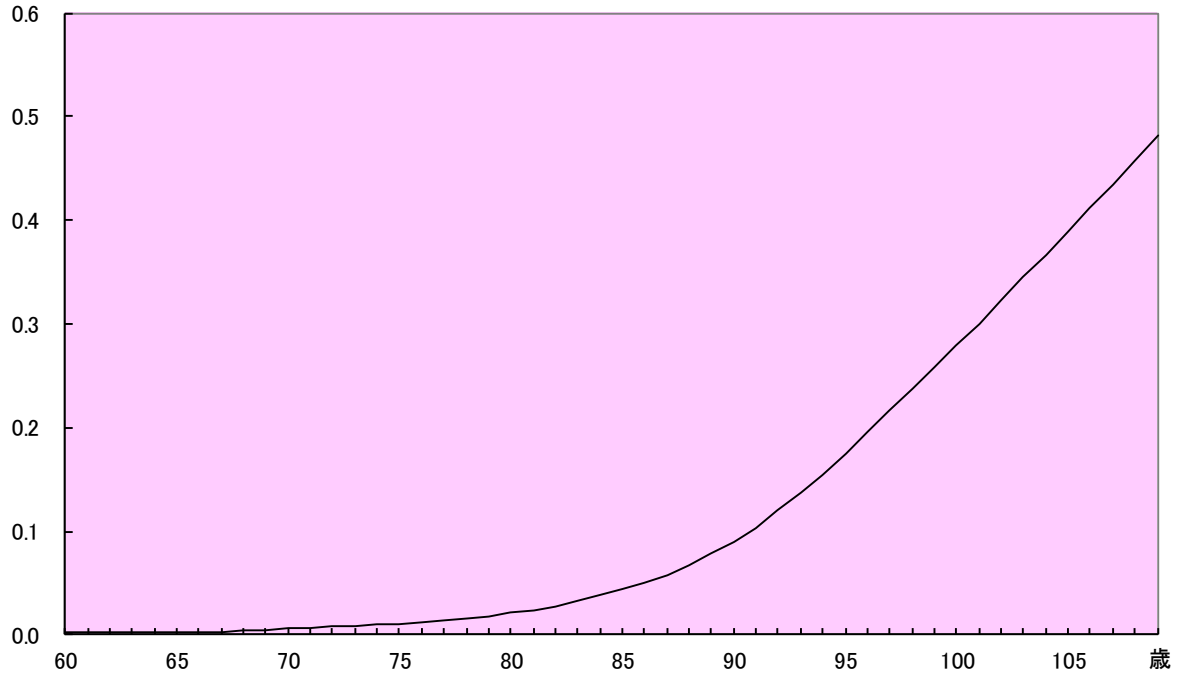

第３－３－９図　厚生年金障害年金失権率（男子）

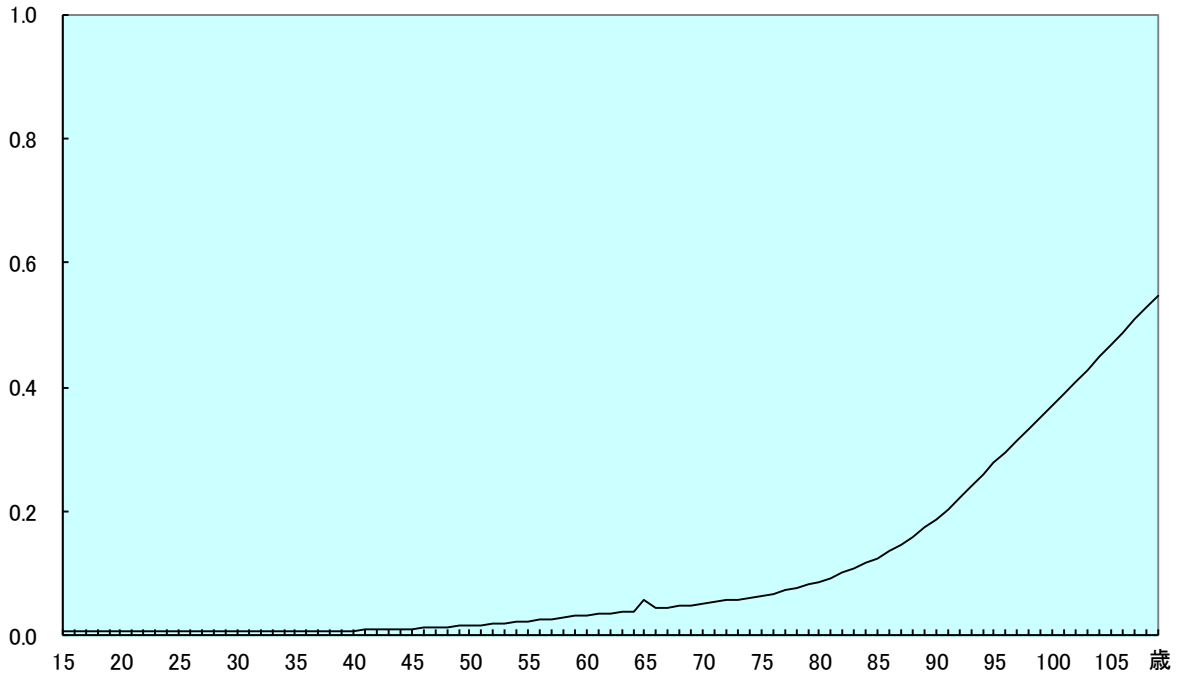

第３－３－10 図　厚生年金障害年金失権率（女子）

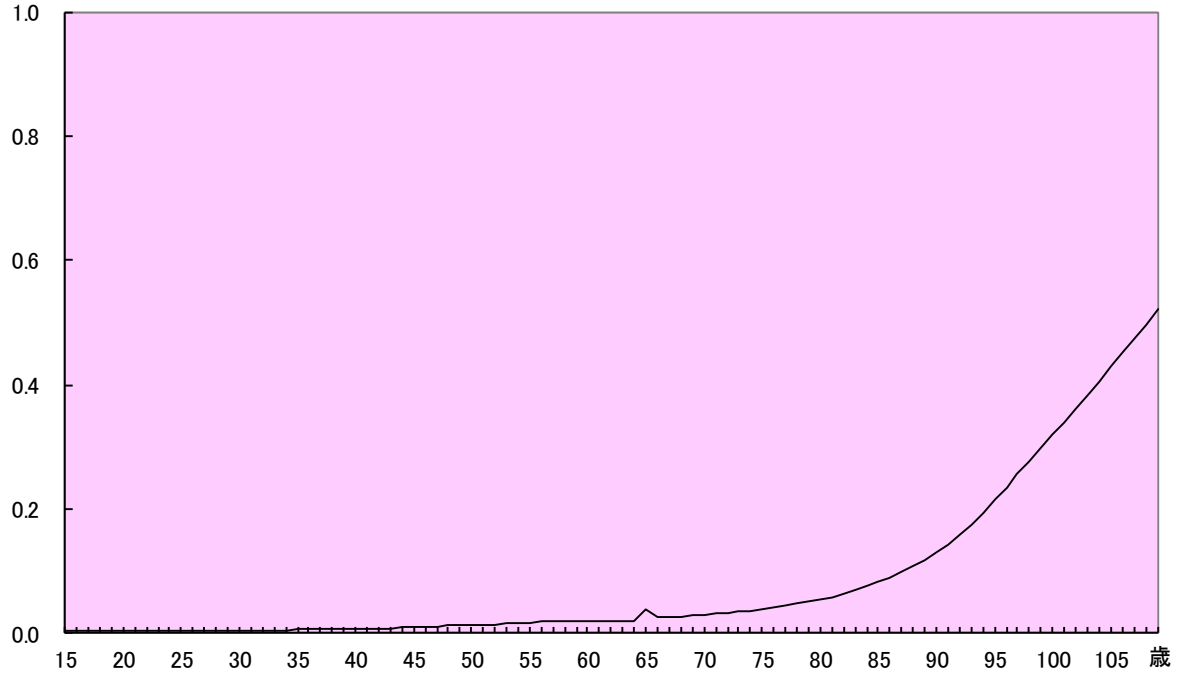

第３－３－11 図　厚生年金遺族年金失権率（妻）

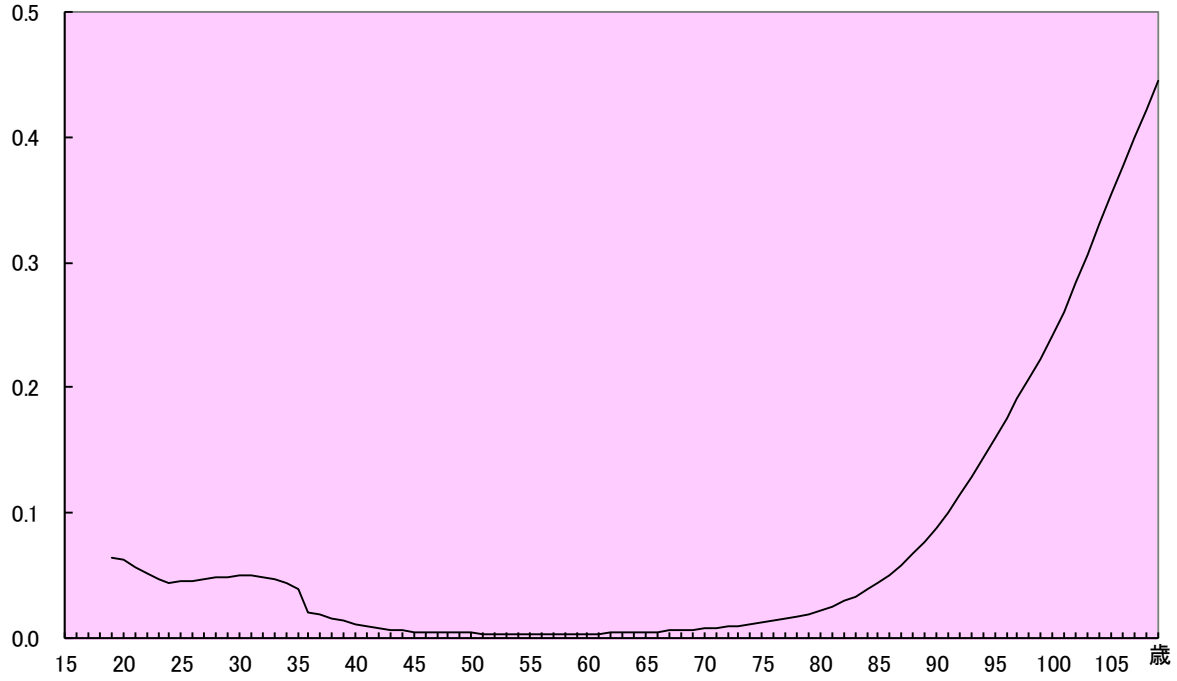

第３－３－12 図　厚生年金遺族年金失権率（夫）

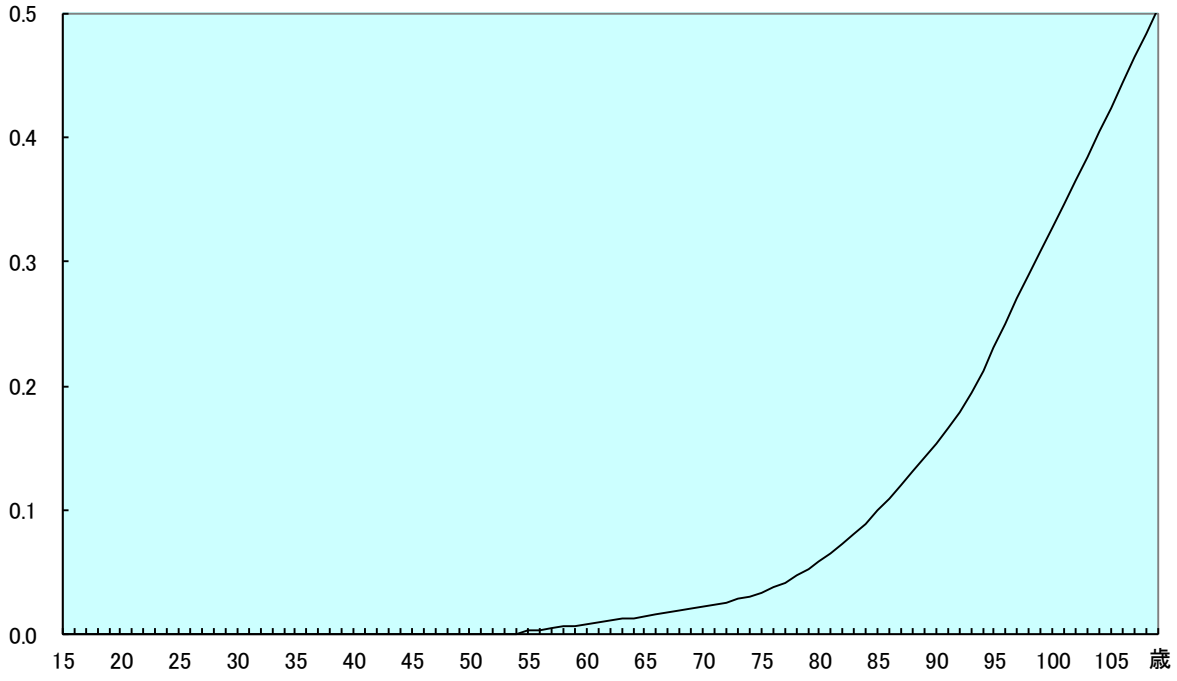

第３－３－13 図　厚生年金遺族年金発生割合（妻）

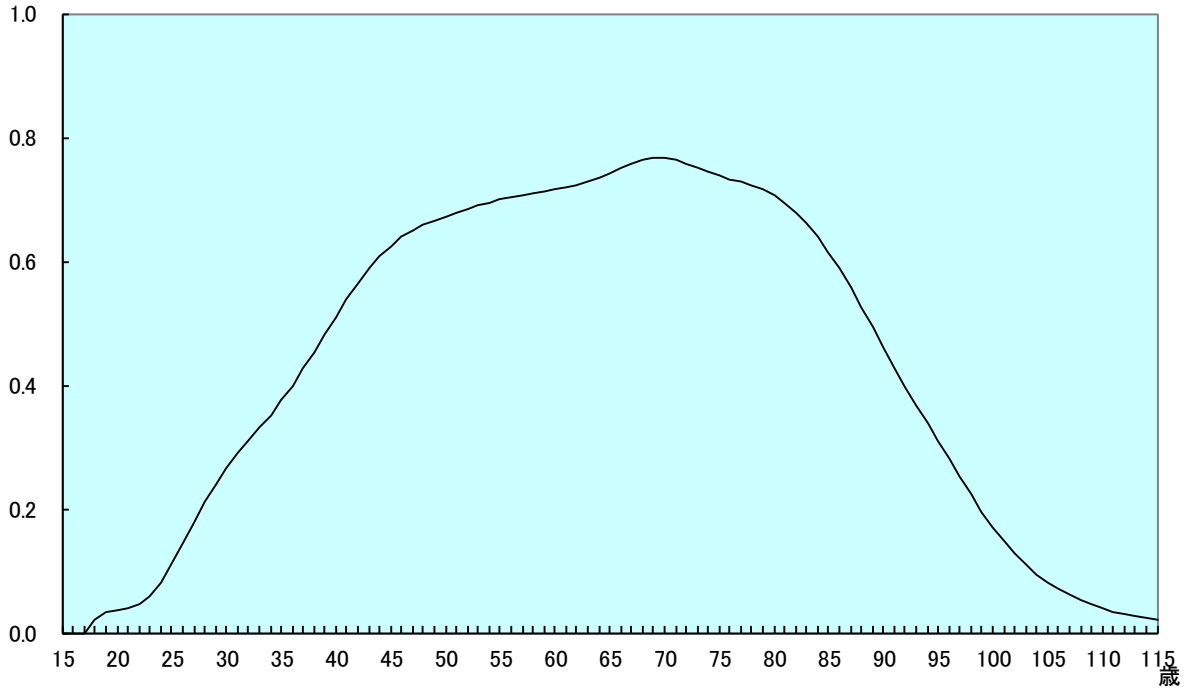

第３－３－14 図　厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）

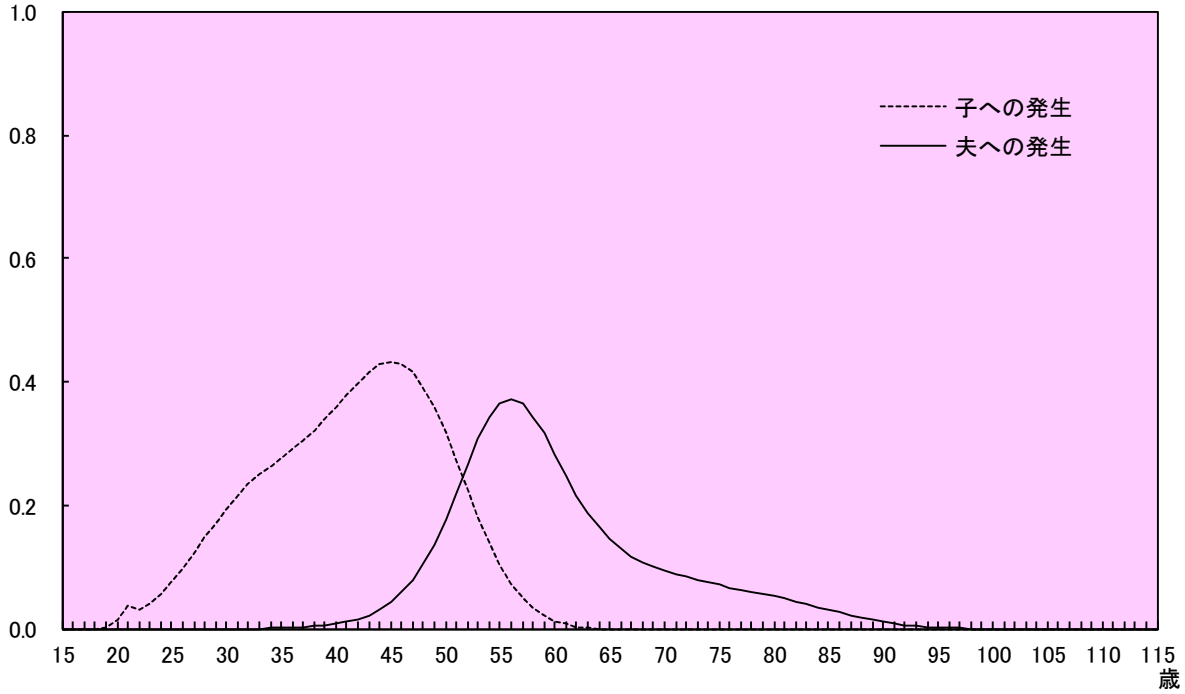

第３－３－15 図　厚生年金標準報酬指数（男子）

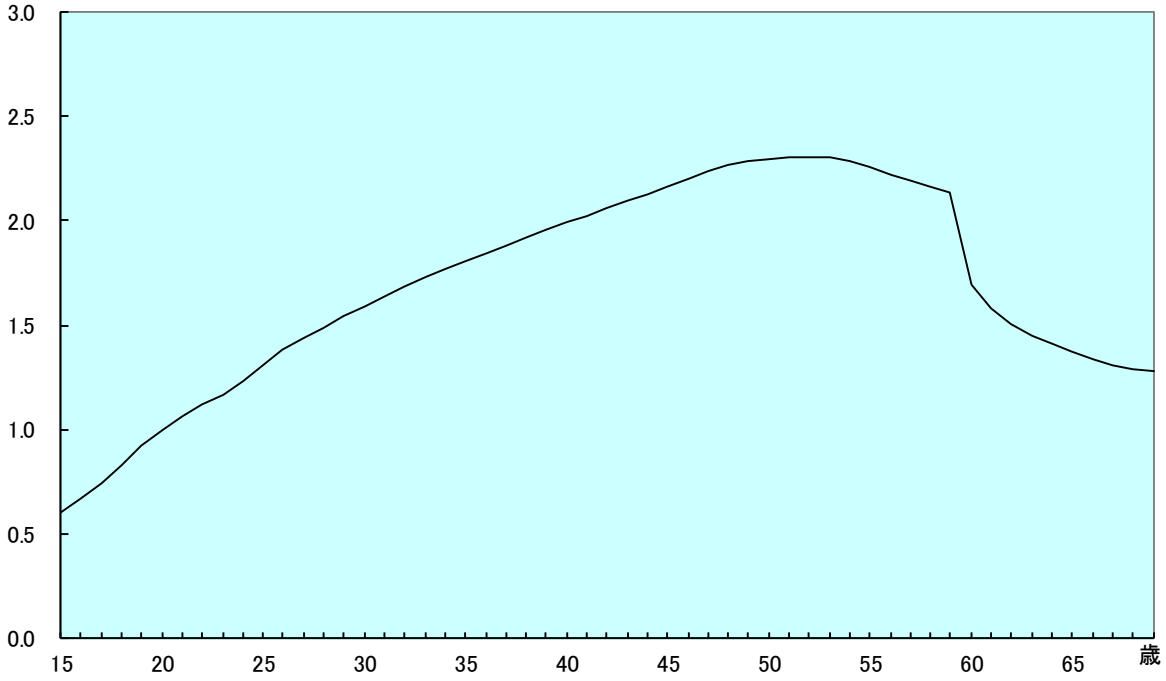

第３－３－16 図　厚生年金標準報酬指数（女子）

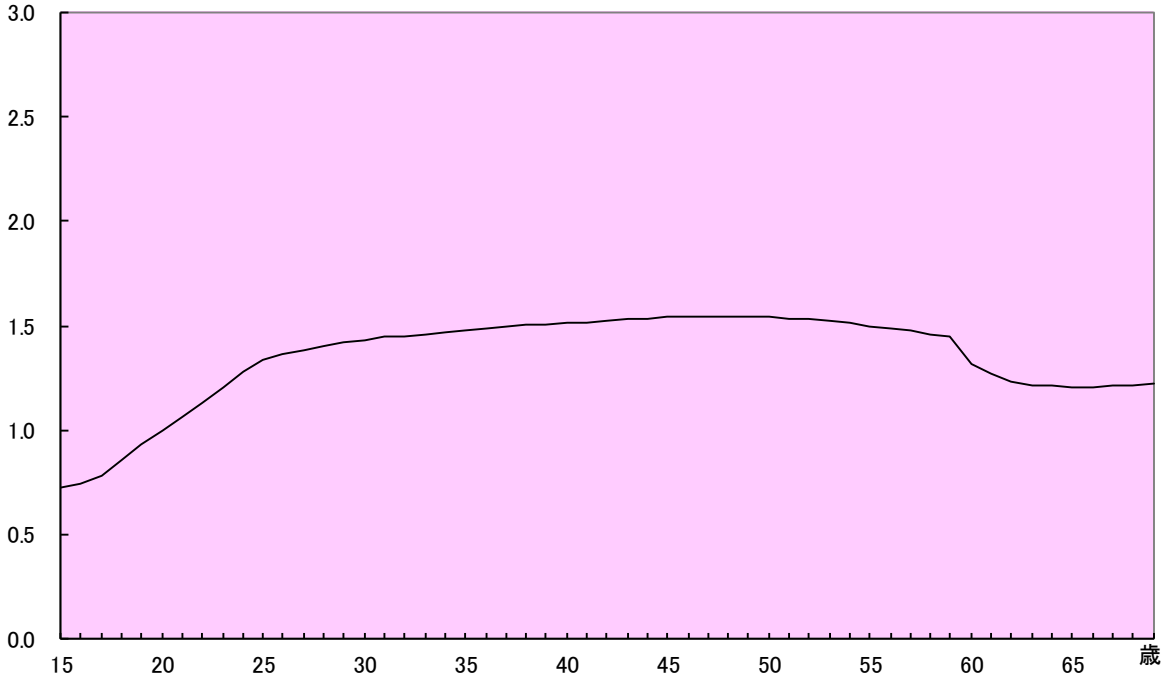

第３－３－17 図　再加入率（男子）

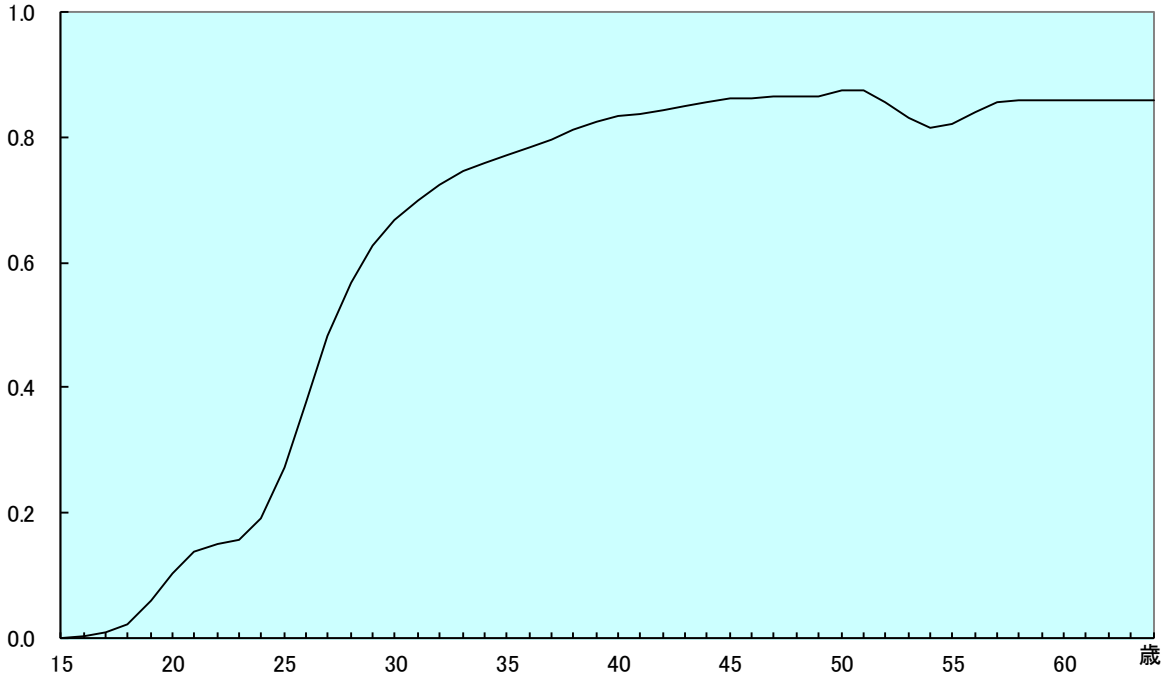

第３－３－18 図　再加入率（女子）

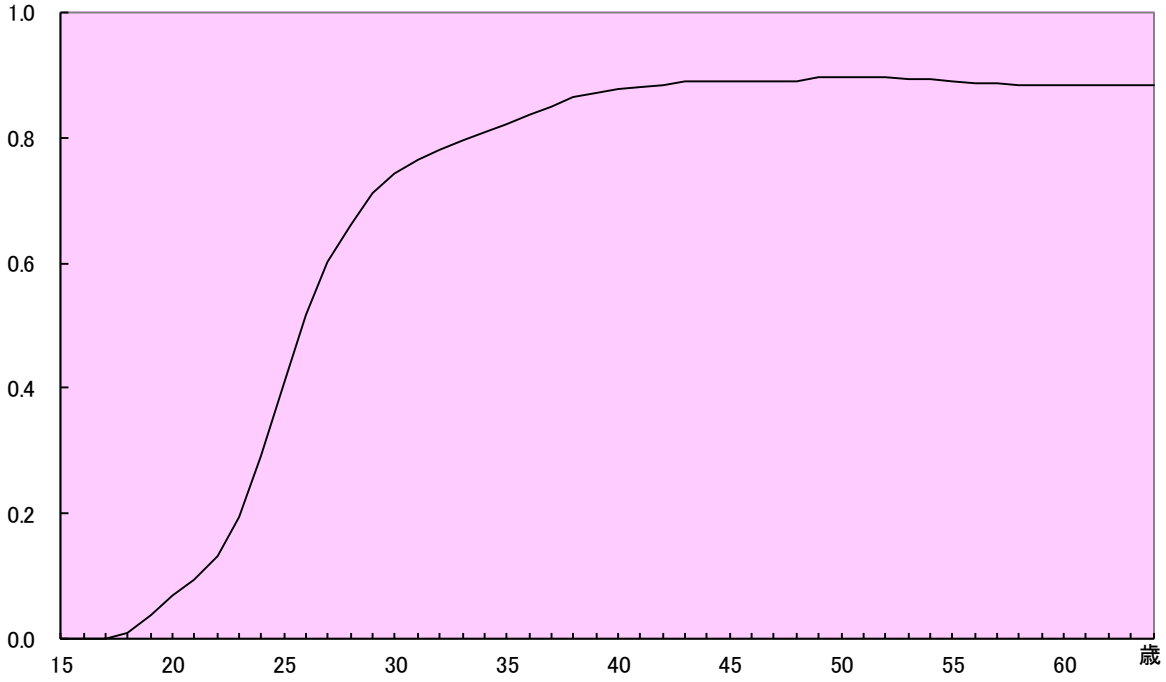

２．国民年金

第１号被保険者の総脱退力は第３－３－19 図及び第３－３－20 図のとおりであり、第３号被保険者の総脱退力は第３－３－21 図及び第３－３－22 図のとおりである。第１号被保険者については、男子、女子ともに 20 歳代半ばが高くなっているが、これは第１号被保険者である学生が就職することにより第１号被保険者から第２号被保険者に移るためと考えられる。第３号被保険者の女子については、50 歳代後半で上昇しているが、これは配偶者がサラリーマンを退職したために第３号被保険者から第１号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第１号被保険者の死亡脱退力は第３－３－23 図及び第３－３－24 図のとおりであり、第３号被保険者の死亡脱退力は第３－３－25 図及び第３－３－26 図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながることとなるものであり、第１号被保険者、第３号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生力は、一般障害年金発生力と 20 歳前障害年金発生力とに分けて作成しており、一般障害年金発生力は第３－３－27 図及び第３－３－28 図のとおりであり、20 歳前障害年金発生力は第３－３－29 図及び第３－３－30 図のとおりである。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20 歳前障害年金発生力は 20 歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去３年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去３年平均の 10 月１日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20 歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20 歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに 20 歳到達をもって受給者になることが多いため、20 歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第３－３－31 図及び第３－３－32 図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第３－３－33 図及び第３－３－34 図のとおりであり、国民年金の 20 歳前障害年金失権率は第３－３－35 図及び第３－３－36 図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

国民年金の遺族年金失権率（妻、夫）は第３－３－37 図及び第３－３－38 図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほかに、遺族年金（妻）は 18 歳未満の子（子が１級または２級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）のある妻にしか支給されないことから、末子が 18 歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。20 歳台においてほぼ横ばいで 30 歳台前半においてやや減少し、その後、40 歳頃から年齢とともに高くなっているのは、再婚の影響及び子の成長による失権が多いためと考えられる。また、夫に支給される遺族基礎年金についても同様である。

国民年金の遺族年金発生割合（妻、夫、子）は第３－３－39 図から第３－３－41 図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のある妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去３年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は第１子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、将来においては厚生年金の場合と同様、世帯数推計における将来の有配偶割合を用いている。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、夫、子の場合ともに、被保険者の死亡時に 18 歳未満の子（子が１級または２級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）がいることが支給要件であることから、30 歳代半ばから 40 歳代半ばで山型になっている。遺族年金発生割合（夫）については、妻が１号被保険者であるか３号被保険者であるかによって、子のある夫である確率が異なると考えられるため、別々に設定している。

第１号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、性別に、保険料の全額免除、部分免除（４分の１免除、半額免除、４分の３免除）、学生納付特例、及び若年者納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成した上で、女子の場合はそれぞれから産前産後期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。さらに、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、４分の１免除、半額免除、４分の３免除）別、性別に作成している。なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については、直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した納付率の前提を基に、年度ごとに補正した後の年齢別納付率を用いている。

保険料の全額免除対象者の割合は、第３－３－42 図及び第３－３－43 図のとおりである。20 代の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いこ

とから全額免除者の割合は低くなっているが、45 歳にかけて上昇していき、その後、男子は緩やかに増加し、女子は緩やかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第３－３－44 図及び第３－３－45 図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる 20 代前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率は、直近の実績では、第３－３－46 図及び第３－３－47 図のとおりとなっている。これを見ると、20 代前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから１つの山となっているが、これを除けば基本的には年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、年齢計納付率について、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した納付率の前提を基に補正した後のものを用いていることに留意が必要である。

第３－３－19 図　国民年金総脱退力（１号男子）

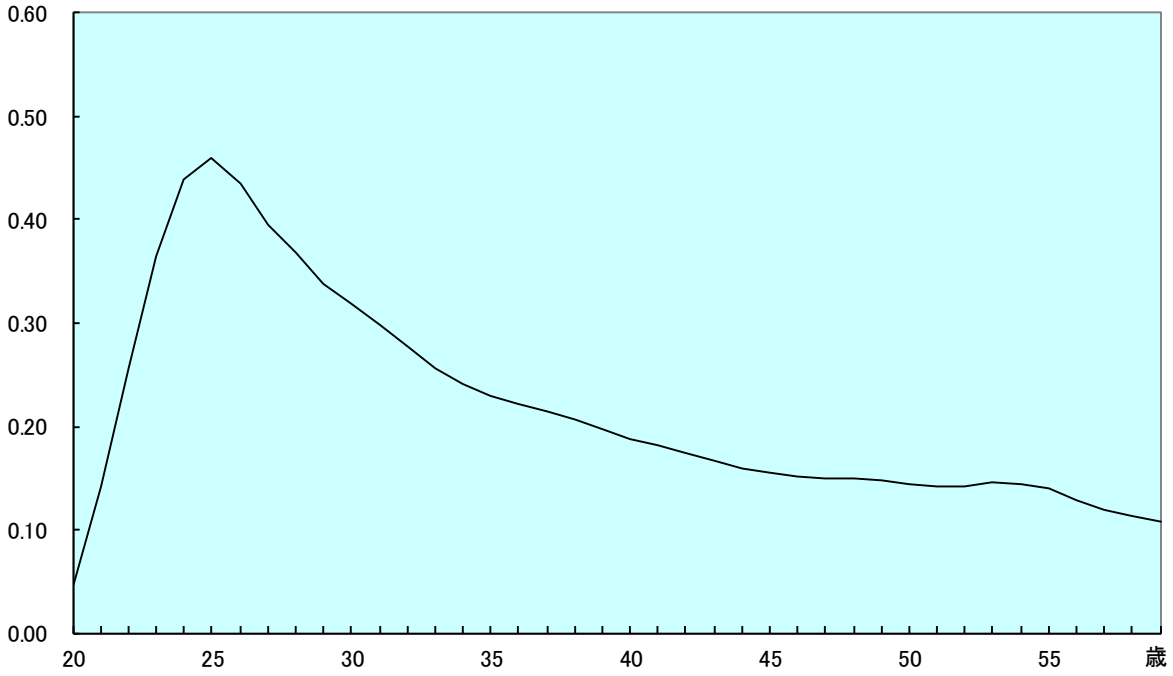

第３－３－20 図　国民年金総脱退力（１号女子）

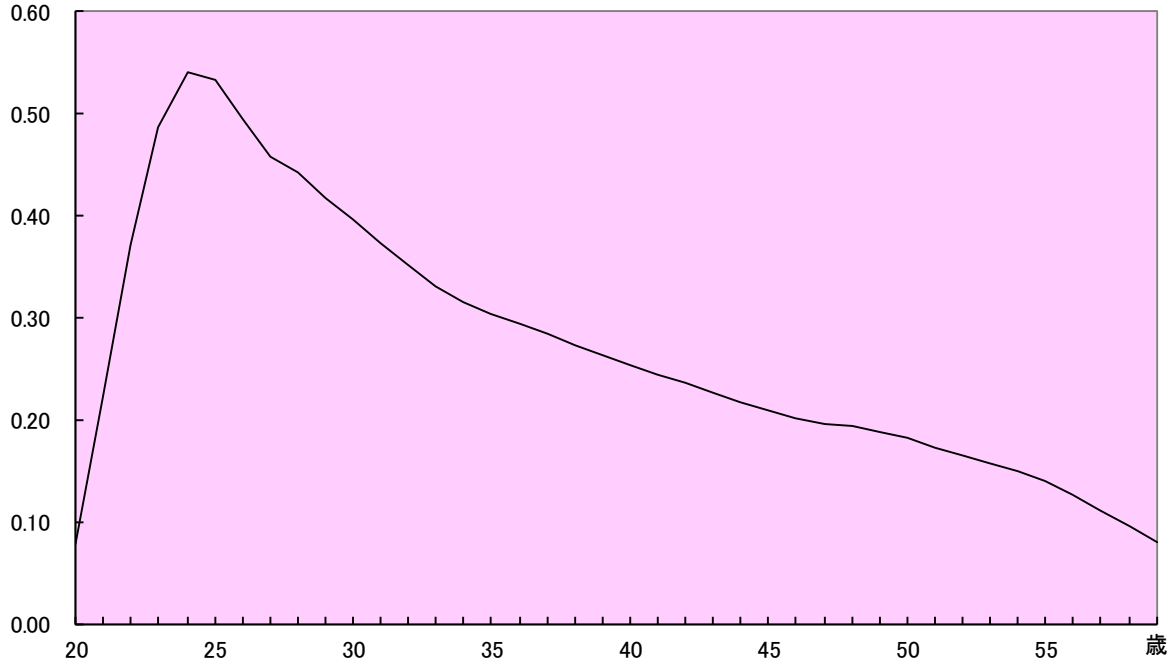

第３－３－21 図　国民年金総脱退力（３号男子）

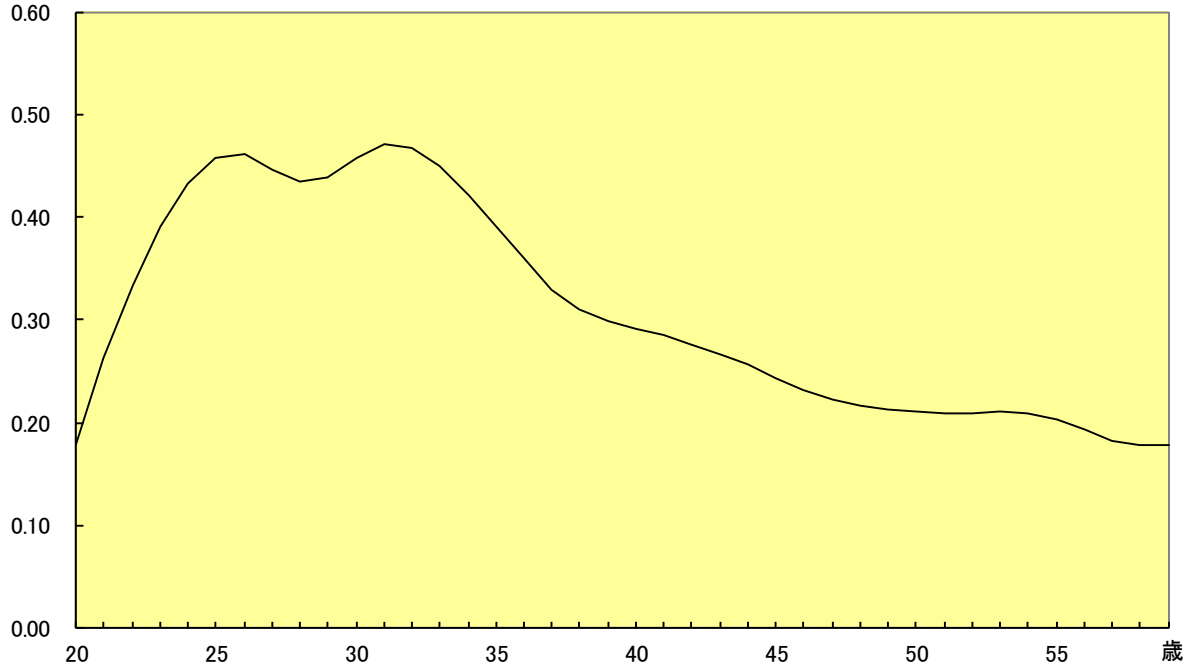

第３－３－22 図　国民年金総脱退力（３号女子）

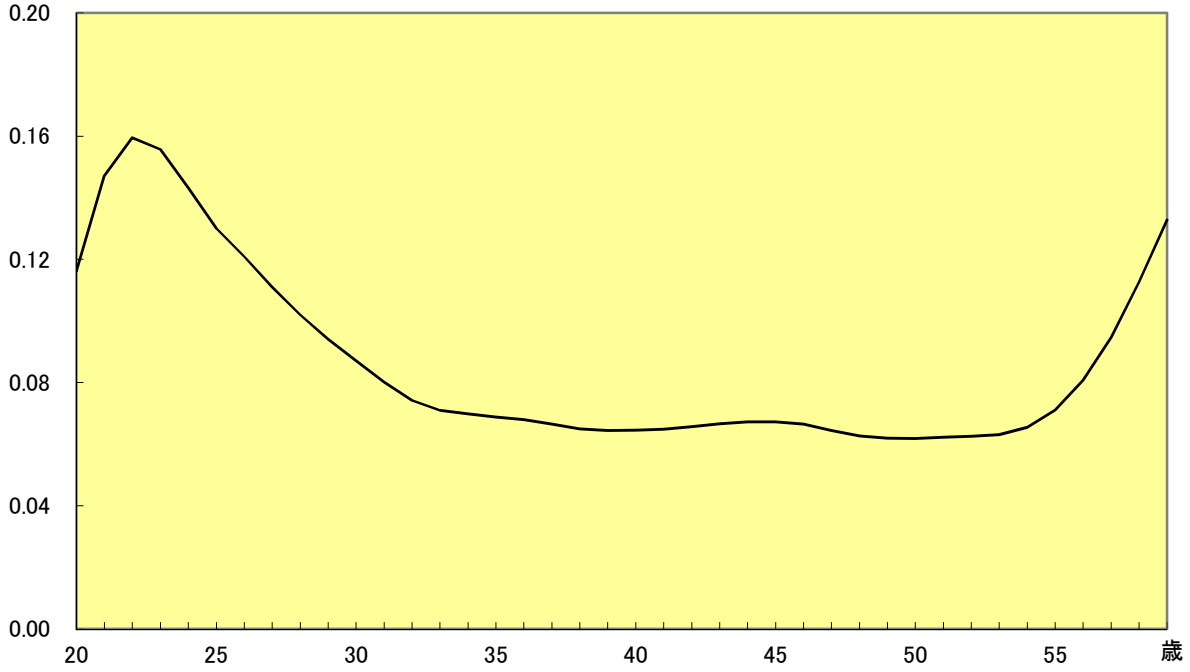

第３－３－23 図　国民年金死亡脱退力（１号男子）

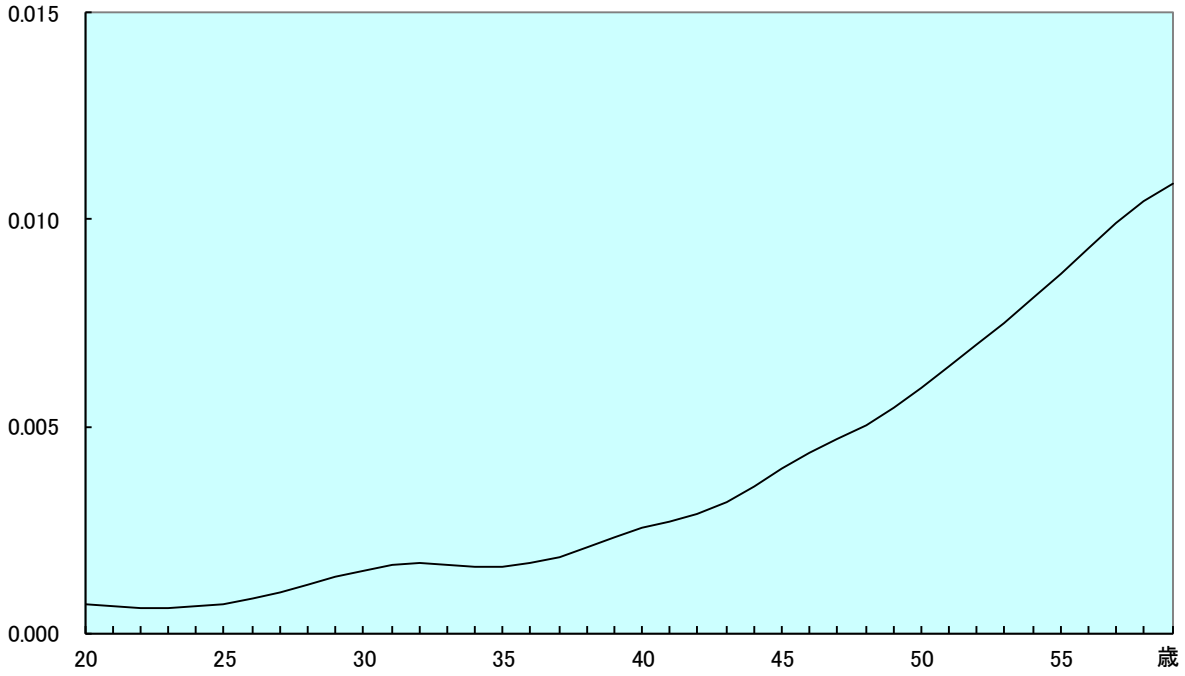

第３－３－24 図　国民年金死亡脱退力（１号女子）

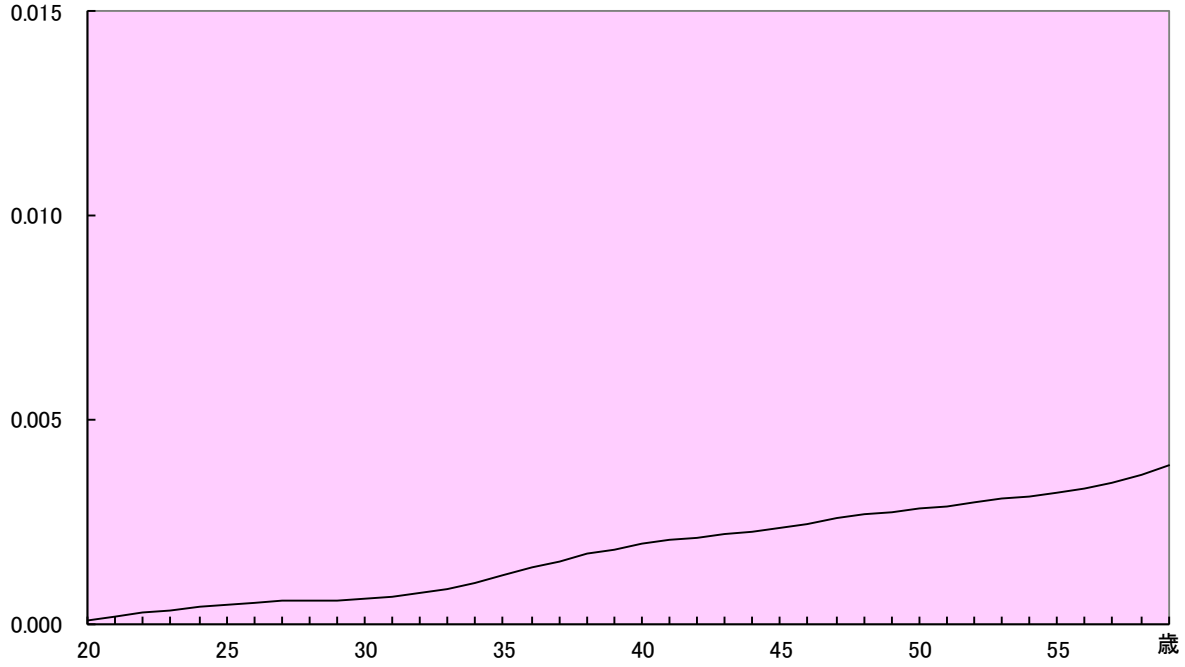

第３－３－25 図　国民年金死亡脱退力（３号男子）

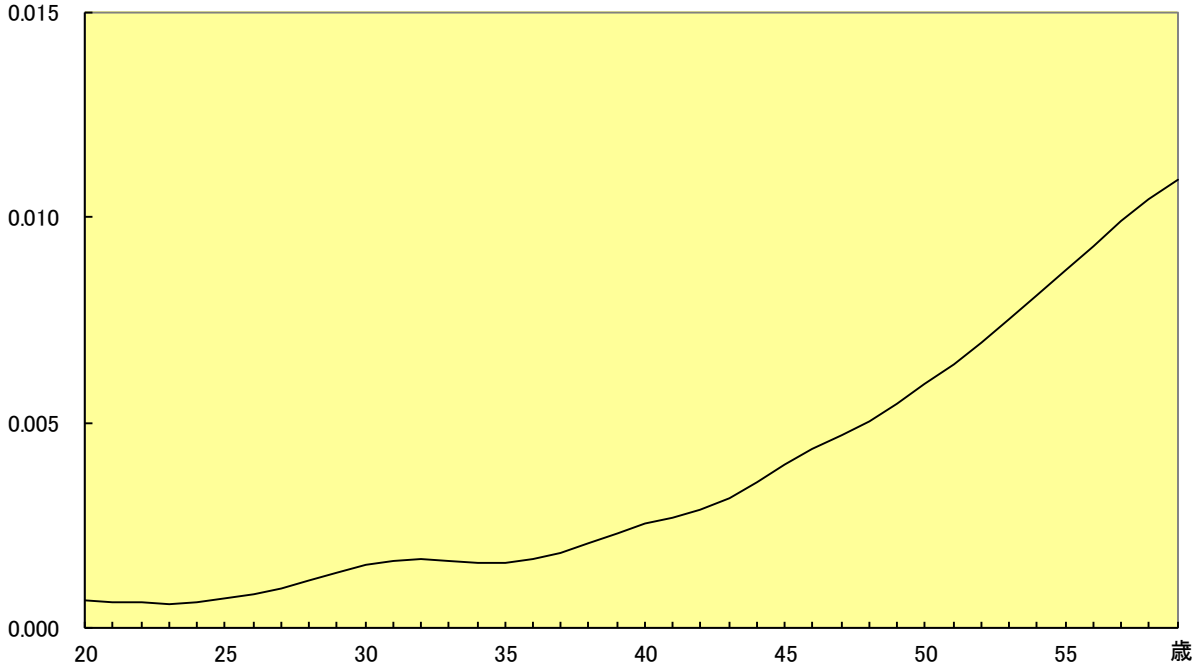

第３－３－26 図　国民年金死亡脱退力（３号女子）

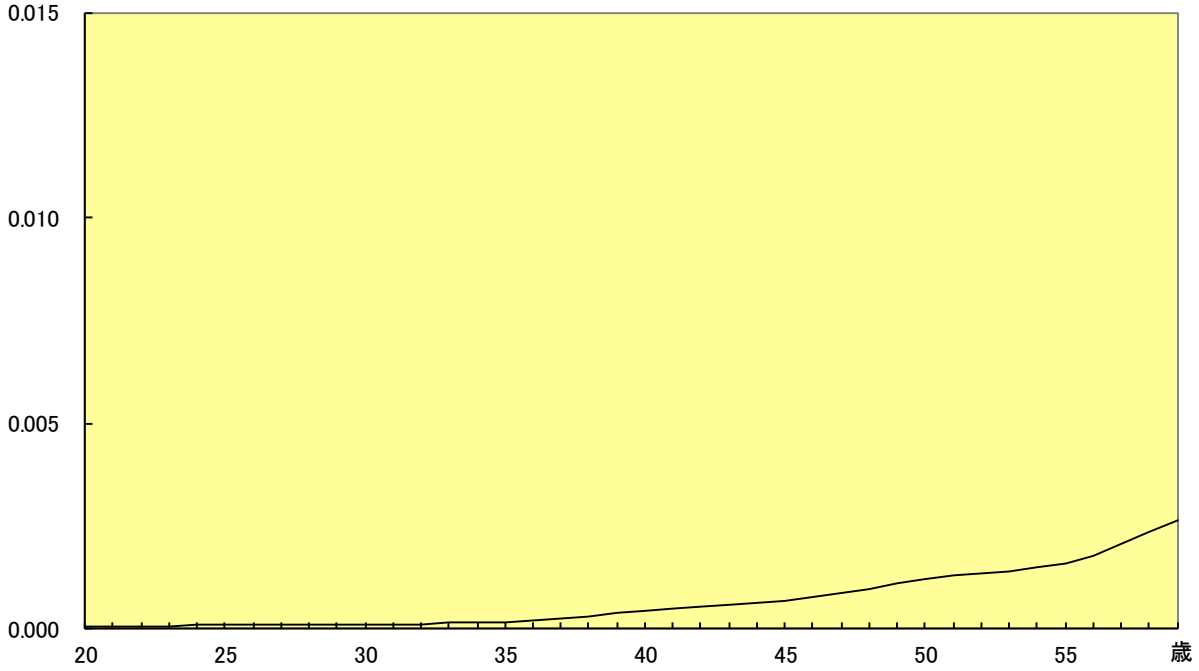

第３－３－27 図　国民年金一般障害年金発生力（男子）

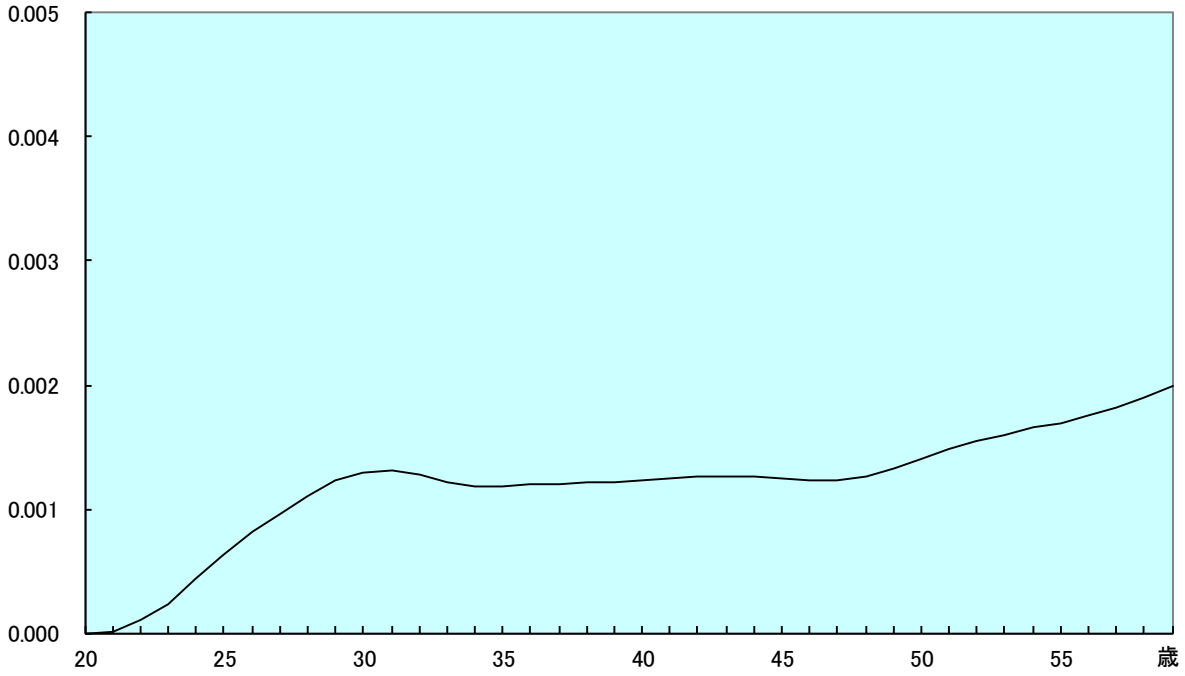

第３－３－28 図　国民年金一般障害年金発生力（女子）

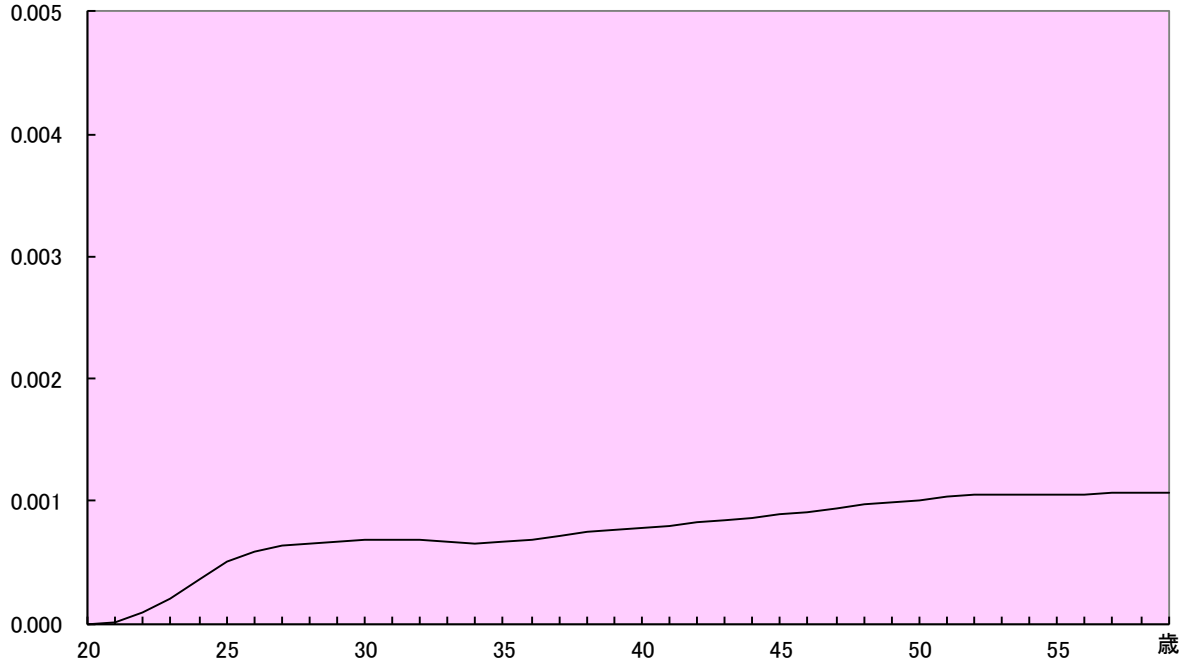

第３－３－29 図　国民年金 20 歳前障害年金発生力（男子）

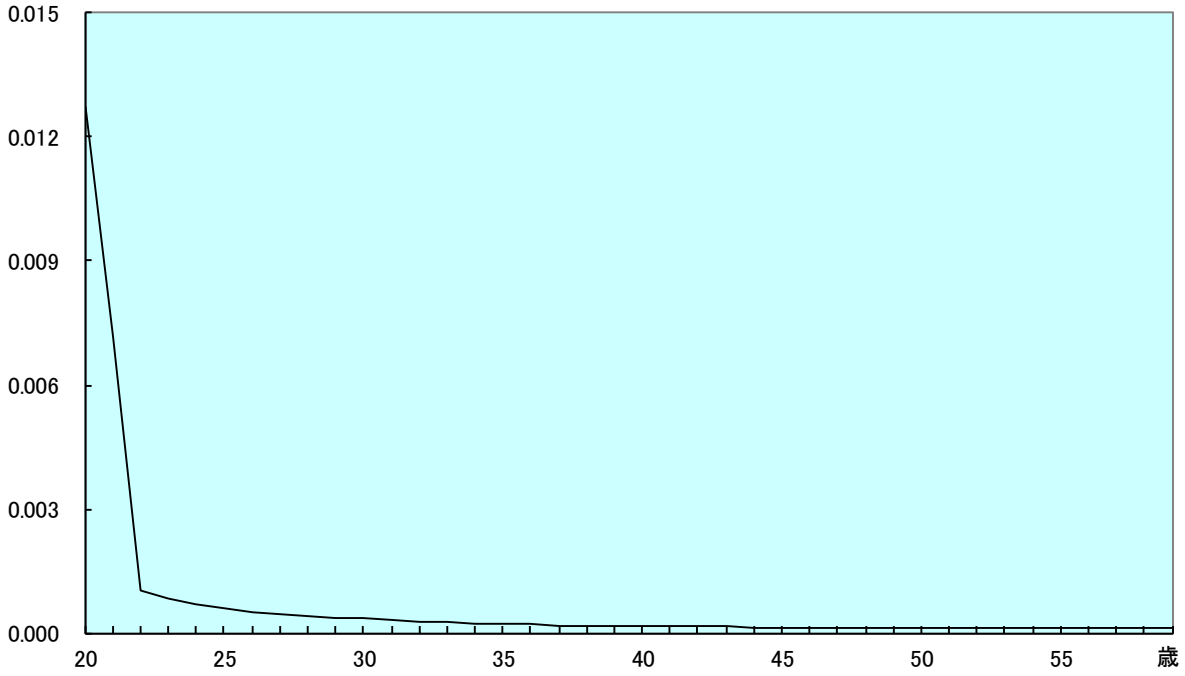

第３－３－30 図　国民年金 20 歳前障害年金発生力（女子）

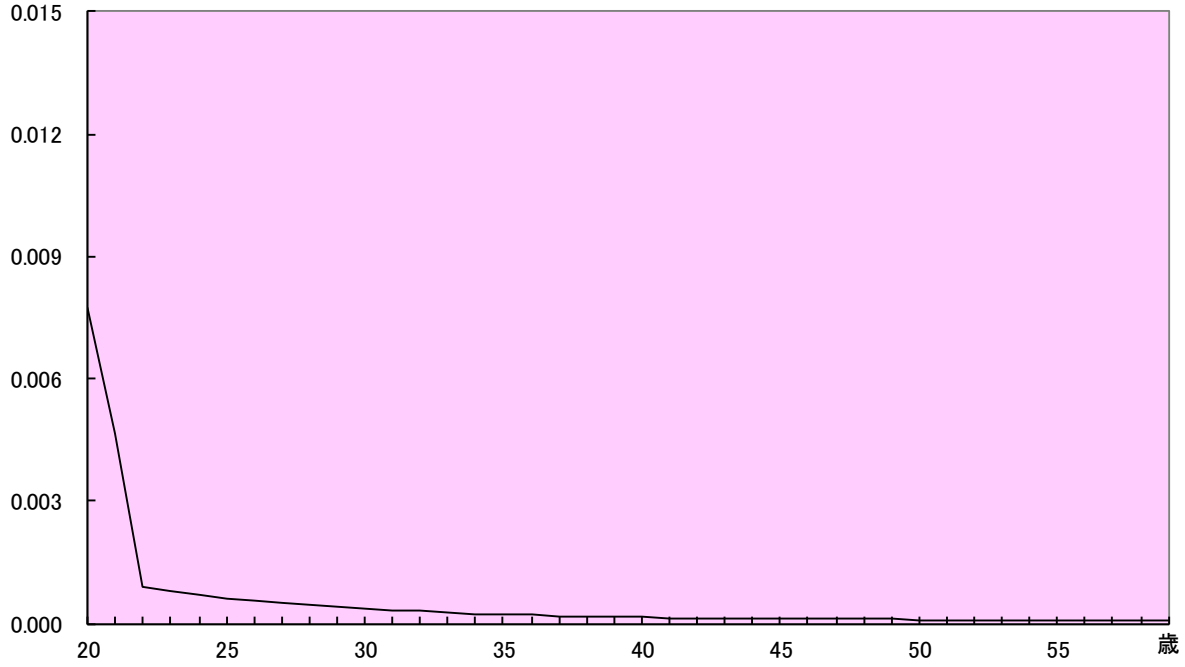

第３－３－31 図　国民年金老齢年金失権率（男子）

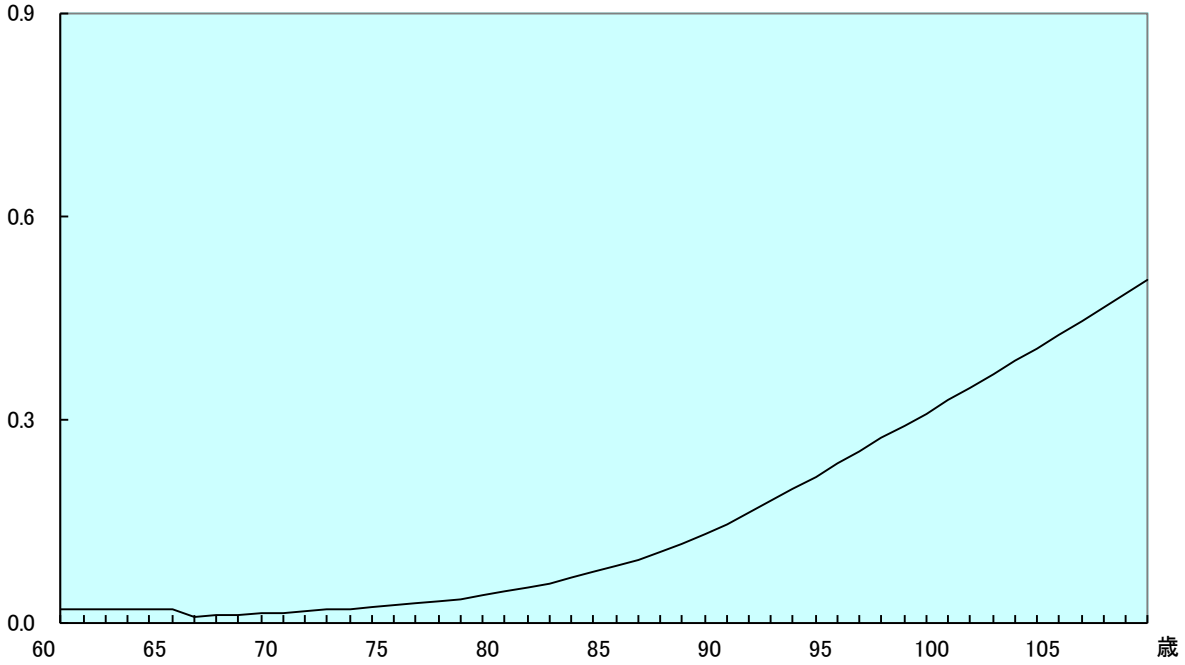

第３－３－32 図　国民年金老齢年金失権率（女子）

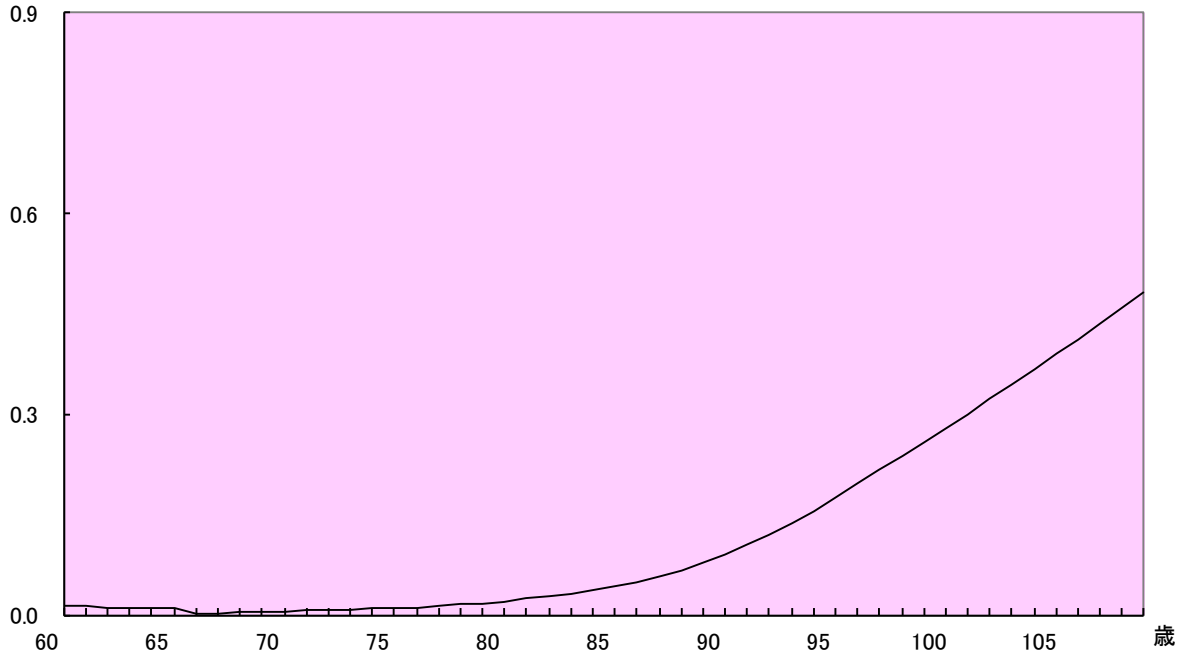

第３－３－33 図　国民年金一般障害年金失権率（男子）

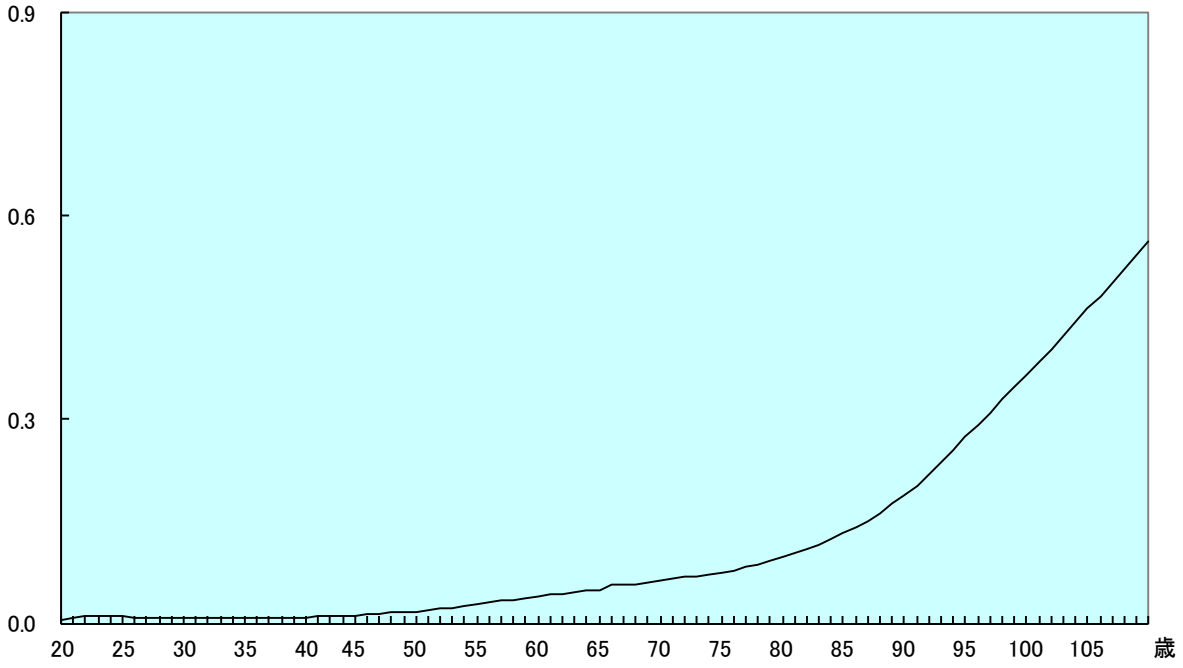

第３－３－34 図　国民年金一般障害年金失権率（女子）

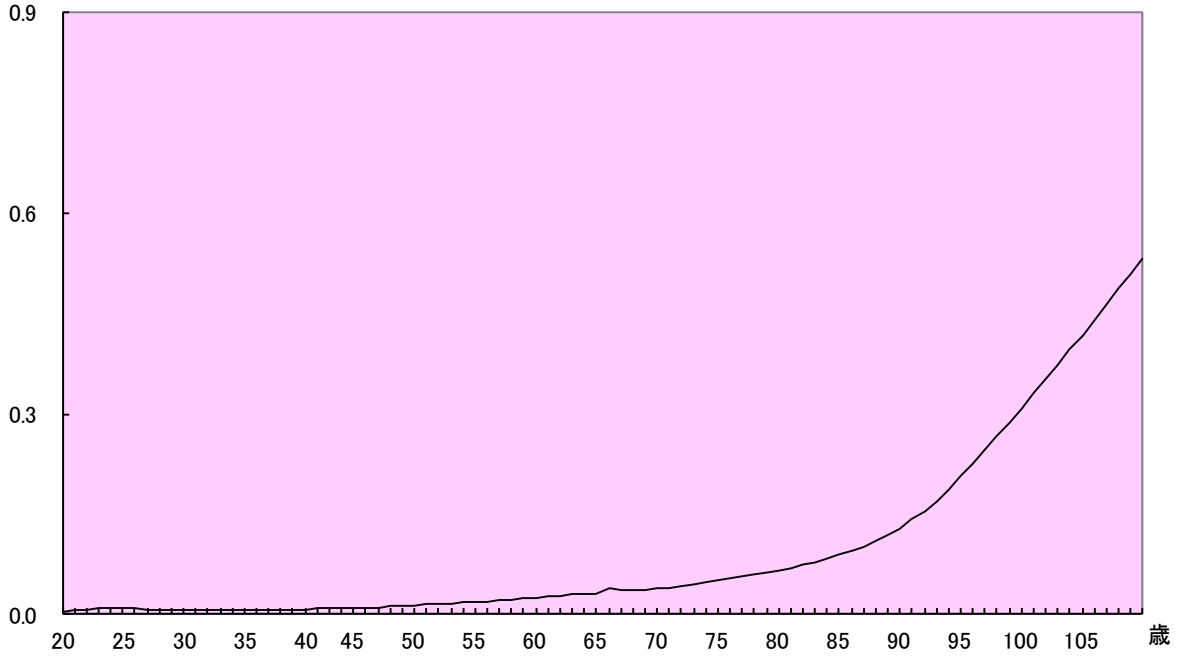

第３－３－35 図　国民年金 20 歳前障害年金失権率（男子）

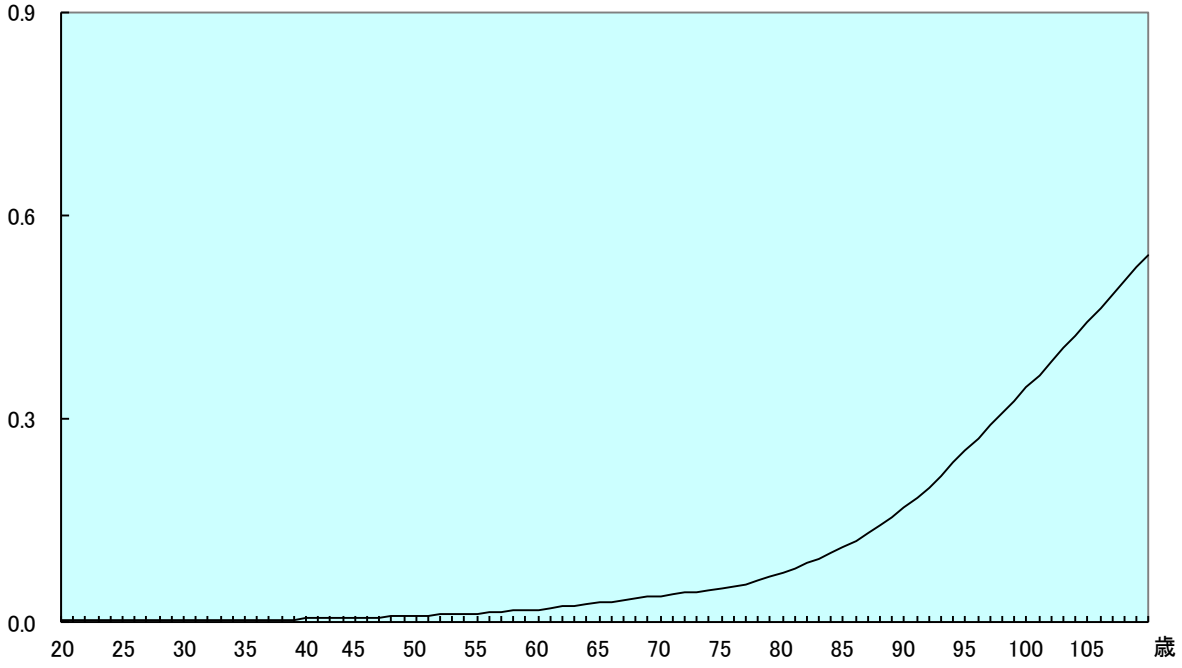

第３－３－36 図　国民年金 20 歳前障害年金失権率（女子）

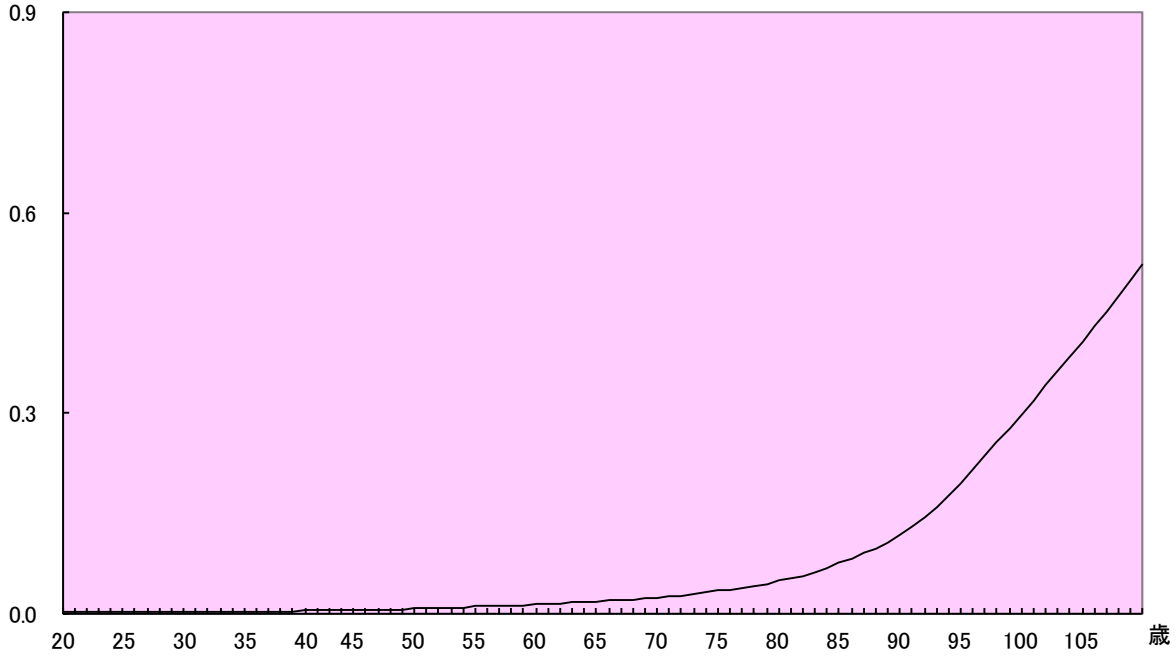

第３－３－37 図　国民年金遺族年金失権率（妻）

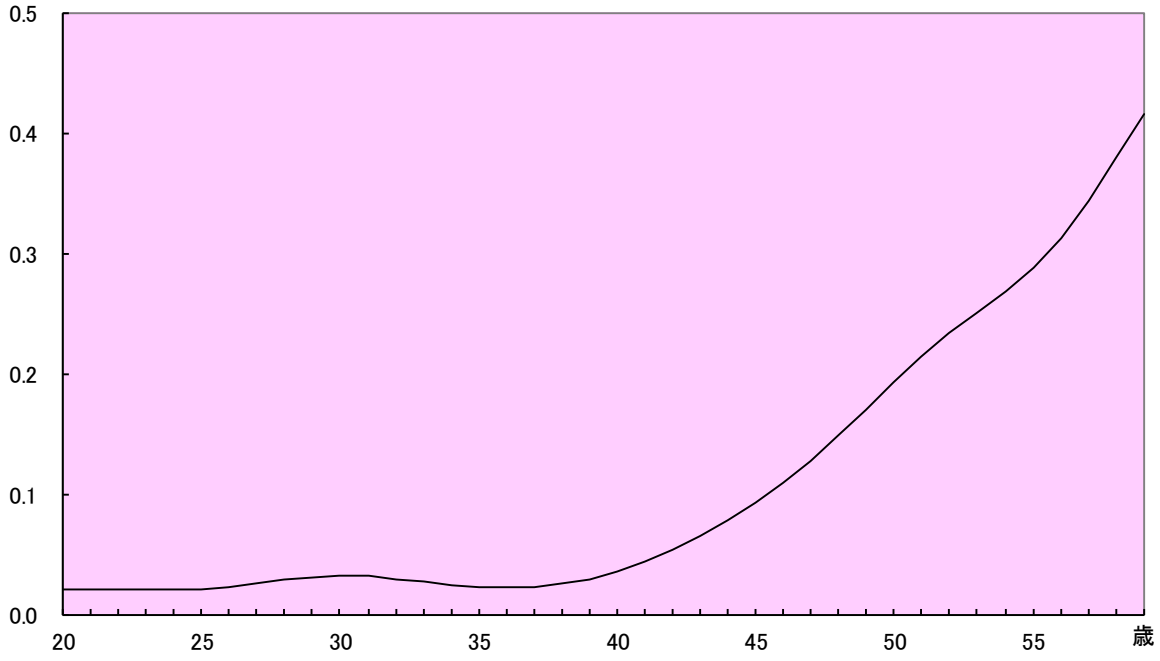

第３－３－38 図　国民年金遺族年金失権率（夫）

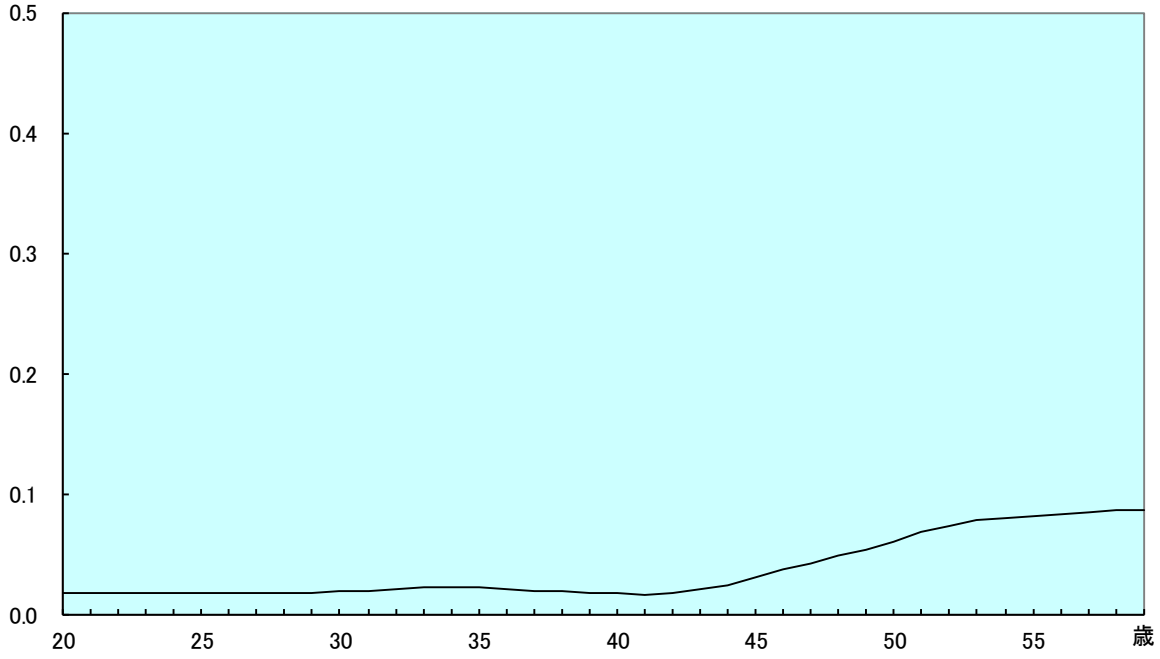

第３－３－39 図　国民年金遺族年金発生割合（妻）

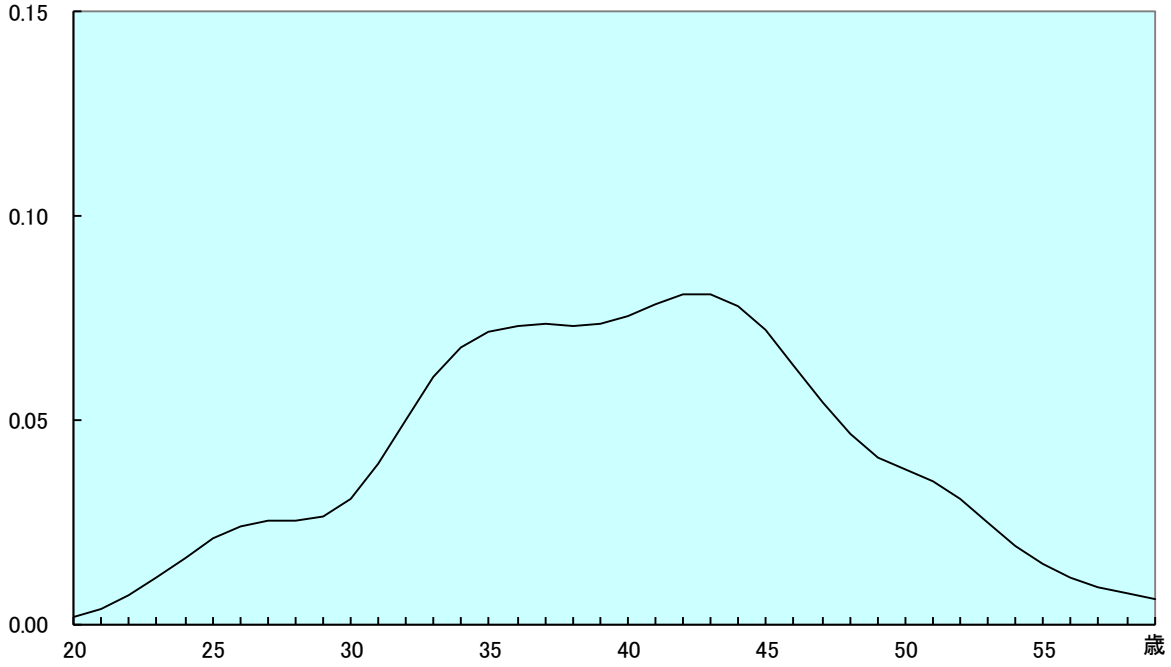

第３－３－40 図　国民年金遺族年金発生割合（夫）

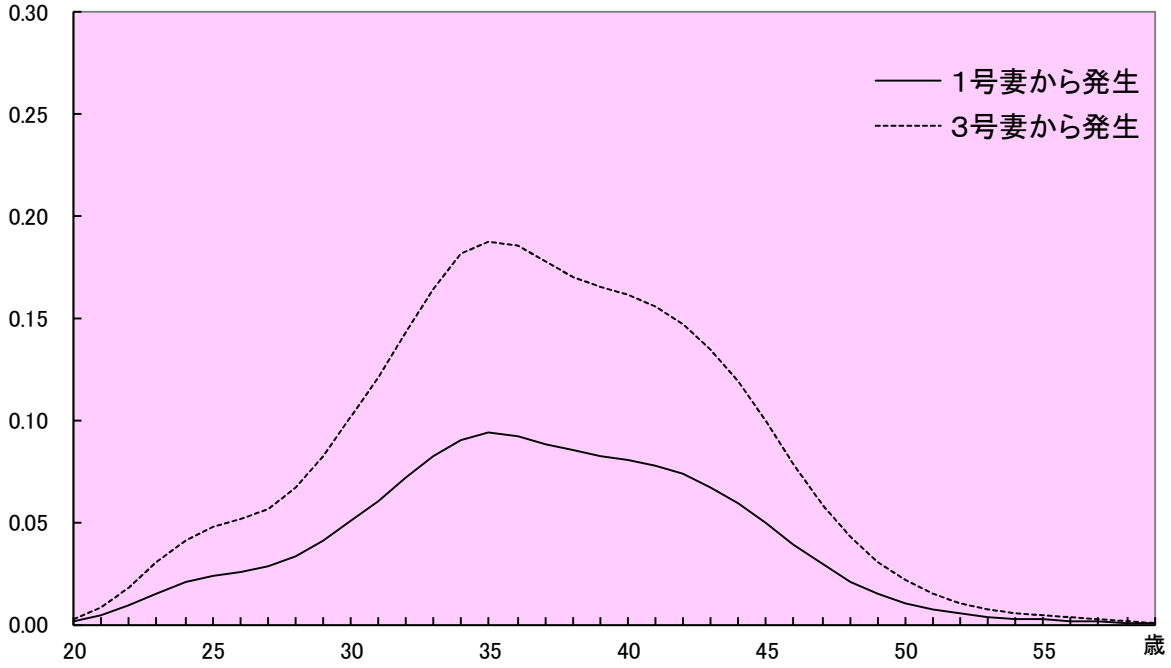

第３－３－41 図　国民年金遺族年金発生割合（子）

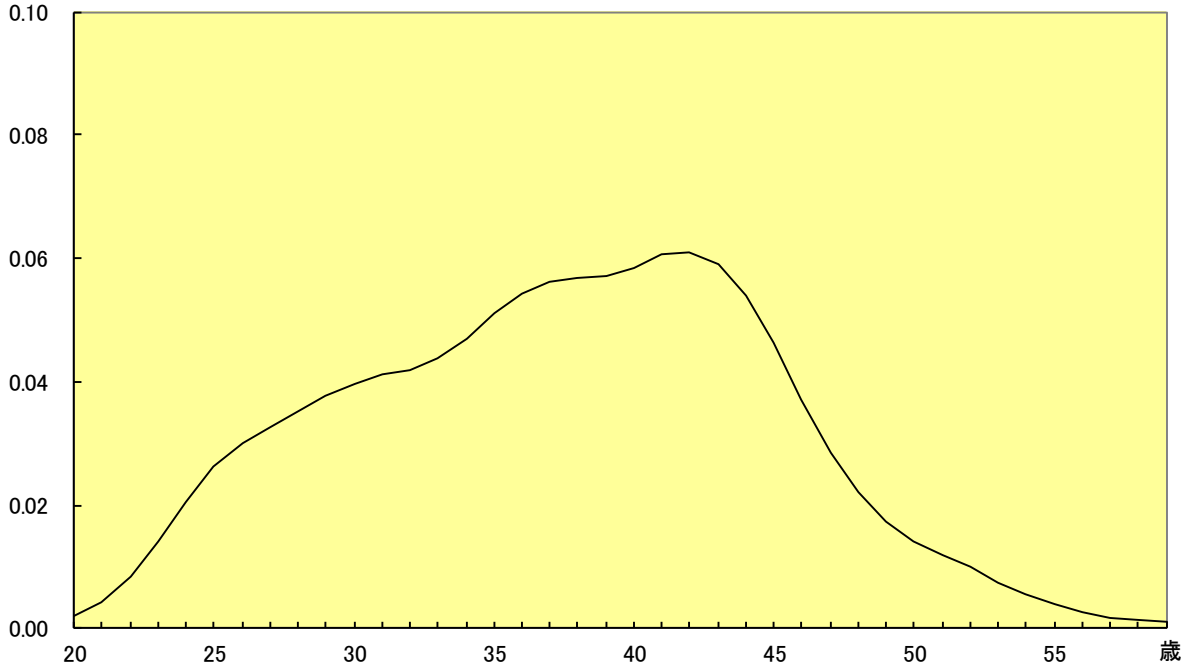

第３－３－42 図　国民年金保険料全額免除者割合（男子）

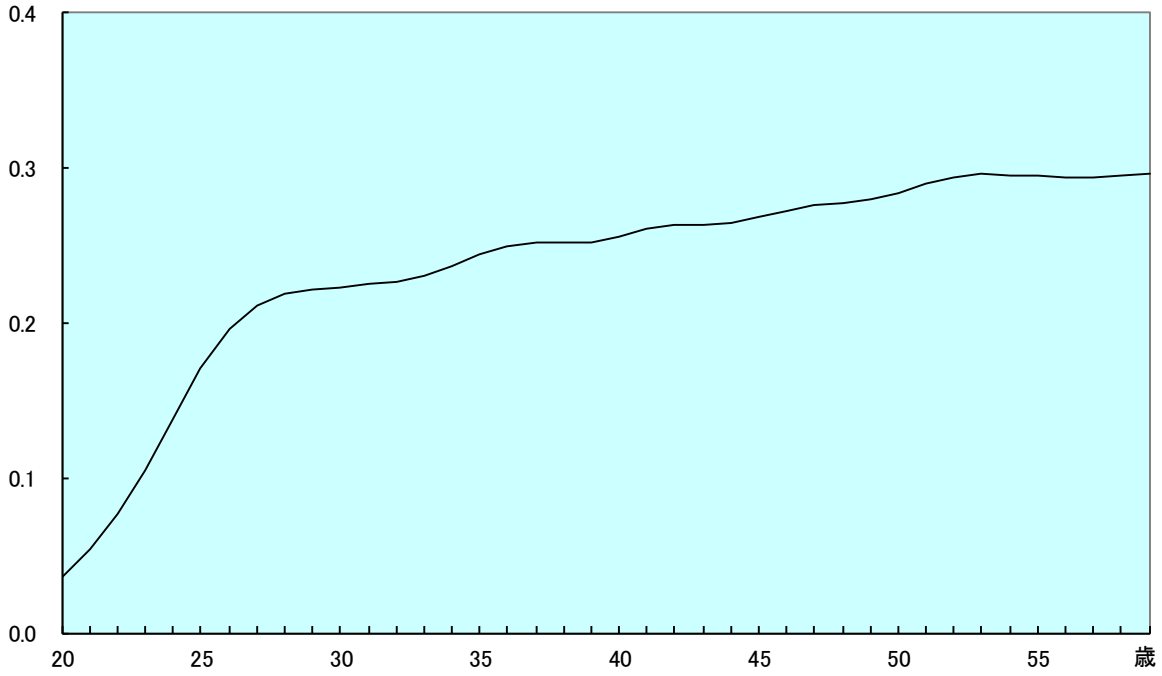

第３－３－43 図　国民年金保険料全額免除者割合（女子）

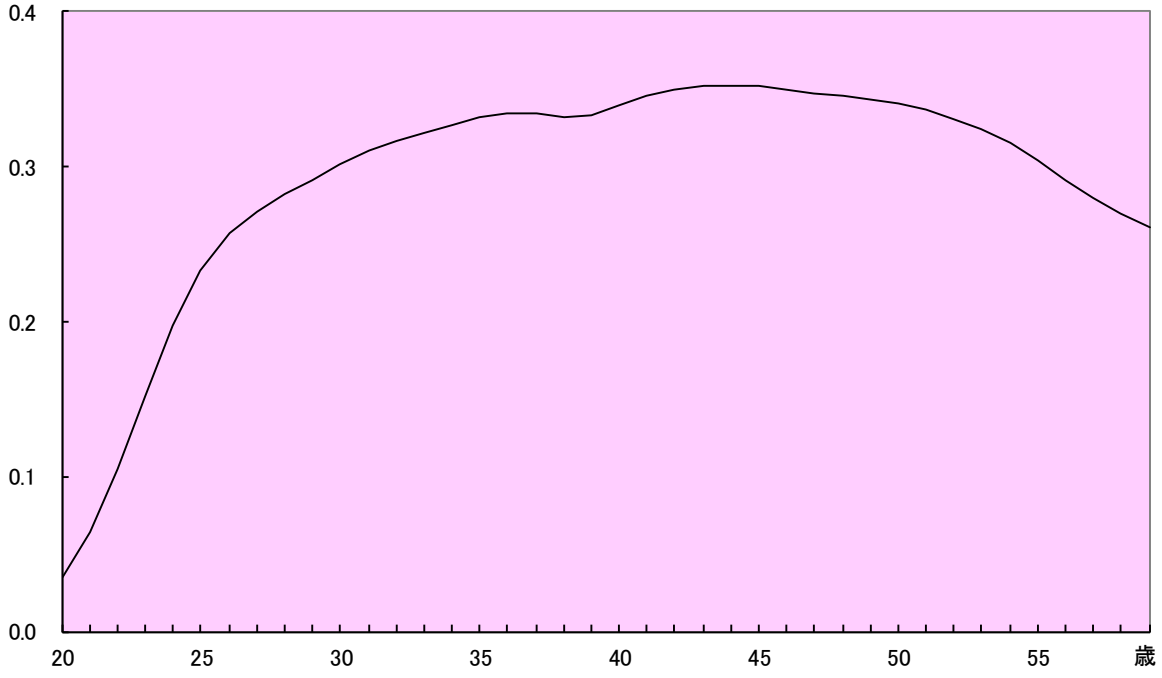

第３－３－44 図　国民年金学生納付特例対象者割合（男子）

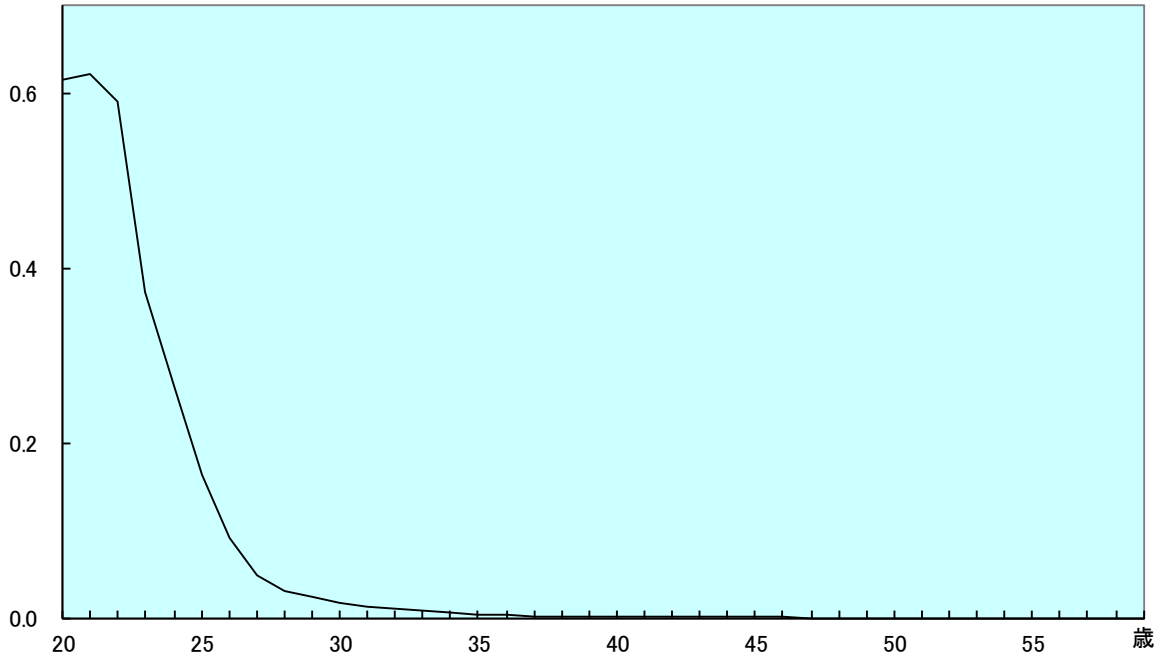

第３－３－45 図　国民年金学生納付特例対象者割合（女子）

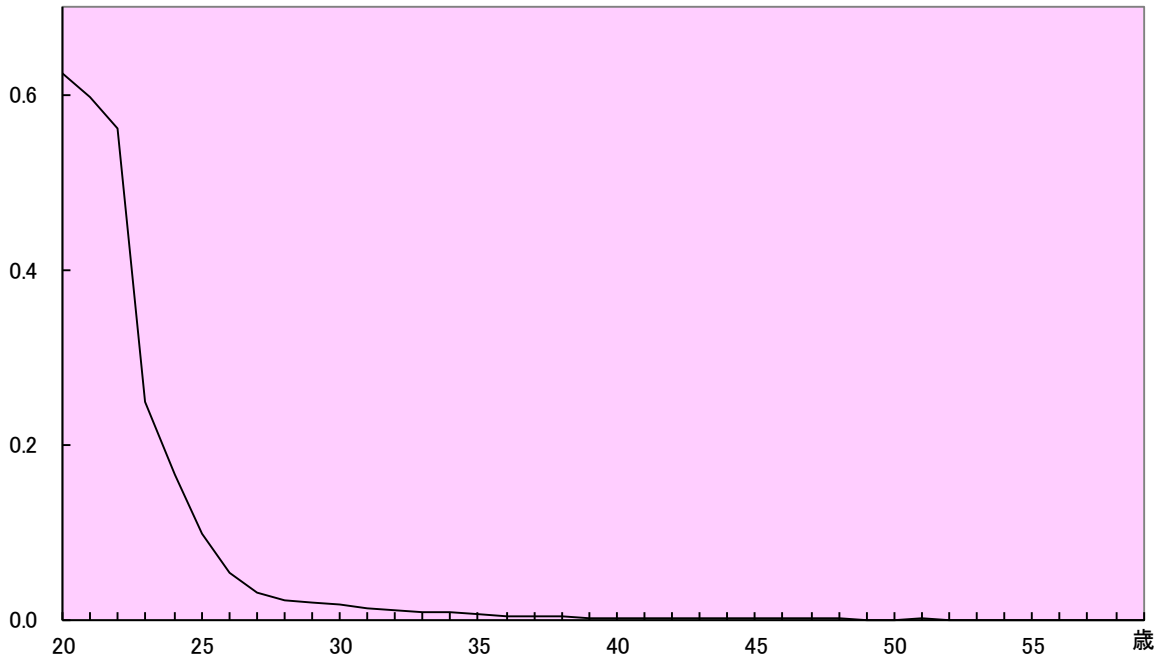

第３－３－46 図　国民年金保険料納付率（男子）

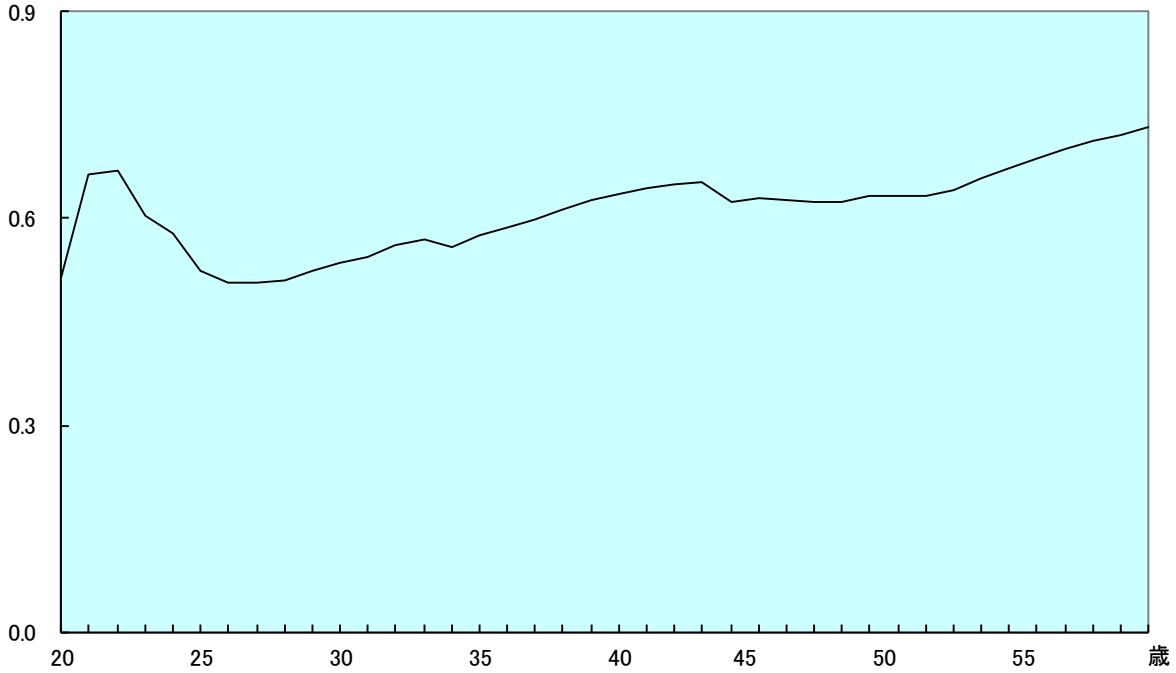

第３－３－47 図　国民年金保険料納付率（女子）

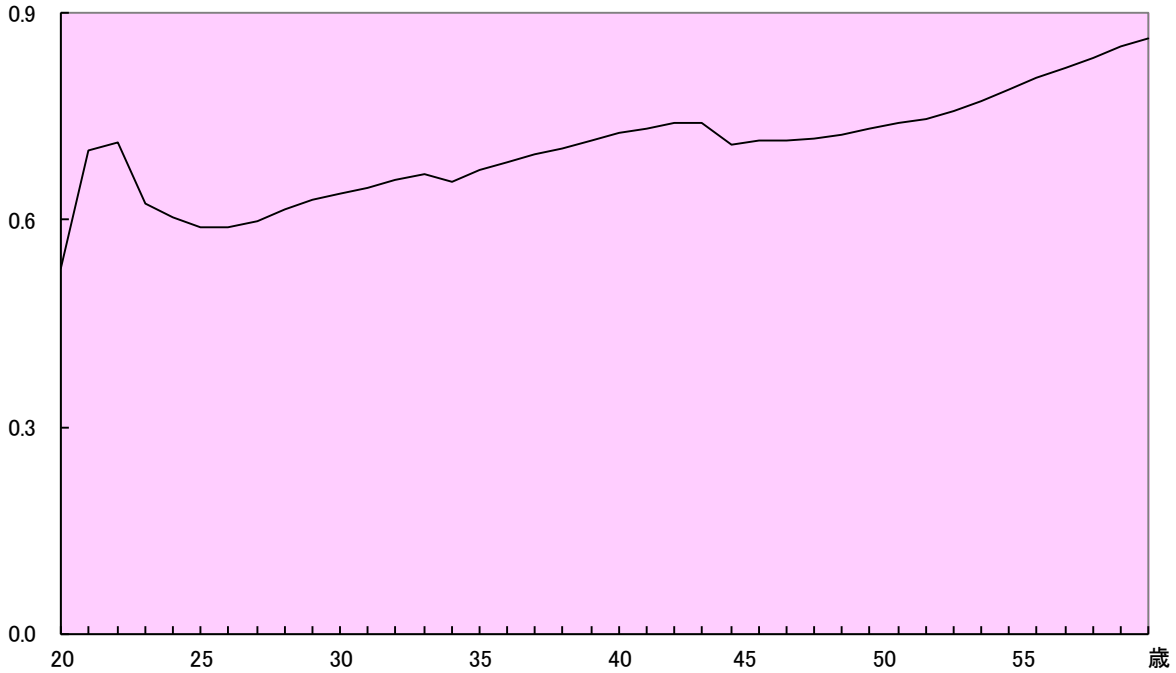

第４節　経済前提の設定

１．経済要素と年金財政

公的年金の財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や賃金、物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの３つ経済要素を経済前提として設定する必要がある。

（１）収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割

年金給付の将来見通しの作成に当たって、年金額は毎年度、物価、賃金の変動に応じて改定されることが基本であるため、年金改定率の将来見通しのため物価上昇率、賃金上昇率が用いられる。また、２階部分の報酬比例年金は被保険者であった期間の標準報酬に比例し支給される仕組みであるため、標準報酬の将来推計のためにも賃金上昇率が用いられる。

第３－４－１図　収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割（概要）

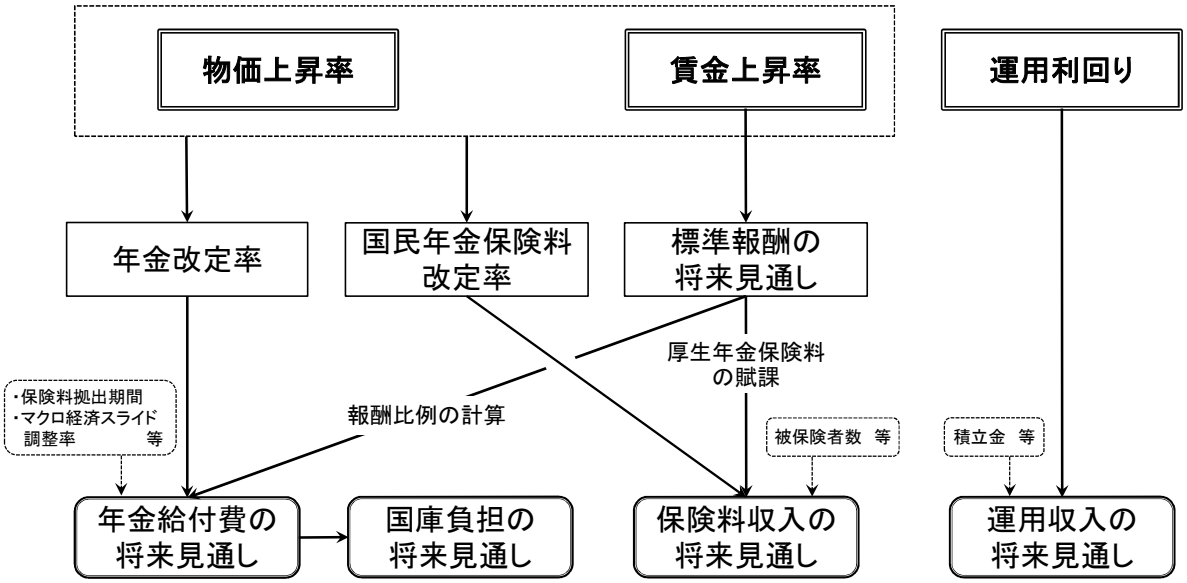

保険料収入の将来見通しについてみると、厚生年金は被保険者の標準報酬の一定割合（18.3%）で保険料が賦課されるため、報酬比例年金と同様に標準報酬の

将来推計にあたって賃金上昇率が用いられる。また、国民年金の保険料は賃金スライドする仕組みであるため、ここでも賃金上昇率、物価上昇率が用いられる。

さらに、国庫負担の将来見通しは年金給付の一定割合で計算され、運用利回りを用いて積立金の運用収入の将来見通しが計算されている。このようにして公的年金の収入、支出の将来見通しが作成される。

（２）公的年金の財源構成と積立金の役割

公的年金は、毎年の年金給付をそのときの現役世代の保険料で賄う賦課方式を基本とした財政方式を採用している。したがって、保険料が財源の基本であるものの国庫負担、積立金（運用収入含む）も活用して費用を賄っている。それぞれの財源規模について今後概ね 100 年間の総額を運用利回りで現在価値に換算した一時金でみると厚生年金と国民年金の合算で保険料約７割、国庫負担約２割、積立金約１割となっている。

第３－４－２図　年金財政における積立金の役割

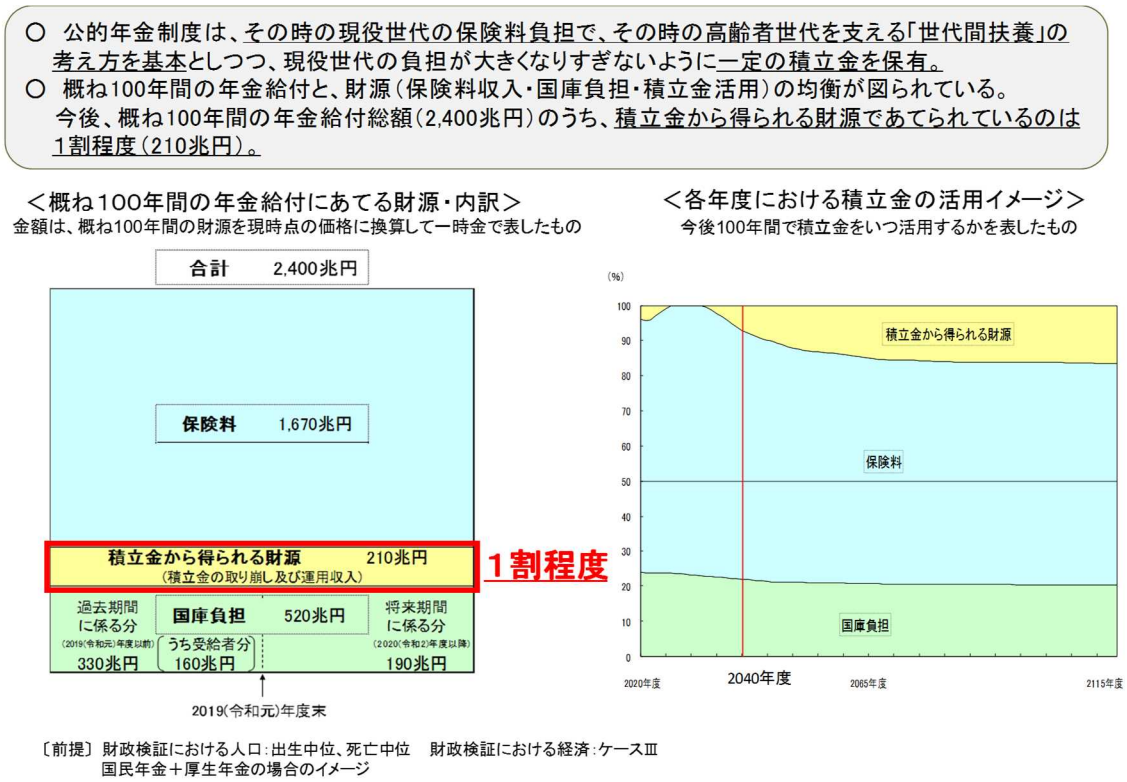

年度毎に財源構成をみると、積立金を充てる割合は変化しており、足元では給付水準調整によりその割合が減少していくものの、2040（令和 22）年度前後よりその割合が大きく増加している。これは、2040（令和 22）年度前後より人口規模の大

きい団塊ジュニア世代が段階的に引退し年金受給者となっていくことに伴い被保険者数と受給者数の比率の変化の影響を受けたものであり、被保険者数の減少による保険料収入の伸びの鈍化を積立金の活用により補い、一定の給付水準を確保しているものである。すなわち、積立金は主に少子高齢化がさらに進行する現在の若年世代や将来世代の給付水準を確保するために活用されることを示している。

（３）賃金を基準とした財政構造（年金財政において重要な経済要素）

公的年金は収入、支出ともに基本的に賃金水準の変化に応じて変動する仕組みとなっており、公的年金は賃金を基準とした財政構造を有している。

第３－４－３図　経済変動が年金財政に与える影響

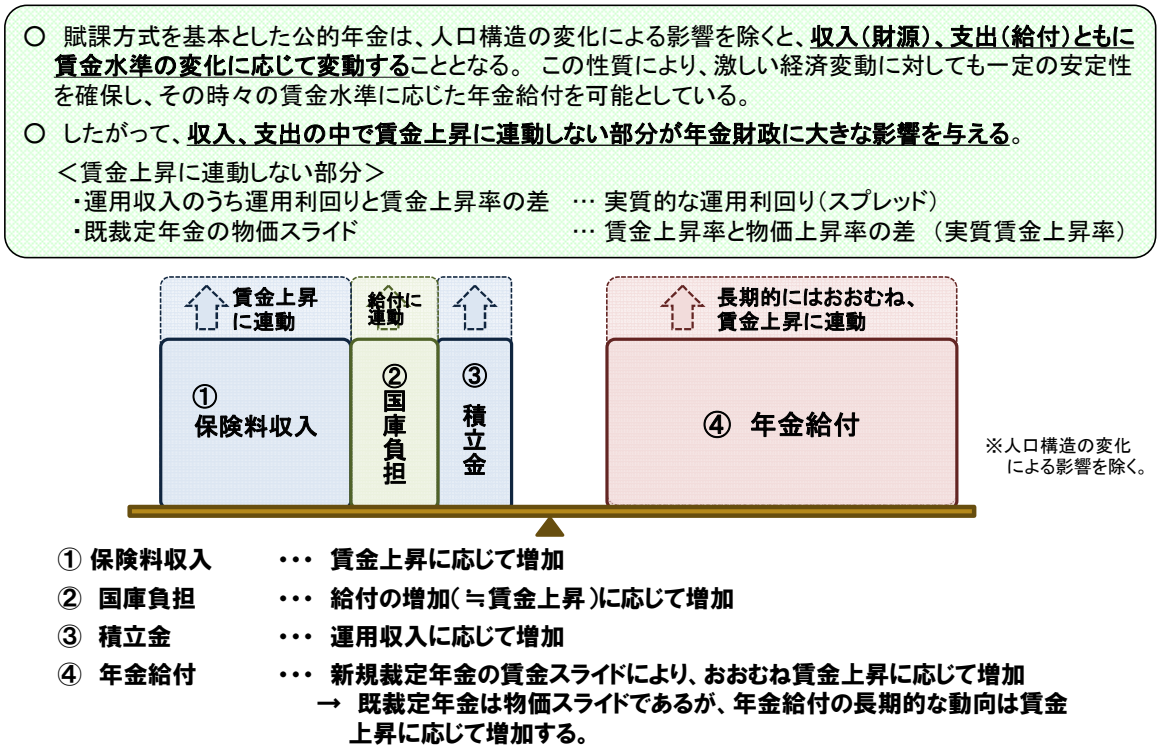

支出の年金給付費は、新規裁定時の年金が賃金スライド、裁定後は物価スライドする仕組みであり、この仕組みの下、年金給付費は長期的には賃金水準に応じて変化する仕組みとなっている。収入のうち保険料収入については、厚生年金は賃金の一定割合で賦課し、国民年金は賃金スライドする仕組みであるため賃金に連動する。また、国庫負担は年金給付費の一定割合で定められているので給付と同様に国庫負担も賃金に連動する。なお、ここでは経済の影響を考えるため、人口の影響は考えていない。このように賦課方式を基本とした公的年金財政において収支の大半は賃金に連動しており、この性質により公的年金は急激なインフレ

など激しい経済変動があったときも、その時の現役の賃金水準に応じた財源を確保するということが可能となっている。この結果、その時の賃金水準に応じて一定の価値のある年金水準を確保できる構造となっている。つまり、賦課方式を基礎とした年金財政の下、賃金を基準とした財政構造が公的年金の実質価値の維持に寄与しており、これは積立方式の年金制度にはない賦課方式のメリットと考えられるものである。

賃金を基準とした公的年金の財政構造を踏まえると、収入、支出の中で賃金に連動しない経済要素が公的年金の財政に大きな影響を与えることとなる。具体的には２つの経済要素により収支が賃金に連動しない。１つ目は運用利回りと賃金上昇率の差となる実質的な運用利回り（一般的に「スプレッド」と呼ばれる）であり、運用収入が賃金と連動しない要因となる。２つめの要素は賃金上昇率と物価上昇率の差となる実質賃金上昇率であり、受給開始後（裁定後）の年金が賃金上昇率でなく物価上昇率で改定されることから年金給付費が賃金と連動しない要因となる。

すなわち、経済前提において「実質的な運用利回り（スプレッド)」と「実質賃金上昇率」が、年金財政にとって重要な要素となる。

２．過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された 1973(昭和 48)年以後の財政再計算・財政検証においては、年金財政の将来見通しを作成するにあたって、基本的に物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの３つの経済前提が設定されてきた。

1973(昭和 48)年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が 20%を超えるような時期があったが、将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。1976(昭和 51)年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。1980(昭和 55)年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

2004(平成 16)年以後の財政再計算及び財政検証においては、足元の経済前提は内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、労働力人口が長期的に減少していくことが見込まれている中で、過去の実績

をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

第３－４－４表　過去の財政再計算・財政検証における経済前提

＜平成16年財政再計算前＞

実施年度	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率
昭和48(1973)年	13%（昭和48～52） 10%（昭和53～57） 8%（昭和58～62） 7%（昭和63～　）	6．2%	5%
昭和51(1976)年	10%（昭和51～55） 8%（昭和56～60） 6%（昭和61～　）	6．5%（昭和51～55） 6．2%（昭和56～60） 6%（昭和61～　）	
昭和55(1980)年	7%	6%	5%
昭和59(1984)年	5%	7%	3%
平成元(1989)年	4．1%	5．5%	2．0%
平成6(1994)年	4．0%	5．5%	2．0%
平成11(1999)年	2．5%	4．0%	1．5%

＜平成16年財政再計算以後＞

実施年度		賃金上昇率 実質〈対物価〉	運用利回り		物価上昇率
			実質 〈対物価〉	スプレッド 〈対賃金〉	
平成16(2004)年 (2009年度以降の長期の前提)		1．5%～0．8% (1．1%)	2．3%～2．1% (2．2%)	1．3%～0．8% (1．1%)	1．0%
平成21(2009)年 (2016年度以降の長期の前提)		1．1%～1．9% (1．5%)	2．9%～3．2% (3．1%)	1．8%～1．3% (1．6%)	1．0%
平成26(2014)年 (2024年度以降の長期の前提)	ケースA～E	2．3%～1．3%	3．4%～3．0%	1．7%～1．1%	2．0%～1．2%
	ケースF～H	1．3%～0．7%	2．8%～1．7%	1．5%～1．0%	1．2%～0．5%

(注)平成16年財政再計算、平成21年財政検証の(　)内は標準的なケース

３．経済前提の設定の基本的考え方

財政検証に用いる経済前提は客観性、透明性の確保が必要であることから、経済、金融の専門家により構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を社会保障審議会年金部会に設置し、専門的・技術的な検討結果「年金財政における経済前提について（検討結果の報告)」(2019(平成 31)年３月）に基づき設定されている。これは、2004(平成 16)年以後の財政再計算、財政検証と同様である。

今回の経済前提は、専門委員会における検討の結果、足元の 10 年間（2028(令

和 10)年度まで）は内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(2019(令和元)年 7 月 31 日、以下、「内閣府試算」という。）に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

また、検討結果の報告においては、基本的な考え方として、

「財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するものという性格に留意が必要である。このため、財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある」

ことや、

「長期的な前提の幅を設定するに当たっては、財政検証がおおむね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要がある」

ことが記載されており、これらの基本的考え方に基づき、今回の財政検証に用いる経済前提は、将来の不確実性を視野に入れて幅広く 6 ケースの前提が設定されている。

４．長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み

（１）マクロ経済に関する試算の枠組み（経済モデルの建て方）

これまでの財政検証において用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていること、また、スタンダードな成長会計のモデルとして他に代わるものがないとの議論もあったことから、今回の財政検証に用いる経済前提においても基本的には同様の手法を用いることとされた。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で長期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDP の資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDP を資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグラス型生産関数の下では、経済成長率（実質 GDP 成長率）は、「資本成長

による寄与（資本成長率×資本分配率）」、「労働成長による寄与（労働成長率×労働分配率）」、「生産技術等の進歩による寄与（全要素生産性（TFP）上昇率）」の合計で定義されている。

経済成長率（実質 GDP 成長率） ＝　資本成長率×資本分配率（資本成長による寄与） ＋ 労働成長率×労働分配率（労働成長による寄与） ＋ 全要素生産性（TFP）上昇率（生産技術等の進歩による寄与）

ここで、労働単位を総労働時間と捉え、労働成長率を総労働時間の変化率と考えると、労働時間当たりの実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）は、実質 GDP 成長率から労働成長率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

労働時間当たり実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率） ＝　実質 GDP 成長率 － 労働成長率 ＝（資本成長率－労働成長率）×資本分配率 ＋ 全要素生産性上昇率 ＝　労働単位当たり資本成長率×資本分配率 ＋ 全要素生産性上昇率 （注）労働分配率－1＝－資本分配率 資本成長率－労働成長率＝労働単位あたり資本成長率

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

資本成長率 ＝ 総投資率× GDP ／資本ストックー資本減耗率

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

利潤率 ＝ 資本分配率× GDP ／資本ストックー資本減耗率 ＝ 資本分配率／資本ストックの GDP 比－資本減耗率

これらの式を用いると、ａ． 全要素生産性上昇率、ｂ． 資本分配率、ｃ．資本減耗率、ｄ．総投資率の４つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

ア　労働時間当たり実質 GDP 成長率

イ　利潤率

の値を推計できる。

（２）実質賃金上昇率の設定の枠組み

実質賃金上昇率の設定における基本的考え方は、長期的にみると労働時間当たりの賃金は、労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い上昇するというものである。

ただし、年金制度で用いる実質賃金上昇率は、消費者物価指数により実質化されたものであるが、マクロ経済に関する試算で計算される GDP は GDP デフレーターにより実質化されているため、実質化に用いるデフレーターに違いがある。このため、今回の財政検証に用いる経済前提においては、この違いが考慮されている。また、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、労働時間あたりでなく厚生年金の被保険者１人当たりの実質賃金上昇率であることから、厚生年金被保険者の平均労働時間の変化も考慮されており、実質賃金上昇率は以下のように設定されている。

労働時間当たり実質賃金上昇率
　＝　労働時間当たり実質 GDP 成長率
　　＋（GDP デフレーター上昇率－CPI 上昇率）

実質賃金上昇率（被保険者１人あたり実質賃金上昇率）
　＝　労働時間当たり実質賃金上昇率
　　＋　厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率

（３）実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定の枠組み

年金財政において重要な要素の一つとして、賃金上昇率を上回る部分に相当するスプレッド（実質的な運用利回り＜対賃金＞）があるが、マクロ経済に関する試算は物価（GDP デフレーター）により実質化された国民経済計算の数値を基礎に計算されていることから、設定の手順としては、まず実質運用利回り＜対物価＞を設定し、スプレッドは実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除することにより算出されている。

今回の財政検証においては、実質運用利回りの設定方法を見直し、年金積立金の市場運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「GPIF」という。）の運用実績を活用して設定（※）することとされた。

（※）最も低い経済成長を想定したケースⅥは設定方法が異なる。

前回の 2014(平成 26)年財政検証においては、将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計したうえで、内外の株式等による分散投資効果を上積みするという考え方で設定していたが、

・近年、長期金利は中央銀行の政策の影響も大きく受けるなど、マクロ経済に関する試算の中での位置づけがわかりにくくなっている
・年金積立金の市場運用を開始した2001(平成13)年度から17年以上が経過し、GPIFの運用実績（2005(平成17)年度以前は年金資金運用基金の運用実績。以下同様。）を活用する環境が整った

ことから、設定方法が変更されたものである。

また、GPIFの運用実績を活用するに当たっては、

・単に過去の実績をそのまま利用するのでなく、経済モデルによるフォワードルッキングな視点も導入し、経済モデルから設定される経済前提と整合的に設定すべきである
・運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられる
・利潤率は長期金利のみならず、上場企業の収益率（※）とも一定の相関があることも確認された

ことから、債券・株式を含めた将来の運用利回りを利潤率から推計する方法が採用された。

（※）利潤率と総資産収益率（ROA）、自己資本収益率（ROE）との相関が確認されている。

具体的には、実質運用利回りは、次式のとおり、GPIFの実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI上昇率））
＝　GPIF実質運用利回り（対物価（CPI上昇率））の実績
×　将来の利潤率の推計値　／　利潤率の実績

第３－４－５図　長期の経済前提の設定に用いる経済モデル（概念図・フローチャート）

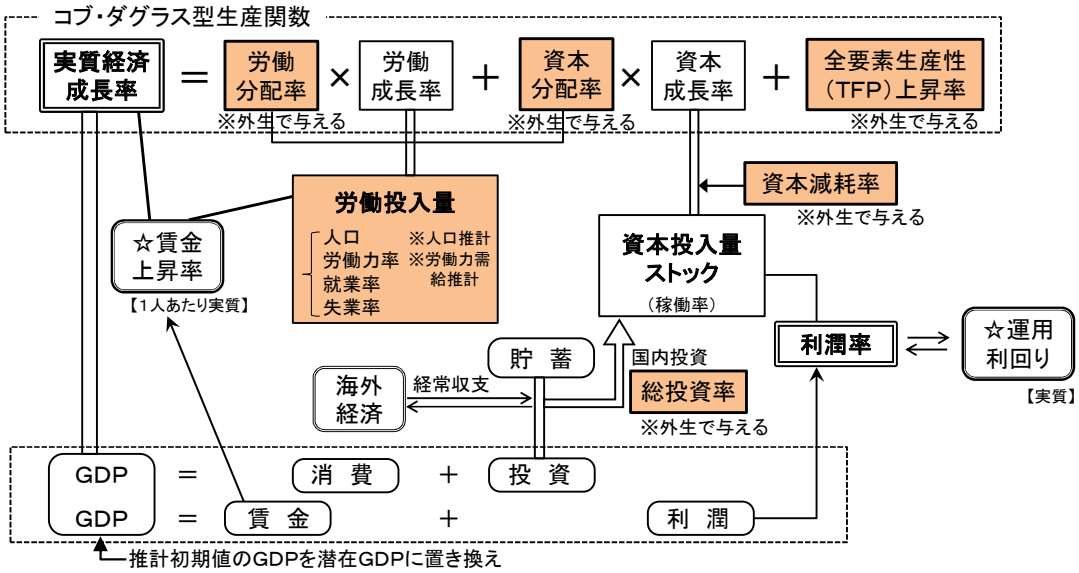

※　経済モデルは実質ベースで推計され、物価上昇率を外生で与えて名目値が計算される。

第３－４－６図　長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

経済成長率（実質GDP成長率）
＝　資本成長率×資本分配率　＋　労働成長率×労働分配率
　＋　全要素生産性（TFP）上昇率

単位労働時間当たり実質GDP成長率　　（注）労働分配率－１　＝　－資本分配率であることを用いた。
＝　実質GDP成長率　－　労働成長率
＝（資本成長率－労働成長率）×資本分配率　＋　全要素生産性上昇率

資本成長率　＝　総投資率×GDP／資本ストック－資本減耗率

利潤率　＝　資本分配率×GDP／資本ストック－資本減耗率

単位労働時間当たり実質賃金上昇率
＝　単位労働時間当たり実質GDP成長率　＋　（GDPデフレーター上昇率　－　CPI上昇率）
被用者年金被保険者１人あたり実質賃金上昇率
＝　単位労働時間あたり実質賃金上昇率　＋　被保険者の平均労働時間の変化率

（４）実質 GDP 成長率と潜在成長率

コブ・ダグラス型生産関数による経済成長率等の推計は供給側からのアプローチによるモデルとなっている。しかし、実際の実質 GDP は、供給力だけで決定されるものでなく需要側の影響を受け、景気の循環等により雇用や資本の稼働率が調整され、供給力と差（GDP ギャップ）が生じることとなる。

供給力を示す潜在 GDP の実績については、内閣府において、経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能な GDP と定義し、コブ・ダグラス型生産関数を用いて推計されている。また、併せて実質 GDP と潜在 GDP の乖離率を示す GDP ギャップ、潜在成長率（潜在 GDP の伸び率)、潜在成長率の構成要素として全要素生産性（TFP）上昇率等が内閣府により推計し公表されている。

GDP ギャップ　＝（実際の GDP－潜在 GDP）／潜在 GDP 潜在成長率（潜在 GDP の伸び率） 　　＝　全要素生産性（TFP）上昇率 　　＋　労働投入量の寄与　＋　資本投入量の寄与

専門委員会のマクロ経済に関する試算においては、幅広い６ケースを設定しているが、それぞれのケースの軸となる TFP 上昇率のパラメータ設定に当たっては内閣府の公表値が参照されている。また、シミュレーションの足元の GDP は、GDP ギャップを考慮した潜在 GDP が用いられている。

マクロ経済に関する試算においては、供給側からのアプローチによるモデルを用い、潜在 GDP を初期値とし、TFP 上昇率等のパラメータ設定は長期の平均的な水準やトレンドにより設定されている。このため、推計結果は景気循環による需要の変動を均した平均的な稼働率を前提とした供給力（潜在 GDP）の成長を推計したものと理解できる。

５．パラメータの設定

（１）労働投入量の設定

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、労働投入について、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者の増加や１人あたり平均労働時間の変化を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられている。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが 2009(平成 21)年財政検証より採用されている。

今回も基本的に同様の手法を採ることとされ、マンアワーベースの労働投入量の推計値が設定された。具体的な推計については、「日本の将来推計人口」や「労働力需給の推計」を基軸としており、厚生年金被保険者数の推計とも密接な関係にあることから、これらはまとめて次節（第３章第５節）で取り上げることとする。総労働時間の推移は第３－４－７図のとおりとなっており、男女計で 2017（平成 29)年度には 1,240 億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、2060(令和 42)年度には労働市場への参加が進むケース（参加進展シナリオ）で 859 億時間程度、労働市場への参加が一定程度進むケース（参加漸進シナリオ）で 833 億時間程度、労働市場への参加が進まないケース（参加現状シナリオ）で 784 億時間程度との見通しとなっている。

第３－４－７図　総労働時間（マンアワー）の推移

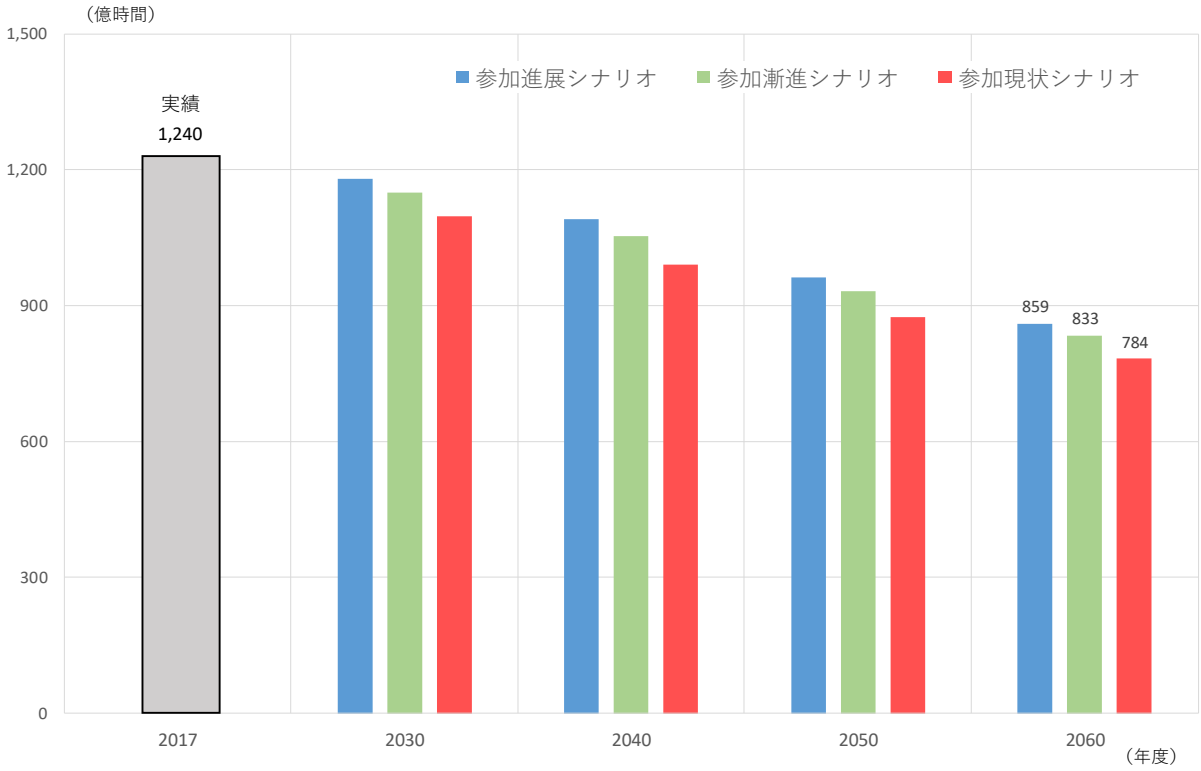

（２）全要素生産性上昇率を基礎とした複数ケースの設定

長期的な経済状況を見通す上で重要な要素である全要素生産性（TFP）上昇率（技術進歩等）は、将来の不確実性が大きいと考えられることから幅広く６ケースが設定されており、経済前提の設定の軸となっている。また、設定に当たっては内閣府試算の仮定、過去 30 年の実績の分布、バブル崩壊後の 1990 年代後半以降の実績の範囲（1.2～0.3%）が踏まえられている。

第３－４－８図　経済前提の設定の基本的考え方

- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回2017年7月～第10回2019年3月)の結果を基に設定

  ※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月及び7月)や労働力需給の推計(2019年3月)に整合的に設定
- 足下(2028年度まで)の経済前提は内閣府試算(2019年7月)に準拠して設定
- 長期(2029年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

  ※　長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸に幅の広い6ケースを設定。TFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績の分布、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%～0.3%)を踏まえ設定。

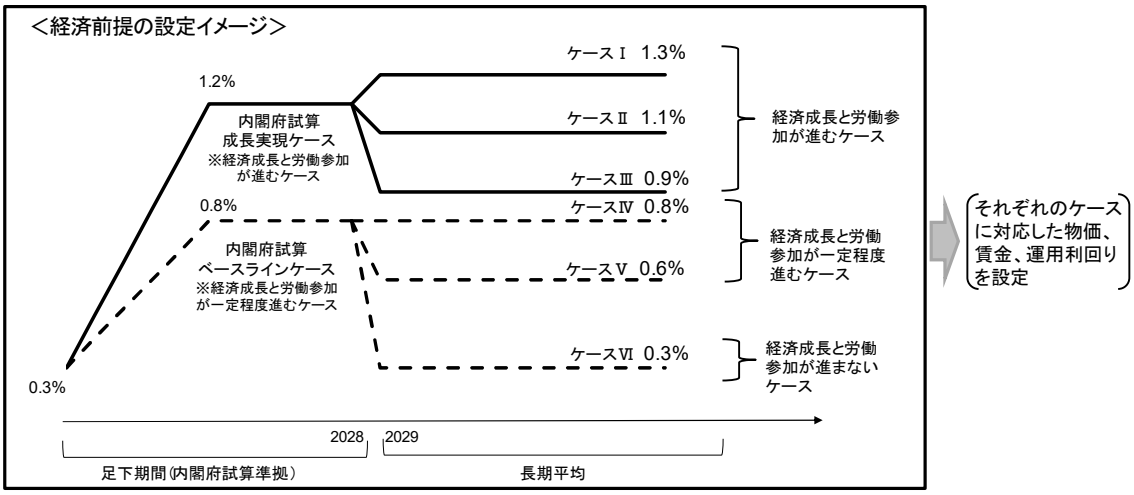

具体的には、内閣府試算の対象期間である 2028(令和 10)年度までは 2019(令和元)年７月の内閣府試算に準拠（※）した設定とし、足下の 0.3%から、成長実現ケースでは 1.3%まで、ベースラインケースでは 0.8%までそれぞれ上昇する設定とした。

2029(令和 11)年度以降の長期の設定は

・ 成長実現ケースに接続するものとして、2029(令和 11)年度以降 1.3%(※)で推移するケース（ケースⅠ）の他、内閣府試算よりも下方に設定するケースとして、1.1%で推移するケース（ケースⅡ)、0.9%で推移するケース（ケースⅢ）が設定され、

・ ベースラインケースに接続するものとしては、2029(令和 11)年度以降 0.8%で推移するケース（ケースⅣ）の他、内閣府試算よりも下方に設定するケースとして、0.6%で推移するケース（ケースⅤ)、0.3%で推移するケース（ケースⅥ）が設定された。

(※)　専門委員会において検討結果の報告（2019(平成 31)年３月）を取りまとめたときの直近の内閣府試算（2019(平成 31)年１月）においては、成長実現ケースの TFP 上昇率は 1.3%まで上昇することとされていたこと等からケースⅠの長期の設定が 1.3%とされた。その後、2019(令和元)年７月に新しい内閣府試算が公表されたため専門委員会を持ち回り開催し、2029(令和 11)年度以降の長期の設定につては見直す必要はないものの、2028(令和 10)年度までの足元の経済前提については 2019(令和元)年７月の内閣府試算に置き換えることも差し支えないと整理された。

また、労働投入量とのシナリオの組み合わせについては、内閣府試算との整合性を踏まえつつ、内閣府試算で想定されていない労働参加が進まないケースについても仮定された。具体的には、

- 内閣府試算の成長実現ケースに接続するケースⅠ～Ⅲについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が進むケース、
- 内閣府試算のベースラインケースに接続するケースのうち、ケースⅣ、Ⅴについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が一定程度進むケース、
- ケースⅥについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が進まないケース

を組み合わせることとされた。

潜在成長率とその内訳の推移をみると、潜在成長率は 1990 年代からリーマン・ショックのあった 2008(平成 20)年度まで低下傾向にあり、2008(平成 20)年度及び 2009(平成 21)年度にはゼロまで低下したが、その後は上昇傾向に転じ１％に近づきつつある。その内訳をみると労働投入量は 1991(平成３)年度以後、資本投入量は 2009(平成 21)年度以後マイナスに寄与していたが、2014(平成 26)年度以降は双方ともプラスに転じている。全要素生産性(TFP)上昇率は、1990(平成２)年以前は 1.5%以上の水準にあったが 1990 年代後半以降は 1.2～0.3%の間を推移しており、今回の財政検証の設定(1.3～0.3%)は概ねこの範囲で設定された。

第３－４－９図　潜在成長率とその内訳の推移

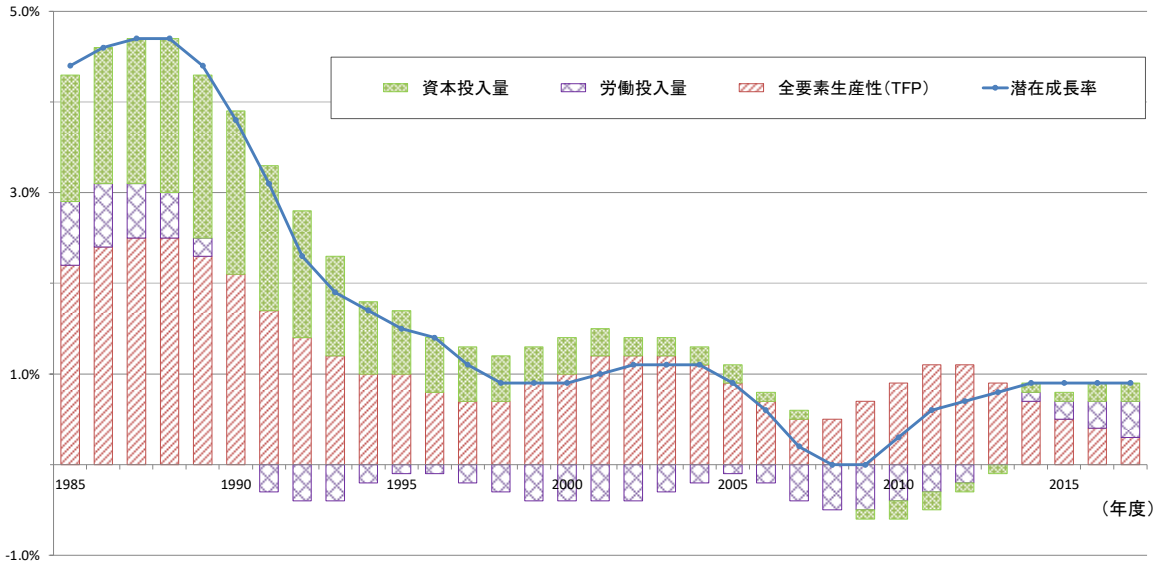

【資料】2018年10－12月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）ベースの内閣府推計

第３－４－10 図　全要素生産性（TFP）上昇率の推移（1981～2017 年度）

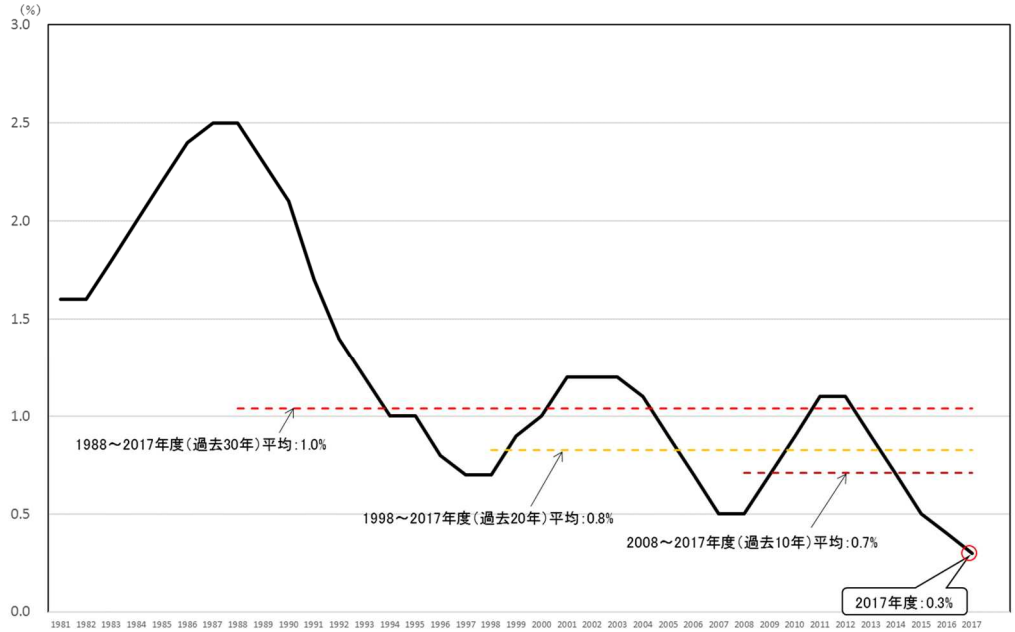

（出典）月例経済報告（内閣府）の2018年10－12月期四半期別GDP速報（1次速報値）
（注）過去平均は該当年度の年度値を単純平均したもの
なお、1988～1997年度平均は1.5%、1998～2007年度平均は0.9%となっている。

第３－４－11 図　全要素生産性（TFP）上昇率の分布（1988～2017 年度）

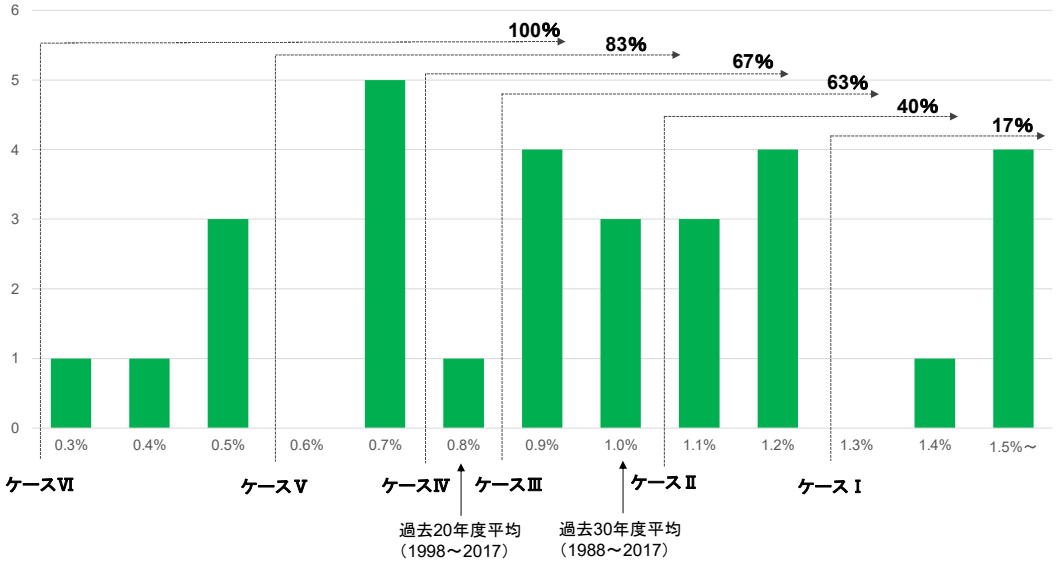

（出典）月例経済報告（内閣府）の2018年10－12月期四半期別GDP速報（1次速報値）

また、全要素生産性（TFP）上昇率の過去 30 年間の分布をみると、ケースⅠの前提 1.3%を上回るのは約 2 割（17%）であり、ケースⅠは過去 30 年間の実績の約 2 割（17%）をカバーするシナリオに相当する。同様に、ケースⅡの 1.1%は約 4 割（40%）、ケースⅢの 0.9%は約 6 割（63%）、ケースⅣの 0.8%は約 7 割（67%）、ケースⅤの 0.6%は約 8 割（83%）、ケースⅥの 0.3%は 10 割（100%）がカバーされるシナリオに相当する。

（３）資本分配率、資本減耗率の設定

資本分配率、資本減耗率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

資本分配率　＝　１－雇用者報酬／（営業余剰（総）＋雇用者報酬）

資本減耗率　＝　固定資本減耗／固定資産

資本分配率、資本減耗率の設定については、2014(平成 26)年の財政検証ではシナリオに応じた複数ケースの設定が行われており、今回も同様の方法によるものとされた。具体的には、全要素生産性（TFP）上昇率の過去 30 年平均は 1.0%、過去 10 年平均は 0.7%であることから、全要素生産性（TFP）上昇率の水準に応じ次のとおり設定した。

（資－ア）：ケースⅠ～Ⅲは過去 30 年平均（1988～2017 年）により
資本分配率 42.7%、資本減耗率 7.3%と設定

（資－イ）：ケースⅣ～Ⅵは過去 10 年平均（2008～2017 年）により
資本分配率 43.4%、資本減耗率 7.0%と設定

第３－４－12 図　資本分配率の推移と設定

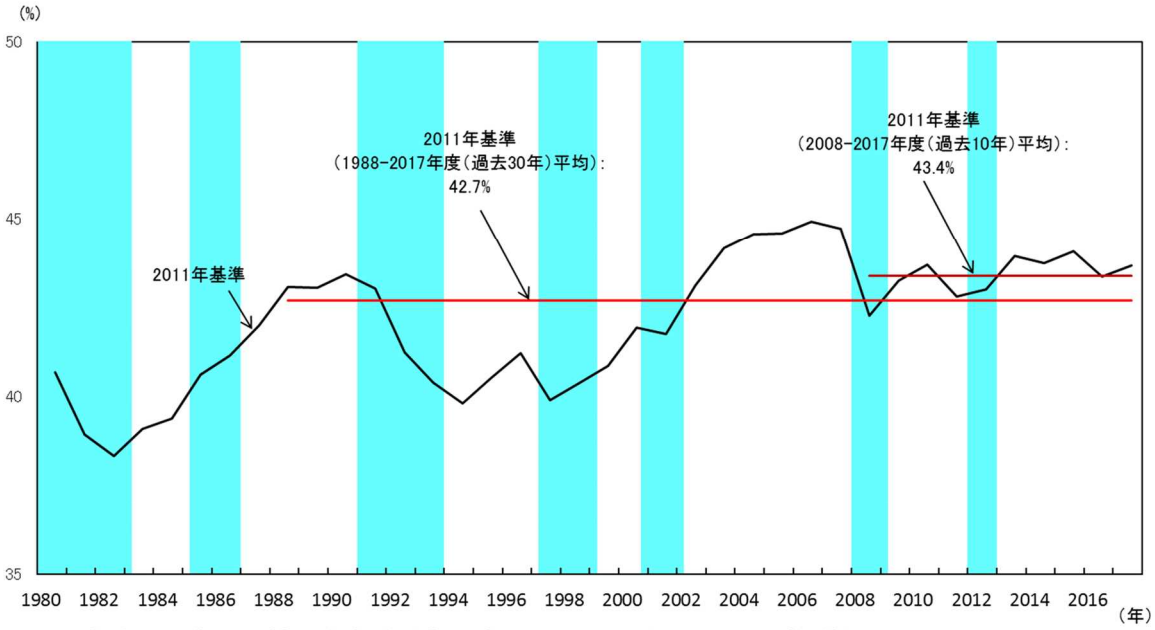

（出典）資本分配率は内閣府「国民経済計算」を基に作成。ただし、1993年以前は過去への遡及推計値を用いている。
（注）資本分配率は年度値。また、シャドー部分は景気後退期を表す。

第３－４－13 図　資本減耗率の推移と設定

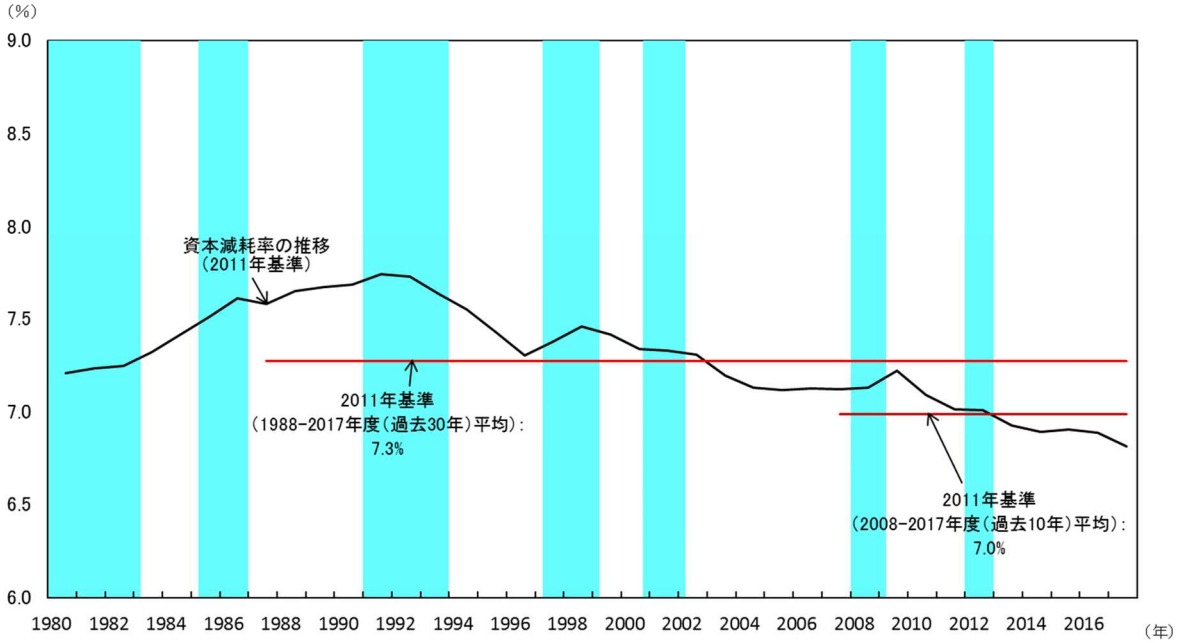

(出典)内閣府「国民経済計算」を基に作成。ただし、1993年以前は過去への遡及推計値を用いている。
(注) 資本分配率は年度値。また、シャドー部分は景気後退期を表す。

（４）総投資率の設定

総投資率、総貯蓄率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

総投資率　＝　総固定資本形成／名目 GDP

総貯蓄率　＝　総貯蓄／名目 GDP

総投資率の設定については、長期的な低下傾向を織り込みつつ、2014(平成26)年財政検証では海外経済との関係を考慮する観点から総投資と総貯蓄の差に着目したケースも設定し結果を幅で示すこととされた。今回も同様の方法によるものとされ、具体的には、次の２ケースを設定した。なお、長期的な低下傾向の外挿は対数正規曲線を当てはめることにより行われている。

（投－α）：総投資率の長期的な低下傾向を外挿したものから、総貯蓄率の長期的な低下傾向を外挿したものへ 30 年間かけて緩やかに遷移するようなケース

（投－β）：総投資率の長期的な低下傾向を外挿して設定するケース

総投資と総貯蓄の差が一国全体の経常収支に相当することから、総貯蓄に遷移するケース（投－α）は経常黒字の縮小を想定している。ただし、経常収支の先行きには様々な見方があることから、全てのシナリオについて、両方のケースについて推計を行い両方の結果を幅で示すこととされた。

このように設定した結果、今回の財政検証の（投－α）のケースでは総投資率がおおむね横ばいで推移する結果となっている。

第３－４－14 図　総投資率の推移と設定

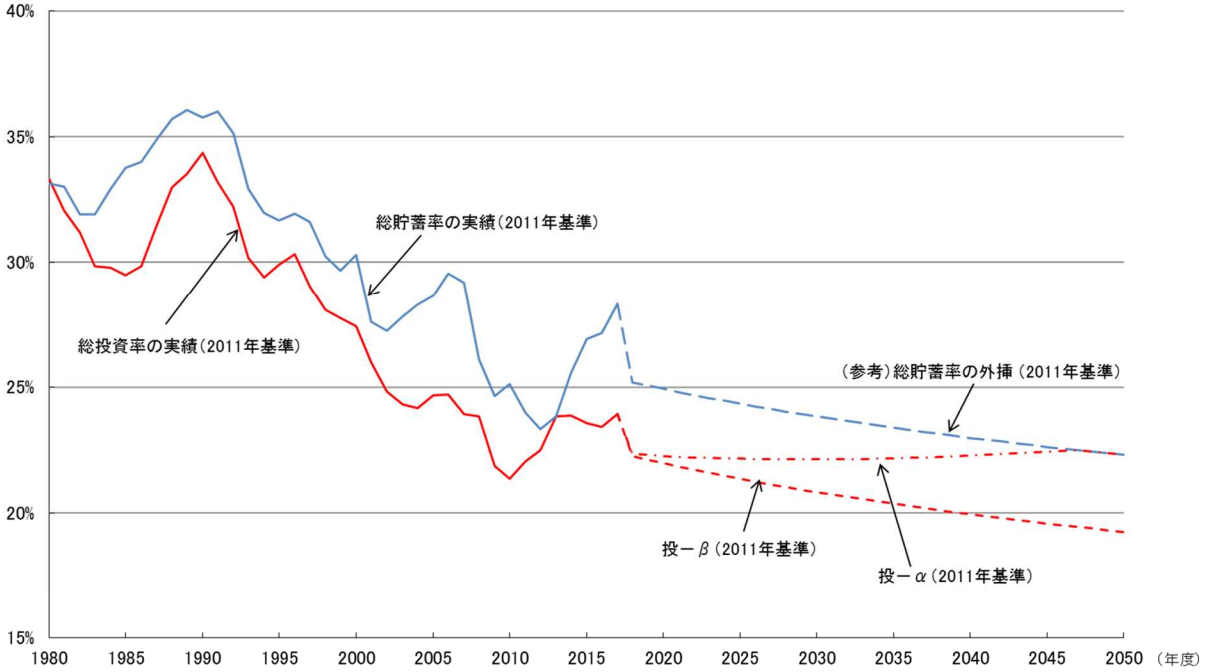

年度		1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022	2027	2032	2037	2042	2047	2052
2011年基準	総投資率　実績値	32.2%	29.0%	24.8%	23.9%	22.5%	23.9%							
	（参考）総貯蓄率　実績値	35.1%	31.6%	27.2%	29.2%	23.3%	28.3%							
	（投－α）の設定値						23.9%	22.2%	22.1%	22.1%	22.2%	22.3%	22.5%	22.2%
	（投－β）の設定値						23.9%	21.7%	21.1%	20.6%	20.2%	19.8%	19.4%	19.1%
	（参考）総貯蓄率　推計値						28.3%	24.7%	24.1%	23.6%	23.2%	22.8%	22.5%	22.2%

（５）物価上昇率の設定

物価上昇率については、前回の財政検証と同様に経済モデルの外生値として、日本銀行の物価安定の目標（2.0%）、過去 30 年間の実績の平均値（0.5%）、内閣府試算の推計値（2019(平成 31)年１月、成長実現ケース 2.0%、ベースラインケース 1.1%）を参考に設定された。設定にあたっては、実質経済成長率が高いほど物価上昇率も高くなるという関係となるように設定されている。

具体的な設定は、次のとおりである。

ケースⅠ（TFP 上昇率 1.3%）：　２．０％
ケースⅡ（TFP 上昇率 1.1%）：　１．６％
ケースⅢ（TFP 上昇率 0.9%）：　１．２％
ケースⅣ（TFP 上昇率 0.8%）：　１．１％
ケースⅤ（TFP 上昇率 0.6%）：　０．８％
ケースⅥ（TFP 上昇率 0.4%）：　０．５％

（内閣府試算の成長実現ケースに接続：ケースⅠ～Ⅲ）
（内閣府試算のベースラインケースに接続：ケースⅣ～Ⅵ）

（補論）国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計

＜基準改定＞

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。また、５年ごとに「産業連関表」「国勢調査」等の基礎統計の最新版を取り込む基準改定が行われており、最新の 2011 年基準においては、加えて最新の国際基準である「2008SNA」に対応するよう作成方法等の見直しも行われている。2011 年基準の国民経済計算では、2008SNA の対応として研究・開発の資本化が行われ、フローの総固定資本形成、ストックの固定資産に研究・開発が含まれることとなった。これらの基準改定により名目 GDP や資本ストックの水準が上昇している。

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、シミュレーションの初期値としての GDP、資本ストックは国民経済計算の数値を基礎としている他、 外生変数として与える資本減耗率、資本分配率、総投資率等の各種パラメータについても国民経済計算の系列を基礎に設定されている。今回の専門委員会においては、2011 年基準に合わせて資本ストックを有形固定資産から研究開発等を含む固定資産に見直すなど、基準改定に対応している。

＜遡及推計＞

2011 年基準の国民経済計算においては、1994 年以降の計数を正式系列としており、1993 年以前については一部の系列（支出側 GDP 系列、固定資本等）について 1980 年までの参考系列が公表されている。各種パラメータの設定には過去 30 年程度の計数が必要となるが、固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰等については 1993 年以前の計数が公表されていないため、専門委員会において遡及推計が行われている。

固定資本減耗については、2011 年基準では実効償却率を用いた定率法により算出されていることから、参考系列として公表されている資本財別の固定資産に実効償却率を乗じることにより遡及推計されている。

表章分類	実効償却率
住宅	0.05
住宅以外の建物	0.076
構築物	0.025
輸送用機械	0.199
情報通信機器	0.262
その他の機械・設備	0.177

表章分類	実効償却率
防衛装備品	0.074
育成生物資源	0.273
研究・開発	0.157
鉱物探査・評価	0.165
コンピュータソフトウェア	0.33

その他の必要な系列（雇用者報酬、営業余剰、その他の経常移転（純）、海外からの資本移転等（純））については、2000 年基準の国民経済計算において 1980 年までの計数が公表されていることから、これを用いて遡及推計されている。具体的には、1994～1998 年度の 5 年間の系列から 2011 年基準と 2000 年基準の乖離率を求め、2000 年基準の 1980～1993 年度の計数に乖離率を乗じることで 2011 年基準の遡及推計が行われている。

$$\text{N年度の遡及推計値(2011年基準)} = \text{N年度の値(2000年基準)} \times \frac{\text{1994～1998年度の平均値(2011年基準)}}{\text{1994～1998年度の平均値(2000年基準)}}$$

(N=1980～1993)

このようにして、マクロ経済に関する試算に必要な計数が全て 1980 年まで遡及推計され各種パラメータの設定などが行われている。具体的な計数は次表の通りである。

第３－４－15 表　国民経済計算を用いて算出される各種指標（計数表）

	固定資産	固定資本減耗	（参考）					各種指標				
			名目GDP	雇用者報酬	営業余剰(総)	総固定資本形成	総貯蓄	資本分配率	資本減耗率	利潤率	総投資率	総貯蓄率
	(暦年末、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
昭和55 (1980)	681,579	*49,155*	256,153	*130,756*	*89,647*	85,304	*84,895*	40.7	7.2	8.1	33.3	33.1
56 (1981)	727,362	*52,635*	272,557	*140,909*	*89,823*	87,374	*89,950*	38.9	7.2	7.4	32.1	33.0
57 (1982)	772,595	*55,999*	285,246	*148,999*	*92,661*	89,010	*90,992*	38.3	7.2	6.9	31.2	31.9
58 (1983)	799,645	*58,567*	299,017	*156,002*	*100,138*	89,244	*95,456*	39.1	7.3	7.3	29.8	31.9
59 (1984)	842,853	*62,510*	317,792	*164,637*	*106,994*	94,677	*104,669*	39.4	7.4	7.4	29.8	32.9
60 (1985)	874,973	*65,738*	338,999	*172,532*	*117,985*	99,971	*114,424*	40.6	7.5	8.2	29.5	33.8
61 (1986)	896,096	*68,214*	353,082	*178,699*	*124,939*	105,343	*120,065*	41.1	7.6	8.6	29.8	34.0
62 (1987)	950,121	*72,034*	374,417	*185,561*	*134,336*	117,672	*130,500*	42.0	7.6	9.0	31.4	34.9
63 (1988)	1,013,064	*77,508*	400,430	*196,861*	*148,894*	132,048	*142,926*	43.1	7.7	9.4	33.0	35.7
平成元 (1989)	1,114,361	*85,526*	427,272	*211,584*	*159,946*	143,225	*154,037*	43.1	7.7	8.8	33.5	36.1
2 (1990)	1,233,796	*94,803*	462,964	*229,410*	*176,061*	159,128	*165,605*	43.4	7.7	8.6	34.4	35.8
3 (1991)	1,323,375	*102,461*	487,343	*246,321*	*186,106*	161,767	*175,433*	43.0	7.7	8.1	33.2	36.0
4 (1992)	1,380,329	*106,691*	496,682	*252,790*	*177,484*	159,970	*174,552*	41.2	7.7	7.1	32.2	35.1
5 (1993)	1,418,078	*108,305*	494,916	*258,584*	*175,280*	149,304	*162,983*	40.4	7.6	6.5	30.2	32.9
6 (1994)	1,456,355	110,008	502,751	262,258	173,508	147,880	160,703	39.8	7.6	6.2	29.4	32.0
7 (1995)	1,483,808	110,284	516,202	266,521	181,630	154,462	163,434	40.5	7.4	6.7	29.9	31.7
8 (1996)	1,543,273	112,767	528,843	272,333	191,019	160,448	168,889	41.2	7.3	6.8	30.3	31.9
9 (1997)	1,578,985	116,524	533,393	278,419	184,824	154,833	168,593	39.9	7.4	6.1	29.0	31.6
10 (1998)	1,578,952	117,776	526,004	272,756	184,704	147,808	159,032	40.4	7.5	6.0	28.1	30.2
11 (1999)	1,584,295	117,547	521,924	268,604	185,614	144,817	154,886	40.9	7.4	6.0	27.7	29.7
12 (2000)	1,605,032	117,797	528,447	270,210	195,231	144,922	160,042	41.9	7.3	6.5	27.4	30.3
13 (2001)	1,597,180	117,108	519,189	264,138	189,318	134,939	143,262	41.8	7.3	6.2	26.0	27.6
14 (2002)	1,591,364	116,323	514,855	256,296	194,326	127,805	140,220	43.1	7.3	6.6	24.8	27.2
15 (2003)	1,604,117	115,476	517,720	253,177	200,347	125,887	144,041	44.2	7.2	7.1	24.3	27.8
16 (2004)	1,623,696	115,797	521,349	254,587	204,791	126,084	147,542	44.6	7.1	7.2	24.2	28.3
17 (2005)	1,647,412	117,294	525,643	258,606	208,209	129,705	150,598	44.6	7.1	7.1	24.7	28.7
18 (2006)	1,680,714	119,802	529,034	261,446	213,242	130,752	156,326	44.9	7.1	7.0	24.7	29.5
19 (2007)	1,714,858	122,175	530,923	263,593	213,281	126,987	154,988	44.7	7.1	6.7	23.9	29.2
20 (2008)	1,734,755	123,743	509,482	263,284	192,747	121,485	133,008	42.3	7.1	5.3	23.8	26.1
21 (2009)	1,674,934	121,006	491,957	251,689	191,855	107,633	121,293	43.3	7.2	5.5	21.9	24.7
22 (2010)	1,668,756	118,403	499,429	252,847	196,235	106,648	125,524	43.7	7.1	6.0	21.4	25.1
23 (2011)	1,655,543	116,193	494,043	254,611	190,520	108,895	118,577	42.8	7.0	5.8	22.0	24.0
24 (2012)	1,644,071	115,277	494,370	253,773	191,586	111,172	115,360	43.0	7.0	5.9	22.5	23.3
25 (2013)	1,682,773	116,583	507,255	255,930	200,649	120,987	120,905	43.9	6.9	6.3	23.9	23.8
26 (2014)	1,724,010	118,894	518,235	260,744	202,694	123,775	132,609	43.7	6.9	6.3	23.9	25.6
27 (2015)	1,737,003	120,014	532,983	264,714	208,690	125,689	143,516	44.1	6.9	6.6	23.6	26.9
28 (2016)	1,744,253	120,186	536,795	271,108	207,508	125,745	145,842	43.4	6.9	6.5	23.4	27.2
29 (2017)	1,779,267	121,321	547,409	276,167	214,260	130,957	155,056	43.7	6.8	6.6	23.9	28.3

（出典）内閣府「国民経済計算」（2011（平成23）年基準）
なお、1993年度以前は、内閣府で公表している参考系列を用いているが、参考系列が公表されていない項目（斜体字の部分）は、本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

６．マクロ経済に関する試算

先に述べた複数の計算式及びパラメータの設定をもとに、労働時間当たり実質経済成長率や利潤率などが逐次的に毎年度算出される。推計過程の例として、「ケースⅢ（全要素生産性上昇率 0.9%、労働参加が進む）、（資－ア）、（投－α）」の組合せの場合、「ケースⅤ（全要素生産性上昇率 0.7%、労働参加が一定程度進む）、（資－イ）、（投－β）」の組合せの場合を第３－４－16 表に示している。

2028（令和 10）年度までは内閣府試算に準拠するため、マクロ経済に関する試算結果は 2029（令和 11）年度以降の長期の前提の設定に活用される。長期の前提の設定にあたっては、一時的な変動にとらわれず長期の平均値で設定する必要があること、コブ・ダグラス型生産関数に基づく経済モデルは、20～30 年の期間における経済成長の見込み等について推計する際に用いられることから、内閣府試算の推計期間後の 2029（令和 11）年度から 20 年間（2029～2048 年度）、25 年間（2029～2053 年度）、30 年間（2029～2058 年度）の推計を行い、それぞれの期間における労働時間当たり実質経済成長率や利潤率の平均値を基礎に長期の設定を行うこととされた。

第３－４－16 表　マクロ経済に関する推計過程（例）

ケースⅢ（TFP上昇率0. ９%、労働参加が進む）、（資ーア）、（投－α） の場合

年度		総労働時間 ①	伸び率 ②	全要素生産性上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP（平成23年度基準）潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済成長率 ⑩	労働時間あたり実質経済成長率 ⑪	利潤率 ⑫	被用者年金被保険者の平均労働時間	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率 ⑬	資本係数（資本のGDP比）
		億時間、年度						兆円	兆円					週時間、年度		
29	(2017)	1,240		0.40%	42.7%	7.3%	23.9%	550.7	1,779.3					176.4		323%
30	(2018)	1,241	0.0%	0.40%	42.7%	7.3%	22.4%	553.3	1,781.6	0.1%	0.5%	0.44%	6.0%	175.7	−0.4%	322%
31	(2019)	1,240	−0.1%	0.60%	42.7%	7.3%	22.3%	555.5	1,775.6	−0.3%	0.4%	0.50%	6.1%	174.9	−0.5%	320%
32	(2020)	1,238	−0.1%	0.80%	42.7%	7.3%	22.3%	558.8	1,770.4	−0.3%	0.6%	0.73%	6.2%	174.1	−0.5%	317%
33	(2021)	1,233	−0.4%	1.00%	42.7%	7.3%	22.2%	562.6	1,766.0	−0.2%	0.7%	1.06%	6.3%	173.6	−0.3%	314%
34	(2022)	1,228	−0.4%	1.20%	42.7%	7.3%	22.2%	567.6	1,762.6	−0.2%	0.9%	1.28%	6.5%	173.2	−0.3%	311%
35	(2023)	1,223	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	573.4	1,760.5	−0.1%	1.0%	1.42%	6.6%	172.7	−0.3%	307%
36	(2024)	1,218	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	579.3	1,759.6	0.0%	1.0%	1.47%	6.8%	172.2	−0.3%	304%
37	(2025)	1,213	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	585.5	1,760.0	0.0%	1.1%	1.49%	6.9%	171.7	−0.3%	301%
38	(2026)	1,207	−0.5%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	591.8	1,761.7	0.1%	1.1%	1.54%	7.1%	171.3	−0.3%	298%
39	(2027)	1,200	−0.6%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	597.9	1,764.5	0.2%	1.0%	1.61%	7.2%	170.8	−0.3%	295%
40	(2028)	1,193	−0.6%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	604.3	1,768.5	0.2%	1.1%	1.65%	7.3%	170.3	−0.3%	293%
41	(2029)	1,186	−0.6%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	608.4	1,773.5	0.3%	0.7%	1.28%	7.4%	169.8	−0.3%	292%
42	(2030)	1,179	−0.5%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	612.8	1,779.1	0.3%	0.7%	1.27%	7.4%	169.3	−0.3%	290%
43	(2031)	1,171	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	616.7	1,785.3	0.3%	0.6%	1.35%	7.5%	169.1	−0.1%	289%
44	(2032)	1,163	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	620.7	1,791.9	0.4%	0.6%	1.36%	7.5%	169.0	−0.1%	289%
45	(2033)	1,155	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	624.8	1,799.0	0.4%	0.7%	1.37%	7.5%	168.9	−0.1%	288%
46	(2034)	1,146	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	628.8	1,806.5	0.4%	0.6%	1.40%	7.6%	168.7	−0.1%	287%
47	(2035)	1,137	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	632.9	1,814.4	0.4%	0.7%	1.41%	7.6%	168.6	−0.1%	287%
48	(2036)	1,128	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	637.1	1,822.8	0.5%	0.7%	1.42%	7.6%	168.5	−0.1%	286%
49	(2037)	1,120	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	641.3	1,831.5	0.5%	0.7%	1.44%	7.7%	168.4	−0.1%	286%
50	(2038)	1,110	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	645.3	1,840.7	0.5%	0.6%	1.47%	7.7%	168.3	−0.1%	285%
51	(2039)	1,101	−0.9%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	649.4	1,850.3	0.5%	0.6%	1.49%	7.7%	168.2	−0.1%	285%
52	(2040)	1,091	−0.9%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	653.5	1,860.2	0.5%	0.6%	1.50%	7.7%	168.1	0.0%	285%
53	(2041)	1,078	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	656.5	1,870.4	0.6%	0.5%	1.64%	7.7%	168.1	0.0%	285%
54	(2042)	1,065	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	659.4	1,880.8	0.6%	0.4%	1.66%	7.7%	168.2	0.0%	285%
55	(2043)	1,052	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	662.2	1,891.2	0.6%	0.4%	1.67%	7.7%	168.2	0.0%	286%
56	(2044)	1,038	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	664.9	1,901.7	0.6%	0.4%	1.68%	7.6%	168.2	0.0%	286%
57	(2045)	1,025	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	667.5	1,912.2	0.6%	0.4%	1.69%	7.6%	168.2	0.0%	286%
58	(2046)	1,012	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.5%	670.4	1,922.8	0.6%	0.4%	1.66%	7.6%	168.3	0.0%	287%
59	(2047)	999	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.5%	673.0	1,933.5	0.6%	0.4%	1.69%	7.6%	168.3	0.0%	287%
60	(2048)	986	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	675.7	1,944.2	0.6%	0.4%	1.68%	7.6%	168.3	0.0%	288%
61	(2049)	974	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	678.4	1,954.3	0.5%	0.4%	1.66%	7.5%	168.3	0.0%	288%
62	(2050)	962	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	681.0	1,963.9	0.5%	0.4%	1.64%	7.5%	168.3	0.0%	288%
63	(2051)	950	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	683.7	1,972.9	0.5%	0.4%	1.62%	7.5%	168.4	0.0%	289%
64	(2052)	939	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	686.4	1,981.4	0.4%	0.4%	1.60%	7.5%	168.4	0.0%	289%
65	(2053)	927	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	689.1	1,989.5	0.4%	0.4%	1.58%	7.5%	168.4	0.0%	289%
66	(2054)	917	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	691.9	1,997.2	0.4%	0.4%	1.56%	7.5%	168.4	0.0%	289%
67	(2055)	906	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	22.0%	694.7	2,004.6	0.4%	0.4%	1.54%	7.5%	168.4	0.0%	289%
68	(2056)	896	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	22.0%	697.6	2,011.6	0.4%	0.4%	1.53%	7.5%	168.4	0.0%	288%
69	(2057)	887	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	21.9%	700.3	2,018.4	0.3%	0.4%	1.52%	7.5%	168.4	0.0%	288%
70	(2058)	877	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	21.8%	703.1	2,024.9	0.3%	0.4%	1.52%	7.5%	168.4	0.0%	288%
							推計方法	前年度の⑦×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧×(1+当年度の⑨)	前年度の((⑥×⑦／⑧)−⑤)	③+④×⑨+(1−④)×②	⑩−②	④×⑦／⑧−⑤			⑧／⑦
											⇩	⇩	⇩		⇩	
								2029～2048年度（20年間）平均			0.56%	1.51%	7.60%	168.5	−0.06%	
								2029～2053年度（25年間）平均			0.53%	1.53%	7.59%	168.5	−0.04%	
								2029～2058年度（30年間）平均			0.51%	1.53%	7.58%	168.5	−0.04%	

ケースⅤ（TFP上昇率0. ６%、労働参加が一定程度進む）、（資ーイ）、（投－β） の場合

年度		総労働時間 ①	伸び率 ②	全要素生産性上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP（平成23年度基準）潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済成長率 ⑩	労働時間あたり実質経済成長率 ⑪	利潤率 ⑫	被用者年金被保険者の平均労働時間	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率 ⑬	資本係数（資本のGDP比）
		億時間、年度						兆円	兆円					週時間、年度		
29	(2017)	1,240		0.40%	43.4%	7.0%	23.9%	550.7	1,779.3					176.4		323%
30	(2018)	1,239	−0.1%	0.40%	43.4%	7.0%	22.3%	553.7	1,786.6	0.4%	0.5%	0.61%	6.5%	176.4	0.0%	323%
31	(2019)	1,239	0.0%	0.60%	43.4%	7.0%	22.1%	556.6	1,784.9	−0.1%	0.5%	0.58%	6.5%	176.3	0.0%	321%
32	(2020)	1,238	−0.1%	0.60%	43.4%	7.0%	22.0%	559.4	1,783.1	−0.1%	0.5%	0.60%	6.6%	176.3	0.0%	319%
33	(2021)	1,230	−0.6%	0.70%	43.4%	7.0%	21.8%	561.2	1,781.4	−0.1%	0.3%	0.92%	6.7%	176.3	0.0%	317%
34	(2022)	1,223	−0.6%	0.70%	43.4%	7.0%	21.7%	562.9	1,779.4	−0.1%	0.3%	0.92%	6.7%	176.3	0.0%	316%
35	(2023)	1,215	−0.6%	0.80%	43.4%	7.0%	21.6%	565.1	1,777.2	−0.1%	0.4%	1.02%	6.8%	176.3	0.0%	315%
36	(2024)	1,207	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.5%	567.1	1,775.0	−0.1%	0.4%	1.04%	6.9%	176.3	0.0%	313%
37	(2025)	1,199	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.4%	569.3	1,772.7	−0.1%	0.4%	1.03%	6.9%	176.3	0.0%	311%
38	(2026)	1,190	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.2%	571.2	1,770.3	−0.1%	0.3%	1.05%	7.0%	176.3	0.0%	310%
39	(2027)	1,180	−0.8%	0.80%	43.4%	7.0%	21.1%	572.7	1,767.9	−0.1%	0.3%	1.10%	7.1%	176.3	0.0%	309%
40	(2028)	1,170	−0.9%	0.80%	43.4%	7.0%	21.0%	574.2	1,765.3	−0.1%	0.2%	1.11%	7.1%	176.3	0.0%	307%
41	(2029)	1,160	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.9%	574.3	1,762.6	−0.2%	0.0%	0.92%	7.1%	176.2	0.0%	307%
42	(2030)	1,150	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.8%	574.5	1,759.6	−0.2%	0.0%	0.90%	7.2%	176.2	0.0%	306%
43	(2031)	1,141	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.7%	575.0	1,756.2	−0.2%	0.1%	0.86%	7.2%	176.2	0.0%	305%
44	(2032)	1,132	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.6%	575.3	1,752.6	−0.2%	0.1%	0.86%	7.2%	176.2	0.0%	305%
45	(2033)	1,122	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.5%	575.5	1,748.7	−0.2%	0.0%	0.86%	7.3%	176.1	0.0%	304%
46	(2034)	1,113	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.5%	575.6	1,744.7	−0.2%	0.0%	0.87%	7.3%	176.1	0.0%	303%
47	(2035)	1,103	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.4%	575.6	1,740.4	−0.2%	0.0%	0.87%	7.4%	176.1	0.0%	302%
48	(2036)	1,094	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.3%	575.7	1,735.9	−0.3%	0.0%	0.85%	7.4%	176.1	0.0%	302%
49	(2037)	1,084	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.2%	575.6	1,731.2	−0.3%	0.0%	0.86%	7.4%	176.1	0.0%	301%
50	(2038)	1,074	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.1%	575.4	1,726.4	−0.3%	0.0%	0.88%	7.5%	176.1	0.0%	300%
51	(2039)	1,064	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.0%	575.0	1,721.4	−0.3%	−0.1%	0.89%	7.5%	176.1	0.0%	299%
52	(2040)	1,054	−1.0%	0.60%	43.4%	7.0%	20.0%	574.6	1,716.2	−0.3%	−0.1%	0.88%	7.5%	176.1	0.0%	299%
53	(2041)	1,041	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.9%	573.4	1,710.8	−0.3%	−0.2%	0.98%	7.5%	176.1	0.0%	298%
54	(2042)	1,029	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.8%	572.1	1,705.1	−0.3%	−0.2%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	298%
55	(2043)	1,016	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.7%	570.6	1,699.2	−0.4%	−0.2%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	298%
56	(2044)	1,003	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.7%	569.1	1,692.9	−0.4%	−0.3%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	297%
57	(2045)	991	−1.3%	0.60%	43.4%	7.0%	19.6%	567.5	1,686.4	−0.4%	−0.3%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	297%
58	(2046)	979	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.5%	566.1	1,679.6	−0.4%	−0.3%	0.94%	7.6%	176.2	0.0%	297%
59	(2047)	967	−1.3%	0.60%	43.4%	7.0%	19.4%	564.4	1,672.6	−0.4%	−0.3%	0.96%	7.6%	176.3	0.0%	296%
60	(2048)	955	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.4%	562.8	1,665.3	−0.4%	−0.3%	0.95%	7.7%	176.3	0.0%	296%
61	(2049)	943	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.3%	561.2	1,657.9	−0.4%	−0.3%	0.94%	7.7%	176.3	0.0%	295%
62	(2050)	932	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.2%	559.6	1,650.4	−0.5%	−0.3%	0.92%	7.7%	176.3	0.0%	295%
63	(2051)	920	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.2%	558.1	1,642.7	−0.5%	−0.3%	0.92%	7.7%	176.3	0.0%	294%
64	(2052)	910	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.1%	556.6	1,634.9	−0.5%	−0.3%	0.90%	7.8%	176.3	0.0%	294%
65	(2053)	899	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.1%	555.1	1,626.9	−0.5%	−0.3%	0.89%	7.8%	176.3	0.0%	293%
66	(2054)	889	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	19.0%	553.7	1,619.0	−0.5%	−0.3%	0.88%	7.8%	176.3	0.0%	292%
67	(2055)	879	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.9%	552.3	1,611.0	−0.5%	−0.2%	0.86%	7.9%	176.3	0.0%	292%
68	(2056)	870	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.9%	551.0	1,602.9	−0.5%	−0.2%	0.86%	7.9%	176.3	0.0%	291%
69	(2057)	860	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.8%	549.7	1,594.9	−0.5%	−0.2%	0.86%	8.0%	176.3	0.0%	290%
70	(2058)	851	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.8%	548.3	1,586.8	−0.5%	−0.2%	0.86%	8.0%	176.3	0.0%	289%
							推計方法	前年度の⑦×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧×(1+当年度の⑨)	前年度の((⑥×⑦／⑧)−⑤)	③+④×⑨+(1−④)×②	⑩−②	④×⑦／⑧−⑤			⑧／⑦
											⇩	⇩	⇩		⇩	
								2029～2048年度（20年間）平均			−0.10%	0.91%	7.45%	176.2	0.00%	
								2029～2053年度（25年間）平均			−0.14%	0.91%	7.51%	176.2	0.00%	
								2029～2058年度（30年間）平均			−0.15%	0.91%	7.58%	176.2	0.00%	

マクロ経済に関する試算結果について、第３－４－17 表が「実質経済成長率」、「労働時間当たり実質経済成長率（労働生産性上昇率）」及び「利潤率」の長期の平均値の一覧である。

第３－４－17 表　マクロ経済に関する試算結果（一覧）

内閣府試算との接続	長期の前提					推計値								
	労働力に関する設定	ケース	全要素生産性上昇率（2029年度以降）	資本分配率資本減耗率の設定	総投資率の設定	実質経済成長率（一国経済、年率）			労働時間当たり実質経済成長率			利潤率		
						経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間		
						20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）	20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）	20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）
成長実現ケースに関連するもの	経済成長と労働参加が進むケース	ケースⅠ	1.3 %	（資－ア）	（投－α）	1.06%	1.04%	1.04%	2.01%	2.05%	2.06%	8.09%	8.15%	8.21%
					（投－β）	0.84%	0.82%	0.82%	1.79%	1.82%	1.84%	8.66%	8.86%	9.05%
		ケースⅡ	1.1 %	（資－ア）	（投－α）	0.81%	0.79%	0.77%	1.76%	1.79%	1.80%	7.84%	7.86%	7.89%
					（投－β）	0.60%	0.57%	0.56%	1.54%	1.57%	1.58%	8.40%	8.55%	8.70%
		ケースⅢ	0.9 %	（資－ア）	（投－α）	0.56%	0.53%	0.51%	1.51%	1.53%	1.53%	7.60%	7.59%	7.58%
					（投－β）	0.35%	0.31%	0.29%	1.30%	1.31%	1.32%	8.14%	8.25%	8.36%
ベースラインケースに関連するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	ケースⅣ	0.8 %	（資－イ）	（投－α）	0.35%	0.33%	0.32%	1.36%	1.38%	1.38%	7.20%	7.19%	7.19%
					（投－β）	0.14%	0.12%	0.11%	1.16%	1.17%	1.17%	7.69%	7.79%	7.90%
		ケースⅤ	0.6 %	（資－イ）	（投－α）	0.10%	0.07%	0.05%	1.12%	1.12%	1.11%	6.97%	6.92%	6.89%
					（投－β）	−0.10%	−0.14%	−0.15%	0.91%	0.91%	0.91%	7.45%	7.51%	7.58%
	経済成長と労働参加が進まないケース	ケースⅥ	0.3 %	（資－イ）	（投－α）	−0.38%	−0.41%	−0.43%	0.73%	0.72%	0.70%	6.38%	6.29%	6.22%
					（投－β）	−0.58%	−0.61%	−0.63%	0.54%	0.52%	0.50%	6.82%	6.83%	6.86%

なお、ケースⅠ～Ⅵのそれぞれについて、総投資率の設定が２通り（（投－α）または（投－β））及び、適用期間が３通り（20 年間、25 年間、30 年間）であるため、6 通りの試算結果が得られているが、これらの結果を幅（最小値～最大値）で示すこととされた。実際に長期の経済前提として用いる数値については、幅で示されたものの中央値を採ることとした。

幅で示された実質経済成長率の中央値は、第３－４－18 表のとおりでありケースⅠ～Ⅳは実質プラス成長を想定しているものの、ケースⅤはゼロ成長、ケースⅥは実質マイナス成長と厳しい経済状況が想定されている。

第３－４－18 表　実質経済成長率の想定（2029 年度以降 20～30 年間）

ケースⅠ	0.9%
ケースⅡ	0.6%
ケースⅢ	0.4%
ケースⅣ	0.2%
ケースⅤ	0.0%
ケースⅥ	▲0.5%

試算結果について、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性（TFP)、資本投入量、労働投入量に要素分解したのが、第３－４－19 図である。なお、2017(平成 29)年度までは 2018 年 10-12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）ベースの内閣府推計であり、総投資率は概ね横ばいで推移する（投－α）のケースである。

長期の前提の基礎となる 2029(令和 11)年度以降についてみると、実質経済成長率の見通しはケースⅠが足元の潜在成長率（0.9%）とおおむね同じ、ケースⅡ～Ⅵは足元の潜在成長率より低くなっている。要素分解をみると、いずれのケースも労働投入量がマイナスに寄与しており実質成長率を引き下げていることが分かる。一方資本投入量は実質プラス成長を想定しているケースⅠ～Ⅳではプラスに寄与しているが、マイナス成長を想定しているケースⅥではマイナスに寄与している。

第３－４－19 図　潜在性成長率の推移と実質経済成長率の推計結果

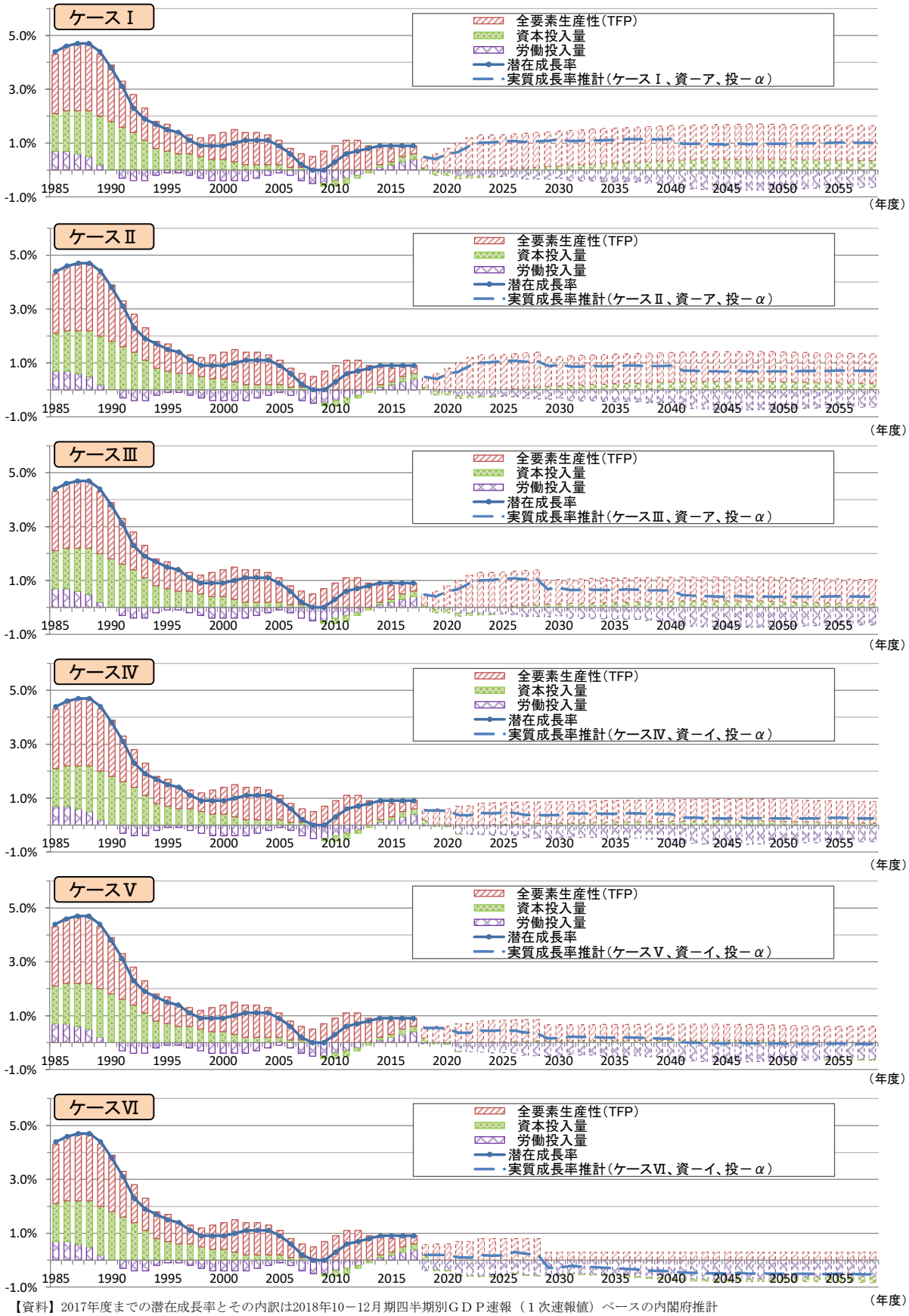

【資料】2017年度までの潜在成長率とその内訳は2018年10－12月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）ベースの内閣府推計
2018年度以降の棒グラフは、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性、資本投入量、労働投入量に要素分解したもの

マクロ経済に関する試算における利潤率の結果（第３－４－20 図）をみると総投資率の設定により様相が異なっている。総投資率が横ばいの（投－α）の場合、実質経済成長率が高いケースほど利潤率は高く、ケースに応じて一定の水準に収束して行く様子が見られる。一方、総投資率が低下していく設定の（投－β）の場合、実質経済成長率の高いケースほど利潤率が高いのは同様であるが、一定の水準に収束せず足元から上昇していく様子が見られる。

総投資率が横ばいの（投－α）と低下する（投－β）の試算結果と対比してみると、総投資率の設定が利潤率の試算結果に大きく影響していることが分かる。

マクロ経済に関する試算において利潤率は次式により計算されるが、資本分配率、資本減耗率は固定されているため、利潤率は資本係数（固定資産の対 GDP 比）により水準が決定されることとなる。

利潤率 ＝ 資本分配率× GDP ／固定資産－資本減耗率
＝ 資本分配率／資本係数（固定資産の対 GDP 比）－資本減耗率

（投－β）の設定の場合、総投資率が低下していくため、資本係数が低下していく試算結果となっており、この結果、利潤率が上昇していく結果となっている。

第３－４－20 図　利潤率の推移と試算結果

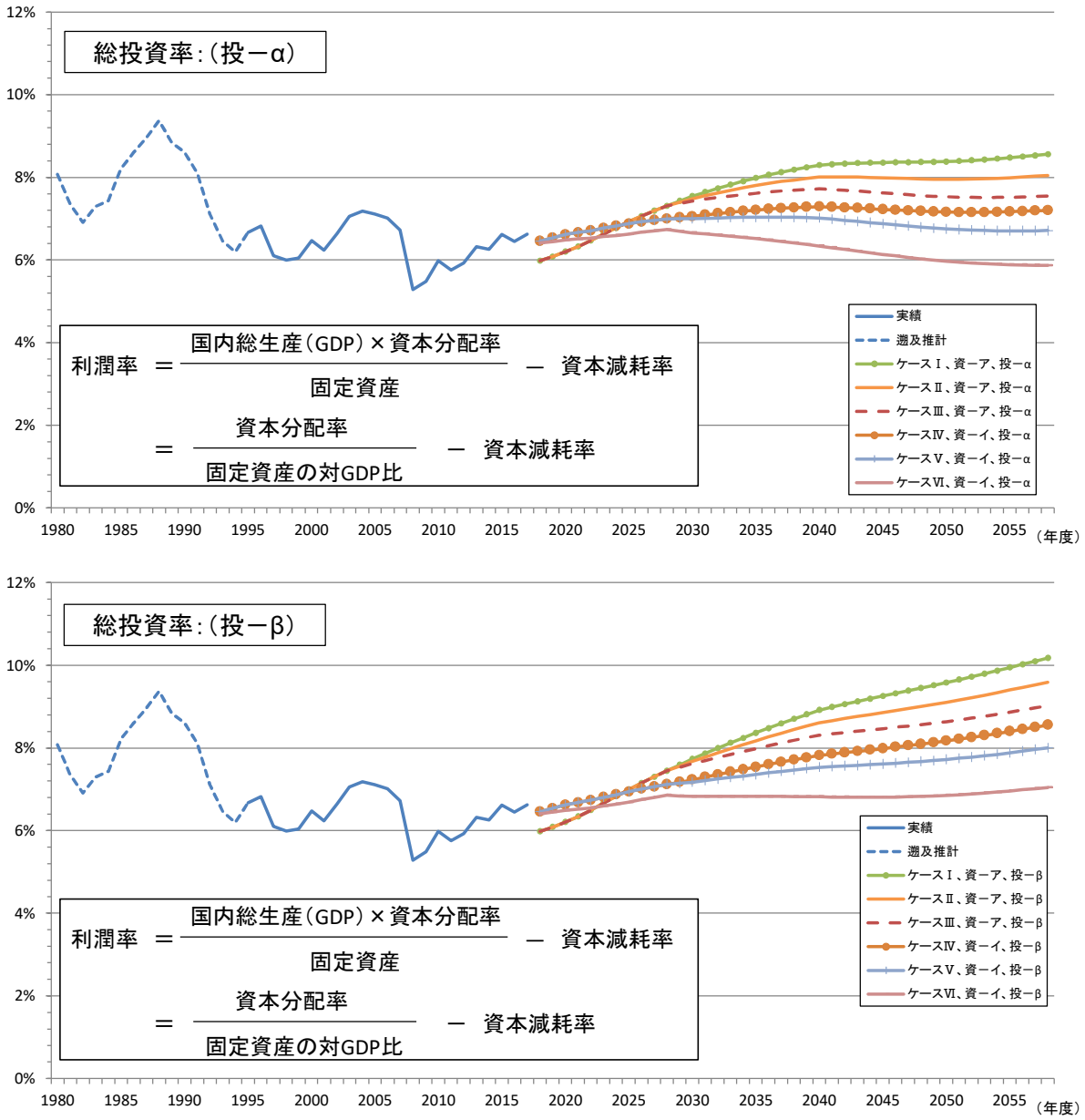

（注）実績は「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）、遡及推計は本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

７．近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定

（１）近年の我が国経済の中長期的動向

実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方に基づき設定される。しかしながら、バブル崩壊後の我が国の経済状況を顧みると必ずしも実質経済成長が賃金上昇に結びついていない。実際、1996～2015 年の 20 年

間でみると、実質経済成長率は年平均 0.8%、就業者 1 人あたりで 0.9%とプラス成長となっているが、民間給与実態統計でみると名目賃金上昇率は年平均▲0.6%、消費者物価指数で実質化すると実質▲0.7%とマイナスとなっている。そこで、専門委員会において、この差の要因について分析を行い、実質賃金上昇率の設定にあたって考慮すべき要素については織り込まれることとなった。要因分析の結果をまとめたのが第３－４－21 図である。

第３－４－21 図　過去 20 年間の平均伸び率の比較（1996～2015 年）

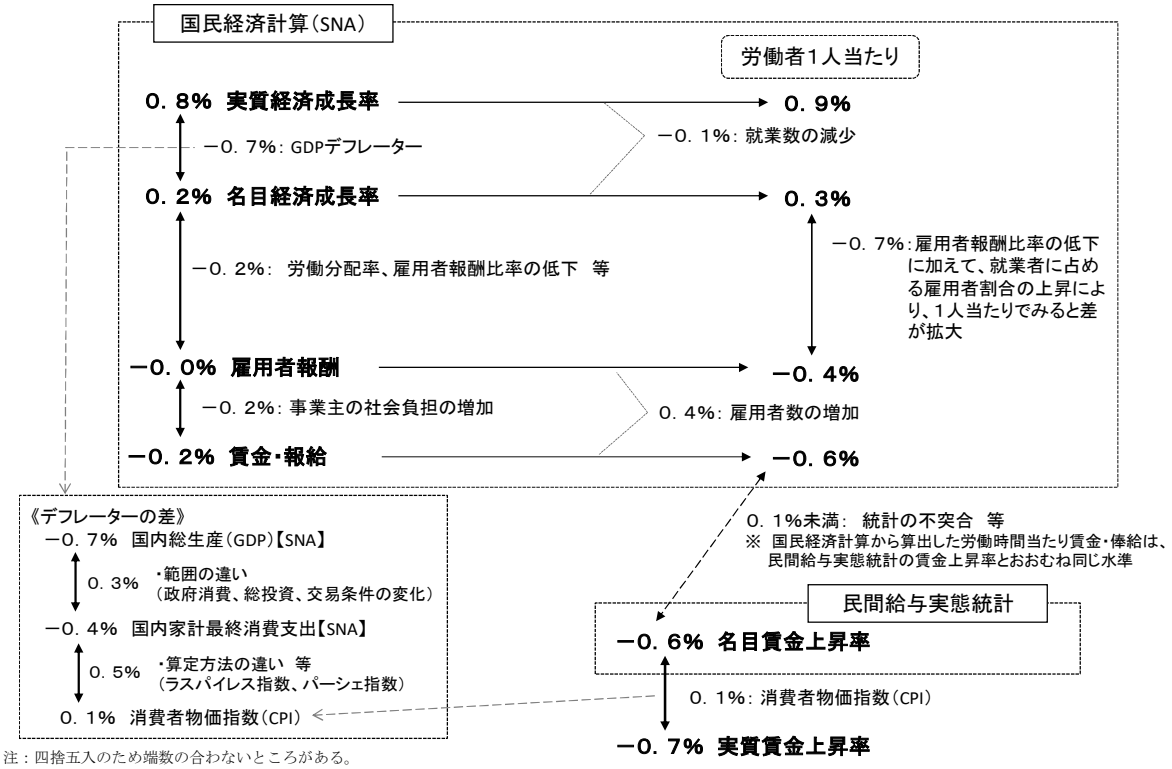

注：四捨五入のため端数の合わないところがある。

20 年間の年平均でみた 1 人当たり実質経済成長率（0.9%）と実質賃金上昇率（▲0.7%）の差は 1.6%あるが、この差の要因のおよそ半分はデフレーターの差である。国民経済計算で計算される GDP は GDP デフレーターにより実質化されるが、賃金上昇率は消費者物価指数（CPI）により実質化される。したがって、名目で比較すると 1 人当たり実質経済成長率（0.3%）と名目賃金上昇率（▲0.6%）の差は 0.9%と約半分になる。

デフレーターの差の要因として、さらに内訳をみていくと次の 2 つの要因が考えられる。

① 消費者物価指数は家計消費に対象を限定しているのに対し、GDP デフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しており対象範囲が異なる。

② 消費者物価指数はラスパイレス算式、GDP デフレーターはパーシェ算式を採用していることによる算式の違いがある。

そこで、①の影響を見るため、GDP デフレーター上昇率について、対象範囲を消費者物価指数（CPI）に近い国内家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数（CPI）上昇率とおおむね同様の傾向で推移するが、水準は消費者物価指数（CPI）上昇率の方が高い。平均上昇率をみると GDP デフレーターが▲0.7%、国内家計最終消費支出デフレーターが▲0.4%、消費者物価指数（CPI）が 0.1%となる。GDP デフレーターと国内家計最終消費支出デフレーターの差（0.3%）が①の対象範囲の違いとなり、国内家計最終消費支出デフレーターと消費者物価指数（CPI）の差（0.5%）が概ね②の算式の違いに相当すると考えられる。

第３－４－22 図　GDP デフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の推移

○ GDPデフレーターの上昇率について、対象範囲を国内家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数上昇率とほぼ同様の傾向で推移するが、消費者物価指数上昇率の方が水準が高い。

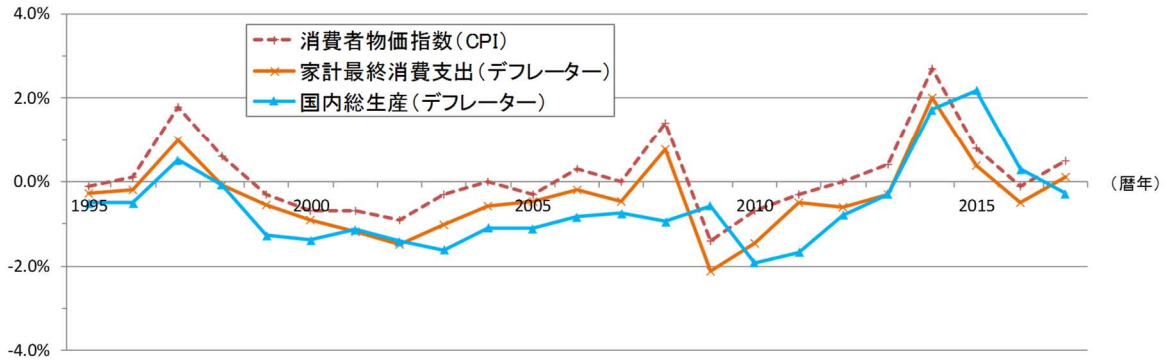

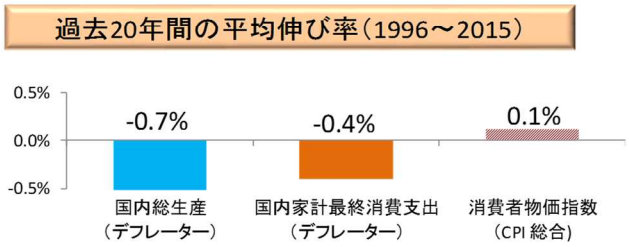

【GDPデフレーターの内訳（1996～2015 平均伸び率）】

1. 民間最終消費支出	−0. 4%
うち国内家計最終消費支出	−0. 4%
2. 政府最終消費支出	−0. 3%
3. 総資本形成	−0. 5%
4. 財貨・サービスの輸出	−0. 6%
5. （控除）財貨・サービスの輸入	＋1. 5%
国内総生産（1. ＋2. ＋3. ＋4. −5. ）	−0. 7%

【資料】　「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）、「消費者物価指数」（総務省）

算式の違いについては、ラスパイレス算式を採用する消費者物価指数の方が高い水準となっているが、これは、加重平均をとる時点の違い（数量ウエイトをラスパイレス算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用）の影響と考えられる。一般に指数が下落した品目のウエイトは拡大するため、直近の比較時点を採用するパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれている。

範囲の違いについては、国内家計最終消費支出と比較し輸出物価の下落が大きく、輸入物価が上昇していること（輸出は控除項目であるためマイナスに影響）が影響している。すなわち、範囲の違いによる差は、交易条件の悪化による GDP デフレーターの低下の影響を受けている。

次に、名目で比較した差の内訳を見ると、1 人当たり経済成長率 0.3%であるが、雇用者に労働分配される雇用者報酬の 1 人当たり伸び率は▲0.4%と低く労働分配率の低下の影響を受けている。さらに労働分配された雇用者報酬から雇主の社会負担を除いた賃金・俸給の 1 人当たり伸び率は▲0.6%とさらに低くなっており、社会保険料の事業主負担の増加等の影響を受けていると考えられる。また、国民経済計算から計算された賃金・俸給の 1 人当たり伸び率は▲0.6%は、民間給与実態統計の名目賃金上昇率▲0.6%と同水準である。

国民経済計算における GDP の構成割合の変化（第３－４－23 図）を 1995(平成７)年から 2015(平成 27)年の間でみると、労働分配に相当する雇用者報酬の構成割合は▲2.5%減少しており、特に、雇主の社会負担の除いた賃金・俸給の構成割合は▲3.8%減少している。これに対し、資本分配に相当する固定資本減耗、営業余剰の構成割合はそれぞれ 1.1%、2.9%上昇しており、労働分配率の低下、雇主の社会負担の増加が賃金を押し下げていることが分かる。

第３－４－23 図　国内総生産（GDP）の構成割合の変化

○ GDPの構成割合をみると、自営業者の減少に伴い混合所得が減少する中、資本分配に相当する営業余剰、固定資本減耗が増加する一方、労働分配に相当する雇用者報酬は減少している。
○ 雇用者報酬の内訳をみると、雇主の社会負担（社会保険の事業主負担）が増加する一方、賃金・俸給は雇用者報酬よりも減少している。

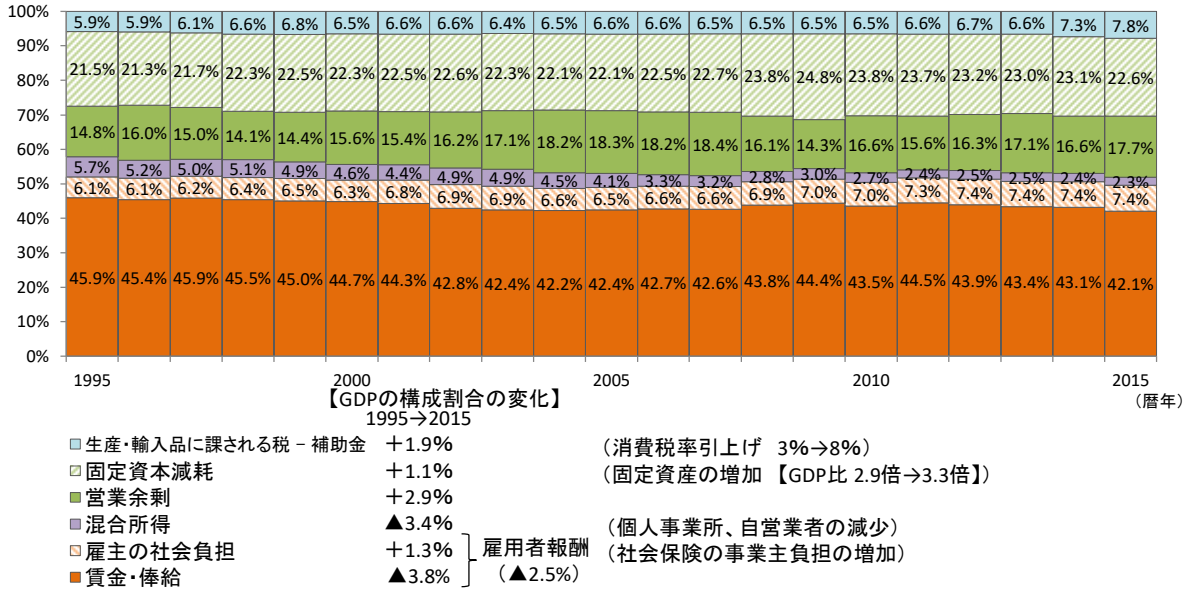

【資料】「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）
注：構成割合は、統計上の不突合を分母から控除して計算。

第３－４－24 図　労働分配率、資本分配率の推移

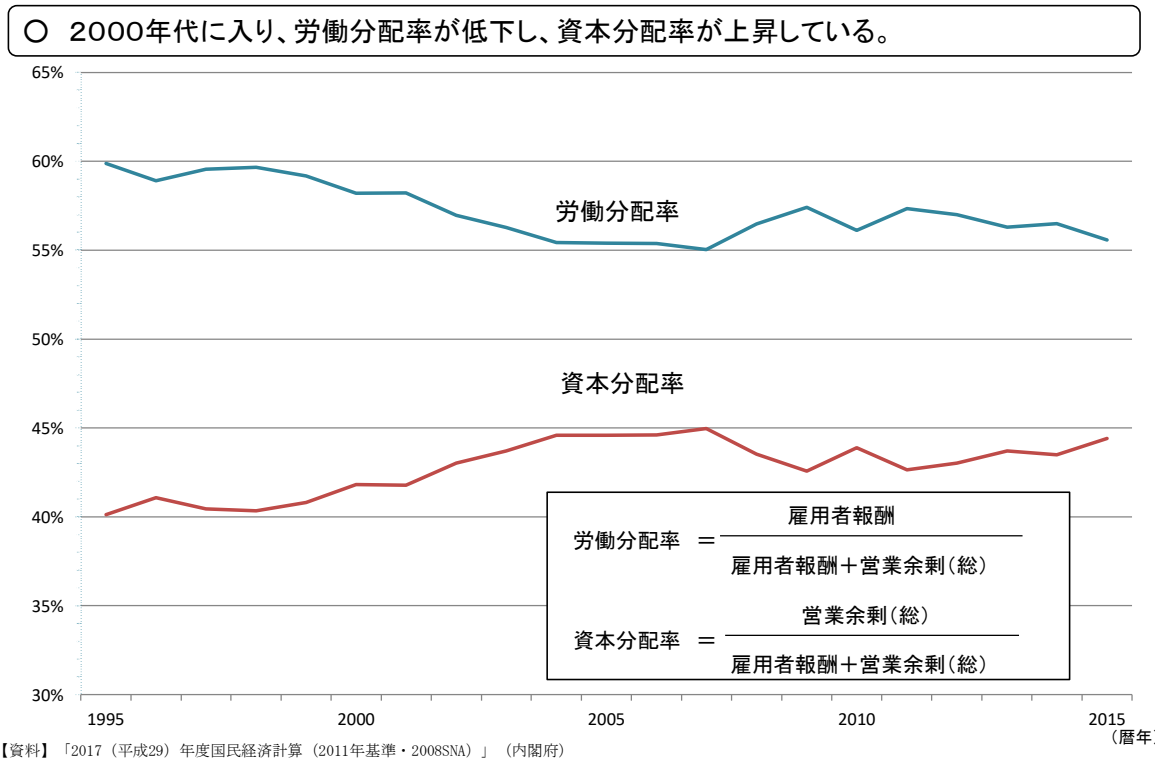

【資料】「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）

以上の要因分析をまとめると、バブル崩壊後 20 年間の我が国において、就業者 1 人当たり実質経済成長率の上昇（労働生産性の向上）に関わらず雇用者 1 人当たり実質賃金が低下しているのは、「デフレーターの違い」、「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」によりおおむね説明でき、デフレーターの違いは「交易条件の悪化」、「算式の違い」の影響を受けていることが確認された。

（２）実質賃金上昇率の設定

近年の我が国の実質経済成長と実質賃金上昇率の動向を調べたところ、「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」、「デフレーターの算定式の違い」の影響を受け差が生じていることが確認された。専門委員会においては、この要因分析を踏まえ、財政検証が

「おおむね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえると、足下の一時的な変動にとらわれず設定する必要があり、この観点からは「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」という状態の変化が、将来にわたり一定方向に続くと仮定することは必ずしも適切ではない。」

と整理された。一方、「デフレーターの算式の違い」については、将来にわたり続く可能性も考えられるため、今回の財政検証から一定程度考慮することと整

理された。具体的には、

・範囲が概ね同じとなる「家計最終消費支出のデフレーター」と「消費者物価指数（CPI)」の伸び率の差が、実績がとれる 1981～2017 年の 37 年間の平均が▲0.4％である

・アメリカ、カナダの年金財政の見通しにおいてもデフレーターの違いが考慮され、アメリカ▲0.4％、カナダ 0.0％と設定されている

ことを踏まえて幅を持って▲0.4～0.0％とされた。なお、実際に長期の経済前提として用いる数値については、幅で示されたものの中央値を採ることとしたため、デフレーターの差としては結果として▲0.2％が考慮されていることとなる。

以上より、実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方に基づき設定されものの、算式の違いによるデフレーターの差も考慮することとし、次式により設定することとされた。

労働時間当たり実質賃金上昇率
　＝　労働時間当たり実質 GDP 成長率
　　＋（GDP デフレーター上昇率－消費者物価指数（CPI）上昇率）

実質賃金上昇率（被保険者１人あたり実質賃金上昇率）
　＝　労働時間当たり実質賃金上昇率
　　＋　厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率

８．実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定

（１）GPIF の実績を活用する設定方法（ケースⅠ～Ⅴ）

今回の財政検証においては、実質運用利回りの設定方法は、ケースⅠ～Ⅴについては、GPIF の運用実績を活用して設定するように見直された。また、活用にあたっては、単に過去の GPIF の運用実績をそのまま利用するのでなく、経済モデルから設定される実質賃金上昇率と整合的に設定する観点から、将来の動向について、経済モデルから算出される利潤率の動向を踏まえて設定することとされた。具体的には、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））
＝　GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績
×　将来の利潤率の推計値　／　利潤率の実績

なお、利潤率の変化を踏まえることについては、専門委員会において、

・運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられる

・利潤率は長期金利のみならず、上場企業の収益率（総資産収益率（ROA）、自己資本収益率（ROE））とも一定の相関がある

ことが整理されている。

第３－４－25 図　利潤率と総資産収益率（ROA）の相関（1988～2017 年）

過去15年～30年の期間でみると、利潤率と総資産収益率(ROA)との間に相関関係がある。

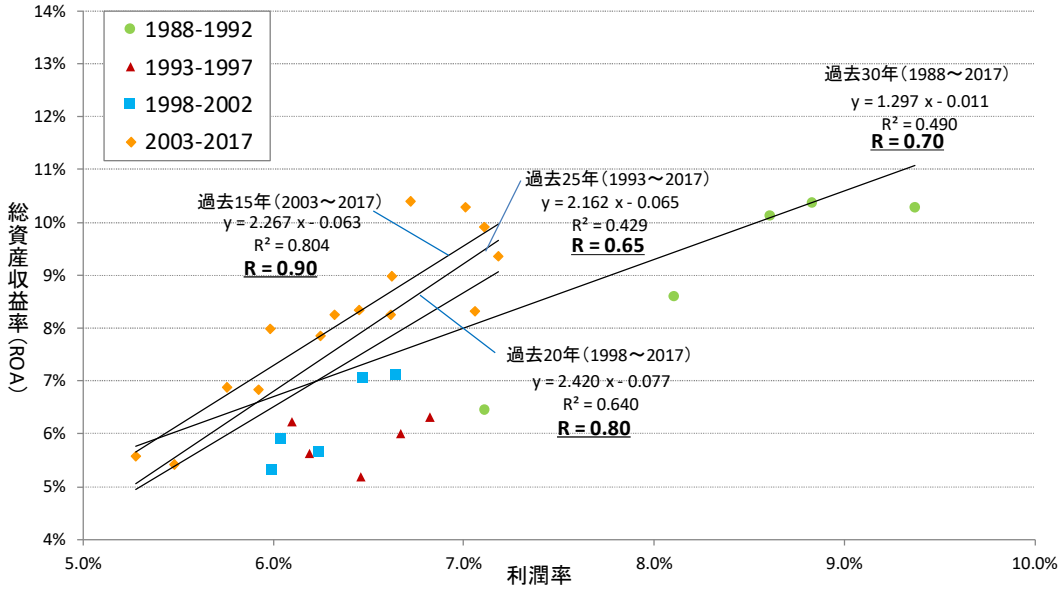

（注）　2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、ＲＯＡは厚生労働省年金局の委託により東証一部上場企業（除く金融）のデータから野村證券作成
また、1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－26 図　利潤率と自己資本収益率（ROE）の相関（1988～2017 年）

過去15年～30年の期間でみると、自己資本収益率(ROE)と利潤率との間に相関関係がある。

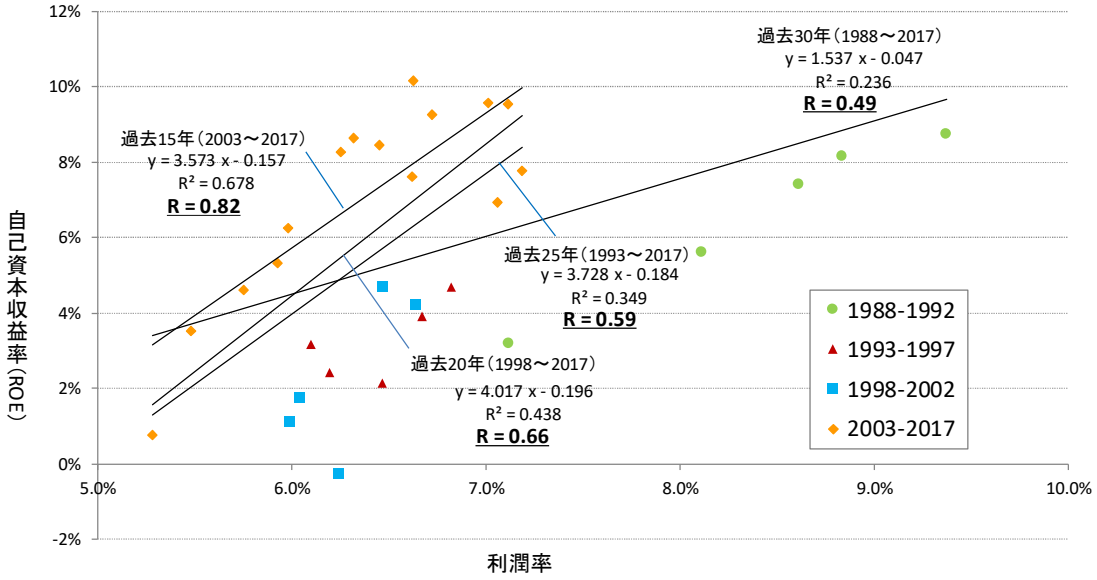

（注）　2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、ＲＯＡは厚生労働省年金局の委託により東証一部上場企業（除く金融）のデータから野村證券作成
また、1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－27 図　利潤率と実質長期金利の相関
（実質長期金利算出の際の CPI を移動平均（5 年）とした場合）

○ 2011年基準のSNAにより利潤率と実質長期金利の相関をみると、異次元の金融緩和導入（2012年）以前では一定の相関がみられる。
○ 異次元の金融緩和導入（2013.4）後の2014～2017年度は、相関関係から大きく外れている。

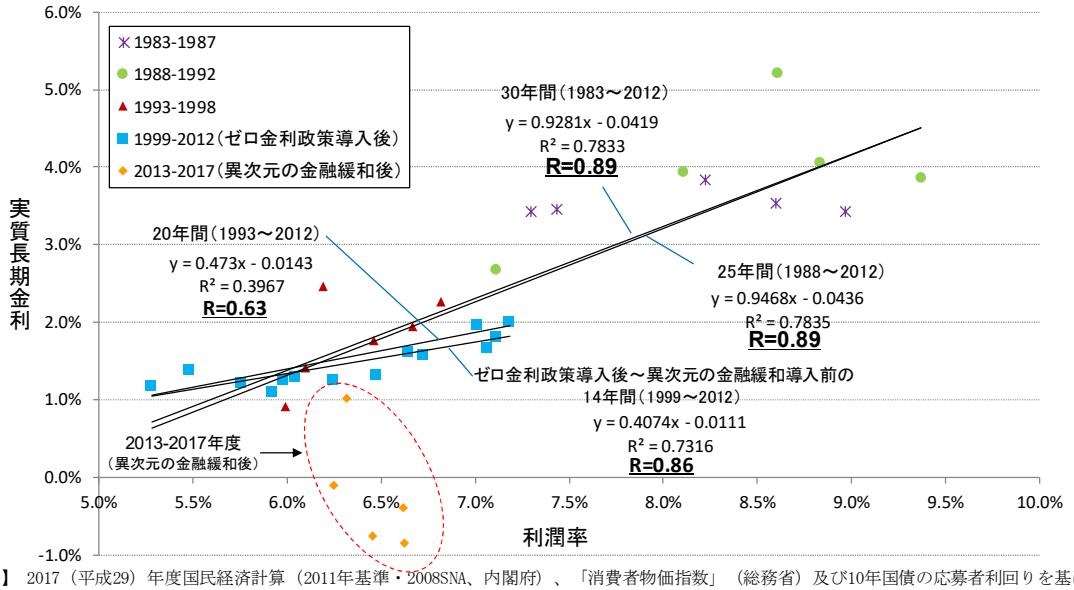

【資料】 2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、「消費者物価指数」（総務省）及び10年国債の応募者利回りを基に作成
注：ゼロ金利政策は、2000.8～2001.2及び2006.7～2010.10は解除されている。1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－28 図は GPIF の実質運用利回りの単年度、５年移動平均、10 年移動平均を示している。単年度の実績は市場の激しい動きを受け、10.2～▲8.9％の幅で大きく変動しているものの、５年間、10 年間の平均をとると変動の幅は小さくなり、10 年間の平均をとると変動の幅は 3.8～0.9％とプラスの範囲に収まっている。

第３－４－28 図　GPIF の実質運用利回り（対物価）の実績

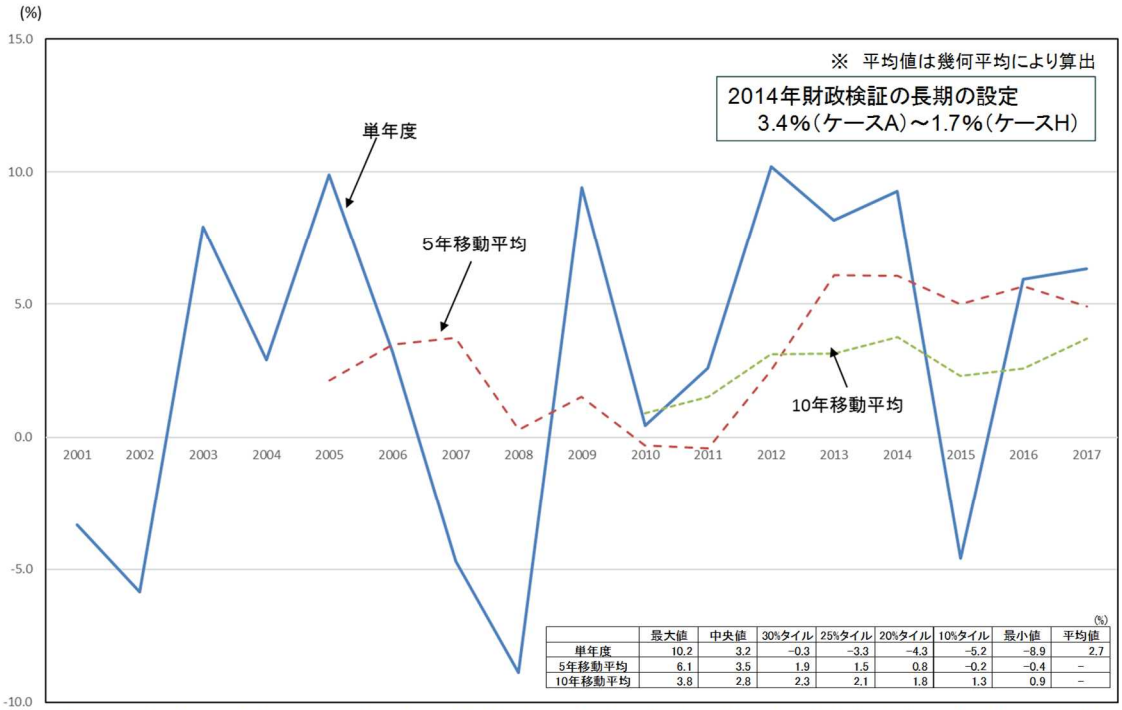

(%)

	最大値	中央値	30%タイル	25%タイル	20%タイル	10%タイル	最小値	平均値
単年度	10.2	3.2	−0.3	−3.3	−4.3	−5.2	−8.9	2.7
5年移動平均	6.1	3.5	1.9	1.5	0.8	−0.2	−0.4	−
10年移動平均	3.8	2.8	2.3	2.1	1.8	1.3	0.9	−

（注）「平成29年度　業務概況書」（GPIF）における名目運用利回り（借入金利息及び運用手数料等控除後）及び「消費者物価指数」（総務省）における対前年比を基に作成。　名目運用利回りは、運用手数料等（2010（平成22）年度までは承継資金運用勘定における借入金利息を含む。）控除後の収益率である。

この結果を踏まえ、専門委員会においては、GPIF 実質運用利回りの実績の活用にあたっては、年金積立金の市場運用開始後 17 年間の平均値を活用するのでなく、実績の過去 10 年移動平均の変動の幅を踏まえ、保守的に平均値より低めの値を用いることとされた。保守的に設定するとの取り扱いは、GPIF の運用実績は運用目標や基本ポートフォリオの設定に依存する一方、GPIF の運用目標は財政検証の経済前提に基づき設定されていることを踏まえてのことである。

具体的には、それぞれのケースの全要素生産性（TFP）上昇率の前提が過去の実績をどの程度カバーするか（※）を参考に、内閣府試算の

・成長実現ケースに接続するケースⅠ～Ⅲは、過去 10 年移動平均の 30%タイル値（上位 70%カバー）の 2.3%、

・ベースラインケースと接続するケースⅣ、Ⅴは、20%タイル値（上位 80%カバー）の 1.8%

を用いることとされた。

（※）　過去 30 年（1988～2017 年度）の実績で、TFP 上昇率 0.9%（ケースⅢ）を下回るのは 37%（上位 63%カバー）、TFP 上昇率 0.8%（ケースⅣ）を下回るのは同じく 33%（上位 67%カバー）、TFP 上昇率 0.6%（ケースⅤ）を下回るのは約 17%（上位 83%カバー）

（２）イールドカーブを活用する設定方法（ケースⅥ）

最も低い成長を仮定するケースⅥにおいては、前記（１）の方法をとらず、債権利回りのイールドカーブを用いる方法が採用された。

専門委員会においては、

「現在のイールドカーブは中央銀行の政策の影響も受けており、市場の声を反映するというメリットが低下していると考えられることから、イールドカーブを用いた推計については、2014(平成 26)年財政検証時よりも慎重に考えていくべきである。」

との意見もあったが、低金利が長期化している現状を踏まえ、最も低い成長を仮定するケースⅥにおいてイールドカーブを用いる方法が採用された。

フォワードレートの算出に用いるイールドカーブは、現在時点で得られる将来に関する全ての情報が織り込まれている直近（2019(平成 31)年 1 月 31 日）のスポットレート・イールドカーブを採用し、その 10 年国債の 15～30 年後におけるフォワードレートにより名目長期金利の範囲を 1.1～1.2%と設定することとされた。

なお、前回 2014(平成 26)年財政検証では、10～30 年後におけるフォワードレートの範囲を基に設定したが、10 年国債フォワードレートがイールドカーブコントロールの影響を直接受けない期間として、今回は 15～30 年後フォワードレートの範囲を基に設定することとされた。

第３－４－29 図　国債のスポットレート・イールドカーブ

○　国債の市場価格から導出した2013年4月3日から2019年1月31日のスポットレート・イールドカーブは、下のグラフのとおり。

○　スポットレート・イールドカーブには、各年限の国債の需給関係や金融政策、経済環境に関する投資家全体の期待が織り込まれており、スポットレート・イールドカーブから将来の金利に対する投資家の平均的な予想をとらえることができる。（純粋期待仮説）

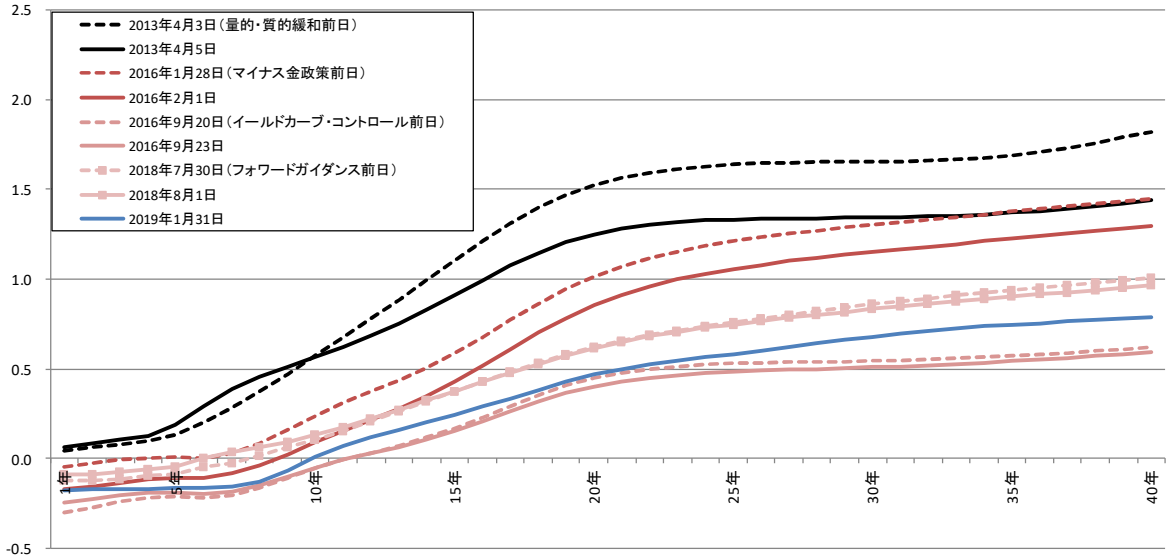

（出所）財務省及び野村證券金融工学研究センターのデータをもとに野村證券フィデューシャリー・マネジメント部作成

第３－４－30 図　イールドカーブから導出される 10 年国債フォワードレート

○　下のグラフは、純粋期待仮説に基づき2013年4月3日から2019年1月31日のスポットレート・イールドカーブから導出した10年国債のフォワードレート。

○　直近の2019年1月31日の10年国債のフォワードレートのグラフをみると、将来の10年国債の金利について、15～30年後には1.1～1.2%で安定的に推移すると予想していることがわかる。

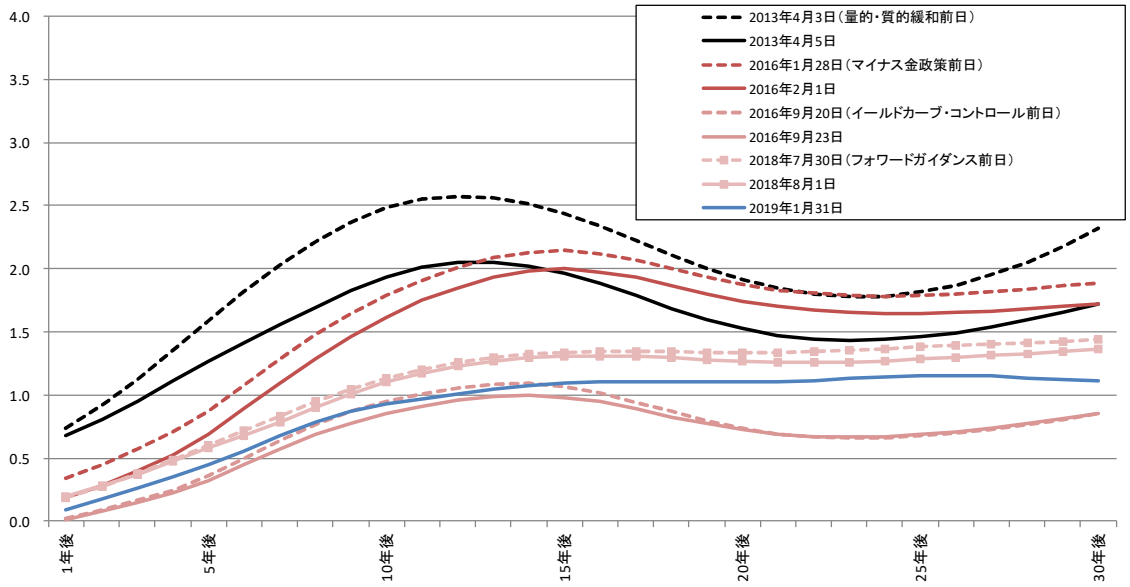

（出所）財務省及び野村證券金融工学研究センターのデータをもとに野村證券フィデューシャリー・マネジメント部作成

第３－４－31 図　GPIF の国内債券を上回る収益率の実績

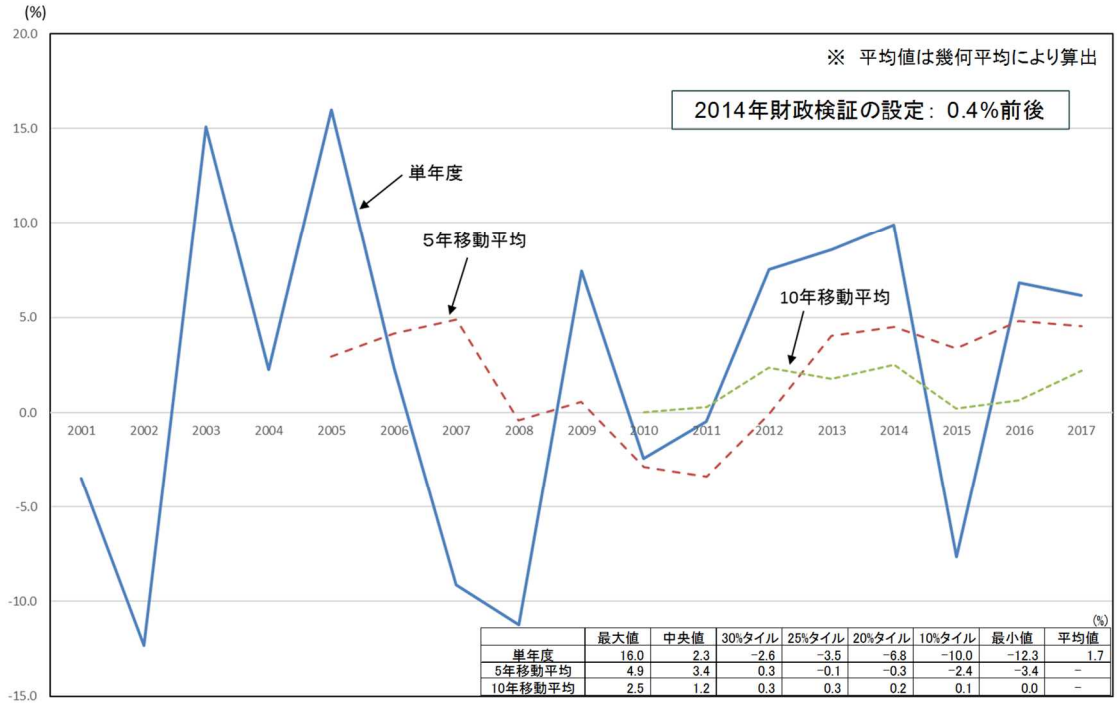

(%)

	最大値	中央値	30%タイル	25%タイル	20%タイル	10%タイル	最小値	平均値
単年度	16.0	2.3	−2.6	−3.5	−6.8	−10.0	−12.3	1.7
5年移動平均	4.9	3.4	0.3	−0.1	−0.3	−2.4	−3.4	−
10年移動平均	2.5	1.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	−

（注）「平成29年度　業務概況書」（GPIF）における市場運用分の時間加重収益率及び国内債券の時間加重収益率（いずれも運用手数料等控除前）を基に作成

年金積立金は、債券のみで運用されているわけではなく、内外の債券、株式に分散投資されている。このため、財政検証で用いる運用利回りは、次式のとおり、長期金利に内外の株式等の分散投資による効果（以下、「分散投資効果」という。）を加えたものとなる

運用利回り（実質<対物価>）＝ 実質長期金利（対物価）＋分散投資効果

分散投資効果については、GPIF の運用実績を活用する環境が整ったことから、GPIF における国内債券を上回る運用利回りの実績を活用することとされた。

この実績についても実質運用利回りの実績と同様、単年度の実績は大きく変動するが、５年、10 年の平均をとると変動の幅は小さくなり、10 年間の平均を取ると 0.0～2.5%の幅となりゼロ以上の範囲に収まる。この実績を踏まえ、専門委員会においては、市場運用過去 10 年移動平均の幅を踏まえ保守的に低めの値を設定することとされ、具体的には、過去 10 年移動平均の 20%タイル値により 0.2%と設定された。

９．足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定については、2004(平成 16)年財政再計算より内閣府試算に準拠して設定されており、今回の財政検証においても同様に、2028(令和 10)年度までの足元の経済前提については内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(2019(令和元)年７月 31 日）に準拠して設定することとされた。

内閣府が 2019(令和元)年７月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」は、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し提出したものである。経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル（「経済財政モデル」）を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではない。また、試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるとされている。

経済に関するシナリオについては、以下のように記載されている。

＜成長実現ケース＞

アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。具体的には、成長実現ケースでは以下の前提を置いている。

- 全要素生産性（TFP）上昇率が、日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペースで足元の水準（0.3%程度）から 1.2%程度まで上昇する。
- 労働参加率が、2018(平成 30)年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の「労働力需給の推計」を踏まえて推移する。
- 特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受入れが 2019～2023 年度の５年間で 34.5 万人程度拡大する。

＜ベースラインケース＞

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものである。具体的には、ベースラインケースでは、以下の前提を置いている。

- 全要素生産性（TFP）上昇率が将来にわたって 0.8%程度で推移する。
- 労働参加率が 2018(平成 30)年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の「労働力需給の推計」を踏まえて推移する。
- 特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受入れが 2019～2023 年度の５年間で 34.5 万人程度拡大する。

また、本試算は2028(令和10)年度までが対象期間とされており、この期間におけるマクロ経済の姿（経済成長率、物価上昇率、失業率、長期金利等)、国・地方の財政の姿（基礎的財政収支、財政収支、公債等残高）及び国の一般会計の姿（基礎的財政収支対象経費、国債費、税収、その他収入等）が試算されている。

2028(令和10)年度までの足下の経済前提は、内閣府試算の成長実現ケース及びベースラインケースのそれぞれに準拠して設定されたが、賃金上昇率、運用利回りについては内閣府試算において推計、公表されていないことから、

・賃金上昇率は、労働生産性上昇率やGDPデフレーターと消費者物価指数との差を基に、

・運用利回りについては、内閣府試算の長期金利に内外の株式等による分散投資効果を加味するとともに、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮し

設定された。

この際、分散投資効果については、ケースⅥにおける分散投資効果の設定と同様にGPIFの国内債券を上回る運用利回りの実績が活用されている。具体的には、長期金利が０％程度と推計されている足下の状況では、GPIFが市場運用を開始して以降の17年間の平均1.7%により設定し、金利の上昇に伴い逓減し、2028(令和10)年度では、成長実現ケースは過去10年移動平均の30%タイル値の0.3%、ベースラインケースは同20%タイル値の0.2%により設定することとされた。

第３－４－32表　2028(令和10)年度までの足下の経済前提

○内閣府　成長実現ケースに接続するケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7 %	0.8 %	1.0 %	1.4 %	1.7 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
賃金上昇率（実質<対物価>)(※2)		0.4 %	0.4 %	0.4 %	0.8 %	1.2 %	1.3 %	1.4 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0 %	0.9 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.3 %	0.0 %	0.3 %	0.5 %	0.6 %
	スプレッド<対賃金>	0.6 %	0.5 %	0.3 %	▲0.5 %	▲1.2 %	▲1.6 %	▲1.4 %	▲1.0 %	▲0.8 %	▲0.7 %
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4 %	0.6 %	0.8 %	1.0 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %

○内閣府　ベースラインケースに接続するケース（ケースⅣ～ケースⅥ）

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7 %	0.8 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
賃金上昇率（実質<対物価>)(※2)		0.4 %	0.4 %	0.1 %	0.3 %	0.5 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0 %	0.9 %	1.0 %	1.0 %	0.7 %	0.6 %	0.7 %	0.9 %	0.9 %	0.8 %
	スプレッド<対賃金>	0.6 %	0.5 %	0.9 %	0.7 %	0.2 %	▲0.1 %	0.0 %	0.2 %	0.2 %	0.1 %
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %

（※１）　内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
（※２）　賃金上昇率は、内閣府試算に準拠して労働生産性上昇率を基に設定。
（※３）　運用利回りは、内閣府試算の長期金利に、内外の株式等の分散投資による効果を加味し、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

また、2029(令和 11)年度以降の長期の経済前提との組み合わせについては、ケースⅠ～Ⅲのそれぞれについては成長実現ケースに準拠する経済前提と接続するものとし、ケースⅣ～Ⅵのそれぞれについては内閣府参考ケースに準拠する経済前提と接続するものとされた。

10. 経済変動を織り込んだ経済前提の設定

2016(平成 28)年の年金制度改革においては、年金額改定ルールの見直しが行われたが、その改正法「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(2016(平成 28)年法律第 114 号。以下「2016(平成 28)年改正法」という。）の附帯決議により、

「景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること」

とされており、今回の財政検証においては、2016(平成 28)年改正法による新たな改定ルールが発動されるような経済前提の設定が求められた。

第３－４－33 図　2016(平成 28)年改正法による年金額の改定ルールの見直し

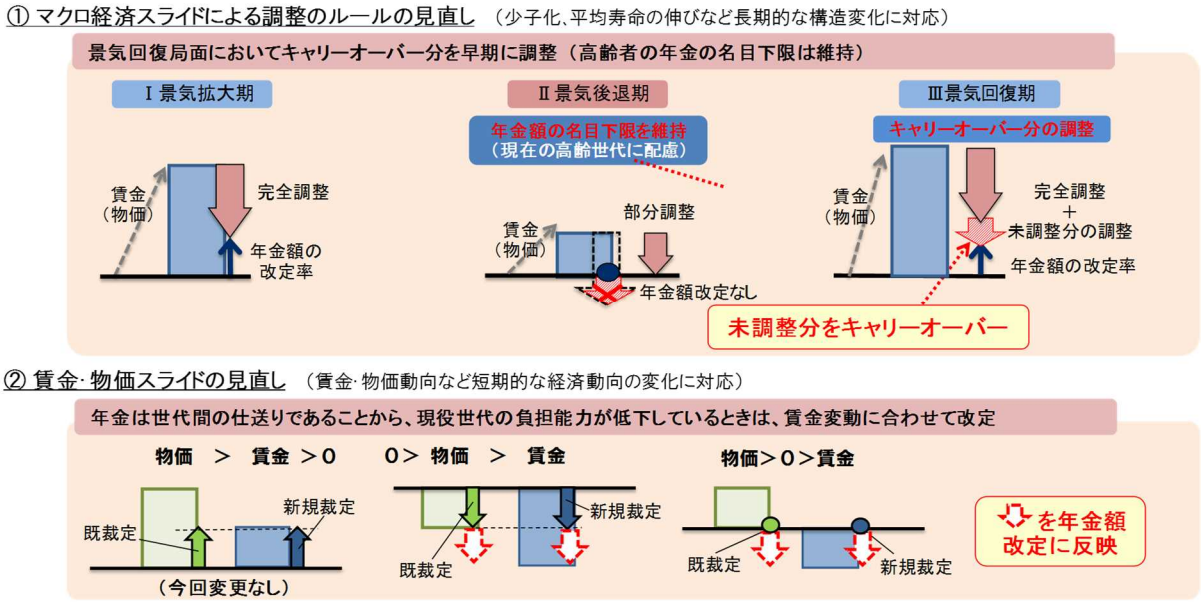

2016(平成 28)年改正法においては、制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の見直しが行われた。

① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。 【2018(平成 30)年４月施行】

② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。 【2021(令和３)年４月施行】

これらの改正の効果をみるためには、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率、名目賃金上昇率及び物価上昇率が全て一時的にマイナスとなるように設定する必要があった。また、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率は３年度平均を用いることから、３年度平均がマイナスとなるような十分に長い周期を設定する必要もあった。

2014(平成 26)年財政検証においても経済変動を織り込んだケースを設定したが、2014(平成 26)年財政検証の設定は物価や名目賃金は変動するものの、周期が４年と短く実質賃金の変動も仮定していなかったため、2016(平成 28)年改正法による年金額の改定ルールの見直しの効果をみることはできないものであった。

第３－４－34 図　経済変動を仮定するケース

変動周期：１０年
物価上昇率の変動幅：１．１％（過去30年間（1988～2017年度）の物価上昇率の標準偏差）
名目賃金上昇率の変動幅：２．９％（高度成長期後の過去30年について、３年移動平均で名目賃金上昇率最も高い時期の４．５％（1991年度）と最も低い時期の▲１．３％（2009年度）の下落幅の半分）
※ 1997～2015年の物価上昇率は、消費税調整済み指数を使用

物価上昇率・名目賃金上昇率の変動イメージ

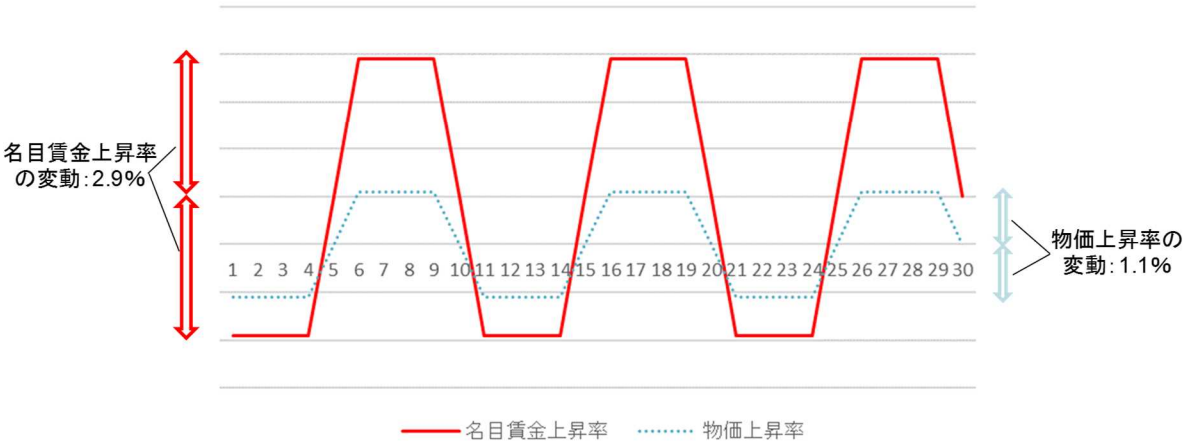

そこで、今回の財政検証においては、効果を確認することができるよう、

・ 周期については、景気循環論において、３～４年の周期を持ち在庫循環として知られるキッチンサイクルの次に、設備投資循環として７～12 年の周期を持つジュグラーサイクルが知られていること、日本の景気循環の周期をみると平均は約４年であるが、最長が約７年強、アメリカでは 10 年超の周期もみられることから、10 年の周期を設定

・ 物価上昇率の変動幅については、過去 30 年間の物価上昇率の標準偏差より 1.1％と設定

・ 名目賃金上昇率の変動幅については、高度成長期後の過去 30 年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマン・ショック後の差を基に 2.9％と設定

することとされた。

第３－４－35 図　名目賃金上昇率（1978～2017 年度）の推移

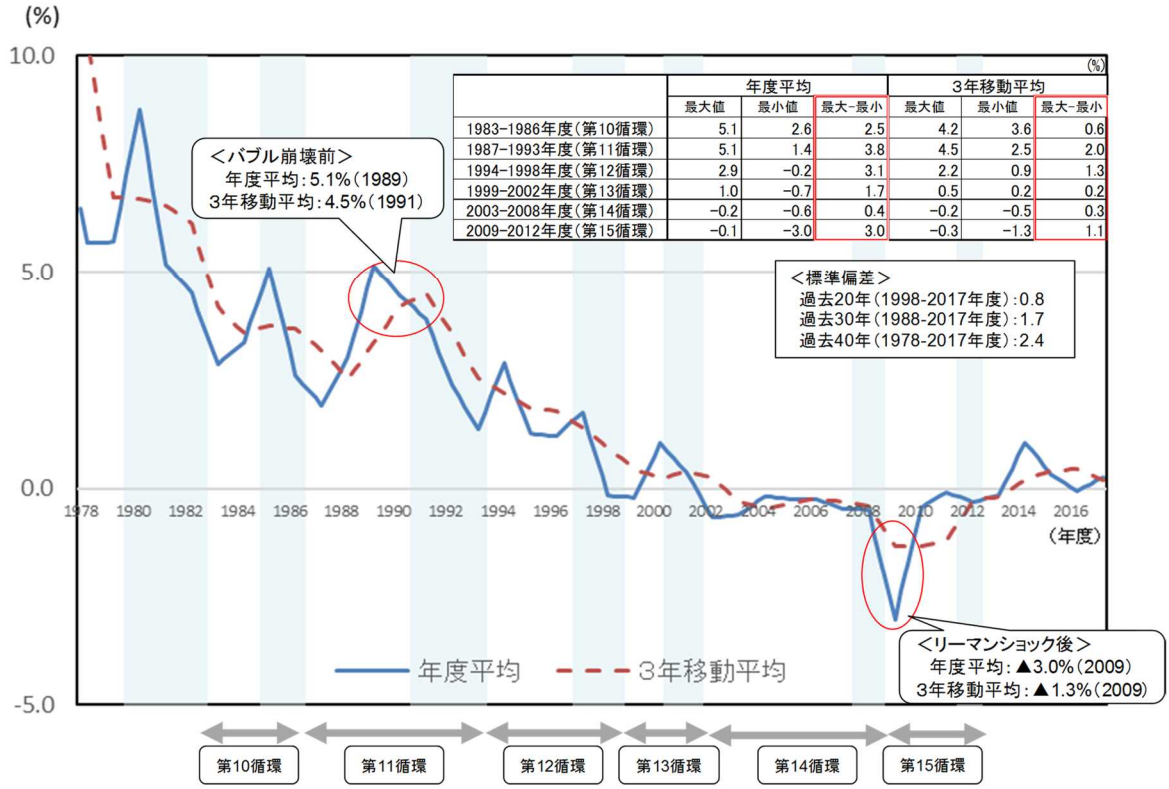

(%)

	年度平均			3年移動平均		
	最大値	最小値	最大-最小	最大値	最小値	最大-最小
1983-1986年度（第10循環）	5.1	2.6	2.5	4.2	3.6	0.6
1987-1993年度（第11循環）	5.1	1.4	3.8	4.5	2.5	2.0
1994-1998年度（第12循環）	2.9	−0.2	3.1	2.2	0.9	1.3
1999-2002年度（第13循環）	1.0	−0.7	1.7	0.5	0.2	0.2
2003-2008年度（第14循環）	−0.2	−0.6	0.4	−0.2	−0.5	0.3
2009-2012年度（第15循環）	−0.1	−3.0	3.0	−0.3	−1.3	1.1

（注）標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末（12月）の平均標準報酬月額の対前年同月比の伸び率である。
平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。（平成15年度以前は月収ベース）

11. 諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

専門委員会では、経済前提の設定に関する議論にあたり、諸外国における公的年金の財政見通しに用いられている経済前提についても参考とされた。

公的年金は、いずれの国においても長期にわたる持続可能性を確保する観点から、財政見通しの作成が行われており、その前提となる「経済前提」が設定されている。ただし、国により、制度の内容、財政見通しの期間、積立水準及び積立金の運用方法等が異なっているため、それぞれの状況に応じて「経済前提」が設定されている。

第３－４－36 表は諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提を表にしたものである。

財政見通しを行うときの対象期間については、我が国の場合はおおむね 100 年間となっている。アメリカ、カナダ、スウェーデンでは 75 年間となっており、比較的長期間となっている。イギリスが概ね 65 年、フランスが概ね 50 年となっており、ドイツは 15 年間という比較的短い期間を対象としているなど、国により差がみられる。

経済前提の設定値のうち、物価上昇率については、諸外国においておおむね２～３％程度となっている。賃金上昇率については、名目で設定されている国もあれば実質で設定されている国もある。イギリスは名目 4.3%、ドイツは名目 2.9%と名目で設定されているが、他の国はおおむね実質で設定されており、中位の設定が概ね１％台で設定され、高位及び低位の設定も行っている場合が多い。運用利回りについては、おおむね実質で設定されており、３％台前後の水準を中位と設定して、高位及び低位の設定を行っている。

諸外国の経済前提は、基本的には過去の実績を基礎に設定されていると想定されるが、アメリカやカナダにおいては、賃金上昇率の前提の設定にあたり、労働生産性の上昇率を基礎に複数の要素の組み合わせにより設定されており、比較的詳細な設定が行われている。

なお、労働生産性上昇率を基礎に賃金上昇率を設定しているところは我が国の財政検証における設定と同様の考え方である。また、今回の経済前提の専門委員会での議論と同様に、要素の一つとして GDP デフレーター上昇率と消費者物価（CPI）上昇率の違いが考慮されている。

第３－４－36 表　諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	日本
参照対象報告書	2017年信託理事会報告書	第27次数理報告書（2015年12月31日時点）	2015年国民保険基金長期財政見通し	2012年12月公表第18次報告書	2017年年金保険報告書	2016年年金制度年次報告書	平成26年　財政検証結果レポート
財政見通し期間	75年間（短期は10年間）	75年間	概ね65年間	概ね50年間	15年間（短期は5年間）	75年間	概ね100年間
経済前提（最終的な数値）	低コスト 中位 高コスト					楽観 基本 悲観	８通り
物価上昇率	3.2% 2.6% 2.0%	2.0%	2.0%			2.0%	2.0%～0.6%
賃金上昇率（名目）	5.02% 3.80% 2.58%		4.3%		2.9%		
（実質）	1.82% 1.20% 0.58%	1.1%		1.8% 1.5% 1.3%		2.0% 1.8% 1.0%	2.3%～ 0.7%
運用利回り（名目）			1.65%				
（実質）	3.2% 2.7% 2.2%	4.0%				5.5% 3.25% 1.0%	3.4%～ 1.7%
積立水準 （前期末積立金÷期中支出）	OASDI 3.05 （2016年）	CPP 6.39 （2015年度）	国民保険 0.244 （2015年度）	賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。	一般年金保険 1.77月分 （2015年）	所得比例年金 4.4 （2016年）	厚生年金 5.2 （2015年度）
積立金運用方法	全額財務省特別債券	債券・株式等				債券・株式等	債券・株式等

注1．各国政府が作成した公的年金の財政報告書を基に、独自に作成したものである。
注2．イギリスの積立水準はGAD資料、ドイツの積立水準は連邦保険庁〈Bundesversicherungsamt〉資料に基づく。他の国の積立水準は年次報告書を参照して独自に計算を行っている。

第３－４－37 図　アメリカの公的年金（OASDI）財政見通しにおける賃金上昇率の設定（中位前提）

・ 名目賃金上昇率は、以下の５つの要素に分解できる。
名目賃金上昇率 ＝ 労働生産性上昇率 ＋ 平均労働時間上昇率 ＋ 報酬比率上昇率
＋ 所得比率上昇率 ＋ GDPデフレーター上昇率

・ 上記の関係から、中位前提の平均的な名目賃金上昇率は3.8%程度となる。

※ **GDPデフレーター上昇率（2.2%）と消費者物価上昇率（2.6%）の差は▲0.4%となっている。**

	労働生産性〈productivity〉上昇率	平均労働時間〈average hours worked〉上昇率	GDPに対する報酬比率〈ratio of total compensation to GDP〉上昇率	報酬に対する所得比率〈ratio of earnings to total compensation〉上昇率	GDPデフレータ〈GDP deflator〉上昇率
中位最終値	1.68%	▲0.05%	GDPに対する報酬比率はほぼ一定で推移	▲0.06%	2.20%
過去41年間の平均（1966年から2007年まで）注1	1.73%	▲0.27%	景気循環により変化	▲0.20%	4.03%

注１．1966年～2007年は、直近５回の景気循環の期間
注２．消費者物価上昇率の前提は2.6%であるので、実質賃金上昇率は1.2%となる。

（出典）“THE 2017 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF TRUSTEES OF THE FEDERAL OLD-AGE AND SURVIVORS INSURANCE AND FEDERAL DISABILITY INSURANCE TRUST FUNDS” を基に作成

第３－４－38 図　カナダの公的年金（CPP）の財政見通しにおける賃金上昇率の設定

実質賃金上昇は主に労働生産性の増加に関連している。
実質賃金上昇率 ＝ 労働生産性の上昇率 ＋ 報酬比率の上昇率 ＋ 所得比率の上昇率
＋ 平均労働時間の上昇率 ＋ GDPデフレーター ÷ CPI の変動率

労働生産性　全労働時間に対する実質国内総生産（GDP）の比率
報酬比率　名目GDPに対する労働者が受け取る総報酬の比率
所得比率　総報酬に対する労働所得（全ての賃金、給与支出及び全自営業者の所得の和）の比率。

実質賃金上昇率の要因分解

	1961年から2014年までの平均値	1990年から2014年までの平均値	2000年から2014年までの平均値	最終的な前提値
労働生産性の上昇率	1.7%	1.3%	0.9%	1.2%
＋ 報酬比率の上昇率	▲0.1%	▲0.2%	0.0%	0.0%
＋ 所得比率の上昇率	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.1%
＋ 平均労働時間の上昇率	▲0.3%	▲0.2%	▲0.3%	0.0%
＋ GDPデフレーター ÷ CPI の変動率	0.1%	0.1%	0.3%	0.0%
実質賃金上昇率	1.2%	0.7%	0.7%	1.1%

（出典）“The 27th Actuarial Report (Revised) on the Canada Pension Plan as at 31 December 2015” を基に作成

第５節　被保険者数の将来推計の作成方法

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口」（2017(平成 29)年４月推計）を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(2019(平成 31)年３月）を基礎データとして使用している。

さらに、労働力率の見通しが女性については有配偶者と無配偶者等に分けて行われていること等により、今回の被保険者数の推計では、女性については有配偶者と無配偶者等（未婚及び死離別）に分けて行っており、この基礎となる配偶関係別人口の見通しは国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(平成 30)年１月推計)を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者数推計の基礎となった将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力率の見通しについて取り上げる。その後、厚生年金被保険者数の推計についてこれと密接な関係にある労働投入量の推計と合わせて解説し、これらを踏まえた公的年金全体の被保険者数推計について解説する。

１．将来推計人口及び配偶関係別人口

今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした 2017(平成 29)年４月将来推計人口と、2014(平成 26)年財政検証で基礎とした 2012(平成 24)年１月将来推計人口の主な内容について示したものが第３－５－１表である。今回の推計（2017(平成 29)年４月推計）は前回の推計（2012(平成 24)年１月推計）と比べ、出生率は高く見込まれている一方、寿命のさらなる伸びも見込まれている。

今回の人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では 2015(平成 27)年の 1.45 から 2024(令和６)年の 1.42 までいったん低下した後は緩やかに上昇し、

2065(令和 47)年には 1.44 になるものと見込まれている。また、高位推計では2015(平成 27)年の 1.45 から上昇に転じ 2065(令和 47)年には 1.65、低位推計では 2015(平成 27)年の 1.45 から低下を続け 2065(令和 47)年には 1.25 となるものとそれぞれ見込まれている。

第３－５－１表　将来推計人口の新旧比較

	2019(令和元)年財政検証			平成26年財政検証		
人口推計	平成29年4月推計 (出生中位、死亡中位)			平成24年1月推計 (出生中位、死亡中位)		
合計特殊出生率	2015年実績 1.45 ↓ 2065年 1.44			2010年実績 1.39 ↓ 2060年 1.35		
平均余命(年)		2065年			2060年	
		0歳	65歳		0歳	65歳
	男	84.95	22.60	男	84.19	22.33
	女	91.35	27.94	女	90.93	27.72
65歳以上人口のピーク	2042年 3,935万人			2042年 3,878万人		
65歳以上人口比率	2065年 38.4%			2060年 40.4%		

(注)総人口のピークはいずれも推計初年度となっている。
平成29年4月推計:12,709万人(2015年)
平成24年1月推計:12,806万人(2010年)

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。また、この合計特殊出生率は、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率としており、これは人口動態統計における出生率と同様の定義である。

一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めない「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の人口推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は 1964(昭和 39)年生まれコーホートの実績 1.63 から一貫して下がり続け、2000(平成 12)年生まれコーホートで 1.40 に達するものと仮定されている。これに外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、いったん低下した後に緩やかに上昇して 1.44 に達する見込みとなる（第３－５－２表及び第３－５－３図)。

第３－５－２表　実績及び仮定された女子 2000(平成 12)年出生コーホートの結婚・出産変数値、合計特殊出生率

仮定の種類	50歳時未婚率（%）①	平均初婚年齢（歳）	夫婦完結出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完結出生児数 (A)	結婚出生力変動係数 (B)	離死別再婚効果係数 ③	調整済み離死別再婚効果係数 ④	コーホート合計特殊出生率（日本人女性出生率）(1−①)×②×③
実績値（1964年生まれ）	12.0	26.3	1.96	2.03	0.963	0.959	0.945	1.63
中位の仮定（2000年生まれ）	18.8	28.6	1.79	1.87	0.957	0.955	0.960	1.40
高位の仮定（2000年生まれ）	13.2	28.2	1.91	1.91	1.000	0.955	0.960	1.59
低位の仮定（2000年生まれ）	24.7	29.0	1.68	1.85	0.909	0.955	0.960	1.21

第３－５－３図　合計特殊出生率の推移と将来人口推計（2017(平成 29)年推計）における仮定値

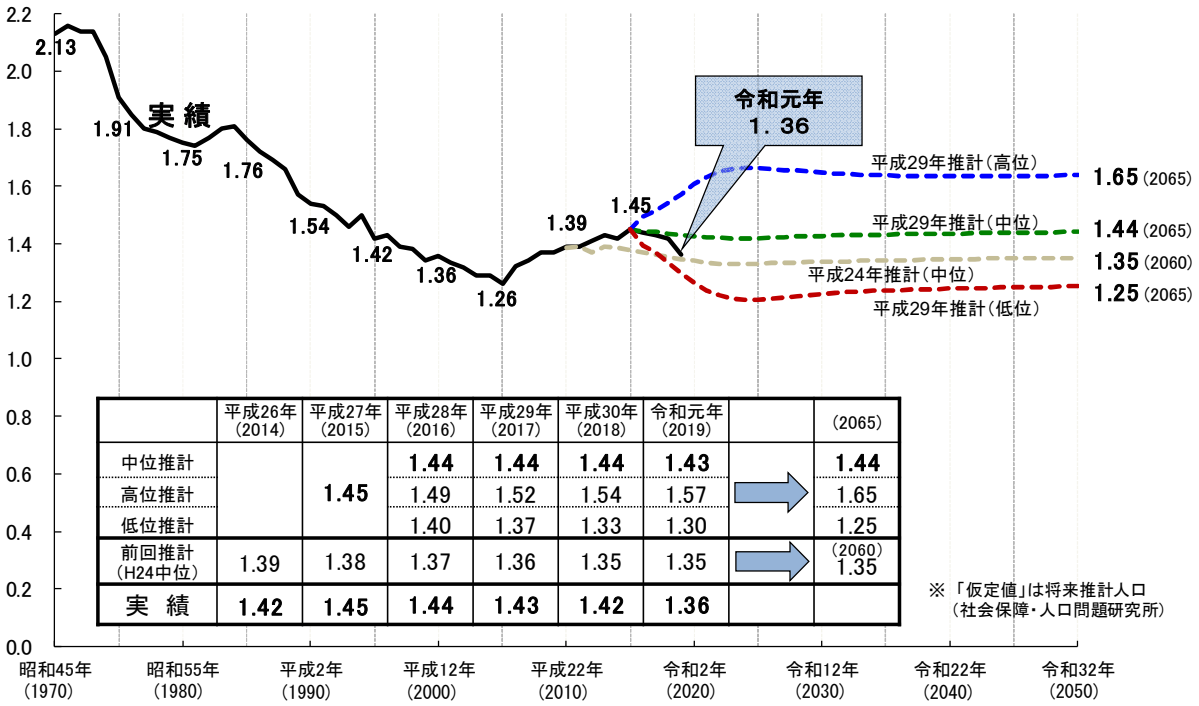

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)		(2065)
中位推計			1.44	1.44	1.44	1.43		1.44
高位推計		1.45	1.49	1.52	1.54	1.57		1.65
低位推計			1.40	1.37	1.33	1.30		1.25
前回推計（H24中位）	1.39	1.38	1.37	1.36	1.35	1.35		(2060) 1.35
実　績	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36		

次に、前回の推計と同様、今後の死亡率の推移については不確実性が高いものと考えられるため、複数の仮定（死亡高位、死亡中位及び死亡低位）に基づく推計が行われている。

寿命について比較してみると、今回の推計での死亡中位の仮定における2065(令和47)年の平均寿命の見込みは、男性84.95年（前回の死亡中位の仮定における2060(令和42)年の見込みは84.19年)、女性91.35年（前回の死亡中位の仮定における2060(令和42)年の見込みは90.93年）となっている（第３－５－４表)。

第３－５－４表　死亡の仮定の違いによる平均余命の比較

		今回の推計（平成29年4月推計）							前回の推計（平成24年1月推計）死亡中位の仮定	
		死亡高位の仮定		死亡中位の仮定		死亡低位の仮定				
平均寿命（0歳の平均余命）（年）	2015年			男性	80.75			2010年	男性	79.64
				女性	86.99				女性	86.39
	↓			↓				↓		↓
	2065年	男性	83.83	男性	84.95	男性	86.05	2060年	男性	84.19
		女性	90.21	女性	91.35	女性	92.48		女性	90.93
65歳の平均余命（年）	2015年			男性	22.84			2010年	男性	18.86
				女性	28.37				女性	23.89
	↓			↓				↓		↓
	2065年	男性	21.75	男性	22.60	男性	23.46	2060年	男性	22.33
		女性	26.96	女性	27.94	女性	28.91		女性	27.72

以上のような出生率と死亡率の状況を踏まえ、少子高齢化の状況の見通しをみると、今回推計は前回推計とほぼ同様の傾向がみられる。被保険者の年齢層に相当する20歳以上65歳未満人口や20歳以上60歳未満人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれる一方、年金受給者層に相当する65歳以上人口は、2040(令和22)年頃にピークを迎え、その後は現役世代と同様に減少すると見込まれている。このことから、65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口または20歳以上60歳未満人口に対する比率は、第３－５－６図からもわかるように、今回推計も前回推計と同様の傾向となっており、今後、これらの比率は上昇する推計結果となっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、将来きわめて厳しい状況となるとの見通しは変わっていない。

第３－５－５図　人口の推移
—2017(平成 29)年４月推計と 2012(平成 24)年１月推計の比較—

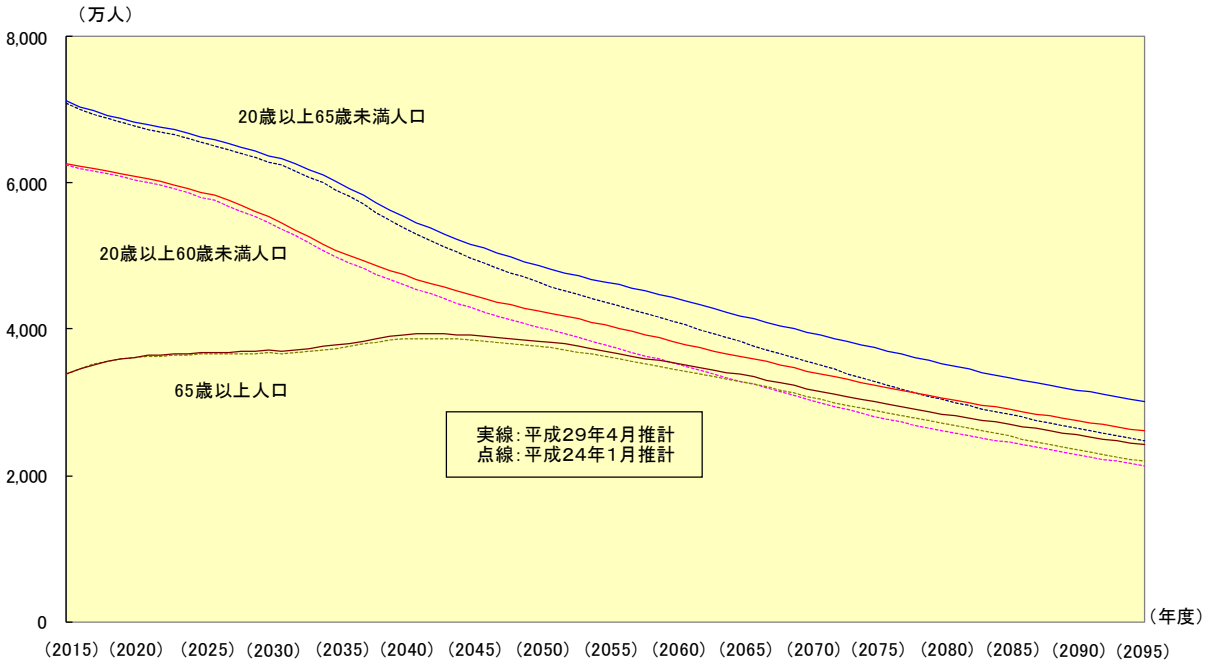

第３－５－６図　65 歳以上人口の 20 歳以上 65 歳未満人口及び 20 歳以上 60 歳未満人口に対する比率
—2017(平成 29)年４月推計と 2012(平成 24)年１月推計の比較—

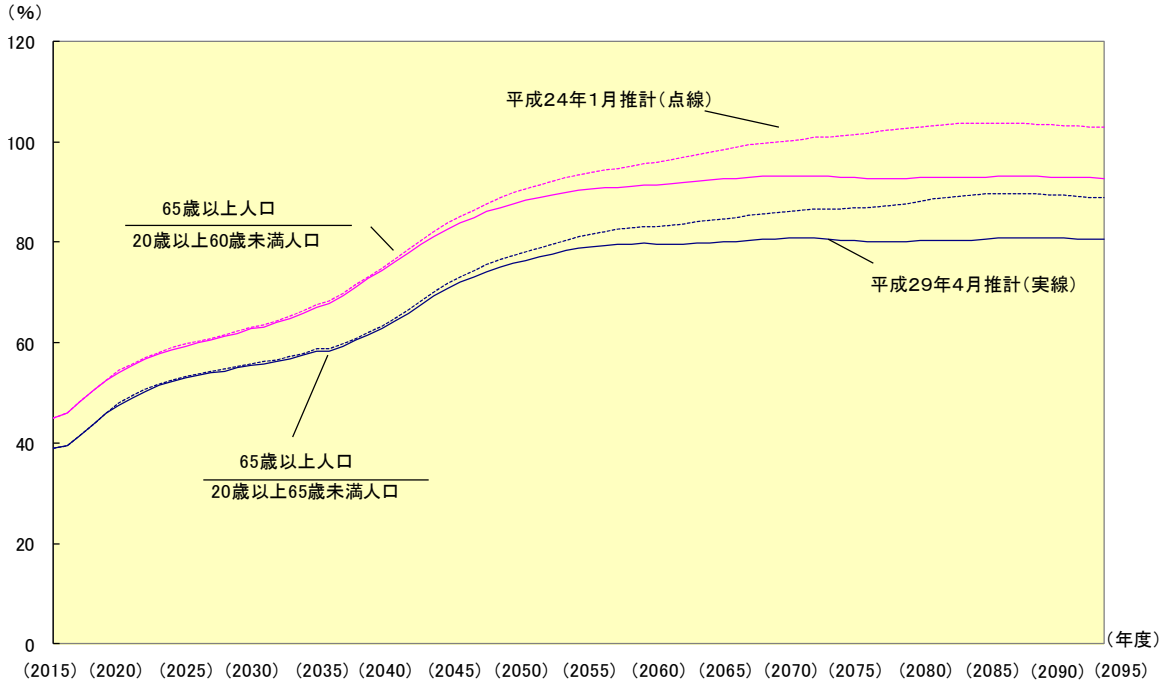

次に、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018(平成 30)年１月推計）における、女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

本推計の主要な部分は世帯推移率法が用いられている。これは、推計の出発点における男女別年齢別配偶関係別の分布をもとに、別途設定する配偶関係間の推移確率行列を用いて将来の分布を推計する方法である。配偶関係間の推移確率行列は、「日本の将来推計人口」（2017(平成 29)年推計、出生中位・死亡中位推計）で用いられた女性の初婚・再婚・離婚確率をベースとして設定されている。これを用いて、2040(令和 22)年までの 25 年間にわたる将来の配偶関係別人口が推計されている。

推計結果として、女性人口に占める女性有配偶人口の割合を５歳階級別にみたものが第３－５－７図である。将来推計人口における生涯未婚率の上昇等が反映されていることから､35～39 歳では 2015(平成 27)年の 68.1%から 2040(令和 22)年には 65.6%まで低下し、55～59 歳では 2015(平成 27)年の 76.2%から 2040(令和 22)年の 66.3%まで低下するなど、どの年齢層においても有配偶者の割合は低下するものと推計されている。

第３－５－７図　年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶者の比率

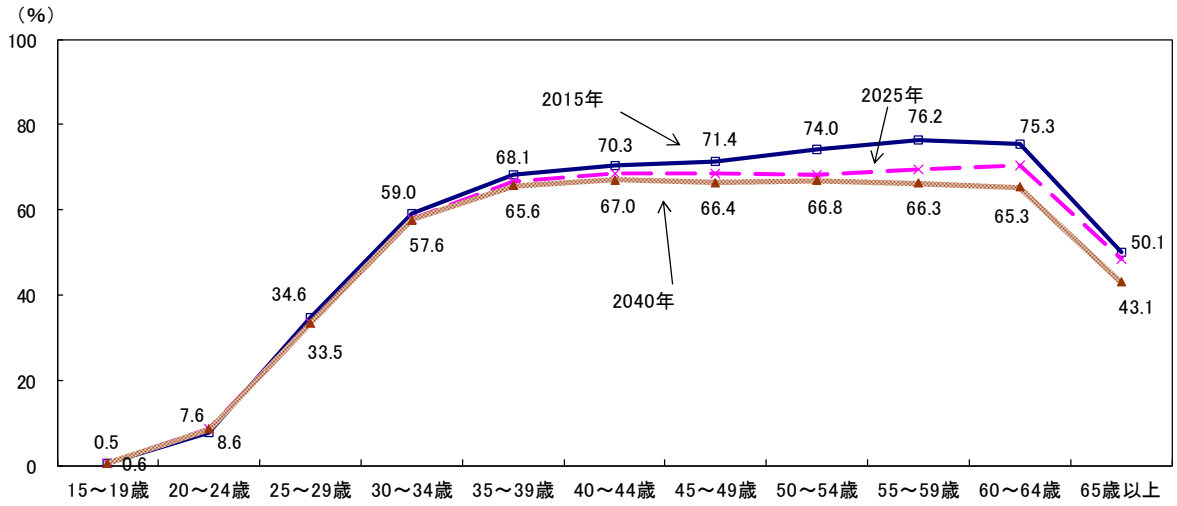

２．労働力率の将来推計

今回の財政検証において被保険者数の将来推計を行う上で、労働力率や就業率は独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成31)年３月）における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、将来推計を 2040(令和 22)年まで行ったものである。

労働力率については、性・年齢階級別（女性はさらに有配偶・無配偶他別）それぞれについて、①一般的な就業環境、②若者の就労に影響を与える変数、③女性の就労に影響を与える変数、④高齢者の就労に影響を与える変数といった説明変数によって推計されている。将来推計に際しては、経済成長と労働力供給について「経済成長と労働参加が進むケース」（以下、「労働参加が進むケース」という。）、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」（以下、「労働参加が一定程度進むケース」という。）及び「経済成長と労働参加が進まないケース」（以下、「労働参加が進まないケース」という。）が設定されている。

労働力需給の推計では、労働力率のほか、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われている。これらの推計結果を第３－５－８表から第３－５－10 図に示している。

「労働参加が進むケース」とは、各種経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むケースである。労働力率、就業率ともに、2040(令和 22)年に向けて、全ての層において上昇する見通しとなっているが、男性の労働力率は 60 歳台が比較的大きく上昇し、女性については 30 歳台が比較的大きく上昇し、いわゆるM字カーブが解消する見通しとなっている。

「労働参加が一定程度進むケース」とは、各種経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むケースである。

「労働参加が進まないケース」とは、ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が現在（2017(平成 29)年）と同じ水準で推移すると仮定したケースである。

第３－５－８表　労働力率、就業率の推移と見通し

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が進むケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.4	16.2	16.0	15.6
	２０～２４歳	70.8	69.2	69.0	68.8	68.6
	２５～２９歳	93.8	94.0	94.0	94.0	93.9
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.5	96.6	96.6
	４０～４４歳	96.0	97.1	97.1	97.1	97.2
	４５～４９歳	95.6	95.7	96.2	96.2	96.2
	５０～５４歳	95.1	95.0	95.2	95.4	95.4
	５５～５９歳	93.7	93.8	94.2	94.2	94.2
	６０～６４歳	81.7	83.4	85.0	86.6	89.4
	６５～６９歳	56.5	60.3	62.7	65.5	71.6
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	72.5	72.3	72.0	71.9
	２５～２９歳	82.1	85.2	86.3	86.8	88.5
	３０～３４歳	75.2	79.5	81.5	83.2	86.3
	３５～３９歳	73.4	79.6	83.5	86.5	92.0
	４０～４４歳	77.0	81.6	85.6	88.5	93.6
	４５～４９歳	79.4	81.9	84.8	87.2	91.7
	５０～５４歳	78.1	79.6	82.9	85.7	90.3
	５５～５９歳	72.1	76.5	78.9	81.6	87.1
	６０～６４歳	54.9	58.3	63.8	67.5	75.2
	６５～６９歳	35.0	37.9	42.7	46.4	54.1
女性有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	73.6	75.5	77.3	82.5
	３０～３４歳	65.6	71.0	73.6	75.8	80.3
	３５～３９歳	67.1	74.2	78.8	82.6	89.5
	４０～４４歳	73.2	78.2	82.8	86.2	92.4
	４５～４９歳	77.0	79.1	82.0	84.5	89.5
	５０～５４歳	75.8	77.9	80.6	83.0	87.6
	５５～５９歳	70.2	75.1	77.5	79.8	85.2
	６０～６４歳	52.8	55.5	62.0	66.4	74.6
	６５～６９歳	33.0	34.9	38.2	41.8	49.8
女性無配偶他	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	73.5	73.3	73.0	72.8
	２５～２９歳	91.4	91.0	91.7	91.5	91.5
	３０～３４歳	90.4	91.6	92.3	93.2	94.5
	３５～３９歳	89.2	90.7	92.9	94.1	96.6
	４０～４４歳	87.3	89.3	91.6	93.3	96.2
	４５～４９歳	86.2	88.2	90.9	93.0	96.2
	５０～５４歳	85.0	83.5	87.7	91.4	95.8
	５５～５９歳	78.8	80.1	82.2	85.4	90.8
	６０～６４歳	62.2	66.1	68.2	69.9	76.2
	６５～６９歳	40.5	45.6	53.4	55.8	61.4

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が一定程度進むケース）

性・年齢	年	実績 2017	推計 2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.4	16.1	15.9	15.6
	２０～２４歳	70.8	69.2	68.8	68.6	68.3
	２５～２９歳	93.8	94.0	94.0	93.9	93.8
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.5	96.6	96.5
	４０～４４歳	96.0	97.1	96.6	96.2	96.3
	４５～４９歳	95.6	95.7	96.2	95.8	95.6
	５０～５４歳	95.1	95.0	95.1	95.2	94.9
	５５～５９歳	93.7	93.8	94.1	94.0	94.0
	６０～６４歳	81.7	82.4	82.2	82.1	82.1
	６５～６９歳	56.5	58.9	58.2	57.6	57.5
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	72.5	72.0	71.6	71.4
	２５～２９歳	82.1	84.5	84.7	84.6	86.5
	３０～３４歳	75.2	78.5	80.1	81.5	84.6
	３５～３９歳	73.4	78.7	82.2	84.8	90.1
	４０～４４歳	77.0	81.3	85.2	87.6	92.2
	４５～４９歳	79.4	81.5	83.8	85.4	88.8
	５０～５４歳	78.1	78.7	80.6	82.2	84.5
	５５～５９歳	72.1	75.3	75.0	75.4	77.8
	６０～６４歳	54.9	57.2	60.3	62.3	67.3
	６５～６９歳	35.0	36.6	39.0	40.2	43.0
女性有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	71.5	71.2	71.8	77.7
	３０～３４歳	65.6	69.2	71.4	73.4	78.0
	３５～３９歳	67.1	72.7	76.9	80.1	87.1
	４０～４４歳	73.2	77.8	82.2	85.0	90.6
	４５～４９歳	77.0	78.5	80.4	81.8	85.3
	５０～５４歳	75.8	76.7	77.3	77.7	79.1
	５５～５９歳	70.2	73.5	72.0	70.7	71.7
	６０～６４歳	52.8	54.0	57.2	59.2	63.3
	６５～６９歳	33.0	33.0	33.0	32.9	33.0
女性無配偶他	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	73.5	73.0	72.5	72.3
	２５～２９歳	91.4	91.0	91.5	91.1	90.9
	３０～３４歳	90.4	91.6	92.1	92.7	93.7
	３５～３９歳	89.2	90.7	92.7	93.6	95.8
	４０～４４歳	87.3	89.3	91.7	93.1	95.6
	４５～４９歳	86.2	88.2	91.1	93.0	95.7
	５０～５４歳	85.0	83.5	87.8	91.6	95.5
	５５～５９歳	78.8	80.0	81.7	84.9	89.9
	６０～６４歳	62.2	66.1	67.7	68.6	74.8
	６５～６９歳	40.5	45.6	53.4	55.1	59.8

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が進まないケース）

性・年齢	年	実績 2017	推計 2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
	２０～２４歳	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8
	２５～２９歳	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.3	96.3	96.3
	４０～４４歳	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
	４５～４９歳	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	５０～５４歳	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1
	５５～５９歳	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7
	６０～６４歳	81.7	81.7	81.7	81.7	81.7
	６５～６９歳	56.5	56.5	56.5	56.5	56.5
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	71.9	71.9	71.9	71.9
	２５～２９歳	82.1	82.8	82.7	82.7	82.7
	３０～３４歳	75.2	75.9	76.1	76.1	76.1
	３５～３９歳	73.4	74.4	74.5	74.7	74.7
	４０～４４歳	77.0	77.5	77.6	77.7	77.8
	４５～４９歳	79.4	79.9	79.9	80.0	80.1
	５０～５４歳	78.1	78.5	78.7	78.8	78.9
	５５～５９歳	72.1	72.5	72.8	73.0	73.1
	６０～６４歳	54.9	55.2	55.5	55.8	56.0
	６５～６９歳	35.0	35.1	35.2	35.4	35.8
女性有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5
	３０～３４歳	65.6	65.6	65.6	65.6	65.6
	３５～３９歳	67.1	67.1	67.1	67.1	67.1
	４０～４４歳	73.2	73.2	73.2	73.2	73.2
	４５～４９歳	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
	５０～５４歳	75.8	75.8	75.8	75.8	75.8
	５５～５９歳	70.2	70.2	70.2	70.2	70.2
	６０～６４歳	52.8	52.8	52.8	52.8	52.8
	６５～６９歳	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
女性無配偶他	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	72.9	72.9	72.9	72.9
	２５～２９歳	91.4	91.4	91.4	91.4	91.4
	３０～３４歳	90.4	90.4	90.4	90.4	90.4
	３５～３９歳	89.2	89.2	89.2	89.2	89.2
	４０～４４歳	87.3	87.3	87.3	87.3	87.3
	４５～４９歳	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2
	５０～５４歳	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	５５～５９歳	78.8	78.8	78.8	78.8	78.8
	６０～６４歳	62.2	62.2	62.2	62.2	62.2
	６５～６９歳	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が進むケース）

性・年齢	年	実績 2017	推計 2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.7	15.3	15.1	14.8
	２０～２４歳	67.4	65.9	65.2	64.9	64.7
	２５～２９歳	89.8	89.7	89.3	89.1	89.1
	３０～３４歳	92.3	92.4	92.3	92.2	92.2
	３５～３９歳	93.5	94.0	94.0	93.9	94.0
	４０～４４歳	93.8	95.1	94.9	94.7	94.9
	４５～４９歳	93.5	94.0	94.2	94.1	94.1
	５０～５４歳	92.6	93.2	93.1	93.2	93.2
	５５～５９歳	91.0	91.5	91.6	91.5	91.6
	６０～６４歳	79.1	81.1	82.3	83.7	86.5
	６５～６９歳	54.8	59.1	61.4	64.1	70.1
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.3	16.3	16.3
	２０～２４歳	68.8	69.6	69.0	68.6	68.5
	２５～２９歳	78.9	81.9	82.6	83.0	84.6
	３０～３４歳	72.9	77.2	78.8	80.3	83.4
	３５～３９歳	71.4	77.3	80.9	83.7	88.9
	４０～４４歳	75.1	79.8	83.5	86.2	91.2
	４５～４９歳	77.5	80.0	82.7	85.0	89.4
	５０～５４歳	76.4	78.1	81.2	83.9	88.5
	５５～５９歳	70.5	75.2	77.5	80.0	85.4
	６０～６４歳	53.6	57.3	62.6	66.2	73.7
	６５～６９歳	34.4	37.7	42.4	46.0	53.7
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.8	33.6	33.5	33.6
	２０～２４歳	59.1	59.4	59.1	59.0	59.0
	２５～２９歳	62.9	70.7	72.3	73.9	78.9
	３０～３４歳	63.6	68.9	71.2	73.2	77.5
	３５～３９歳	65.3	72.0	76.3	79.8	86.6
	４０～４４歳	71.4	76.5	80.7	84.0	90.0
	４５～４９歳	75.2	77.2	80.0	82.3	87.2
	５０～５４歳	74.1	76.5	79.0	81.3	85.8
	５５～５９歳	68.6	73.8	76.0	78.2	83.6
	６０～６４歳	51.5	54.6	60.8	65.1	73.2
	６５～６９歳	32.4	34.7	37.9	41.5	49.4
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	16.2	16.2	16.2
	２０～２４歳	69.5	70.6	70.0	69.5	69.4
	２５～２９歳	87.8	87.4	87.8	87.5	87.5
	３０～３４歳	87.7	88.9	89.2	89.9	91.3
	３５～３９歳	86.7	88.0	89.9	91.0	93.4
	４０～４４歳	85.1	87.4	89.4	90.9	93.7
	４５～４９歳	84.1	86.1	88.7	90.6	93.7
	５０～５４歳	83.1	82.0	86.0	89.5	93.9
	５５～５９歳	77.1	78.7	80.7	83.7	89.1
	６０～６４歳	60.8	65.0	66.9	68.5	74.7
	６５～６９歳	39.8	45.4	53.1	55.4	61.0

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が一定程度進むケース）

性・年齢	年	実績 2017	推計 2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.6	15.1	14.7	14.4
	２０～２４歳	67.4	65.8	64.4	63.6	63.5
	２５～２９歳	89.8	89.6	88.7	88.2	88.2
	３０～３４歳	92.3	92.4	91.9	91.5	91.6
	３５～３９歳	93.5	94.0	93.6	93.3	93.3
	４０～４４歳	93.8	95.1	94.0	93.3	93.4
	４５～４９歳	93.5	93.9	93.8	93.2	93.0
	５０～５４歳	92.6	93.1	92.6	92.4	92.1
	５５～５９歳	91.0	91.4	91.1	90.6	90.7
	６０～６４歳	79.1	80.1	79.0	78.4	78.5
	６５～６９歳	54.8	57.7	56.8	56.1	56.1
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.2	16.1	16.1
	２０～２４歳	68.8	69.5	68.2	67.4	67.2
	２５～２９歳	78.9	81.1	80.8	80.4	82.2
	３０～３４歳	72.9	76.1	77.1	78.1	81.1
	３５～３９歳	71.4	76.3	79.2	81.4	86.5
	４０～４４歳	75.1	79.5	82.7	84.6	89.1
	４５～４９歳	77.5	79.6	81.4	82.8	86.1
	５０～５４歳	76.4	77.3	78.8	80.1	82.4
	５５～５９歳	70.5	74.0	73.4	73.6	76.0
	６０～６４歳	53.6	56.2	58.9	60.7	65.7
	６５～６９歳	34.4	36.4	38.7	39.8	42.6
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.7	33.4	33.2	33.2
	２０～２４歳	59.1	59.3	58.6	58.2	58.3
	２５～２９歳	62.9	68.6	67.9	68.2	73.8
	３０～３４歳	63.6	67.1	68.7	70.3	74.7
	３５～３９歳	65.3	70.6	74.1	77.0	83.6
	４０～４４歳	71.4	76.1	79.7	82.1	87.5
	４５～４９歳	75.2	76.7	78.2	79.2	82.7
	５０～５４歳	74.1	75.3	75.6	75.8	77.1
	５５～５９歳	68.6	72.2	70.4	69.1	70.0
	６０～６４歳	51.5	53.1	55.9	57.8	61.8
	６５～６９歳	32.4	32.8	32.7	32.6	32.7
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	16.1	16.0	16.1
	２０～２４歳	69.5	70.5	69.1	68.2	68.1
	２５～２９歳	87.8	87.4	87.2	86.5	86.4
	３０～３４歳	87.7	88.8	88.6	88.8	89.8
	３５～３９歳	86.7	88.0	89.3	89.9	92.0
	４０～４４歳	85.1	87.4	89.0	89.9	92.4
	４５～４９歳	84.1	86.2	88.6	90.1	92.8
	５０～５４歳	83.1	81.9	85.7	89.2	93.1
	５５～５９歳	77.1	78.7	80.0	82.9	87.8
	６０～６４歳	60.8	65.0	66.2	66.9	73.0
	６５～６９歳	39.8	45.3	52.9	54.6	59.3

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が進まないケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.7	15.0	14.8	15.1
	２０～２４歳	67.4	67.2	64.9	64.3	65.1
	２５～２９歳	89.8	89.3	87.5	87.0	87.6
	３０～３４歳	92.3	92.3	91.0	90.7	91.1
	３５～３９歳	93.5	93.8	92.6	92.2	92.7
	４０～４４歳	93.8	93.9	92.7	92.3	92.8
	４５～４９歳	93.5	93.6	92.5	92.2	92.6
	５０～５４歳	92.6	93.1	91.9	91.5	92.0
	５５～５９歳	91.0	91.2	89.8	89.4	89.9
	６０～６４歳	79.1	79.2	77.3	76.7	77.5
	６５～６９歳	54.8	55.3	54.9	54.8	55.0
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.0	15.9	16.0
	２０～２４歳	68.8	68.8	67.1	66.6	67.2
	２５～２９歳	78.9	79.3	78.2	77.9	78.3
	３０～３４歳	72.9	73.5	72.5	72.2	72.6
	３５～３９歳	71.4	72.1	71.2	71.1	71.5
	４０～４４歳	75.1	75.7	74.5	74.2	74.8
	４５～４９歳	77.5	77.9	77.2	77.0	77.4
	５０～５４歳	76.4	77.0	76.5	76.3	76.7
	５５～５９歳	70.5	71.2	70.9	70.9	71.2
	６０～６４歳	53.6	54.2	54.0	54.1	54.5
	６５～６９歳	34.4	34.9	34.8	34.9	35.3
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.7	32.9	32.7	33.0
	２０～２４歳	59.1	59.2	57.7	57.3	57.8
	２５～２９歳	62.9	62.7	61.9	61.6	61.9
	３０～３４歳	63.6	63.5	62.5	62.2	62.6
	３５～３９歳	65.3	65.1	64.2	63.9	64.2
	４０～４４歳	71.4	71.5	70.2	69.9	70.4
	４５～４９歳	75.2	75.2	74.4	74.2	74.5
	５０～５４歳	74.1	74.4	73.6	73.4	73.7
	５５～５９歳	68.6	68.9	68.3	68.1	68.4
	６０～６４歳	51.5	51.8	51.2	51.1	51.3
	６５～６９歳	32.4	32.8	32.6	32.5	32.6
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	15.9	15.8	15.9
	２０～２４歳	69.5	69.7	67.9	67.5	68.1
	２５～２９歳	87.8	87.6	86.4	86.1	86.5
	３０～３４歳	87.7	87.5	86.2	85.8	86.3
	３５～３９歳	86.7	86.4	85.2	84.9	85.3
	４０～４４歳	85.1	85.2	83.8	83.4	83.9
	４５～４９歳	84.1	84.1	83.2	83.0	83.3
	５０～５４歳	83.1	83.4	82.5	82.3	82.6
	５５～５９歳	77.1	77.4	76.7	76.6	76.8
	６０～６４歳	60.8	61.1	60.4	60.3	60.5
	６５～６９歳	39.8	40.2	40.0	39.9	40.0

第３－５－９図　労働力率の推移と見通し（労働参加が進むケース）

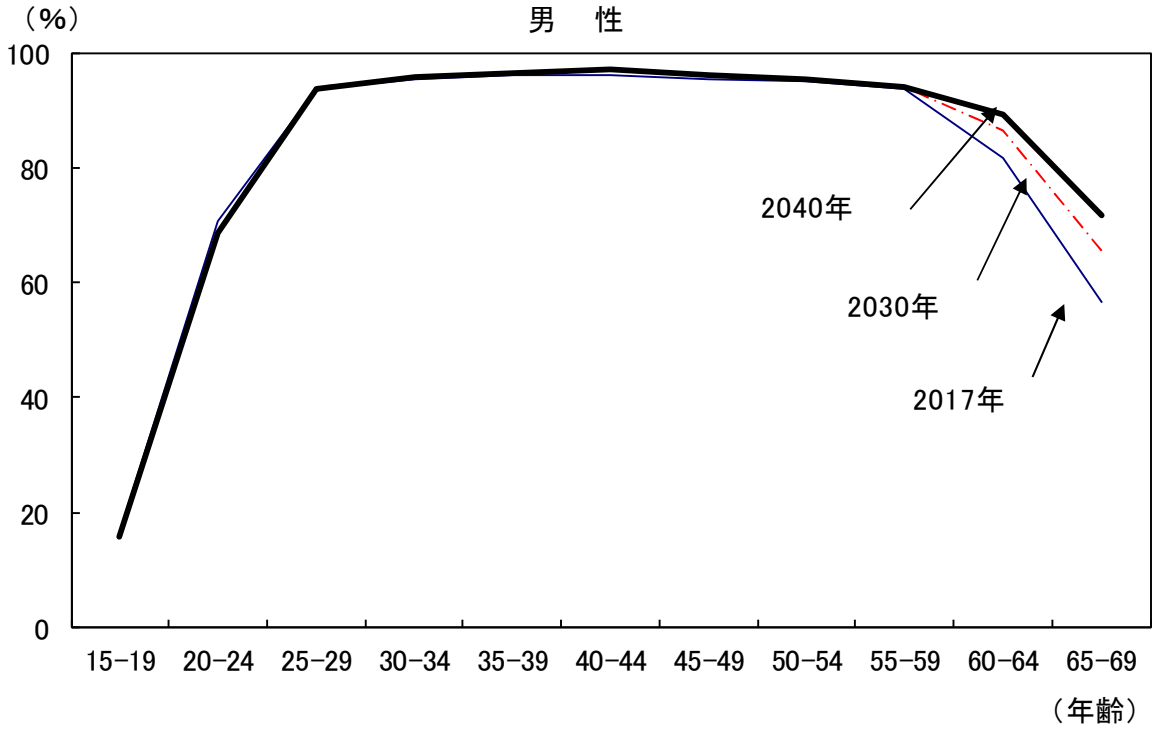

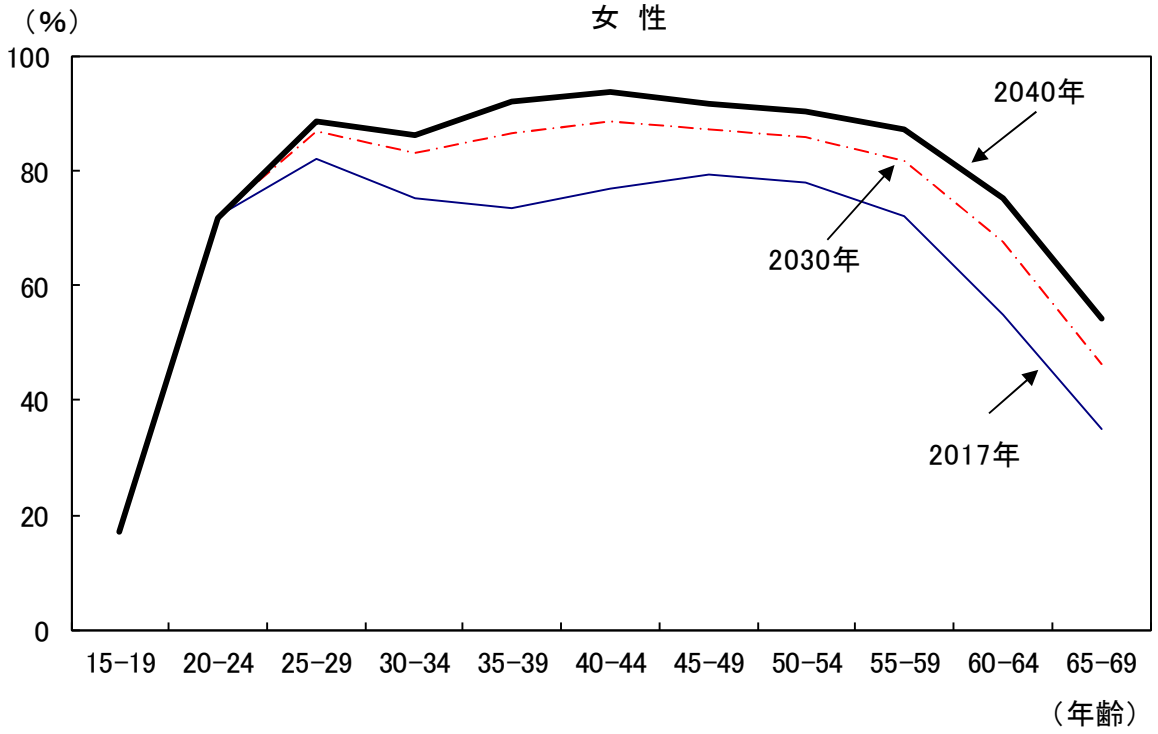

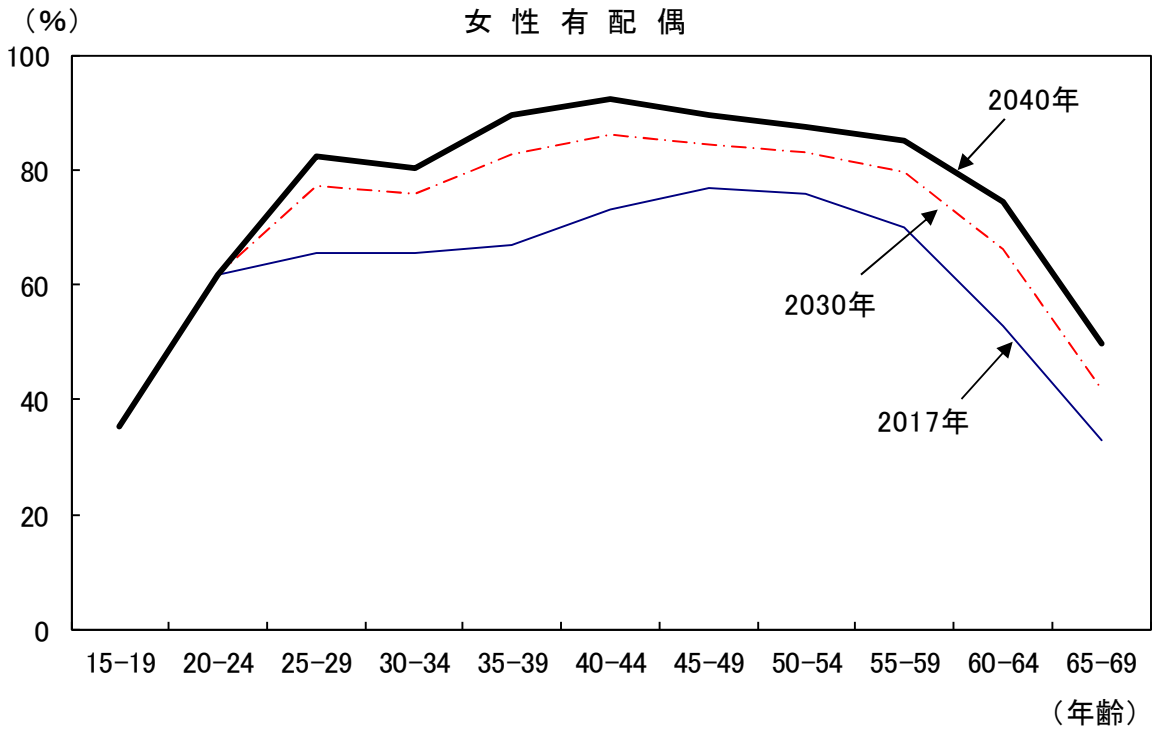
女 性 有 配 偶
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

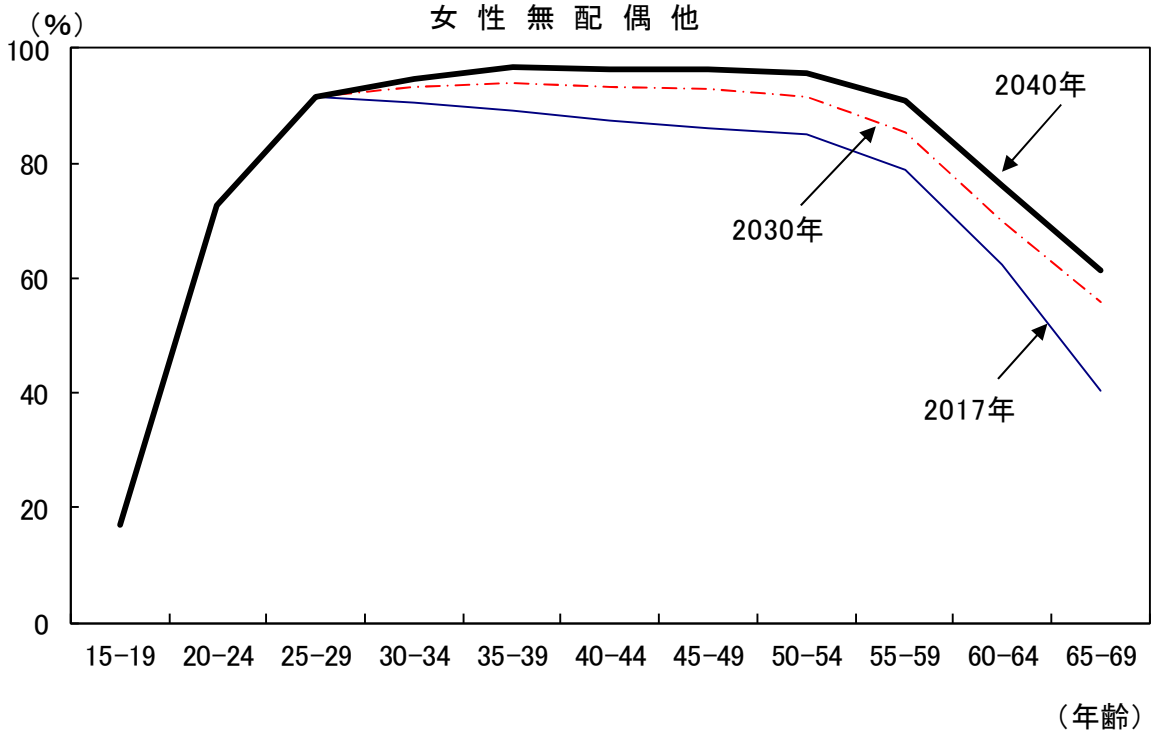
女 性 無 配 偶 他
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

第３－５－10 図　就業率の推移と見通し（労働参加が進むケース）

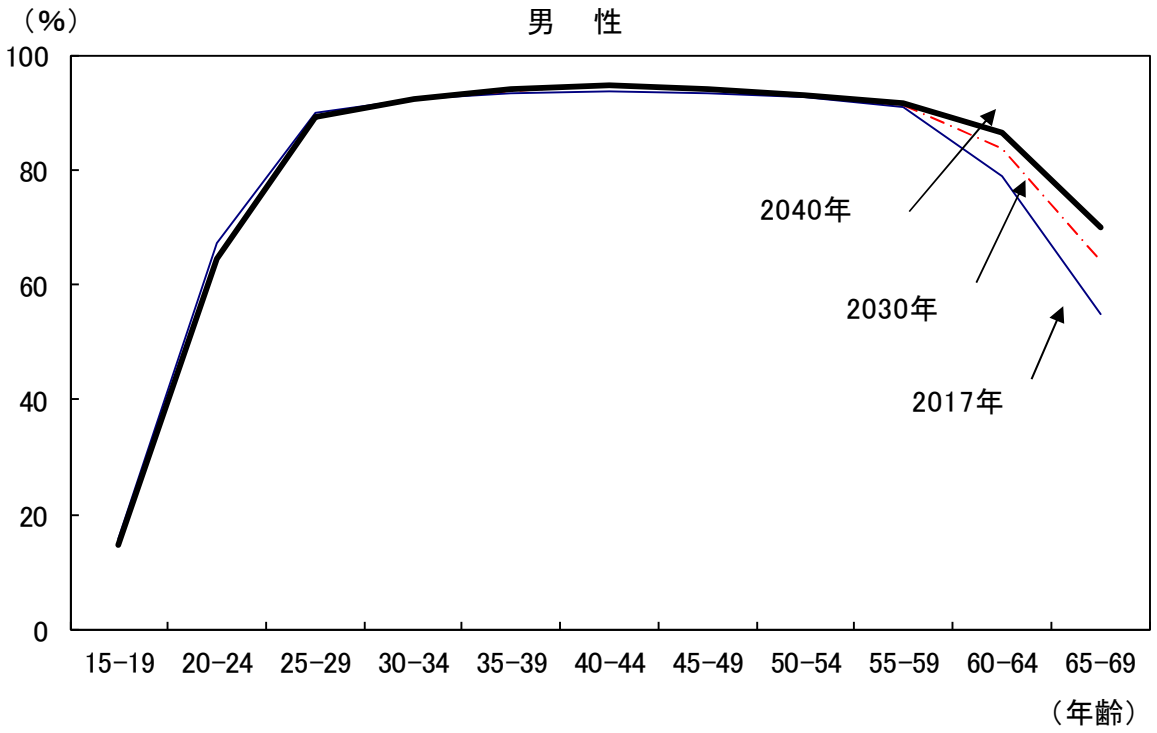

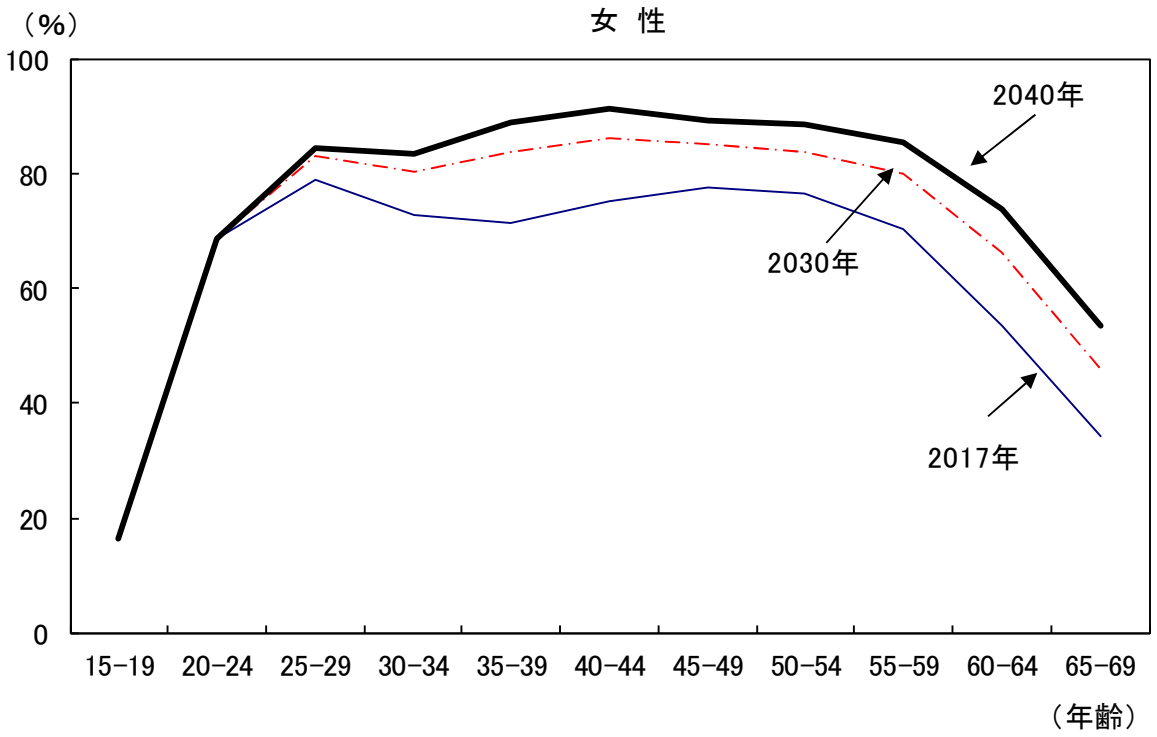

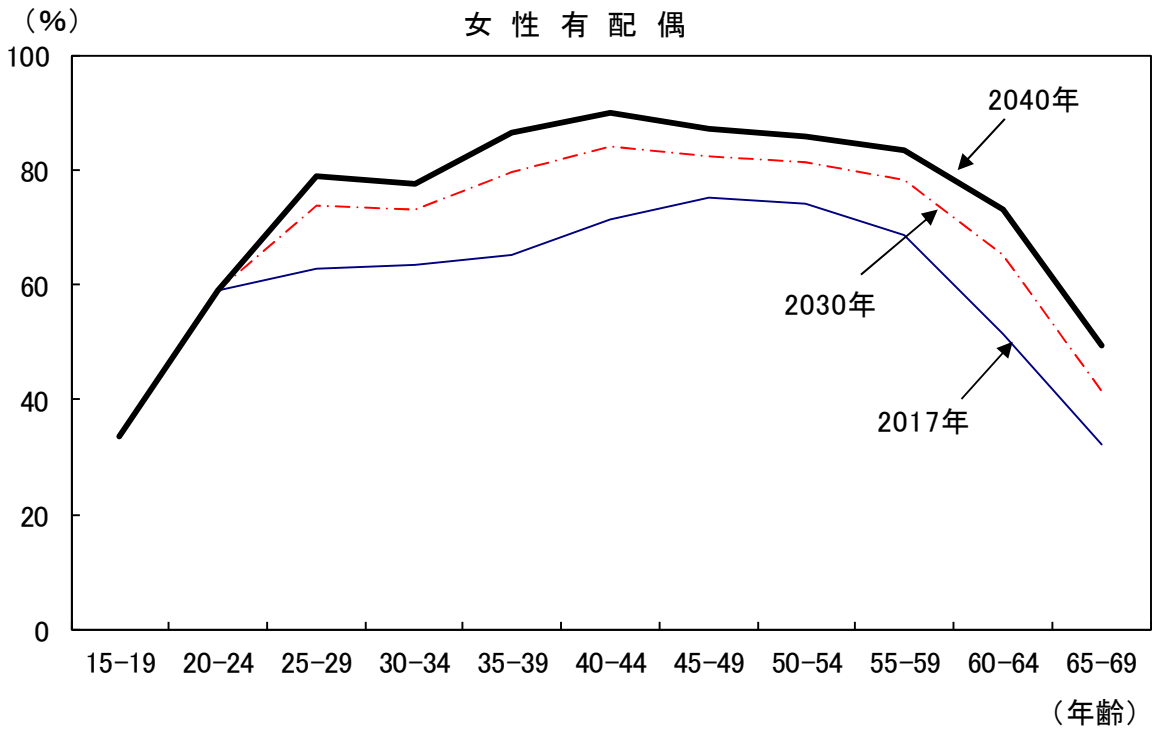
女 性 有 配 偶
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15−19
20−24
25−29
30−34
35−39
40−44
45−49
50−54
55−59
60−64
65−69
（年齢）

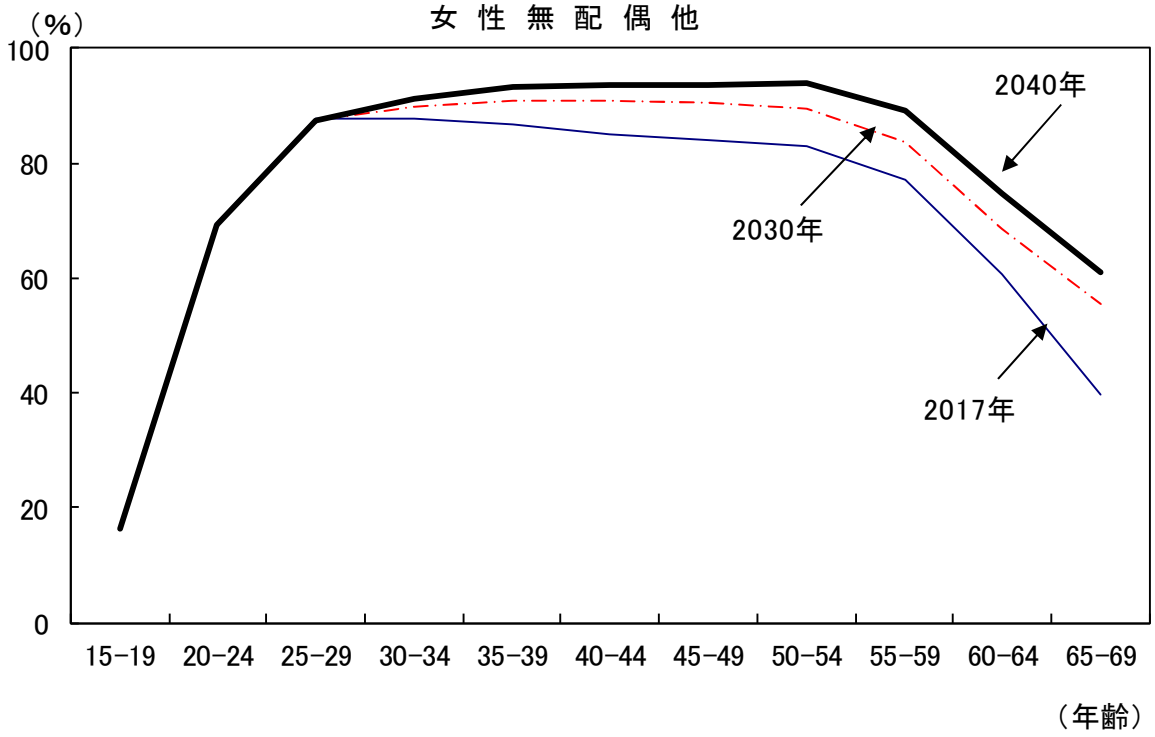
女 性 無 配 偶 他
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15−19
20−24
25−29
30−34
35−39
40−44
45−49
50−54
55−59
60−64
65−69
（年齢）

３．厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計

長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、パラメータの１つである労働投入量として総労働時間（マンアワーベース）が採用されたことを前節で述べている。

また、公的年金被保険者数、特に厚生年金被保険者数については、労働投入量の具体的な推計と密接な関係にあり、前項までに詳述した、将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力需給の推計を用いることから、本節ではそれらの具体的な推計手法について解説する。

推計手順をフローチャートとして示したものが第３－５－11 図である。この流れに沿って解説する。

第３－５－11 図　厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順

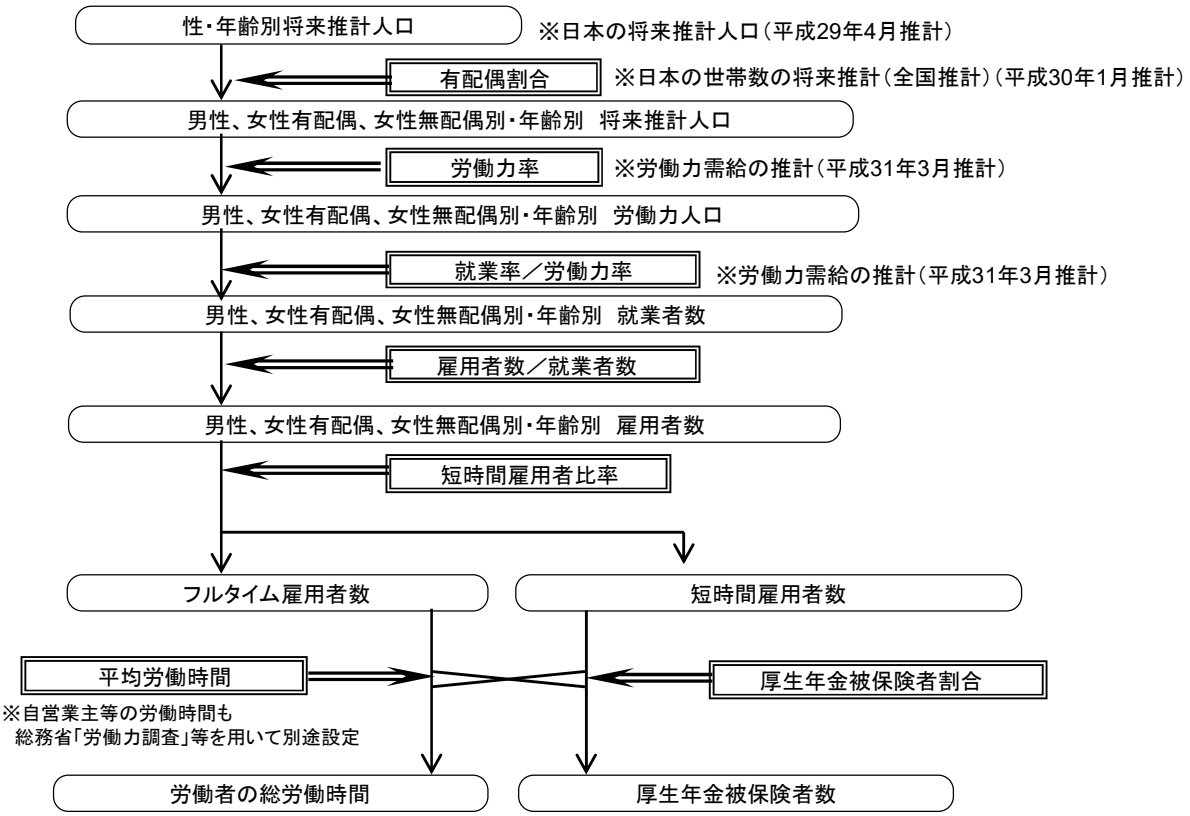

（１）人口の設定

推計の基礎となる人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2017(平成 29)年推計）が用いられている。また、女性有配偶、女性無配偶の人口を「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018(平成 30)年１月推計）における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出している。

女性有配偶人口の将来推計 ＝ 将来推計人口の女性人口 × 女性人口に占める有配偶者の割合 女性無配偶人口の将来推計 ＝ 将来推計人口の女性人口 － 女性有配偶人口

（２）労働力人口及び就業者数

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率については、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成 31)年３月）が用いられている。これらを用いて、労働力人口及び就業者数について、それぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出している。

労働力人口の将来推計 ＝ 将来推計人口 × 労働力率の将来推計 就業者数の将来推計 ＝ 労働力人口の将来推計 ×（ 就業率の将来推計／労働力率の将来推計 ）

（３）雇用者数の設定

次に、就業者に占める雇用者の割合を設定し、就業者数に乗じることにより雇用者数を算出している。

雇用者数の将来推計 ＝ 就業者数の将来推計 × 就業者に占める雇用者の割合の将来推計

就業者に占める雇用者の割合（以下、「雇用者比率」という。）を設定するにあたって、過去実績の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあるが、足下（2017(平成 29)年）で男性は 87.9%、女性は 90.6%の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる（第３－５－15 図を参照）。

また、これを年齢階級別にみたものが第３－５－12 図である。男性は、年

齢が高くなると割合が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子がみられる。女性については、20 歳代前半までの若年層の割合は 30 年前から既に高水準にあり、20 歳代後半から 60 歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

第３－５－12 図　年齢階級別にみた雇用者比率の推移

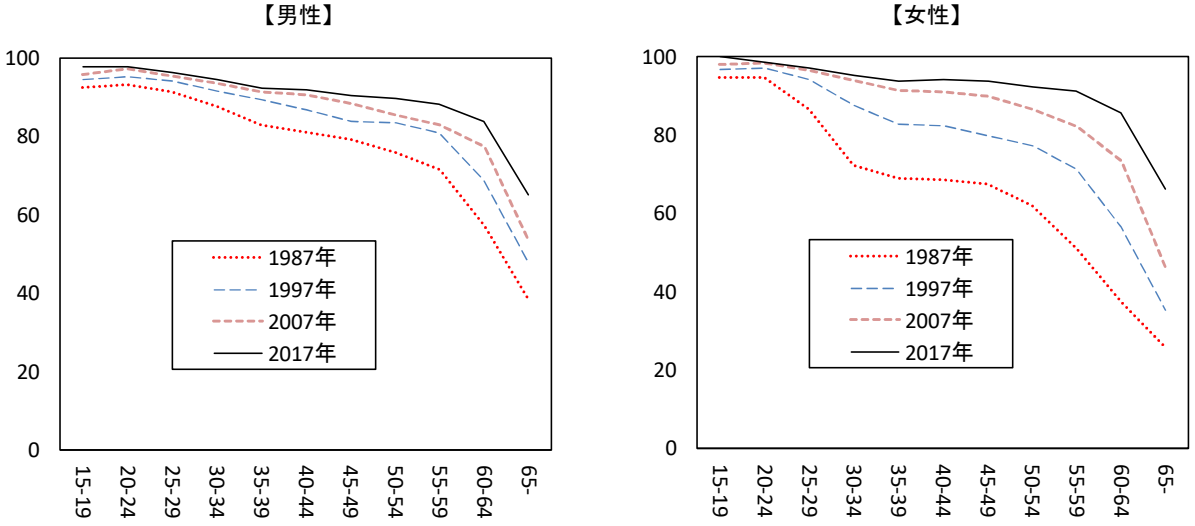

以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は 2014(平成 26)年財政検証と同様の方法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第３－５－13 図に示している。若い世代における年齢ともに生じる雇用者比率の低下度合について、それよりも年上の世代における度合と同じであるとして若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、2017(平成 29)年の実績値を足元にして、以下の計算式に基づいて算出した。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5}\sum_{i=1}^{5}\left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}}\right)$$

（Ｅ：就業者に対する雇用者の割合
ｘ：年齢、ｔ：年）

また、労働参加が進むケース及び労働参加が一定程度進むケースのように、就業率が上昇する場合の 60 歳以上の男性については、就業率が現在の水準よりも高まる分、雇用者比率が高まることを仮定している。

第３－５－13 図　雇用者比率の設定方法（イメージ）

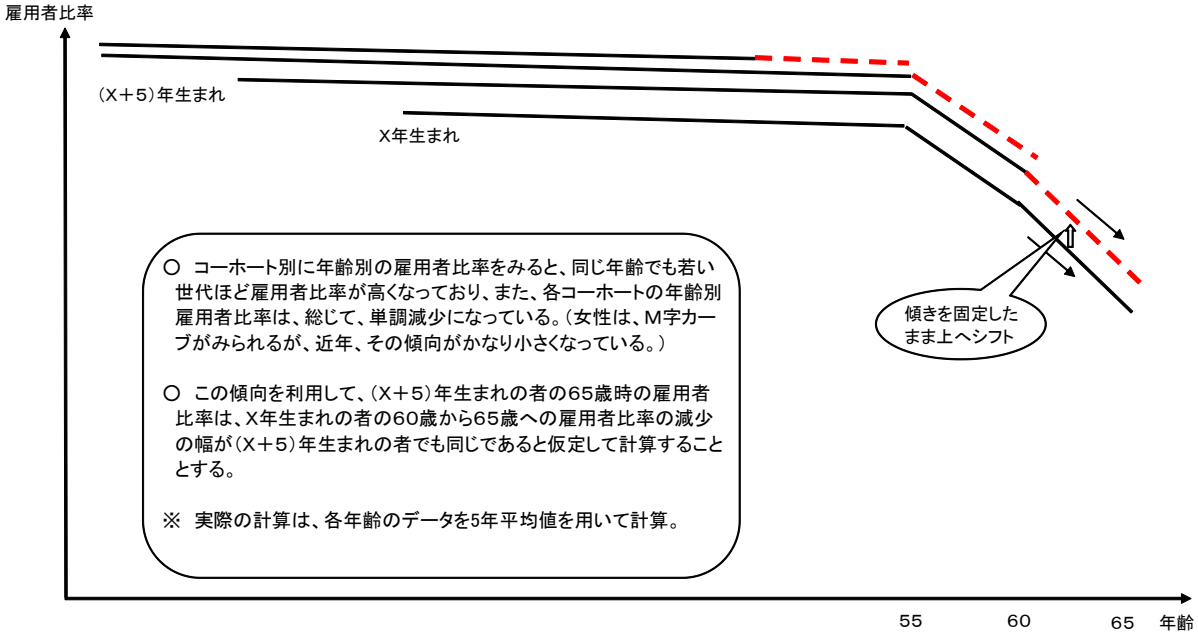

このような方法によるコーホート別の雇用者比率を示したものが第３－５－14 図であり、これに基づく男女別の雇用者比率は第３－５－15 図のとおりとなっている。

以上のように推計した就業者数、雇用者数は第３－５－16 表のとおりである。

第３－５－14 図　コーホート別にみた雇用者比率

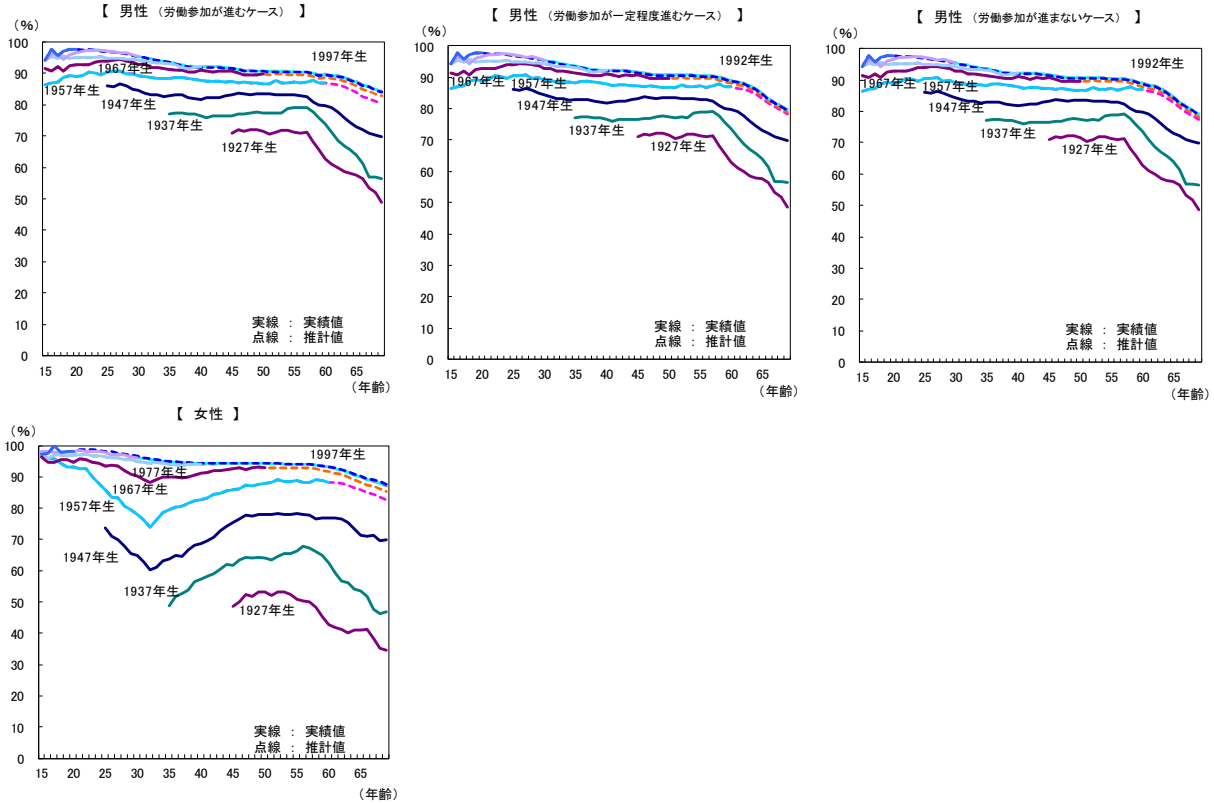

第３－５－15 図　雇用者比率の推移と見通し

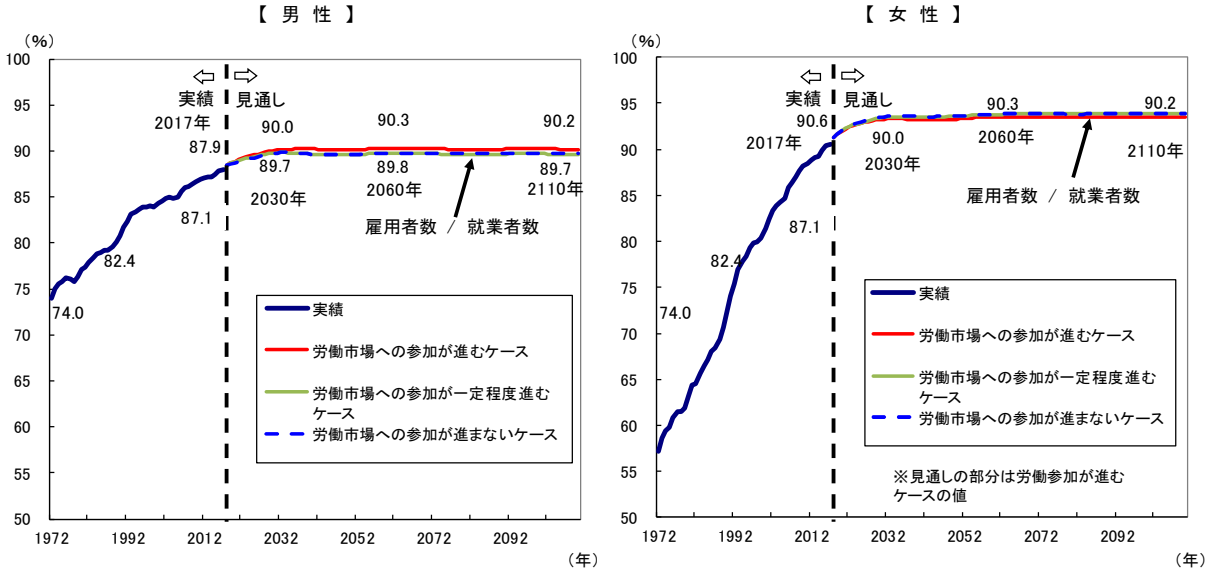

第３－５－16 表　就業者数、雇用者数の見通し（70 歳未満）

（労働参加が進むケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,142	408	3,394	243	2,748	165
	2020年	6,135	397	3,374	237	2,761	160
	2021年	6,106	385	3,347	228	2,759	157
	2022年	6,081	374	3,322	220	2,758	154
	2023年	6,058	370	3,300	216	2,758	153
	2024年	6,037	373	3,279	217	2,758	156
	2025年	6,015	374	3,258	216	2,757	158
	2030年	5,884	415	3,157	237	2,727	178
	2040年	5,441	564	2,867	315	2,574	250
	2050年	4,725	424	2,492	236	2,233	188
	2060年	4,265	359	2,252	202	2,013	156
	2070年	3,834	340	2,025	191	1,809	149
	2080年	3,422	306	1,808	172	1,614	134
	2090年	3,062	265	1,617	149	1,445	116
	2100年	2,752	245	1,454	138	1,298	107
	2110年	2,457	221	1,298	124	1,159	96
	2115年	2,322	207	1,227	117	1,095	90
雇用者数	2019年	5,633	315	3,071	185	2,562	130
	2020年	5,641	312	3,059	183	2,582	129
	2021年	5,626	308	3,040	179	2,586	128
	2022年	5,611	303	3,022	176	2,589	128
	2023年	5,596	304	3,005	175	2,591	129
	2024年	5,582	309	2,989	176	2,594	132
	2025年	5,566	312	2,971	177	2,594	135
	2030年	5,452	352	2,883	198	2,569	155
	2040年	5,043	490	2,620	268	2,423	222
	2050年	4,386	369	2,282	202	2,104	167
	2060年	3,961	312	2,062	173	1,899	139
	2070年	3,560	297	1,853	164	1,707	133
	2080年	3,177	266	1,654	147	1,523	119
	2090年	2,843	231	1,480	128	1,363	103
	2100年	2,556	213	1,331	118	1,225	95
	2110年	2,281	192	1,188	106	1,093	86
	2115年	2,156	180	1,123	100	1,033	81

（労働参加が一定程度進むケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,114	400	3,387	240	2,727	161
	2020年	6,093	386	3,362	231	2,731	155
	2021年	6,047	370	3,328	220	2,718	150
	2022年	6,004	355	3,297	210	2,707	145
	2023年	5,964	348	3,268	205	2,695	143
	2024年	5,925	347	3,241	203	2,685	144
	2025年	5,886	344	3,213	200	2,673	144
	2030年	5,676	362	3,079	207	2,597	154
	2040年	5,146	451	2,748	252	2,398	198
	2050年	4,487	339	2,398	189	2,090	150
	2060年	4,054	288	2,167	162	1,886	125
	2070年	3,641	273	1,947	153	1,694	120
	2080年	3,250	245	1,738	138	1,512	108
	2090年	2,909	213	1,556	120	1,353	93
	2100年	2,614	197	1,398	111	1,215	86
	2110年	2,333	177	1,248	100	1,085	77
	2115年	2,205	166	1,180	93	1,026	73
雇用者数	2019年	5,607	308	3,063	181	2,544	127
	2020年	5,603	302	3,047	178	2,555	124
	2021年	5,572	294	3,022	172	2,549	123
	2022年	5,540	286	2,998	166	2,543	121
	2023年	5,509	284	2,974	163	2,535	121
	2024年	5,478	285	2,951	162	2,527	123
	2025年	5,445	285	2,927	161	2,518	124
	2030年	5,257	303	2,807	168	2,450	135
	2040年	4,767	384	2,502	206	2,264	178
	2050年	4,164	290	2,189	155	1,975	135
	2060年	3,763	246	1,979	133	1,785	113
	2070年	3,379	234	1,777	126	1,603	108
	2080年	3,016	210	1,586	113	1,430	97
	2090年	2,701	182	1,420	98	1,281	84
	2100年	2,426	169	1,276	91	1,150	78
	2110年	2,166	152	1,139	82	1,026	70
	2115年	2,047	142	1,076	77	970	66

（労働参加が進まないケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,047	389	3,374	233	2,672	156
	2020年	5,995	370	3,345	222	2,651	148
	2021年	5,929	353	3,306	212	2,623	142
	2022年	5,867	338	3,271	202	2,596	135
	2023年	5,807	329	3,237	197	2,570	132
	2024年	5,750	327	3,204	196	2,545	131
	2025年	5,691	323	3,171	193	2,519	129
	2030年	5,453	338	3,043	203	2,409	136
	2040年	4,872	412	2,733	247	2,139	165
	2050年	4,252	309	2,386	186	1,866	124
	2060年	3,842	262	2,157	159	1,685	103
	2070年	3,449	249	1,937	150	1,512	98
	2080年	3,078	223	1,729	135	1,348	88
	2090年	2,757	194	1,548	117	1,208	76
	2100年	2,476	179	1,391	108	1,085	71
	2110年	2,210	161	1,242	98	968	63
	2115年	2,089	151	1,174	92	915	60
雇用者数	2019年	5,544	297	3,051	174	2,493	123
	2020年	5,511	287	3,031	168	2,480	119
	2021年	5,461	278	3,001	163	2,460	116
	2022年	5,412	270	2,972	158	2,439	112
	2023年	5,362	266	2,944	155	2,418	110
	2024年	5,313	266	2,917	155	2,397	111
	2025年	5,262	264	2,888	154	2,374	110
	2030年	5,048	281	2,773	164	2,274	117
	2040年	4,509	347	2,489	201	2,020	146
	2050年	3,942	261	2,178	152	1,764	110
	2060年	3,564	222	1,969	130	1,595	92
	2070年	3,198	210	1,767	123	1,431	87
	2080年	2,854	189	1,578	110	1,276	79
	2090年	2,557	164	1,413	96	1,144	68
	2100年	2,296	151	1,269	89	1,027	63
	2110年	2,049	136	1,133	80	916	57
	2115年	1,937	128	1,071	75	866	53

（４）短時間雇用者割合及び平均労働時間の設定

労働投入量や厚生年金被保険者数を推計する上で、雇用者に占める短時間労働者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられる。そこで、雇用者を正規の職員や週間就業時間が 35 時間以上である「フルタイム雇用者」とそれ以外（35 時間未満）の「短時間雇用者」に分けて推計を行った。

「労働力需給の推計」においては、雇用者に占める短時間雇用者の割合及び平均労働時間に関する前提が置かれており、それを示したものが第３－５－17 表である。

第３－５－17 表　労働力需給の推計に用いられた短時間雇用者比率と平均労働時間の前提

		労働参加が進むケース	労働参加が一定程度進むケース 労働参加が進まないケース
短時間雇用者比率		短時間雇用者比率をロジスティック曲線により延長。2017年時点で27.9%、2040年時点で42.7%。	2017年の短時間雇用者比率27.9%で一定
平均労働時間	フルタイム	2017年の月間178時間から2020年175.6時間、2030年に172.1時間になるように減少 （2030年以降は将来一定）	2017年の月間178時間で一定
	短時間雇用者	2017年の月間85.3時間から2030年に108.5時間になるように増加	2017年の月間85.3時間で一定

（注）ここでの短時間雇用者とは、週就業時間が35時間未満の者をいう。

足下の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、2017(平成 29)年の労働力調査を基礎データとして、性、年齢別の短時間雇用者比率（第３－５－18 表）を設定し、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間を設定した。

将来の性、年齢別の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、第３－５－17 表の将来の前提の変化を考慮して設定し、2040(令和 22)年以降については一定としている。なお、短時間雇用者については、設定した将来の平均労働時間を考慮して、将来の各年次における労働時間分布を設定した。すなわち、労働参加が進むケースでは第３－５－19 図の実線から点線に推移するように設定し、労働参加が一定程度進むケース及び進まないケースでは第３－５－19 図における実線（2017(平成 29)年）で将来にわたり一定となるように設定した。

労働参加が進むケースにおける短時間雇用者比率の上昇は、就業率が上昇する男性の 60 歳以上、女性の全年齢を対象として変化させている。

第３－５－18 表　労働力調査による年齢階級別短時間雇用者比率
（2017(平成 29)年）

（%）

性 年齢	男性	女性
１５～１９歳	56.8	69.3
２０～２４歳	26.3	28.5
２５～２９歳	5.5	16.4
３０～３４歳	3.5	24.7
３５～３９歳	2.7	31.7
４０～４４歳	2.0	36.1
４５～４９歳	2.1	38.1
５０～５４歳	2.2	37.8
５５～５９歳	2.7	38.9
６０～６４歳	15.2	50.0
６５～　歳	33.1	53.7

（注１）総務省「労働力調査」（2017年）の特別集計により作成。
（注２）就業者（休業者を除く）のうち正規の職員以外で
週間就業時間が35時間未満である者の割合である。

第３－５－19 図　短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布

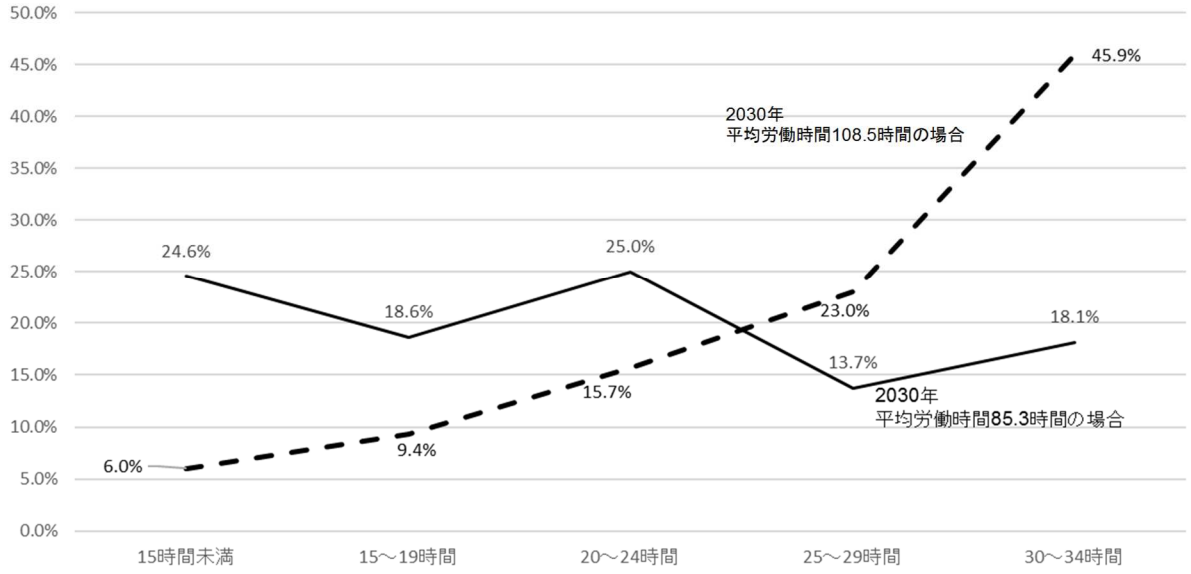

また、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間については、労働力調査における自営業主と家族従業者の平均就業時間を加重平均したもの（2017(平成 29)年で月 149 時間）に基づいて設定している。

（５）厚生年金被保険者数の推計

前項までの手順で推計されるフルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、「厚生年金被保険者割合」という。）を設定して乗じることにより将来の厚生年金被保険者数を推計している。

すなわち、男性、女性有配偶、女性無配偶別及び年齢別に次式で計算している。

厚生年金被保険者数
＝ ｛ フルタイム雇用者数×厚生年金被保険者割合（フルタイム）
＋ 短時間雇用者数×厚生年金被保険者割合（短時間）｝× 調整率

ここでの厚生年金被保険者とは、第１号～第４号厚生年金被保険者を含んだものであり、また、2016(平成 28)年 10 月に施行された年金機能強化法等による短時間労働者に対する適用拡大により適用となった短時間被保険者も含んだものである。

ここで、厚生年金被保険者割合は性、年齢にはよらずに設定しており、第３－５－20 表に示す「平成 28 年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果をもとに設定している。

第３－５－20 表　労働時間別にみた雇用者に占める厚生年金被保険者の割合

（%）

週実労働時間	20時間未満	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35時間以上・フルタイム	正規の職員
厚生年金被保険者割合	12.7	15.3	38.7	68.4	76.4	92.4

（出典）厚生労働省「平成28年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果

なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するようにするために調整率を乗じている。また、第２号厚生年金被保険者～第４号厚生年金被保険者（共済組合の被保険者）は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

（６）労働投入量（マンアワーベース）の推計

ここまでの手順で推計される労働投入量（マンアワーベース）である総労働時間の推移は第３－５－21 図に示すとおりである。男女計で 2017(平成 29)年度には 1,240 億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、2060(令和 42)年度には労働参加が進むケースで 860 億時間程度、労働参加が一定程度進む

ケースで 830 億時間程度、労働参加が進まないケースで 780 億時間程度との見通しとなっている。

第３－５－21 図　総労働時間（マンアワー）の推移

４．公的年金被保険者数の将来推計の方法

前項では厚生年金被保険者数の将来推計について示したが、公的年金全体としての被保険者数の将来推計の手順について示したものが、第３－５－22 図である。

第３－５－22 図　公的年金被保険者数の将来推計の方法

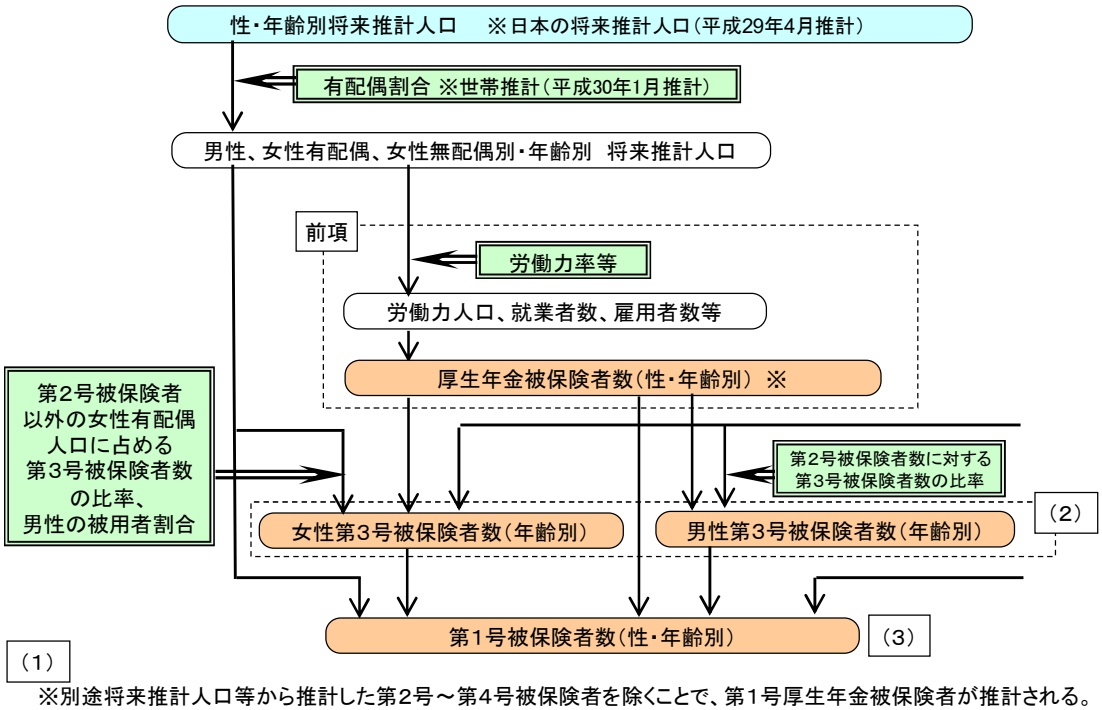

※別途将来推計人口等から推計した第2号～第4号被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者が推計される。

（１）第１号～第４号厚生年金被保険者数の推計

第２号～第４号厚生年金被保険者（各共済組合等の組合員）数の推計については、それぞれの被保険者数の動向をもとに推計された被保険者数の将来見通しを用いている。

第２号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）数及び第３号厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）数については、総人口に占める被保険者数の割合に着目し、この比率の実績値を将来へ投影することによって、被保険者数を推計するという考え方が採られたものとなっている。

第４号厚生年金被保険者（私立学校教職員共済の加入者数）については、学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数に着目して推計される。当初５年程度は過去の実績値の傾向を延長するという考え方で推計し、以後は学種別の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば６～11 歳人口、中学校ならば 12～14 歳人口など）の比率に着目して、加入者数を推計するという考え方が採られたものとなっている。

就業者等から推計した厚生年金被保険者全体から上記のように推計された第２号～第４号厚生年金被保険者を除くことで、第１号厚生年金被保険者を推計している。

（２）第３号被保険者数の推計

女性の第３号被保険者数については、有配偶でない第３号被保険者は皆無であること及び人口や厚生年金被保険者の推計が女性については、有配偶者とそれ以外の者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から厚生年金被保険者を除いたものは、第１号被保険者と第３号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に、厚生年金被保険者を除く女性有配偶者に対する女性の第３号被保険者数の比率を作成し、この比率が男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合の上昇に伴って高まるものとして将来の女性の第３号被保険者数を推計している。具体的には下記のとおりである。

女性第３号被保険者数（年齢別）
　＝ 厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）
　　× {女性第３号被保険者数（実績統計）
　　／ 厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計）}
　　× 男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合
　　の実績値からの変化率（推計値）

一方、男性の第３号被保険者数については、実績統計から年齢別に、女性有配偶者の第２号被保険者数に対する男性の第３号被保険者数の比率を作成し、これが将来にわたり一定であるとして将来の男性の第３号被保険者数を推計している。

（３）第１号被保険者数の推計

第１号被保険者数については、人口から厚生年金被保険者数及び第３号被保険者数の推計値を控除することにより推計している。

60 歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

第６節　給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、主に厚生年金の場合を例にしてシミュレーションの基本的な構造について解説する。

１．被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態を実際に起きるかのように一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

ここでは、被保険者の加入、脱退、報酬及び保険料の推計方法について解説する。

（１）被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がいる。この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に緻密なシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出している。

①　前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が１歳、被保険者期間が１年増え

るが、その人数は次式のとおり、前年度末の被保険者数と総脱退力により算出される。同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\mathrm{zanzonh}(x,t) = \underset{[\text{前年度末}]}{\mathrm{hiho}(x-1,t-1)} \times \exp(-u(x,0))$$

$$(a) = \underset{[\text{前年度末}]}{\mathrm{hiho}(x-1,t-1)} - \mathrm{zanzonh}(x,t)$$

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が１歳増えることとなる。

$$\mathrm{zantaiki}(x,t) = \underset{[\text{前年度末}]}{\mathrm{taiki}(x-1,t)} \times (1 - q(x))$$

③ 新たに加入する者（新規加入者）、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者（再加入者）

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\mathrm{saikanyu}(x,t) = (\mathrm{waku}(x) - \Sigma_t \mathrm{zanzonh}(x,t)) \times \mathrm{sair}(x) \times \mathrm{zantaiki}(x,t) / \Sigma_t \mathrm{zantaiki}(x,t)$$

$$\mathrm{shinki}(x) = \mathrm{waku}(x) - \Sigma_t \mathrm{zanzonh}(x,t) - \Sigma_t \mathrm{saikanyu}(x,t)$$

④ 脱退する者（脱退者）

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = \{\underset{[\text{前年度末}]}{\mathrm{hiho}(x-1,t-1)} + \mathrm{zanzonh}(x,t)\} / 2 \times u(x,1)$$

$$(3) = \{\underset{[\text{前年度末}]}{\mathrm{hiho}(x-1,t-1)} + \mathrm{zanzonh}(x,t)\} / 2 \times u(x,2)$$

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 hiho(x,t)が次の算式により生成される。

t＝0 の時　$\underset{[\text{当年度末}]}{\mathrm{hiho}(x,0)} = \mathrm{shinki}(x)$

t＞0 の時　$\underset{[\text{当年度末}]}{\mathrm{hiho}(x,t)} = \mathrm{zanzonh}(x,t) + \mathrm{saikanyu}(x,t)$

なお、Σ_t hiho(x,t) = waku(x) となっている。
［当年度末］

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 taiki(x,t)が次の算式により生成される。

taiki(x,t) = zantaiki(x,t) - saikanyu(x,t) + (1)
［当年度末］

（注）記号等の説明

x：年齢

t：被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t＋1)年未満」を意味するものとする。）

waku(x)　：被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

hiho(x,t)　：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

taiki(x,t)　：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

zanzonh(x,t)　：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

zantaiki(x,t)：前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

shinki(x)　：当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

saikanyu(x,t)：当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

u(x,0)　：x 歳の被保険者の総脱退力

u(x,1)　：x 歳の被保険者の障害年金発生力

u(x,2)　：x 歳の被保険者の死亡脱退力

sair(x)　：当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率（過去の加入歴がある者の割合）

q(x)　：前年度末に満 x-1 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

（２）被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・男女別の賃金上昇率の算定

賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（2012～2017 年度）の傾向で 2030(令和 12)年度まで縮小（男女の差が約 10%解消）するものと仮定しており、ここではその推計方法を説明する。

○　2017≦k≦2030 の場合

$$\begin{aligned} dnhoshu(k,x,1) &= dnhoshu(k-1,x,1) \\ &\quad - waku(k,x,2) \,/\, \{waku(k,x,1) + waku(k,x,2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{dnhoshu(k-1,x,1) - dnhoshu(k-1,x,2)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} dnhoshu(k,x,2) &= dnhoshu(k-1,x,2) \\ &\quad + waku(k,x,1) \,/\, \{waku(k,x,1) + waku(k,x,2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{dnhoshu(k-1,x,1) - dnhoshu(k-1,x,2)\} \end{aligned}$$

○　k＞2030 の場合

$$dnhoshu(k,x,s) = dnhoshu(k-1,x,s)$$

また、昇給指数 shokyu(k,x,s)は次の通りとなる。

$$shokyu(k,x,s) = dnhoshu(k,x,s) \,/\, dnhoshu(2016,20,s)$$

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の 1 人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} hoshu(k,x,t) = \{&dnhoshu(k,x,s) \times \prod_{m=2017}^{k} (1 + h(m)) \times kanyu(x,t) \\ &+ hoshu(k-1,x-1,t-1) \times shokyu(k,x,s) \,/\, shokyu(k-1,x-1,s) \\ &\times (1 + h(k)) \times zanzonh(x,t)\} \,/\, hiho(x,t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の 1 人当たり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$\begin{aligned} (A) = \{&kanyu(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeit(x-1,t)} + zanzonh(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeih(x-1,t-1)}\} \\ &\times slide(k) \end{aligned}$$

$$(B) = \{zanzont(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeit(x-1,t)} + dattai(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeih(x-1,t-1)}\} \times slide(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$dnhoshu(k,x,s) \times \prod_{m=2017}^{k}(1 + h(m)) / 2 \times kanyu(x,t) \times htoc(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものと当年度末の報酬の和半：

$$\{hoshu(k-1,x-1,t-1) \times (1 + h(k)) + hoshu(k,x,t)\} / 2 \times zanzonh(x,t) \times htoc(k)$$

③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの 1/2 分：

$$hoshu(k-1,x-1,t-1) \times (1 + h(k)) / 2 \times dattai(x,t) \times htoc(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A)＋①＋②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B)＋③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる ruikeih(x,t)あるいは ruikeit(x,t)となる。

（注）記号等の説明

k：年度、　x：年齢、　s:性別

t：被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t＋1)年未満」を意味するものとする。）

waku(k,x,s)　：k 年度末における満 x 歳、性別 s である被保険者数

hoshu(k,x,t)：k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

ruikeih(x,t)：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

ruikeit(x,t)：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の 1 人当たり報酬累計

dnhoshu(k,x,s)：k 年度末における満 x 歳、性別 s である加入者（新規加入者及び再加入者）の 1 人当たり報酬（2016(平成 28)年度末基準）

kanyu(x,t)　：当年度中の加入者(新規加入者及び再加入者)であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

dattai(x,t)　：厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

zanzonh(x,t)：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者(残存者）の人数

zanzont(x,t)：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

hiho(x,t)　：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数(= kanyu(x,t) + zanzonh(x,t))

h(k)　：k 年度の賃金上昇率

slide(k)　：k 年度の年金改定率（スライド調整前）

htoc(k)　：スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬を再評価する率

shokyu(k,x,s)：k 年度末に満 x 歳、性別 s である者の昇給指数（2016(平成 28)年度末基準）

α　：男女間における賃金格差の１年あたり縮小率

（３）国民年金保険料の推計方法

財政見通しの作成上、国民年金の保険料収入を算定するため、被保険者の保険料納付についてのシミュレーションが必要となる。被保険者には全額納付対象者及び各免除区分の免除者がいるため、保険料収入の算定にあたり、全額納付者数及び免除者数の算定を行っている。また、国民年金保険料（当年度価格）の算定も必要となる。

・全額納付者数及び免除者数の算定

被保険者のシミュレーションにおいて、年度末時点での年齢別の被保険者数が推計されるが、これに納付率または各免除区分の免除率を乗じることにより、全額納付者数及び各免除区分 d の免除者数を推計している。すなわち、

Noufusha(x) = Hiho(x) × noufuritu(x)

Menjosha(d,x) = Hiho(x) × menjoritu(d,x)

である。

・国民年金保険料の算定

各年度における保険料については、第２章第４節で述べた国民年金保険料（2004(平成 16)年度価格）に、名目賃金上昇率から計算される保険料改定率を乗じることにより算定している。N 年度の保険料改定率 kaitei(N)については、保険料改定率の改定率 k_tannen を 2005(平成 17)年度から累積したものとして計算している。

$$\mathrm{kaitei}(N) = \begin{cases} 1 & N=2004 \\ \mathrm{kaitei}(N-1) \times \mathrm{k_tannen}(N) & N \geqq 2005 \end{cases}$$

ここで、

$$\mathrm{k_tannen}(N) = \begin{cases} 1 & N=2005 \\ \mathrm{CPI}(N-2) & N=2006 \sim 2007 \\ \mathrm{CPI}(N-2) \times \mathrm{CH}(N-4) & N \geqq 2008 \end{cases}$$

である。

N 年度の保険料月額は、保険料月額（2004(平成 16)年度価格）$\mathrm{hokenryo}_{H16}(N)$と保険料改定率によって次のように計算される。

$$\mathrm{hokenryo}(N) = \mathrm{hokenryo}_{H16}(N) \times \mathrm{kaitei}(N)$$

以上を踏まえると、N 年度の保険料収入は、

$$\mathrm{hokenryo}(N-1) \times \{\underbrace{\mathrm{Noufusha}(x)}_{[\text{前年度末}]} + \Sigma_d \underbrace{\mathrm{Menjosha}(d,x)}_{[\text{前年度末}]} \times \mathrm{h_wariai}(d)\}$$
$$+ 11 \times \mathrm{hokenryo}(N) \times \{\mathrm{Noufusha}(x) + \Sigma_d \mathrm{Menjosha}(d,x) \times \mathrm{h_wariai}(d)\}$$

と算定される。なお、国民年金保険料の納付期限は翌月末であるため、前年度３月分の保険料納付は当年度４月に行われるとして計算している。

（注）記号等の説明

N：年度

x：年齢

d：免除区分（全額免除、四分の三免除、半額免除、四分の一免除）

Hiho(x)　　：年度末時点での x 歳の被保険者数

noufuritu(x)：x 歳の被保険者に対する全額納付者の割合

menjoritu(d,x)：免除区分 d における、x 歳の被保険者に対する免除者の割合

Noufusha(x)　：年度末時点での x 歳の全額納付者数
Menjosha(d,x)：年度末時点での免除区分 d における x 歳の免除者数
h_wariai(d)　：各免除区分の保険料負担割合。すなわち、全額免除については 0、四分の三免除については 1/4、半額免除については 1/2、四分の一免除については 3/4 である。
k_tannen(N)　：N 年度における保険料改定率の改定率
kaitei(N)　　：N 年度における保険料改定率
$hokenryo_{H16}$(N)：N 年度の保険料月額（2004(平成 16)年度価格）
hokenryo(N)　：N 年度の保険料月額（当年度価格）
CPI(N)　　：N 年の物価上昇率（N 年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）
CH(N)　　：N-1 年度～N+1 年度の実質賃金上昇率の平均（３乗根）

２．受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

（１）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

①　老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・支給開始年齢
　被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。
　なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・被保険者期間
　加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・退職、在職の区別
　在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期

間を通算して原則として10年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して10年以上となるかどうか判定できないことや、大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て、将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

・障害等級

障害等級割合により、１級、２級、３級に区分する。

・被保険者期間

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、配偶者である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

・死亡した者が被保険者であった場合

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

・死亡した者が受給待期者であった場合

受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。

・死亡した者が受給者であった場合

死亡した配偶者の老齢厚生年金と遺族厚生年金受給者本人の老齢厚生年金の併給を考慮して年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。

新規裁定時の要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に次のようになる。

・報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率

・特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）

= 被保険者期間 × 定額単価

・経過的加算（老齢年金の場合）

= 特別支給の老齢年金の定額部分

− 基礎年金（厚生年金の加入期間分）

（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

= 基礎年金単価 ×（被保険者期間 / 加入可能年数）

・加給年金 = 加給年金額 × 加給対象者割合

（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）

・経過的寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）:

それぞれの単価（経過的寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（２）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数について年金失権率を基に推計することによりシミュレーションを行っている。

jukyusha(x,I) = jukyusha(x-1,I)×(1 − q(x,I)) + shinki(x,I)

［当年度末］　［前年度末］

nenkin(x,I) = nenkin(x-1,I)×slide(k)×(1 − q(x,I)) + shinnenkin(x,I)

［当年度末］　［前年度末］

厳密にいえば、年金失権率 q(x,I)は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 slide(k)は、2000(平成 12)年改正において 65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、また、2004(平成 16)年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は３年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、1961(昭和 36)年４月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

（注）記号等の説明

k：年度、　x：年齢、　I：年金種別（老齢、障害、遺族）

slide(k)　：k 年度の年金改定率

q(x,I)　：前年度末に満 x-1 歳である受給者の当年度中における年金失権率

jukyusha(x,I)　：年度末における満 x 歳の受給者数

shinki(x,I)　：当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

nenkin(x,I)　：jukyusha(x,I)に係る年金額総額

shinnenkin(x,I)：shinki(x,I)に係る年金額総額

※　I については記述を省略した。

以上の作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

３．給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終了時における積立度合が支出の１年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

（１）　マクロ経済スライドによる給付水準の調整

以下、①～③においては、特に基礎年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整の求め方を解説するが、報酬比例部分についても考え方は同様である。

① 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65 歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、前年度における現役の被保険者の 1 人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために３年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も 67 歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に 65 歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CPI(N)：N 年の物価上昇率（N 年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）

CH(N)　：N-1 年度～N+1 年度の実質賃金上昇率の平均（３乗根）

KASHO(N)：N 年の可処分所得割合変化率（N 年の可処分所得割合／(N-1)年の可処分所得割合）

とする。なお、簡単のため、CPI(N)及び CH(N)は 1 以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢の N 年度における年金額は、X 歳 N 年単年度の改定率を RV(N,X)とすると

$$
\text{年金額（X 歳）} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \mathrm{RV}(N,X) & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額（X-1 歳）} \times \mathrm{RV}(N,X) & \text{既裁定者} \end{cases}
$$

となる。なお、改定率 RV は

$$
\mathrm{RV}(N,X) = \begin{cases} \mathrm{CPI}(N-1) \times \mathrm{CH}(N-3) \times \mathrm{KASHO}(N-3) & X \leqq 67\text{ 歳} \\ \mathrm{CPI}(N-1) & X \geqq 68\text{ 歳} \end{cases}
$$

である。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。なお、2018(平成 30)年度以降は、前年度分までの未調整分の調整も行うこととされている。

以下では、スライド調整率 CHO(N)を

CHO(N)：N-4 年度～N-2 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均（3 乗根）×0.997

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整を加味した年金額は、X 歳 N 年単年度の改定率 RV_macro(N,X)とすると

$$
\text{年金額（X 歳）} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \text{RV_macro(N,X)} & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額（X-1 歳）} \times \text{RV_macro (N,X)} & \text{既裁定者} \end{cases}
$$

となる。なお、改定率 RV_macro は

$$
\text{RV_macro(N,X)} = \begin{cases} \max(\text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)},\ 1) & \text{N}\leqq 2017 \\ \max(\text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)} \times \text{CAR(N-1,X-1)},\ 1) & \text{N}\geqq 2018 \end{cases}
$$

となる。max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。ここで、CAR (N,X)はスライド調整率の前年度分までの未調整分であり、

$$
\text{CAR(N,X)} = \begin{cases} 1 & \text{N}=2017 \\ \min(\text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)} \times \text{CAR(N-1,X-1)},\ 1) & \text{N}\geqq 2018 \end{cases}
$$

となる。min をとるのは、年金の改定率がプラスになる場合には、未調整分が解消されていることによるものである。

③　年度、年齢別の調整率の計算

2019(令和元)年度から KE 年度まで給付水準調整を続けた場合、2019(令和元)年度以降の年金給付が年度（N）別、受給者の年齢（X）別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、KE 年度まで給付水準調整を続けた場合の年度（N）別、受給者の年齢（X）別の給付費の調整前の給付費に対する比率を R(N,X)とする。すなわち、

$$
\text{R(N,X)} = \frac{\text{KE 年度までの給付水準調整による給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の給付費}}{\text{給付水準調整前の N 年度末における満 X 歳の給付費}}
$$

この R(N,X)は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように N,X を用いて再帰的に定まる。

$$R(N,X) = \begin{cases} 1 & N \leqq 2019 \\ R(N-1,X-1) \times \dfrac{RV_macro(N,X)}{RV(N,X)} & 2020 \leqq N \leqq KE \\ R(N-1,X-1) & N \geqq KE+1 \end{cases}$$

④　給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計したR(N,X)を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

KYU2(N,X)　:N年度末における満X歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

KYOS2(N,X)　:N年度末における満X歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

R1(N,X)　: 基礎年金部分の給付水準調整割合

R2(N,X)　: 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

・給付水準調整後のN年度末における満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

　= KYU2(N,X) × R2(N,X)

・給付水準調整後のN年度末における満X歳の厚生年金の基礎年金拠出金

　= KYOS2(N,X) × R1(N,X)

となる。

なお、給付水準調整終了年度を決めるための推計方法については、次の（２）以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分についてはKE1年度まで、一方、報酬比例部分についてはKE2年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが（他も同様）、

T(N,X)　　：N年度末における満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費

(= KYU2(N,X) × R2(N,X))

D(N,X)　　：N年度におけるN年度末に満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費

RV(N,X)　：スライド調整がないとした場合におけるN年度末に満X歳のN年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況から、具体的にはT(N-1,X-1)及びT(N,X)から、支払時期も考慮し（２か月分)、D(N,X)を

$$D(N,X) = \frac{2}{12} \times T(N-1,X-1)$$ （前年度の２か月分）

$$+ \frac{6}{12} \times T(N-1,X-1) \times \left(RV(N,X) \times \frac{R2(N,X)}{R2(N-1,X-1)} \right)$$

（当年度の前半６か月分）

$$+ \frac{4}{12} \times T(N,X)$$ （当年度の後半４か月分）

と推計している。

○国民年金

KYU1(N,X)　　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費

KYOS1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金

KOKKO1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担

KYOSKOKKO1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担

R1(N,X)　　：基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費
= KYU1(N,X) × R1(N,65)

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金
= KYOS1(N,X) × R1(N,X)

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担
= KOKKO1(N,X) × R1(N,65)

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担
= KYOSKOKKO1(N,X) × R1(N,X)

となる。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上の作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度（N）別、年齢（X）別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢（X）について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度（N）における給付費等が推計される。

（２） マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになっている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第３－６－１図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP１　国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP２　STEP１で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえ、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定する

という、２つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第３－６－１図　給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。

↓

〔STEP2〕STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

（注）2019年財政検証においては、財政均衡期間を2115（令和97）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の１年分としている。

（３）　基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

①　給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、（１）の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金及びそれに応じた国庫負担額、さらに、

積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出及び年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

・当年度末の積立金

= 前年度末の積立金 + 当年度の収入額 − 当年度の支出額

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

= 前年度末の積立金 × 当年度の運用利回り

+（当年度の運用収入以外の収入額 − 当年度の支出額）

× 当年度の半期運用利回り

として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100 年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2115(令和 97)年度の積立度合を１、すなわち、2115(令和 97)年度初の積立金(＝2114(令和 96)年度末の積立金)が 2115(令和 97)年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度（KE）を、KE＝2019 から、KE＝2020、KE＝2021、…と伸ばしていくが、１年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2115(令和 97)年度の積立度合が初めて１を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度（KE1 とする）となる。

なお、給付水準調整終了年度（KE1 年度）においては、国民年金の 2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように、KE1 年度に適用されるスライド調整率（CHO(KE1)）を設定し直し、改めて調整終了年度における基礎年金部分の給付水準調整割合 R1(KE1,X)を算定している。

第３－６－２図　給付水準調整終了年度の算出方法

＜給付水準調整終了年度の算出方法＞

給付水準調整を終了する年度（KE）をKE=2019（推計初年度）とする。

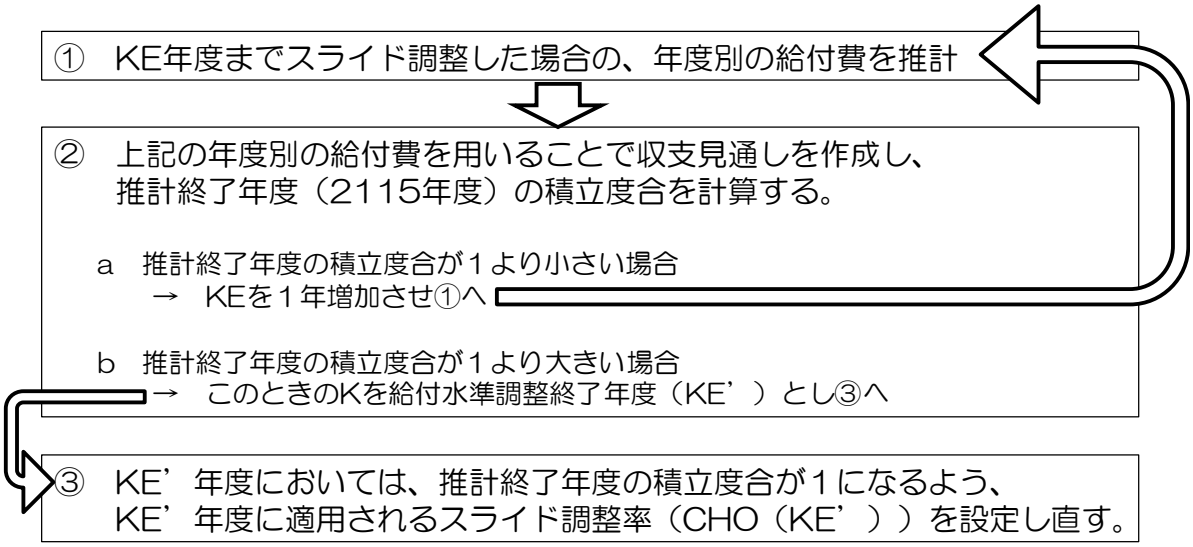

（４）　報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（R1(N,X)）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（KE2 とする）及び給付水準調整割合（R2(N,X)とする）を定めている。(R2(N,X)の適用終了年度を１年ずつ伸ばすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2115(令和 97)年度の積立度合が初めて１を超える年度を KE2 と定める。次に、KE2 年度に適用されるスライド調整率（CHO(KE2)）を設定し直すことにより、2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように R2(KE2,X)を算定し、報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。)

第７節　2019(令和元)年財政検証結果

以下では、前節までで述べた将来見通しの作成方法を踏まえて作成した、給付水準の将来見通し、被保険者数の将来見通し、受給者数の将来見通し及び財政見通し（厚生年金、国民年金、基礎年金）について解説する。また、財政検証で用いている前提は、人口や経済等について複数のケースを設定していることから、これらの前提を変化させた場合の見通しも本節において併せて解説する。

１．所得代替率の将来見通し

（１）厚生年金の給付水準を測るモデル年金の所得代替率

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方があるなか、加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つのモデル年金を設定し、このモデル年金を受給し始める時点（新規裁定時）における年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

第３－７－１図に示すように、2004(平成 16)年改正では、

①　20 歳から 60 歳まで 40 年加入した場合の老齢基礎年金（２人分）

②　平均的な男子賃金で 40 年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金

③　厚生年金男子被保険者の平均的手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が50%を上回ることと法律で定められている。

モデル年金は、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に相当する世帯における 40 年間厚生年金に加入した場合の年金に相当する。これは、例えば、夫（または妻）が 40 年間フルタイムで就労し、配偶者が 40 年間国民年金第３号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第３号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

所得代替率の算出に当たっては、上記のようなモデル年金を計算するための世帯を設定しているが、世帯の賃金水準（１人当たり）が同じであれば所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。詳しくは後述する。

第３－７－１図　2004(平成 16)年改正法に定める給付水準の構造

◎平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)
(給付水準の下限)
第二条　国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する**比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保する**ものとする。

一　当該年度における国民年金法による**老齢基礎年金の額**(当該年度において六十五歳に達し、かつ、**保険料納付済期間の月数が四百八十**である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(略)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に**二を乗じて得た額**に相当する額

二　当該年度における厚生年金保険法による**老齢厚生年金の額**(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において**「男子被保険者」**という。)の**平均的な標準報酬額**(略)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(略)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、**被保険者期間の月数を四百八十として**第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三　当該年度の前年度における**男子被保険者の平均的な標準報酬額**に相当する額から当該額に係る**公租公課の額を控除して得た額**に相当する額

専業主婦・パート主婦世帯について、将来にわたり所得代替率50%を確保することを目標として設定

20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金(夫婦2人分)・・・①

平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金・・・②

男子被保険者の平均的手取り賃金・・③

専業主婦・パート主婦世帯モデル

所得代替率「(①＋②)÷③」が50%を上回ることとする。

2019(令和元)年度の所得代替率の分母となる厚生年金男子の手取り賃金の平均は 35.7 万円となる。これは、2018(平成 30)年度の平均標準報酬額（賞与を含む月額）の実績見込み 43.9 万円に可処分所得割合 0.814 を乗じることにより算出している。この賃金水準で計算される 2019(令和元)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦２人の老齢基礎年金 13.0 万円（１人当たり 6.5 万円）と老齢厚生年金（報酬比例部分）9.0 万円を合わせて 22.0 万円となり、手取り賃金に対する比率である所得代替率は 61.7%となっている。このうち、基礎年金部分は 36.4%、報酬比例部分が 25.3%となっている。これが、2019(令和元)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる（第３－７－２図)。

第３－７－２図　2019（令和元）年の所得代替率

$$所得代替率＝\frac{厚生年金の標準的な年金額（＊）}{現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）}$$

（＊）現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金　＋　夫婦２人分の老齢基礎年金

分子　→　賃金上昇率（ － スライド調整率 ）　により変動
分母　→　賃金上昇率　により変動

		備　考
①　現役男子の平均的な標準報酬額	：　43.9　万円	2018年度の実績見込み（賞与を含む、月額換算）
②　現役男子の手取り収入	：　35.7　万円	：＝①×0.814　（0.814：可処分所得割合）
③　厚生年金の標準的な年金額	：　22.0　万円	
うち 報酬比例年金	：　9.0　万円	：＝①×0.938×5.481/1000×40年　（0.938：再評価率）
うち 基礎年金（夫婦2人分）	：　13.0　万円	
④　所得代替率	：　61.7　％	：＝③÷②

（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

今回の財政検証において、人口の前提を中位（出生中位、死亡中位）とし、経済の前提をケースⅠからケースⅥまで幅広く設定した場合における所得代替率の見通しを示したものが第３－７－３図である。

第３－７－３図　幅広い経済前提における所得代替率の見通し

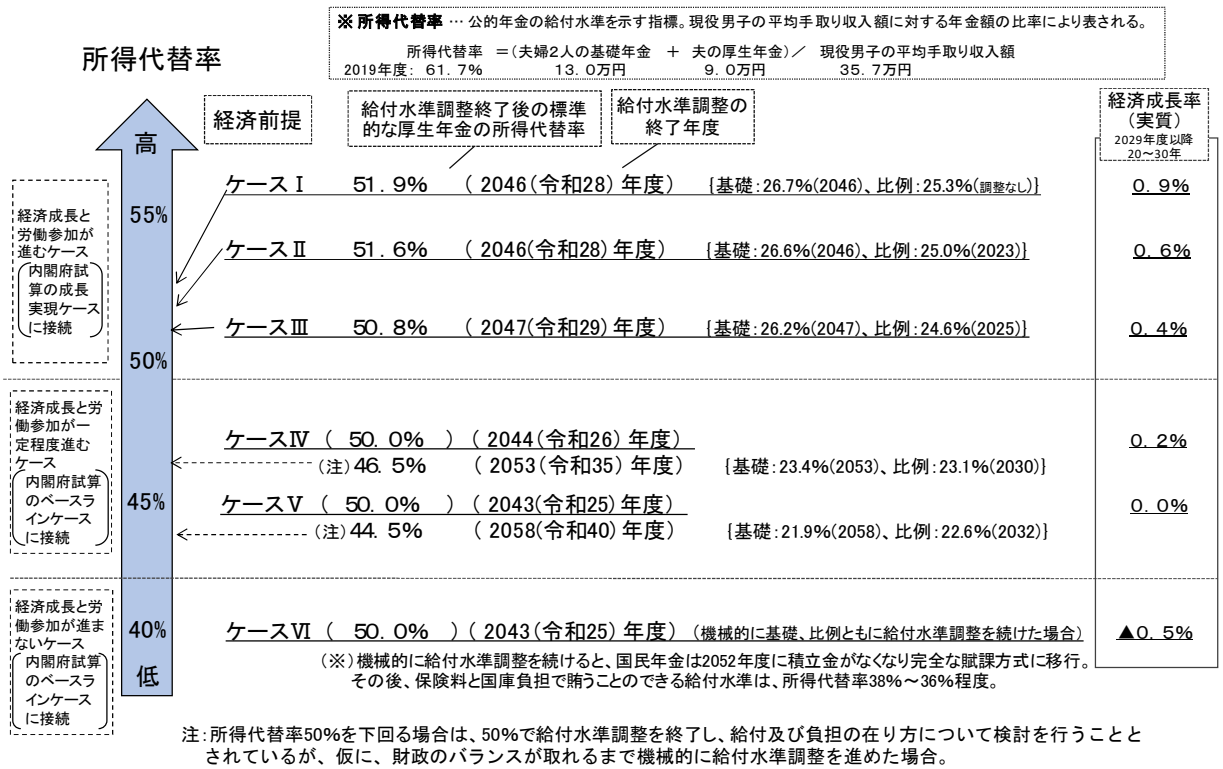

経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、現行の年金制度の下で、将来にわたって所得代替率が 50%を上回る給付水準を確保できる見通しとなった。

一方、経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ及びケースⅤ）や経済成長と労働参加が進まないケース（ケースⅥ）では、財政のバランスを図るためには所得代替率が 50%を下回っても給付水準調整を続けなければならない見通しとなった。法律上は、次の財政検証までの間に所得代替率が 50%を下回る場合、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、ここでは仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を示している。特に、ケースⅥでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2052(令和 34)年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率で 38～36%程度となる見通しである。

また、ケースⅠ～Ⅵの各ケースについて、将来の所得代替率の推移を示したものが第３－７－４図である。

なお、ケースⅣ～Ⅵの場合については、機械的に給付水準調整を進めた場合であり、ケースⅥの 2052(令和 34)年度以降については、完全な賦課方式のもとでの所得代替率の推移である。

第３－７－４図　所得代替率の見通し（推移）

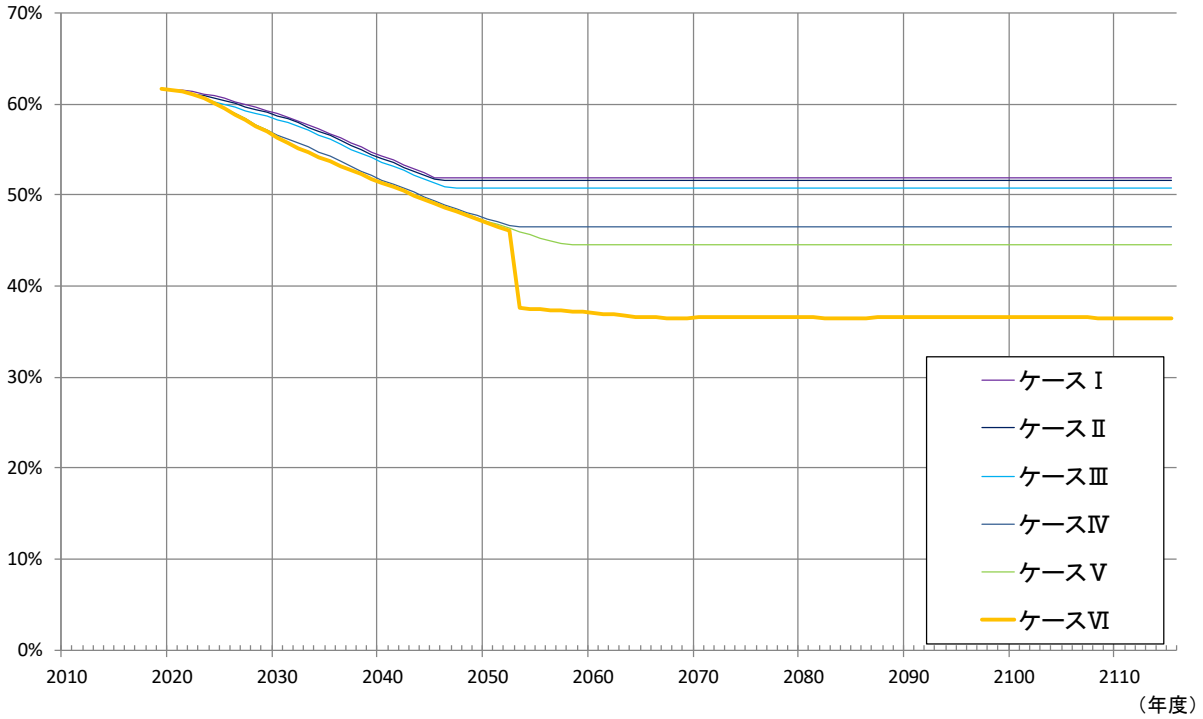

経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲの場合、ほぼ同じような推移となっている。例えばケースⅢでみると、2025(令和７)年度で報酬比例部分の給付水準調整が終了し、基礎年金部分のみの調整となるが、2025(令和７)年度あたりからスライド調整率が大きくなり始めることから、2025(令和７)年度以前と給付水準の低下の度合いにはあまり差がない。その後、2030 年代になるとスライド調整率が大きくなる見通しであるため、給付水準調整がやや厳しくなり、基礎年金部分の給付水準調整が終了する 2047(令和 29)年度以降は、所得代替率 50.8%で一定となる。

一方、経済成長と労働参加が一定程度進む、又は進まないケースⅣ～Ⅵの場合、ケースⅠ～Ⅲの場合と比べると、報酬比例部分の給付水準調整がより長く続くため、ケースⅠ～Ⅲの場合の給付水準から次第に乖離していき、その後、基礎年金の給付水準調整が終了するまで所得代替率は低下していくこととなる。また、ケースⅥの場合、2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなるが、その後の所得代替率は 38～36%程度で推移していることが改めて確認できる。

なお、2004(平成 16)年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が 50%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされており、これを講ずる場合には、給

付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、次の財政検証の予定時期である 2024（令和６）年度の所得代替率の見通しは 60.9～60.0％となっており、50％を下回る見込みはないため、今回の財政検証はこの規定に該当していない（第３－７－５図）。

第３－７－５図　５年後（2024（令和６）年度）及び調整終了後の所得代替率

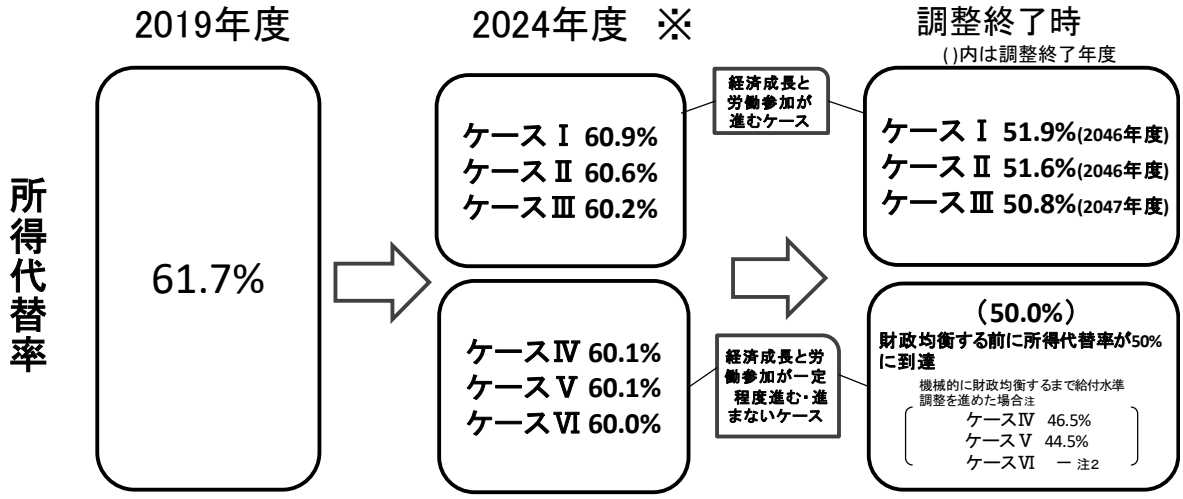

※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、５年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

注　所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。（ケースⅣ・ケースⅤ）

注2　ケースⅥでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%～36%程度。

（３）2014（平成 26）年財政検証と 2019（令和元）年財政検証の比較

前回の 2014（平成 26）年財政検証結果と今回の 2019（令和元）年財政検証結果について、足下の所得代替率及びマクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率の比較を行ったのが第３－７－６図である。

まず、足下の所得代替率を比較する。前回の財政検証結果の足下（2014（平成 26）年度）の所得代替率は 62.7％であったが、今回の財政検証結果の足下（2019（令和元）年度）の所得代替率は 61.7％となり、１％ポイント程度低下している。これは、マクロ経済スライドによって 2015（平成 27）年度に 0.9％、2019（令和元）年度に 0.5％（うち 0.3％は 2018（平成 30）年度のキャリーオーバー分）の調整が行われたことが主な要因である。

次に、マクロ経済スライド調整終了後の所得代替率を比較する。経済前提が前回の財政検証と同じではないため比較にあたっては留意が必要であるが、経済成長と労働参加が進むケースでみると、前回の財政検証における該当ケース（ケー

スＡ～Ｅ）では所得代替率は 51.0～50.6%、今回の財政検証における該当ケース（ケースⅠ～Ⅲ）では 51.9～50.8%と、前回の財政検証の結果とそれほど変わらないものとなっている。これは、前回の財政検証後の５年間の実績と見通しの差や前回と今回の財政検証における人口･経済等の将来についての前提の違いなど、様々な要素が複合的に重なり合った結果である。

具体的には、まず、前回の財政検証後の５年間の実績と見通しの差を見ると、年金制度の支え手である公的年金の被保険者数は、実績が見通しを上回っており年金財政にはプラスに影響している。特に、労働参加が見通しを上回り進んだことなどから､厚生年金の被保険者数の実績は見通しを 500 万人程度上回っており、年金財政のプラス要因となっている。また、実質賃金上昇率や物価上昇率の実績は見通しを下回っており、年金財政のマイナス要因となっているが、実質的な運用利回りの実績は、株価の上昇などにより見通しを上回っており年金財政のプラス要因となっている。

次に、将来の前提について、前回と今回の財政検証とで比較する。将来の前提の設定方法についてはおおむね前回と同様となっており、足下の実績を踏まえたことなどから、基本的に実績の動向と同様に将来の前提も変化している。人口の前提については、５年前の前提と比べ、出生率は上昇、平均余命は延伸し、これから計算される将来の高齢化率は低下(2065(令和 47)年(中位推計)でみて 40.4%から 38.4%に低下)しており､年金財政にプラス要素となっている｡経済前提は、労働参加は足下の状況を踏まえ、前回よりさらに進展する前提となっているため年金財政にプラス要素となる一方、実質賃金上昇率の長期の前提は、該当するケースで比較すると控えめに設定されており、年金財政にマイナス要素となっている。

最後に、給付水準調整期間を比較する。2004(平成 16)年財政検証以後、デフレの影響などにより、マクロ経済スライドの給付水準調整期間については、２階部分の報酬比例部分よりも１階部分の基礎年金部分において長期化しているため、基礎年金について経済成長と労働参加が進むケースを見ることとする。前回の財政検証における該当ケース（ケースＡ～Ｅ）では調整期間は 29～30 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 26.0～25.6%となっている。一方、今回の財政検証における該当ケース（ケースⅠ～Ⅲ）では調整期間は 27～28 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 26.7～26.2%となっている。調整期間が長期化している点は前回の財政検証と変わりはないが、被保険者の増加や運用収益増といった年金財政上プラスの影響があったこともあり、基礎年金の将来の所得代替率の低下に歯止めがかかった結果となっている（第３－７－６図及び第３－７－７図)。なお、基礎年金のマクロ経済スライドが長期化している要因や影響については、第３章第８節において詳述する。

第３－７－６図　マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
（経済成長と労働参加が進むケース）

○ 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動（累計1.4%）したこと等により低下。

○ 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E（労働市場への参加が進む経済再生ケース）を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。

○ 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

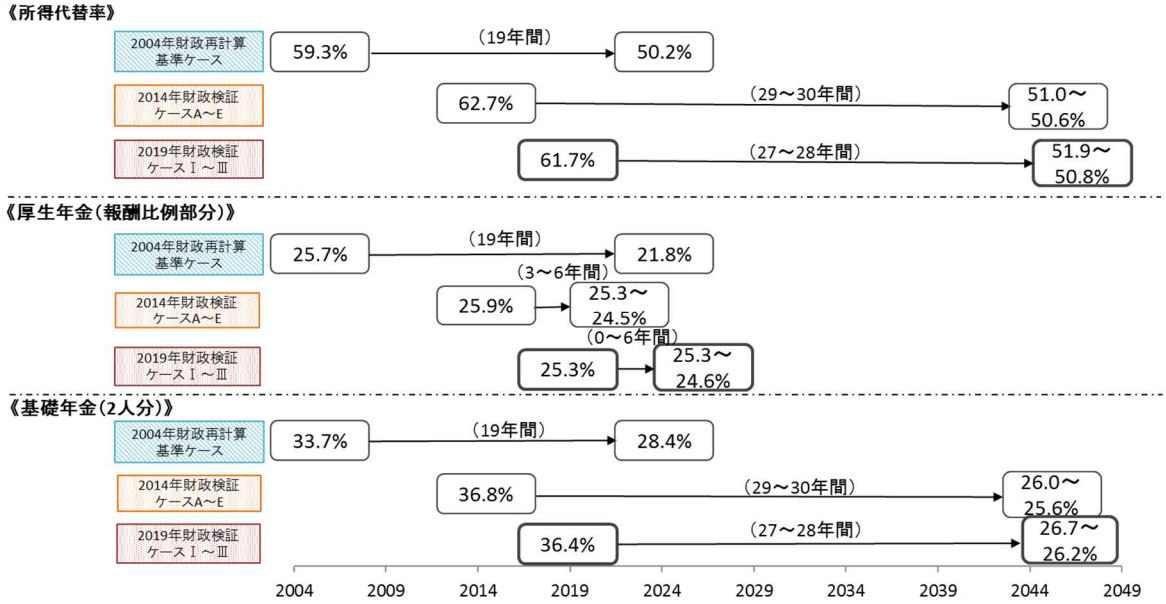

第３－７－７図　2019（令和元）年財政検証の諸前提

人口の前提 ―「日本の将来推計人口」（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）　**【低位・中位・高位】**

合計特殊出生率			平均寿命			
2015年（実績）		2065年	2015年（実績）			2065年
1．45	→	出生高位　1．65	男　80．75	→	死亡高位（余命の延びが小さい）	男　83．83 女　90．21
		出生中位　1．44	女　86．99		死亡中位	男　84．95 女　91．35
		出生低位　1．25			死亡低位（余命の延びが大きい）	男　86．05 女　92．48

【前回との比較（中位推計）】

○出生率は**向上**　1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)

○平均寿命は**伸長**
男 84.19 / 女 90.93 (2060) ⇒ 男 84.95 / 女 91.35 (2065)

○高齢化率**低下**　40.4%(2065)⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 ―「労働力需給の推計」（2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構）
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 ―社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
⇒　長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした**【幅の広い6ケース】**
※　長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り 実質〈対物価〉	運用利回り スプレッド〈対賃金〉	経済成長率（実質）2029年度以降 20～30年
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】

○労働参加は**進展**（労働参加が進むケース）
就業率　58.4%(2030)⇒ 60.9%(2040)

○経済前提は**控えめ**に設定（長期の前提）
・TFP上昇率
1.8%～1.0%（ケースA～E）⇒ 1.3%～0.9%（ケースⅠ～Ⅲ）
・実質賃金上昇率＜対物価＞
2.3%～1.3%（ケースA～E）⇒ 1.6%～1.1%（ケースⅠ～Ⅲ）
・実質運用利回り＜対物価＞
3.4%～3.0%（ケースA～E）⇒ 3.0%～2.8%（ケースⅠ～Ⅲ）
・実質的な運用利回り＜スプレッド（対賃金）＞
1.7%～1.1%（ケースA～E）⇒ 1.7%～1.4%（ケースⅠ～Ⅲ）

その他の制度の状況等に関する前提　―　被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

第３－７－８図　2014（平成 26）年財政検証と 2019（令和元）年財政検証の諸前提の比較

		要因	2014年検証	2019年検証	変化
足下の実績		被保険者数	【経済再生ケース】 6,635万人（2014年度）→ 6,521万人（2017年度）	【実績】 6,722万人（2014年度）→ 6,743万人（2017年度）	増加
		物価上昇率・実質賃金上昇率	【経済再生ケース】 物価　2.4%（2014～2018年平均） 実質賃金　▲0.2%（2014～2017年度平均）	【実績】 物価　1.0%（2014～2018年平均） 実質賃金　▲0.6%（2014～2017年度平均）	低下
		スプレッド（賃金上昇率を上回る運用利回り）	【経済再生ケース】▲0.4%（2014～2017年度平均）	【実績】　4.5%（2014～2017年度平均）	上昇
将来の仮定	人口要素	出生率	（2010年実績）　（2060年中位推計） 1.39　→　1.35	（2015年実績）　（2065年中位推計） 1.45　→　1.44	高く設定
		平均寿命	（2010年実績）　（2060年中位推計） 男：79.55年　→　男：84.19年 女：86.30年　女：90.93年	（2015年実績）　（2065年中位推計） 男：80.75年　→　男：84.95年 女：86.99年　女：91.35年	長く設定
	経済要素	就業率	【ケースA～E（経済再生・労働参加進展シナリオ）】 （2012年実績）　（2030年推計） 56.5%　→　58.4%	【ケースⅠ～Ⅲ（成長実現・労働参加進展シナリオ）】 （2017年実績）　（2040年推計） 58.8%　→　60.9%	高く設定
		実質賃金上昇率＜対物価＞	○2023年度までの前提 【ケースA～E（経済再生ケース）】 （2014年度）　（2019年度）　（2023年度） ▲1.6%　→　1.8%　→　2.1%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ（成長実現ケース）】 （2019年度）　（2023年度）　（2028年度） 0.4%　→　1.2%　→　1.3%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】　2.3～1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】　1.6%～1.1%	低く設定
		スプレッド（賃金上昇率を上回る運用利回り）	○2023年度までの前提 【ケースA～E（経済再生ケース）】 （2014年度）　（2019年度）　（2023年度） 0.3%　→　▲0.2%　→　0.8%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ（成長実現ケース）】 （2019年度）　（2023年度）　（2028年度） 0.6%　→　▲1.2%　→　▲0.7%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】1.1～1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】1.4%～1.7%	同程度

（４）人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

人口の前提について、出生率や死亡率がそれぞれ変化した場合の影響について、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示したものが第３－７－９図である。

出生高位の場合、所得代替率は２～４％程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が４～７年早まる見通しである。逆に、出生低位の場合、ケースⅤだけでなくケースⅠやケースⅢの場合でも所得代替率は 50％を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は３～５％程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が３～11 年遅くなるという結果となっている。

一方、死亡高位の場合、所得代替率は２～３％程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が４～７年早まる見通しである。逆に、死亡低位の場合、ケースⅤだけでなくケースⅠやケースⅢの場合でも所得代替率は 50％を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は２～３％程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が３～10 年遅くなるという結果となっている。

このように、出生率や死亡率といった人口の長期的な趨勢は年金財政に大きな

影響を与えることとなる。ただし、年金制度は長期の制度であり、その財政状況を評価する際には、短期的な数値の変動ではなく、人口や経済の長期の趨勢がどのようになるのかが重要であることに留意する必要がある。

第３－７－９図　人口の前提が変化した場合の影響

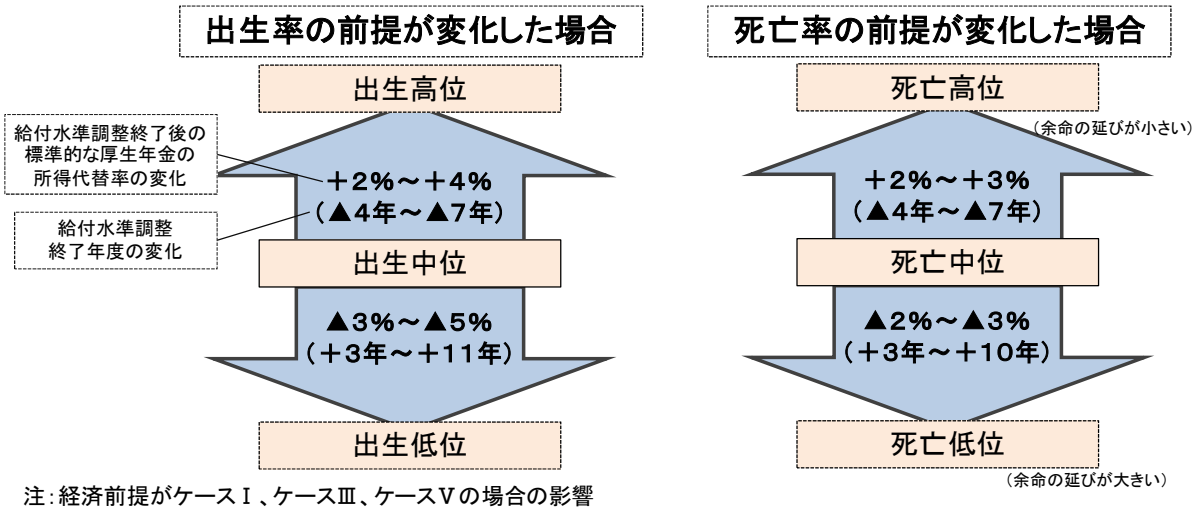

注：経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率			平均寿命		
2015年（実績）		2065年	2015年（実績）		2065年
1．45	→	出生高位　1．65 出生中位　1．44 出生低位　1．25	男　80．75 女　86．99	→	死亡高位（余命の延びが小さい）　男　83．83　女　90．21 死亡中位　男　84．95　女　91．35 死亡低位（余命の延びが大きい）　男　86．05　女　92．48

人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率　給付水準調整の終了年度

（人口）／（経済）	中位推計	出生の前提が変化した場合（死亡中位）		死亡の前提が変化した場合（出生中位）	
		出生高位	出生低位	死亡高位（余命の延びが小さい）	死亡低位（余命の延びが大きい）
ケースⅠ	51.9%（2046） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：26.7%（2046）	53.8%（2042） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.5%（2042）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2104年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）49.2%（2049） 比例：24.3%（2026） 基礎：24.9%（2049）	53.4%（2042） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.2%（2042）	（50.0%）（2049） 50.0%を維持すると2115年度の積立度合が1を下回る。 （※）49.7%（2049） 比例：24.7%（2024） 基礎：25.0%（2049）
ケースⅢ	50.8%（2047） 比例：24.6%（2025） 基礎：26.2%（2047）	53.4%（2043） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.2%（2043）	（50.0%）（2046） 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）47.8%（2050） 比例：23.7%（2028） 基礎：24.2%（2050）	53.1%（2043） 比例：25.2%（2021） 基礎：27.9%（2043）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2089年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）48.4%（2051） 比例：24.0%（2027） 基礎：24.4%（2051）
ケースⅤ	（50.0%）（2043） 50.0%を維持すると2066年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）44.5%（2058） 比例：22.6%（2032） 基礎：21.9%（2058）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）48.7%（2051） 比例：23.9%（2027） 基礎：24.8%（2051）	（50.0%）（2041） 50.0%を維持すると2061年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）39.7%（2069） 比例：21.3%（2036） 基礎：18.4%（2069）	（50.0%）（2045） 50.0%を維持すると2081年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）47.4%（2051） 比例：23.3%（2029） 基礎：24.1%（2051）	（50.0%）（2042） 50.0%を維持すると2059年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）41.1%（2068） 比例：21.8%（2034） 基礎：19.2%（2068）

（※）次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

２．年金額の将来見通し

（１）新規裁定時の年金額の見通し

所得代替率は、現役世代の賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない（第３－７－10 図）。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価格がどのようになるかを合わせてみることが重要である。

第３－７－10 図　マクロ経済スライドの考え方

○「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み

○ 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方

※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了

○ 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

＜マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み＞

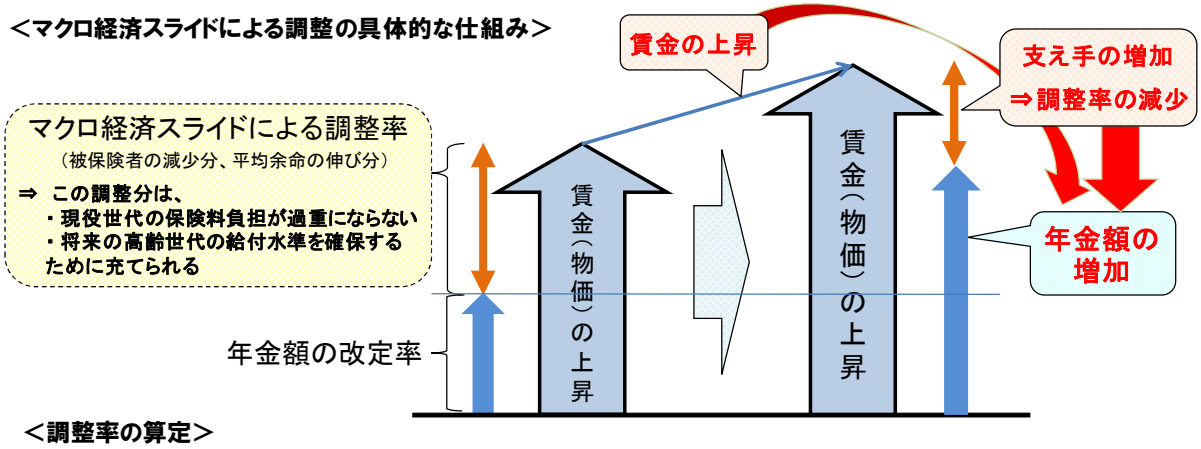

＜調整率の算定＞

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率（直近3か年度の実績値の平均値）＋ 平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）』

そこで、新規裁定時のモデル年金における購買力でみた実質額の将来見通しについて、経済前提がケースⅠ～Ⅵまでの場合別について示したものが、第３－７－11 図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り引くことで計算される。

第３－７－11 図　年金額の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）

－経済：ケースⅠ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

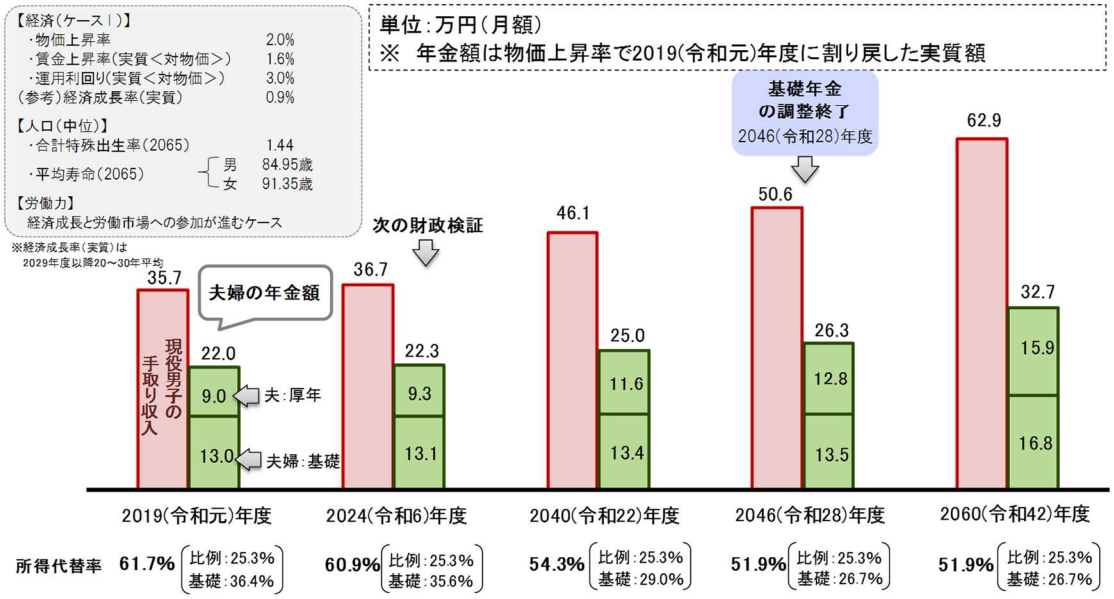

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅡ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』、『厚生年金で2023(令和5)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.6%』が維持される。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

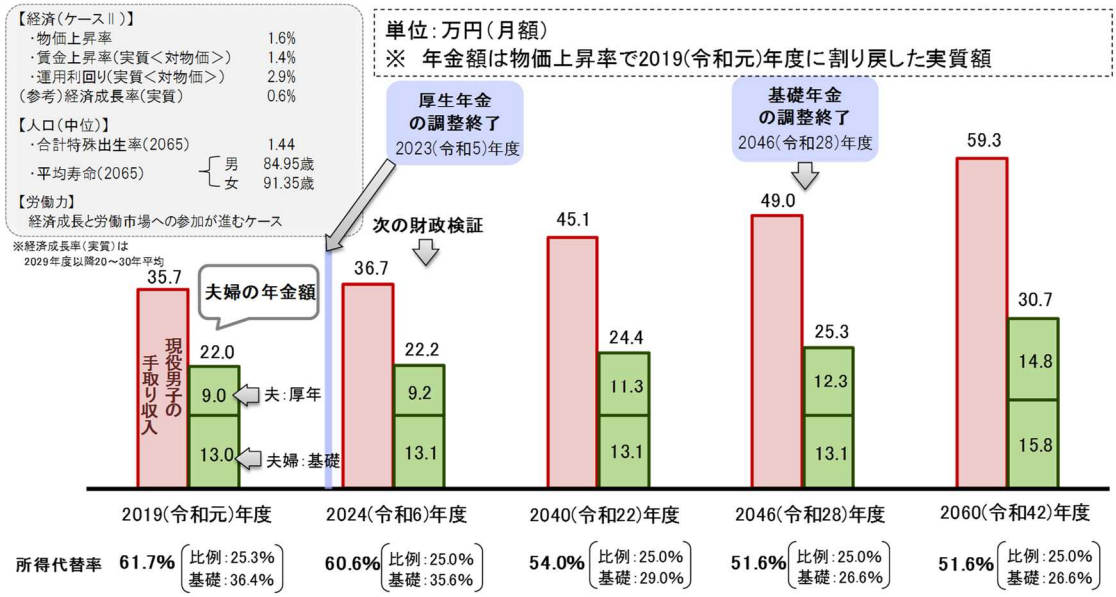

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅢ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

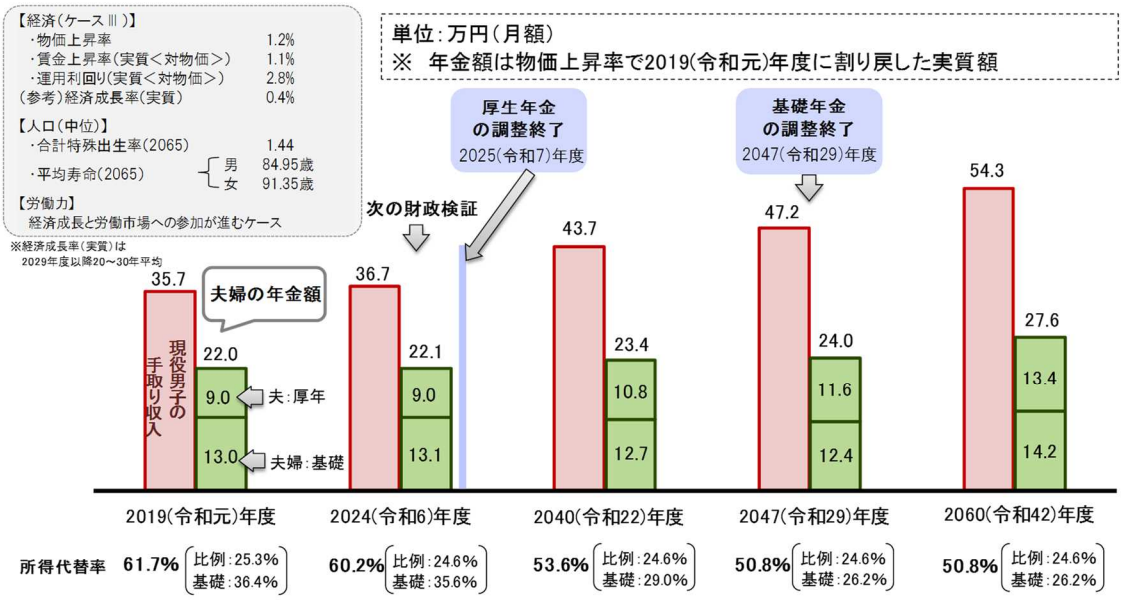

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅣ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整で2044(令和26)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2053(令和35)年度』、『厚生年金で2030(令和12)年度』で終了し、『所得代替率46.5%』になる。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2044(令和26)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばい。

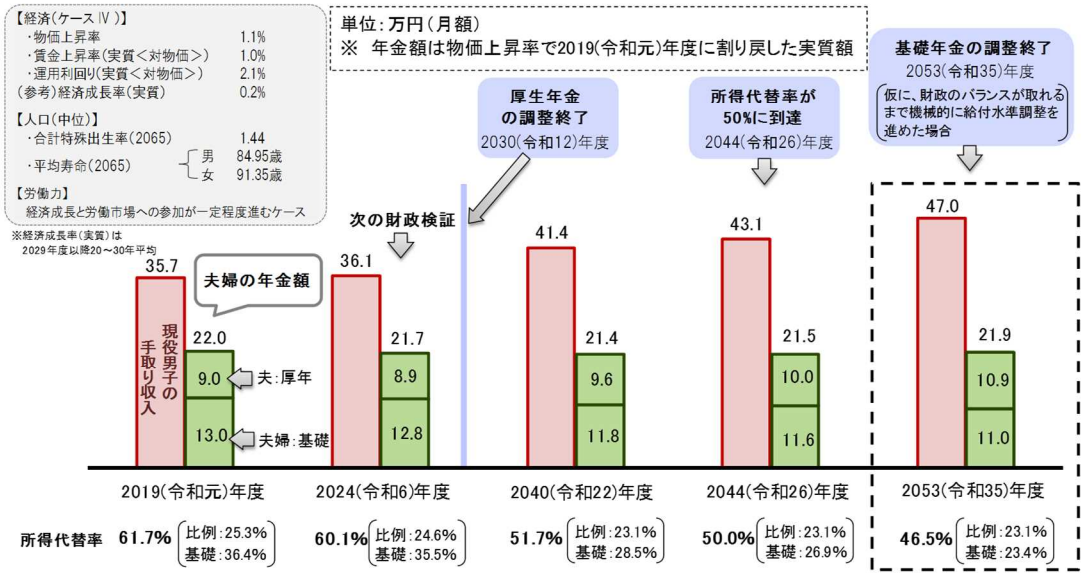

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅤ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

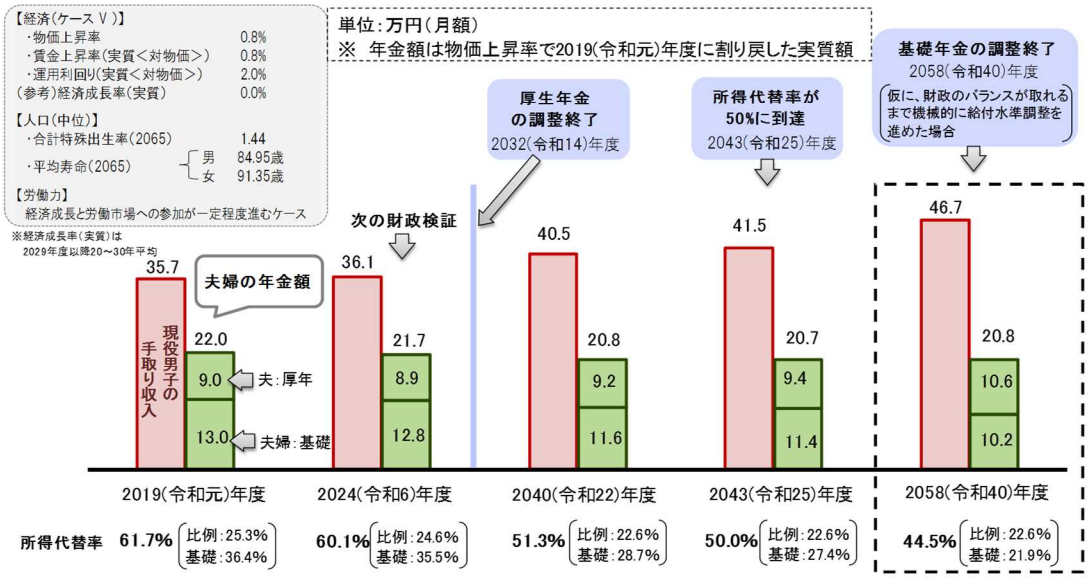

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅥ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は2052(令和34)年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%～36%程度。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇が小さいためモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引くとやや減少。

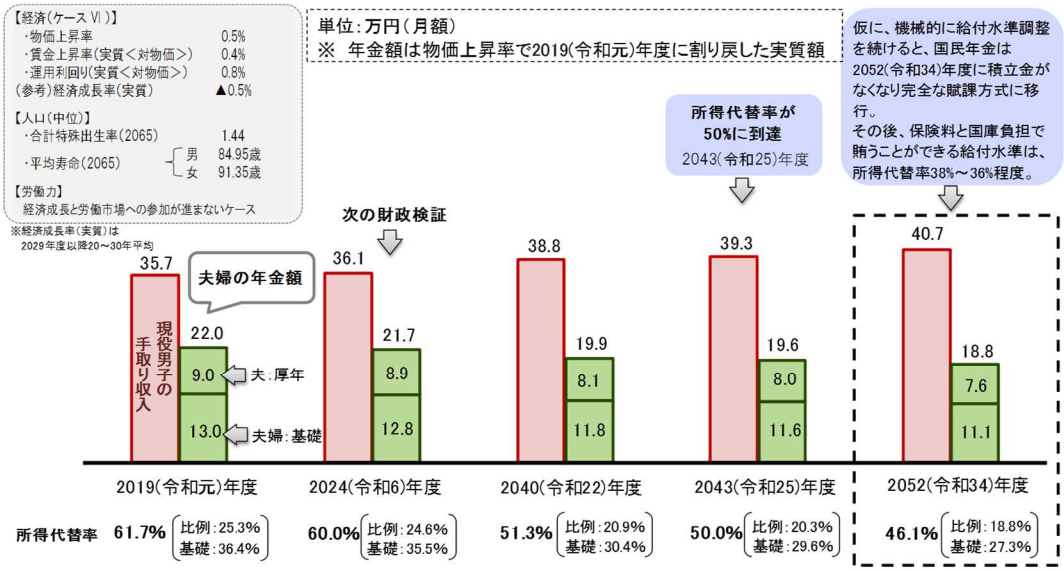

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

まず、それぞれのケースで現役世代の賃金を比べると、2019(令和元)年度に35.7万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、賃金上昇率（実質〈対物価〉）の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、2060(令和42)年度でみると、ケースⅠは62.9万円である一方、ケースⅢは54.3万円となっている。

実質経済成長に応じて現役世代の生活水準が変動するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力は、経済成長と労働参加が進むケースであるケースⅠ～Ⅲでは増加しているが、経済成長と労働参加が一定程度進むケースであるケースⅣでは概ね横ばい、ケースⅤでは微減しており、経済成長と労働参加が進まないケースであるケースⅥではやや減少している。

基礎年金の購買力をみると、2019（令和元)年度に13.0万円の夫婦２人分の基礎年金は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了する時点でみると、ケースⅠ及びケースⅡでは、それぞれ13.5万円（2046(令和28)年度)、13.1万円（2046(令和28)年度）となっている。一方で、ケースⅢ～Ⅴでは、それぞれ12.4万円（2047(令和29)年度)、11.6万円（2053(令和35)年度)、11.4万円（2058(令和40)年度）まで低下している。

このような結果になったのは、ケースⅠ及びケースⅡでは、賃金上昇率（実質〈対物価〉）の長期の前提は1.6～1.4％である一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも2045(令和27)年度までの平均で年1.2％程度、ケースⅢ～Ⅵでは、賃金上昇率（実質〈対物価〉）の長期の前提は1.1～0.4％である一方、スライド調整率は平均で年 1.3％程度となっており、ケースⅢ以下では賃金上昇率（実質〈対物価〉）の長期の前提がスライド調整率の年平均を下回るからである。

（２）年金受給後の年金額の見通し

モデル世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見通しを示したものが第３－７－12表である。

年金の給付水準の指標として、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率（所得代替率）が用いられてきたところである。年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額は、2000(平成12)年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母となる手取り賃金の上昇率は物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この既裁定者の比率の低下についても、その時点の新規裁定者の比率である所得

代替率の８割を下回らないようにすることとしている。すなわち、８割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、現役の平均手取り賃金に対する比率が維持されるようにしている。

2004(平成 16)年改正によりマクロ経済スライドによる給付水準調整が導入されたが、給付水準調整は、これから受給を開始する世代だけでなく、既に受給している世代に対しても行うこととされた。このため、マクロ経済スライド発動中は年金額の伸びは物価上昇を下回ることとなり、年金の実質価値（購買力）は低下することとなる。

例えば、第３－７－12 表の経済前提がケースⅠの場合で見ると、2034（令和 16）年度時点で年金を受給し始める者（1969(昭和 44)年度生）は所得代替率 57.2％であるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整と裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、途中から 41.5％で一定となっている。これは、マクロ経済スライドが終了した上に、その時点の新規裁定者の所得代替率が 51.9％であるため、この８割の 41.5％で下支えをし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定することにより、引き続き所得代替率 41.5％である水準の年金額を受給することとなるためである。

第３－７－12 表　生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し
（2019（令和元）年財政検証）

（１）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅠ（変動なし）

①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了（2046(令和28)年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	35.7	36.7	38.9	42.0	45.4	49.0	53.0	57.3	61.9	66.9	72.4	78.2
1954年度生　（65歳）［2019(令和元)年度65歳到達］	22.0 61.7% （65歳）	21.7 <59.1%> （70歳）	21.1 <54.1%> （75歳）	20.3 <48.4%> （80歳）	19.9 <43.8%> （85歳）	20.6 <41.9%> （90歳）						
1959年度生　（60歳）［2024(令和6)年度65歳到達］		22.3 60.9% （65歳）	21.7 <55.7%> （70歳）	20.9 <49.8%> （75歳）	20.0 <44.1%> （80歳）	20.6 <41.9%> （85歳）	22.0 <41.5%> （90歳）					
1964年度生　（55歳）［2029(令和11)年度65歳到達］			23.1 59.3% （65歳）	22.2 <53.0%> （70歳）	21.3 <46.9%> （75歳）	20.6 <41.9%> （80歳）	22.0 <41.5%> （85歳）	23.8 <41.5%> （90歳）				
1969年度生　（50歳）［2034(令和16)年度65歳到達］				24.0 57.2% （65歳）	23.0 <50.6%> （70歳）	22.0 <44.8%> （75歳）	22.0 <41.5%> （80歳）	23.8 <41.5%> （85歳）	25.7 <41.5%> （90歳）			
1974年度生　（45歳）［2039(令和21)年度65歳到達］					24.8 54.7% （65歳）	23.8 <48.5%> （70歳）	23.6 <44.4%> （75歳）	23.8 <41.5%> （80歳）	25.7 <41.5%> （85歳）	27.8 <41.5%> （90歳）		
1979年度生　（40歳）［2044(令和26)年度65歳到達］						25.7 52.4% （65歳）	25.5 <48.0%> （70歳）	25.5 <44.4%> （75歳）	25.7 <41.5%> （80歳）	27.8 <41.5%> （85歳）	30.1 <41.5%> （90歳）	
1984年度生　（35歳）［2049(令和31)年度65歳到達］							27.5 51.9% （65歳）	27.5 <48.0%> （70歳）	27.5 <44.4%> （75歳）	27.8 <41.5%> （80歳）	30.1 <41.5%> （85歳）	32.5 <41.5%> （90歳）
1989年度生　（30歳）［2054(令和36)年度65歳到達］								29.7 51.9% （65歳）	29.7 <48.0%> （70歳）	29.7 <44.4%> （75歳）	30.1 <41.5%> （80歳）	32.5 <41.5%> （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了（2046(令和28)年度）

生年度（2019（令和元）年度における年齢）	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳）［2019(令和元)年度65歳到達］	6.5 （65歳）	6.3 （70歳）	6.0 （75歳）	5.6 （80歳）	5.3 （85歳）	5.3 （90歳）						
1959年度生　（60歳）［2024(令和6)年度65歳到達］		6.5 （65歳）	6.2 （70歳）	5.8 （75歳）	5.4 （80歳）	5.3 （85歳）	5.7 （90歳）					
1964年度生　（55歳）［2029(令和11)年度65歳到達］			6.6 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.3 （80歳）	5.7 （85歳）	6.1 （90歳）				
1969年度生　（50歳）［2034(令和16)年度65歳到達］				6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.7 （80歳）	6.1 （85歳）	6.6 （90歳）			
1974年度生　（45歳）［2039(令和21)年度65歳到達］					6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	6.0 （75歳）	6.1 （80歳）	6.6 （85歳）	7.1 （90歳）		
1979年度生　（40歳）［2044(令和26)年度65歳到達］						6.7 （65歳）	6.5 （70歳）	6.5 （75歳）	6.6 （80歳）	7.1 （85歳）	7.7 （90歳）	
1984年度生　（35歳）［2049(令和31)年度65歳到達］							7.1 （65歳）	7.1 （70歳）	7.1 （75歳）	7.1 （80歳）	7.7 （85歳）	8.3 （90歳）
1989年度生　（30歳）［2054(令和36)年度65歳到達］								7.6 （65歳）	7.6 （70歳）	7.6 （75歳）	7.7 （80歳）	8.3 （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

（２）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅢ（変動なし）

①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

報酬比例の調整終了（2025(令和7)年度）

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	35.7	36.7	38.9	41.0	43.3	45.7	48.2	50.9	53.7	56.7	59.8	63.2
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% （65歳）	21.4 <58.5%> （70歳）	20.8 <53.5%> （75歳）	20.1 <49.1%> （80歳）	19.5 <45.0%> （85歳）	19.1 <41.7%> （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		22.1 60.2% （65歳）	21.4 <55.1%> （70歳）	20.7 <50.6%> （75歳）	20.0 <46.3%> （80歳）	19.4 <42.5%> （85歳）	19.6 <40.7%> （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			22.8 58.6% （65歳）	22.1 <53.8%> （70歳）	21.3 <49.3%> （75歳）	20.7 <45.2%> （80歳）	20.4 <42.3%> （85歳）	20.8 <40.9%> （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				23.2 56.6% （65歳）	22.4 <51.9%> （70歳）	21.7 <47.6%> （75歳）	21.4 <44.5%> （80歳）	21.4 <42.1%> （85歳）	21.9 <40.8%> （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					23.4 54.1% （65歳）	22.7 <49.6%> （70歳）	22.4 <46.4%> （75歳）	22.4 <44.0%> （80歳）	22.4 <41.6%> （85歳）	23.0 <40.6%> （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						23.6 51.7% （65歳）	23.3 <48.4%> （70歳）	23.3 <45.9%> （75歳）	23.3 <43.4%> （80歳）	23.3 <41.2%> （85歳）	24.3 <40.6%> （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							24.5 50.8% （65歳）	24.5 <48.1%> （70歳）	24.5 <45.6%> （75歳）	24.5 <43.2%> （80歳）	24.5 <40.9%> （85歳）	25.7 <40.6%> （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								25.9 50.8% （65歳）	25.9 <48.1%> （70歳）	25.9 <45.6%> （75歳）	25.9 <43.2%> （80歳）	25.9 <40.9%> （85歳）

（注１）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注２）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注３）< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注４）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	6.5 （65歳）	6.3 （70歳）	6.0 （75歳）	5.7 （80歳）	5.3 （85歳）	5.0 （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		6.5 （65歳）	6.2 （70歳）	5.9 （75歳）	5.5 （80歳）	5.2 （85歳）	5.1 （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			6.6 （65歳）	6.2 （70歳）	5.9 （75歳）	5.5 （80歳）	5.4 （85歳）	5.4 （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				6.6 （65歳）	6.2 （70歳）	5.8 （75歳）	5.7 （80歳）	5.7 （85歳）	5.7 （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					6.4 （65歳）	6.0 （70歳）	5.9 （75歳）	5.9 （80歳）	5.9 （85歳）	5.9 （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						6.2 （65歳）	6.0 （70歳）	6.0 （75歳）	6.0 （80歳）	6.0 （85歳）	6.3 （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							6.3 （65歳）	6.3 （70歳）	6.3 （75歳）	6.3 （80歳）	6.3 （85歳）	6.6 （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								6.7 （65歳）	6.7 （70歳）	6.7 （75歳）	6.7 （80歳）	6.7 （85歳）

（注１）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注２）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

（３）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅤ（変動なし）
－機械的に給付水準調整を進めた場合－

①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

報酬比例の調整終了（2032(令和14)年度）

基礎年金の調整終了（2058(令和40)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	35.7	36.1	37.2	38.6	40.2	41.8	43.5	45.3	47.1	49.0	51.0	53.0
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% （65歳）	21.5 <59.4%> （70歳）	20.6 <55.4%> （75歳）	20.0 <51.7%> （80歳）	19.5 <48.6%> （85歳）	19.1 <45.7%> （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		21.7 60.1% （65歳）	20.9 <56.1%> （70歳）	20.2 <52.4%> （75歳）	19.8 <49.2%> （80歳）	19.3 <46.2%> （85歳）	18.9 <43.5%> （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			21.2 57.1% （65歳）	20.6 <53.3%> （70歳）	20.1 <50.1%> （75歳）	19.7 <47.0%> （80歳）	19.2 <44.2%> （85歳）	18.8 <41.6%> （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				20.9 54.2% （65歳）	20.5 <50.9%> （70歳）	20.0 <47.8%> （75歳）	19.6 <45.0%> （80歳）	19.1 <42.3%> （85歳）	18.8 <40.0%> （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					20.8 51.8% （65歳）	20.4 <48.7%> （70歳）	19.9 <45.8%> （75歳）	19.5 <43.1%> （80歳）	19.2 <40.8%> （85歳）	19.2 <39.2%> （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						20.7 49.6% （65歳）	20.3 <46.6%> （70歳）	19.9 <43.9%> （75歳）	19.6 <41.6%> （80歳）	19.6 <39.9%> （85歳）	19.6 <38.4%> （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							20.7 47.5% （65歳）	20.2 <44.7%> （70歳）	19.9 <42.4%> （75歳）	19.9 <40.7%> （80歳）	19.9 <39.1%> （85歳）	19.9 <37.6%> （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								20.6 45.6% （65歳）	20.3 <43.2%> （70歳）	20.3 <41.5%> （75歳）	20.3 <39.9%> （80歳）	20.3 <38.4%> （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

基礎年金の調整終了（2058(令和40)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	6.5 （65歳）	6.3 （70歳）	6.1 （75歳）	5.8 （80歳）	5.6 （85歳）	5.4 （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		6.4 （65歳）	6.2 （70歳）	5.9 （75歳）	5.7 （80歳）	5.5 （85歳）	5.3 （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			6.3 （65歳）	6.0 （70歳）	5.8 （75歳）	5.6 （80歳）	5.4 （85歳）	5.2 （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				6.1 （65歳）	5.9 （70歳）	5.6 （75歳）	5.4 （80歳）	5.2 （85歳）	5.1 （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					5.9 （65歳）	5.6 （70歳）	5.4 （75歳）	5.2 （80歳）	5.1 （85歳）	5.1 （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						5.6 （65歳）	5.4 （70歳）	5.2 （75歳）	5.1 （80歳）	5.1 （85歳）	5.1 （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							5.4 （65歳）	5.2 （70歳）	5.1 （75歳）	5.1 （80歳）	5.1 （85歳）	5.1 （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								5.2 （65歳）	5.1 （70歳）	5.1 （75歳）	5.1 （80歳）	5.1 （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

３．賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

わが国の年金制度は、どのような世帯類型、就業形態であっても、世帯の１人あたりの賃金水準が同じであれば、保険料負担、年金額及び所得代替率も同じとなる仕組みとなっている。

例えば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯か夫婦共働きの世帯かといった世帯類型が異なっていたとしても、世帯の１人あたりの賃金水準が同じであれば保険料負担、年金額及び所得代替率は全て等しくなるということである。すなわち、

・夫の賃金がＷである夫のみ就労の世帯

・夫の賃金（Ｗ１）と妻の賃金（Ｗ２）とを合算（Ｗ１＋Ｗ２）するとＷと等しくなる夫婦共働きの世帯

では所得代替率は等しくなる。

さらに、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯１人当たりの賃金水準をみる必要がある。第３－７－13 図のように、夫婦共働き世帯の賃金水準を夫婦ともに 20 万円ずつであるとし、夫のみ就労の世帯における夫の賃金水準を 40 万円（20 万円の２倍）であるとした場合、どちらの世帯も世帯の賃金水準が 40 万円となり、所得代替率は等しいものとなる。また、夫婦共働き世帯を１人ずつに分割してみると、賃金水準も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、単身世帯の賃金水準を 20 万円とすれば、単身世帯の構造と、夫婦共働き世帯の１人当たりの構造が同じであるため、所得代替率は等しくなる。したがって、夫のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯いずれも世帯１人当たり賃金水準が 20 万円と等しく、所得代替率も全て等しくなっている。これは、世帯１人当たり賃金水準の等しい夫婦世帯と単身世帯は所得代替率も等しくなることを示しており、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯１人当たり賃金水準の高低に依存するものであり、世帯類型には影響を受けない。

第３－７－13 図　公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）
＜賃金水準が 20 万円（１人あたり）の場合＞

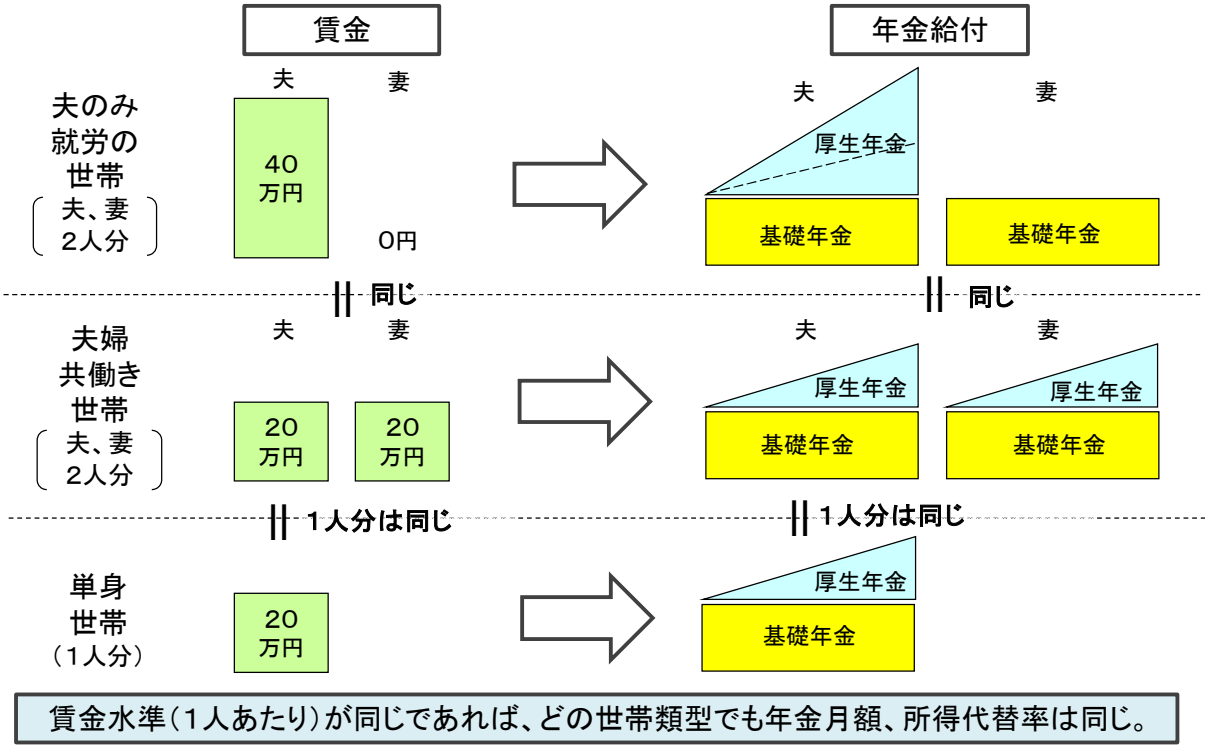

公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第３－７－14 図のような概念図で表現できる。厚生年金の保険料は１階部分、２階部分を合わせて賃金に比例した負担となっているため、左側の図に示すように賃金水準が２分の１になれば厚生年金の保険料負担も２分の１になる。一方、右側の図に示すように賃金水準が２分の１になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は２分の１になるが、基礎年金の額は賃金水準によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は２分の１以上となる。この結果、現役時代の賃金水準が低いほど、その賃金水準に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなるという構造になっている。

第３－７－14 図　公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）

○　賃金水準が1／2になれば、保険料は1／2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1／2以上となる。(厚生年金制度の持つ所得再分配機能)

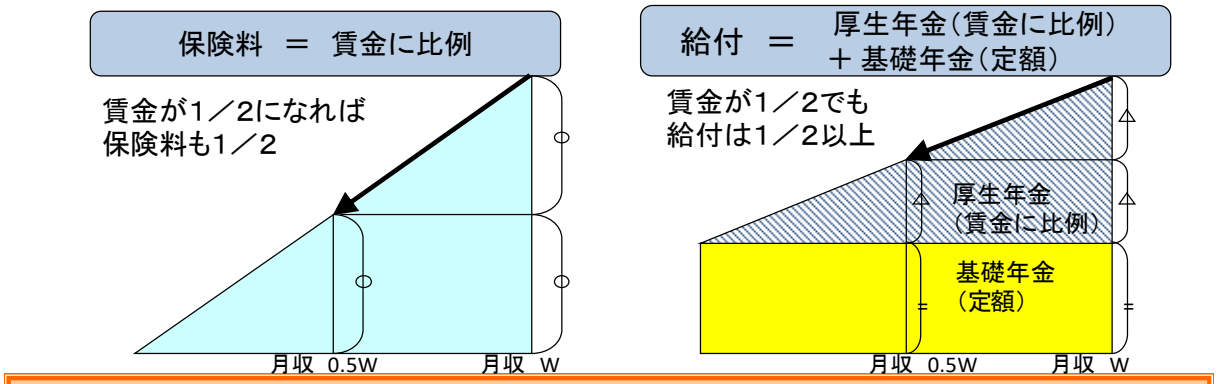

個々の世帯(個人)でみれば、現役時代の賃金水準が低いほど、年金の現役時賃金に対する比率は上がる

夫婦2人分の負担と給付について

賃金※1		21.9 万円	43.9 万円
（手取り賃金）		(17.9 万円)	(35.7 万円)
保険料※2		2.0 万円	4.0 万円
年金額	合計	17.5 万円	22.0 万円
	比例	4.5 万円	9.0 万円
	基礎	13.0 万円	13.0 万円
年金/現役時賃金(手取り)	合計	98.1 %	61.7 %
	比例	25.3 %	25.3 %
	基礎	72.8 %	36.4 %

50%　約80%　モデル年金の賃金

※1　賃金は、税・社会保険料控除前である。
※2　保険料は、標準報酬等級月額によらず、厚生年金の保険料率（被保険者本人の負担分）を賃金に乗じて計算している。

財政検証では継続的に給付水準を測る指標としてモデル年金の所得代替率を考えているが、世帯の賃金水準をモデル年金の賃金から変化させた場合に、年金額及び所得代替率がどう変化するかを示したのが、第３－７－15 図である。年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇することを反映して右上がりの直線となっている。一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下することを反映して右下がりの曲線となっている。

なお、2019(令和元)年度と調整終了年度の給付水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、ケースⅠやケースⅢのように経済成長と労働参加が進むケースでは、物価上昇率で現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。

第３－７－15 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜現在（2019(令和元)年度）＞

○ 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○ 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○ 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

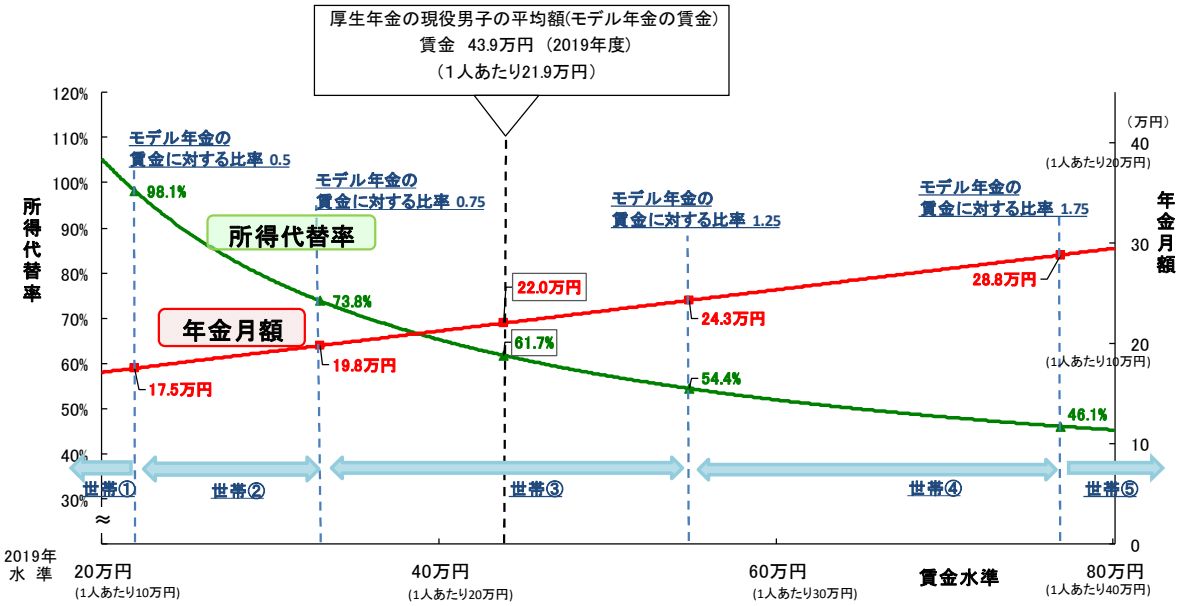

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年１月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。
このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

＜ケースⅠ　2046(令和 28)年度（人口中位）＞

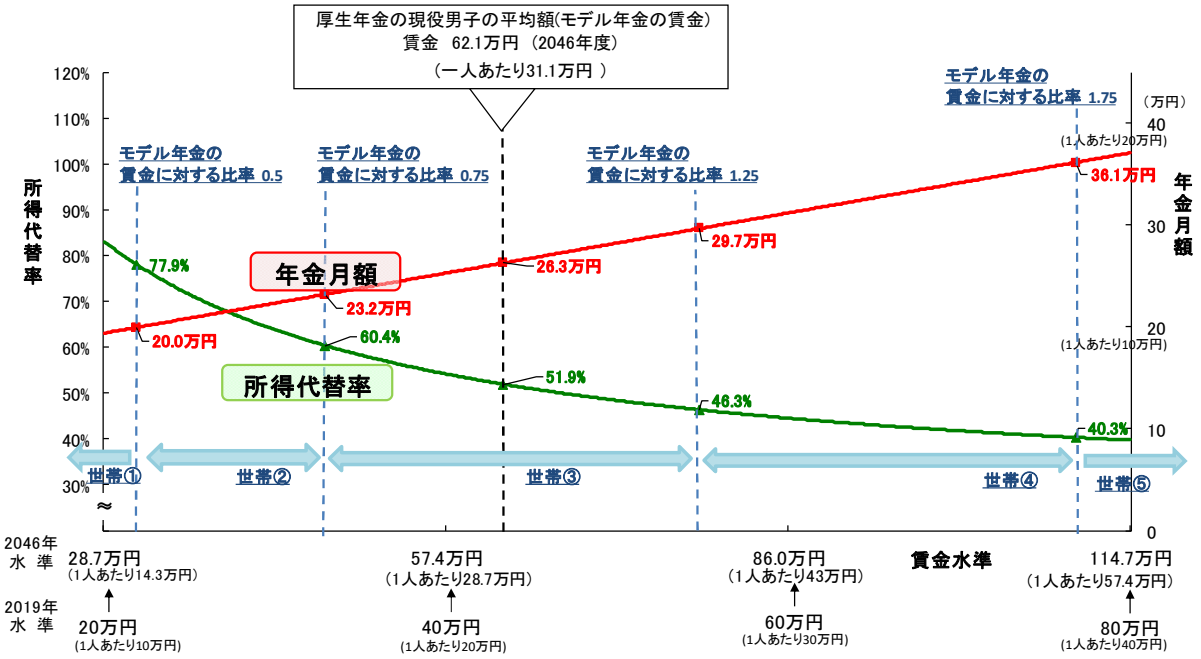

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

＜ケースⅢ 2047(令和 29)年度（人口中位）＞

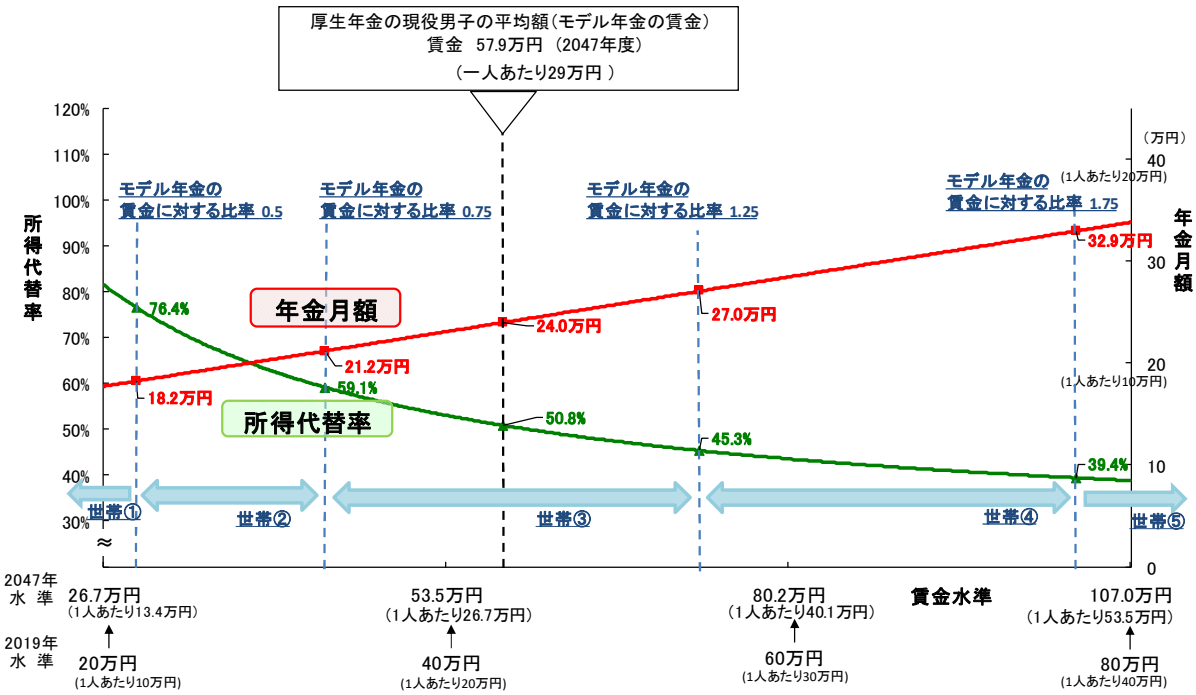

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2047年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

＜ケースⅤ 2058(令和 40)年度（人口中位）＞

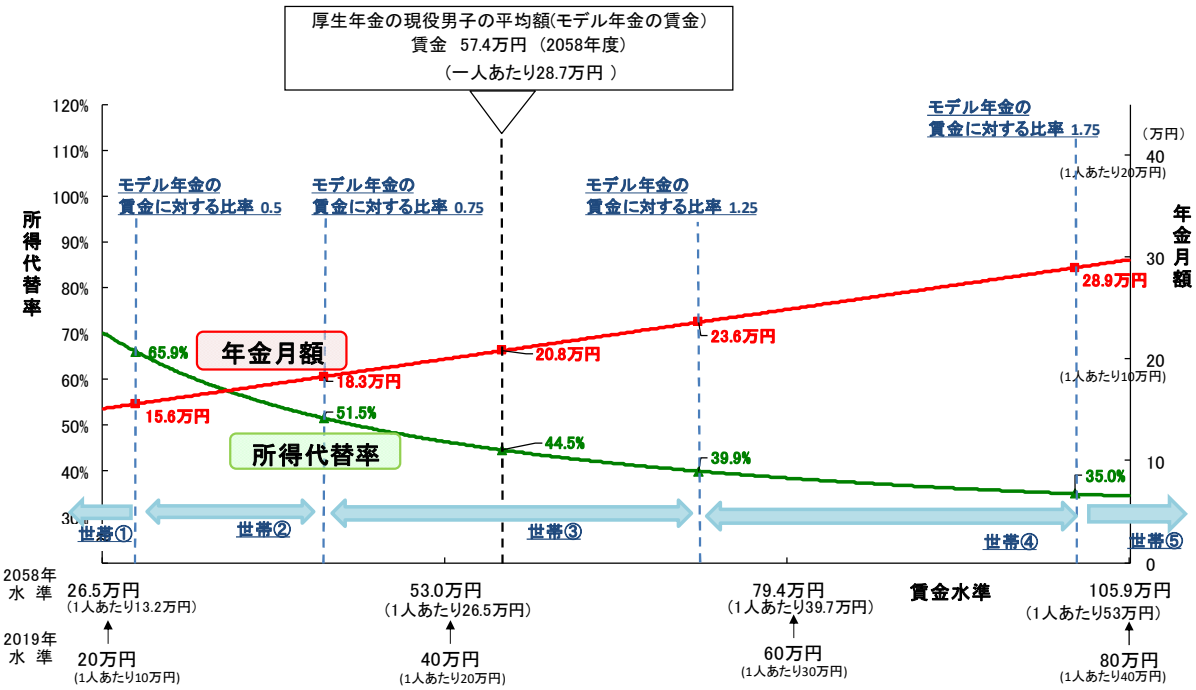

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2058年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
注4： 2058年度について、次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値としている。

また、今回の財政検証では、第３－７－16 図のとおり賃金水準の各階層はどのような世帯類型で構成されているかについて、国民生活基礎調査を用いた分析も行った。国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、賃金水準の階層別に第２号被保険者が含まれる世帯類型別の構成割合をみると、例えば夫婦世帯では、モデル年金の賃金の 1.75 倍を超える賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は 55％と高くなっているが、この層でも 45％は片働き世帯である。また、モデル年金の賃金の 0.5 倍未満である賃金水準の低い階層では、片働き世帯は 92％と高くなっているが、この層でも８％は共働き世帯である。また、夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外での就労は賃金水準が低くなるほどその占める割合は高くなっていることもわかる。

さらに、モデル年金の賃金の 0.75 倍以上 1.25 倍未満である世帯収入を有するモデル年金の賃金水準に近い夫婦世帯についてみると、夫婦世帯の約４割を占めており、共働きや片働きの割合をみると片働き世帯は 77％となっている。このようなことからも、給付水準を測る指標として、モデル年金を想定することは一定の合理性があると考えられる。

第３－７－16 図　国民生活基礎調査を使った分析

～賃金水準（１人当たり）に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成（2016(平成 28)年）～

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率 ＝(夫婦2人の基礎年金 ＋ 夫の厚生年金)／ 現役男子の平均手取り収入額
2019年度：61．7%　　13．0万円　　9．0万円　　35．7万円(注)　　(注)税・社会保険料控除前の賃金は43．9万円

国民生活基礎調査の集計

			世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準 （モデル年金の賃金に対する比率）			～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.5 倍 ～ 0.75 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金 夫婦２人分 （単身又は１人分）			～ 21.9 万円未満 (～ 11.0 万円未満)	21.9 万円 ～ 32.9 万円 (11.0 万円 ～ 16.5 万円)	32.9 万円 ～ 54.9 万円 (16.5 万円 ～ 27.4 万円)	54.9 万円 ～ 76.8 万円 (27.4 万円 ～ 38.4 万円)	76.8 万円以上 (38.4 万円以上)
年金月額 夫婦２人分 (2019年度（単身又は１人分)			～ 17.5 万円未満 (～ 8.8 万円未満)	17.5 万円 ～ 19.8 万円 (8.8 万円 ～ 9.9 万円)	19.8 万円 ～ 24.3 万円 (9.9 万円 ～ 12.1 万円)	24.3 万円 ～ 28.8 万円 (12.1 万円 ～ 14.4 万円)	28.8 万円以上 (14.4 万円以上)
年金/現役時賃金（手取り）			～ 98.1%	98.1 % ～ 73.8 %	73.8 % ～ 54.4 %	54.4 % ～ 46.1 %	46.1% ～
夫婦世帯の世帯構成	共働き世帯	共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
		共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
		正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
	片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%
	計 【賃金水準別の構成割合】		100% 【 4% 】	100% 【 11% 】	100% 【 37% 】	100% 【 27% 】	100% 【 20% 】
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	21%	43%	64%	73%
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	8%	2%
	女性	正規雇用で就労就労	24%	27%	26%	26%	25%
		正規雇用以外で就労	37%	32%	18%	2%	1%
	計 【賃金水準別の構成割合】		100% 【 8% 】	100% 【 10% 】	100% 【 28% 】	100% 【 24% 】	100% 【 30% 】

注1： 世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。
共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計 している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、
国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号 被保険者を集計している。
注2： 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。
このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示している ものではないことに留意が必要。
注3： 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

４．年金財政の将来見通し

（１）被保険者数の将来見通し

①　被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第３－７－17 表である。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は概ね減少していることがわかる。これを被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、国民年金第１号被保険者数及び国民年金第３号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第３－７－17 表　公的年金被保険者数の実績の推移

（年度末現在）

年　度	計	国民年金 第1号被保険者 （任意加入含む）	厚生年金被保険者			国民年金 第3号被保険者
				第1号 厚生年金	第2～第4号 厚生年金	
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
3（1991）	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4（1992）	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5（1993）	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6（1994）	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7（1995）	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8（1996）	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9（1997）	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10（1998）	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11（1999）	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12（2000）	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13（2001）	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14（2002）	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15（2003）	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16（2004）	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17（2005）	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18（2006）	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19（2007）	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6
20（2008）	69.4	20.0	38.9	34.4	4.5	10.4
21（2009）	68.7	19.9	38.7	34.2	4.4	10.2
22（2010）	68.3	19.4	38.8	34.4	4.4	10.0
23（2011）	67.7	19.0	38.9	34.5	4.4	9.8
24（2012）	67.4	18.6	39.1	34.7	4.4	9.6
25（2013）	67.2	18.1	39.7	35.3	4.4	9.5
26（2014）	67.1	17.4	40.4	36.0	4.4	9.3
27（2015）	67.1	16.7	41.3	36.9	4.4	9.2
28（2016）	67.3	15.8	42.7	38.2	4.4	8.9
29（2017）	67.3	15.1	43.6	39.1	4.5	8.7
30（2018）	67.5	14.7	44.3	39.8	4.5	8.5

（注）　第1号厚生年金の被保険者は、2014年以前は厚生年金保険の被保険者、2015年以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
（注）　第2～第4号厚生年金の被保険者は、2014年以前は共済組合の組合員、2015年以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。
（注）　第1号厚生年金には1996年度以前の旧3公社共済組合及び2001年度以前の旧農林共済を含み、第2～第4号厚生年金には含まない。

資料：「事業年報」（厚生労働省年金局）

今回の財政検証における被保険者数の将来見通しは、第５節で述べたとおり「日本の将来推計人口」（2017（平成 29）年推計）や「労働力需給の推計」（2019（平成 31）年３月）に基づいて作成している。65 歳以上人口や労働力人口（70 歳未満）の推移がどのようになっているかを示したものが第３－７－18 図である。

第３－７－18 図　労働力人口と 65 歳以上人口の推移

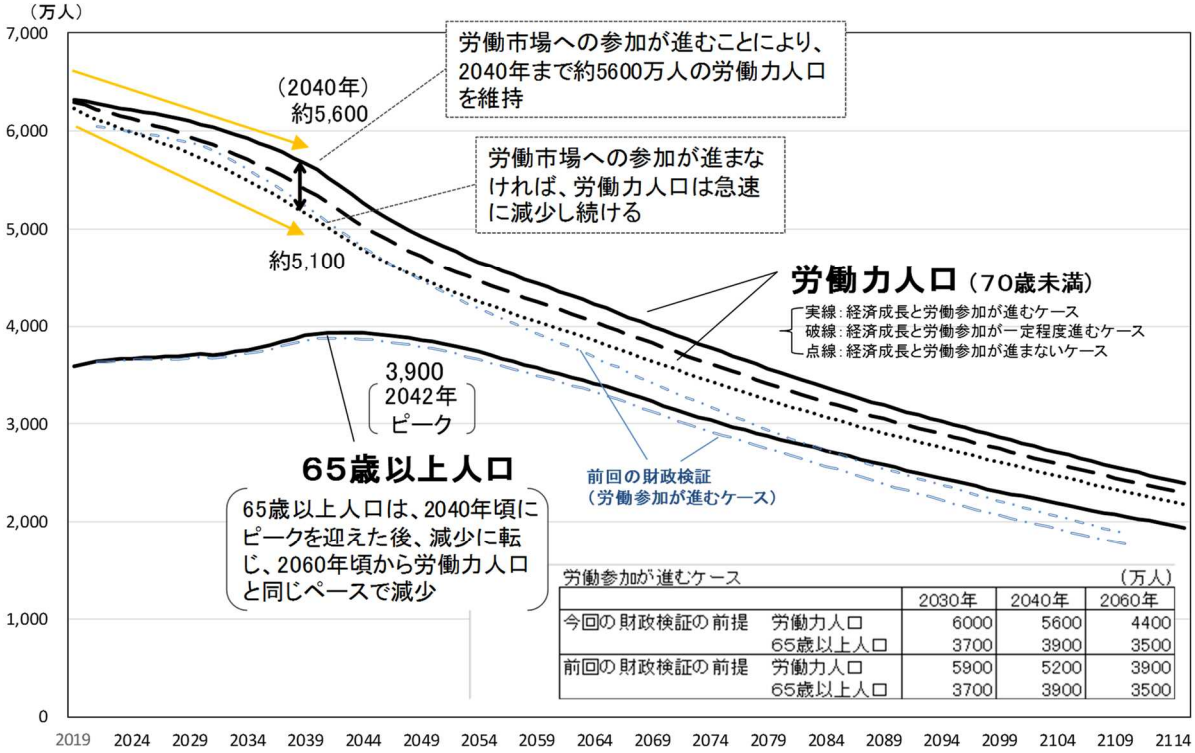

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
　2：労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

労働力人口（70 歳未満）は足下から将来に向かって減少していく見込みであり、労働市場への参加が進む場合には、2030（令和 12）年まで 6,000 万人前後の労働力人口を維持できるものの、労働市場への参加が進まなければ労働力人口は急速に減少し続ける見込みである。

一方、65 歳以上人口は引き続き増加傾向にあり、2042（令和 24）年にピークを迎えた後、減少に転じ、2060（令和 42）年頃から労働力人口と同じペースで減少していく見込みである。

したがって、2040（令和 22）年頃までは受給世代が増加し、現役世代が減少する見込みであることから、年金制度にとっては非常に厳しい変化が生じる時期である。将来にわたって十分な給付水準を確保し、持続可能な制度とするためにも、この間に必要な積立金を確保し、予定どおりに給付水準の調整を進めていくことが重要である。

今回の財政検証において、人口の前提を出生中位・死亡中位として被保険者数の将来推計を行った結果を示したものが第３－７－19 表及び第３－７－20 図である。

公的年金の被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 6,730 万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、2030(令和 12)年度には 6,190 万人、2060 (令和 42)年度には 4,320 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 6,720 万人、2030(令和 12)年度には 6,120 万人、2060 (令和 42)年度には 4,260 万人となる見込みであり、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 6,720 万人、2030(令和 12)年度には 6,100 万人、2060 (令和 42)年度には 4,230 万人となる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、労働参加が進むケースでは、第１号被保険者数は、2019(令和元)年度で 1,460 万人、以降、減少を続け、2030(令和 12)年度には 1,210 万人、2060 (令和 42)年度には 800 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 1,460 万人、2030(令和 12)年度には 1,290 万人、2060 (令和 42)年度には 850 万人となる見込みであり、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 1,470 万人、2030 (令和 12)年度には 1,360 万人、2060 (令和 42)年度には 900 万人となる見込みとなっている。

厚生年金被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 4,430 万人、以降、2030(令和 12)年度には 4,340 万人、2060 (令和 42)年度には 3,110 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 4,430 万人、2030 (令和 12)年度には 4,140 万人、2060 (令和 42)年度には 2,970 万人となる見込みとなっており、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 4,410 万人、2030(令和 12)年度には 4,020 万人、2060 (令和 42)年度には 2,850 万人となる見込みとなっている。

第３号被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 830 万人、以降、2030(令和 12)年度には 630 万人、2060 (令和 42)年度には 410 万人となる見込みとなっている。また、労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 840 万人、2030(令和 12)年度には 680 万人、2060 (令和 42)年度には 440 万人となる見込みとなっており、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 840 万人、2030(令和 12)年度には 720 万人、2060 (令和 42)年度には 490 万人とそれぞれ減少していく見込みとなっている。

第３－７－19 表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019（令和元）年財政検証－

①　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.9	10.7	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.2	9.9	39.2	(35.3)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.8	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.2	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.7	7.1	27.9	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.5	6.3	24.9	(22.3)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	31.0	5.7	22.3	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.8	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.8	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	(39.8)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	(39.7)	(4.5)	8.2	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	(39.6)	(4.4)	8.1	(7.2)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	(39.3)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	(39.1)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024（6）	64.9	14.0	43.3	(38.9)	(4.4)	7.7	(6.9)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.4	13.8	43.0	(38.6)	(4.4)	7.5	(6.8)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030（12）	61.2	12.9	41.4	(37.2)	(4.2)	6.8	(6.1)	(0.7)	−0.9	−1.2
2035（17）	57.1	11.5	39.5	(35.4)	(4.1)	6.0	(5.4)	(0.7)	−1.3	−1.6
2040（22）	53.3	10.5	37.3	(33.4)	(3.9)	5.5	(4.8)	(0.6)	−1.4	−1.7
2050（32）	47.1	9.3	32.8	(29.2)	(3.6)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060（42）	42.6	8.5	29.7	(26.4)	(3.3)	4.4	(3.8)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.1	7.6	26.6	(23.7)	(2.9)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.0	6.7	23.8	(21.1)	(2.6)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.5	6.1	21.3	(18.9)	(2.3)	3.1	(2.8)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.4	5.4	19.1	(17.0)	(2.1)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.4	4.8	17.1	(15.2)	(1.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.1	4.6	16.1	(14.3)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

③　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	(39.7)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	(39.4)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	(39.1)	(4.4)	8.2	(7.4)	(0.9)	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	(38.7)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	(38.3)	(4.4)	8.0	(7.2)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024（6）	64.8	14.5	42.4	(38.0)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.7	−1.0
2025（7）	64.2	14.4	42.0	(37.6)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030（12）	61.0	13.6	40.2	(35.9)	(4.2)	7.2	(6.4)	(0.8)	−0.9	−1.2
2035（17）	56.8	12.1	38.2	(34.1)	(4.1)	6.5	(5.8)	(0.7)	−1.4	−1.7
2040（22）	52.9	11.1	35.8	(31.8)	(3.9)	6.1	(5.4)	(0.7)	−1.4	−1.7
2050（32）	46.8	9.9	31.5	(27.9)	(3.6)	5.4	(4.8)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060（42）	42.3	9.0	28.5	(25.2)	(3.3)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.0	−1.3
2070（52）	37.9	8.0	25.5	(22.6)	(2.9)	4.3	(3.8)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080（62）	33.8	7.1	22.8	(20.1)	(2.6)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.3	6.4	20.4	(18.1)	(2.3)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.2	5.8	18.3	(16.2)	(2.1)	3.1	(2.7)	(0.4)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.3	5.1	16.3	(14.5)	(1.9)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	22.9	4.9	15.4	(13.7)	(1.8)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第３－７－20 図　公的年金被保険者数の将来見通し

－2019（令和元）年財政検証－

①　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

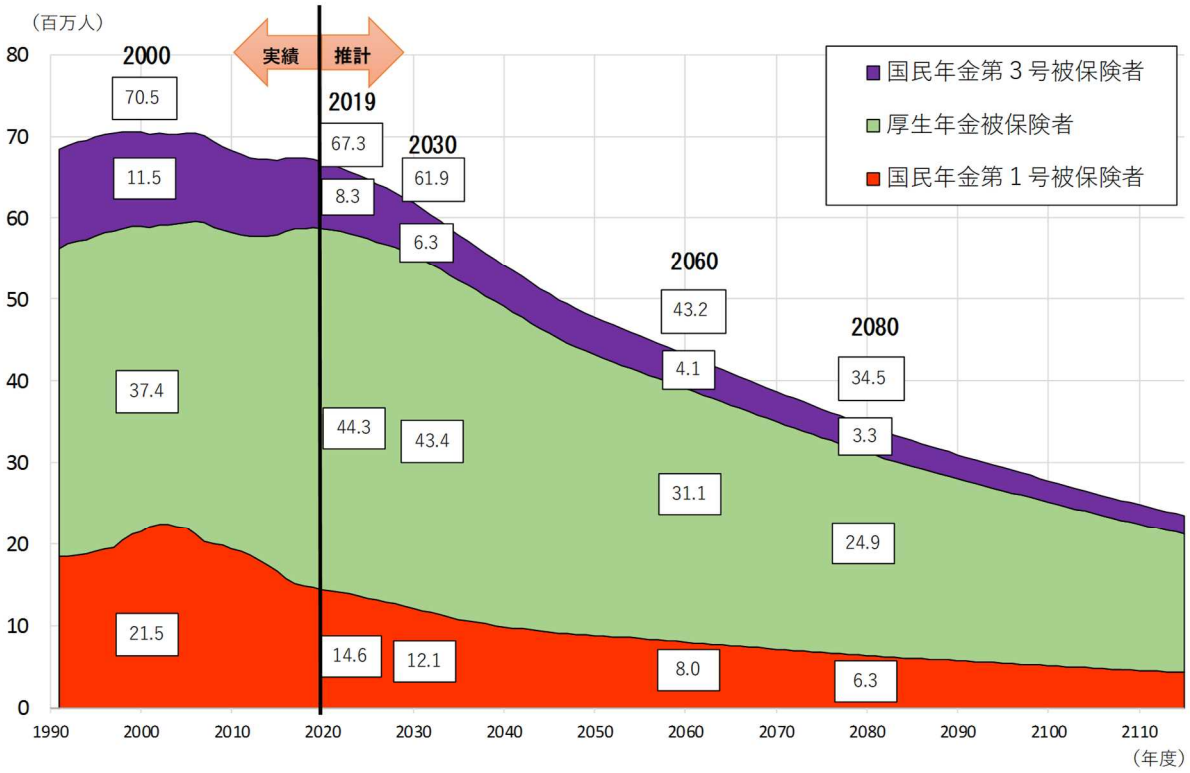

②　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース

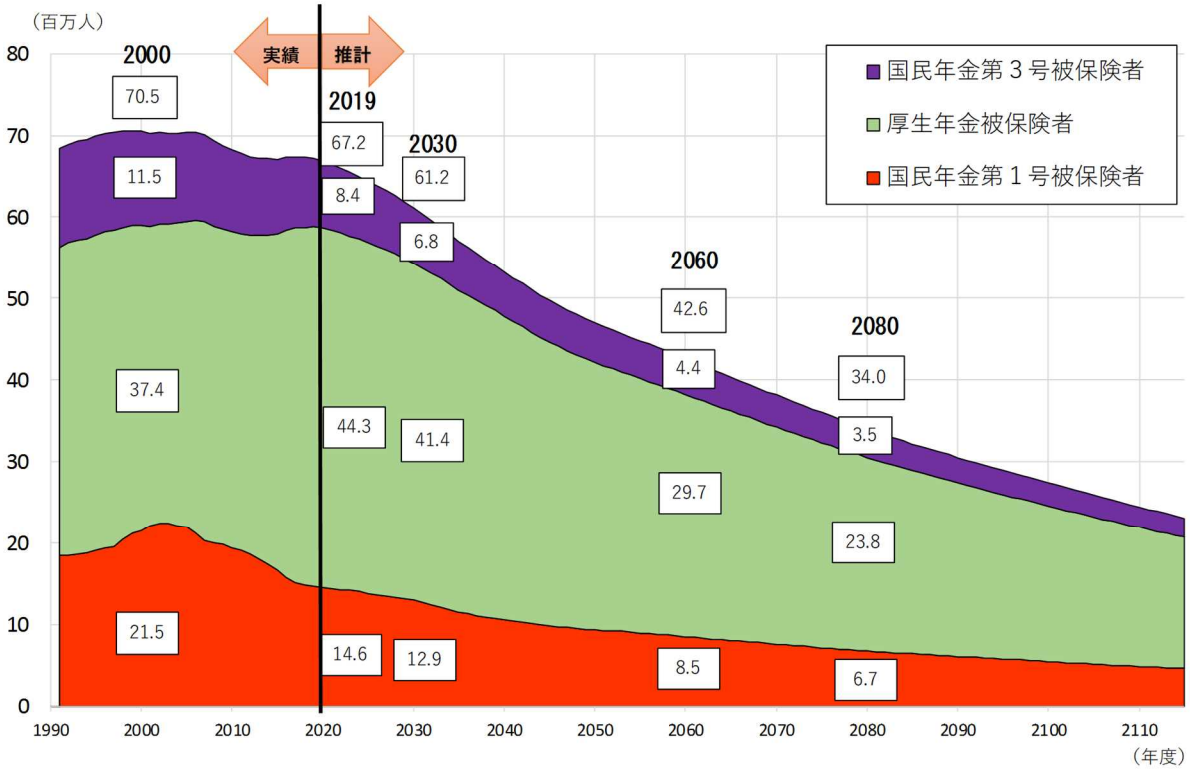

③　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース

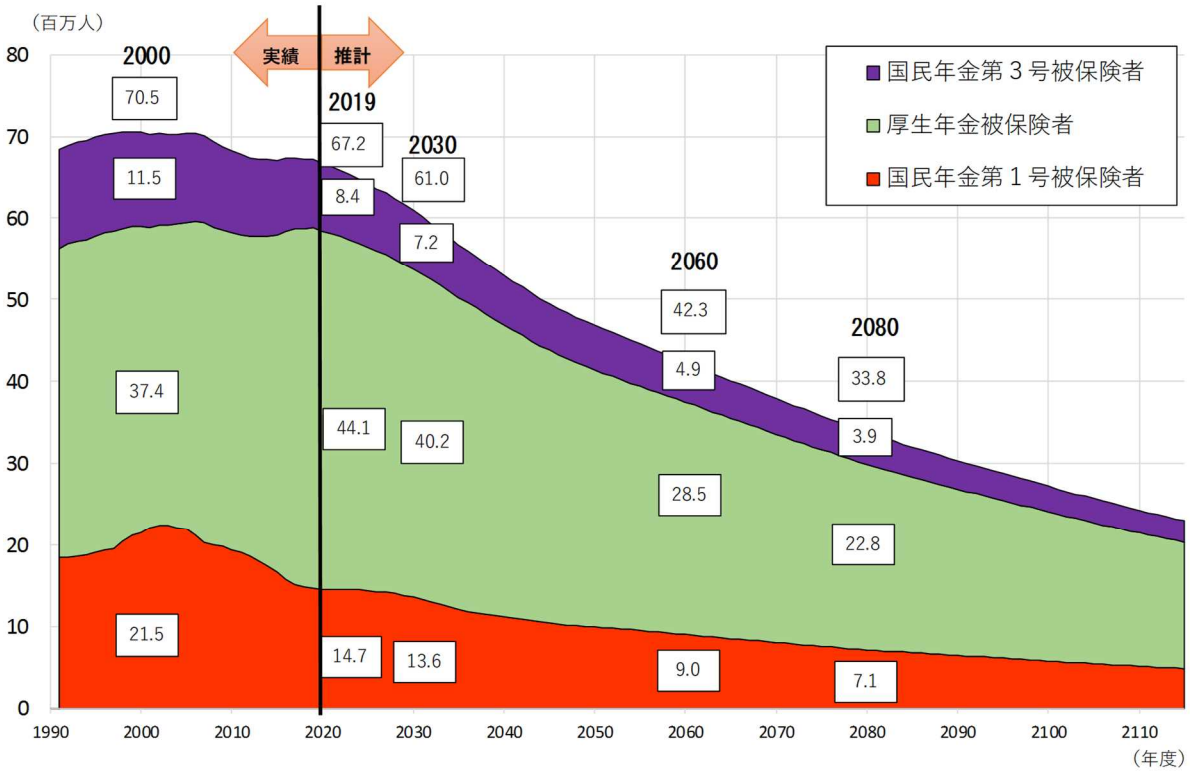

出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、労働参加が進むケースで、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合）、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）の場合のものを示したのが第３－７－21 表である。

公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における 20 歳以上 60 歳未満人口の動向と同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は 2016（平成 28）年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じるのは 2036（令和 18）年度前後以降となる。労働参加が進むケースで見ると、2035（令和 17）年度には、出生高位の場合で 5,800 万人、出生低位の場合で 5,790 万人とほぼ同程度であるが、2060（令和 42）年度には、出生高位の場合で 4,620 万人、出生低位の場合で 4,050 万人と出生率の違いが現れている。

したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率（0.3%）を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる 2035（令和 17）年度前後までは同じとなり、給付水準調整のスピ

ードは少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

第３－７－21 表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019（令和元）年財政検証－

①　人口：出生高位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.5)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.5)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.3	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.1)	(4.3)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	58.0	10.7	41.6	(37.4)	(4.2)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.6	10.1	39.4	(35.3)	(4.1)	5.2	(4.5)	(0.6)	−1.2	−1.5
2050（32）	49.6	9.3	35.6	(31.8)	(3.8)	4.7	(4.1)	(0.6)	−0.9	−1.2
2060（42）	46.2	8.6	33.2	(29.6)	(3.5)	4.4	(3.9)	(0.5)	−0.7	−1.0
2070（52）	43.0	8.1	30.8	(27.6)	(3.2)	4.1	(3.6)	(0.5)	−0.7	−1.0
2080（62）	40.4	7.6	29.0	(26.0)	(3.0)	3.8	(3.4)	(0.4)	−0.6	−0.9
2090（72）	37.6	7.0	27.0	(24.2)	(2.8)	3.6	(3.2)	(0.4)	−0.7	−1.0
2100（82）	34.9	6.5	25.1	(22.5)	(2.6)	3.3	(3.0)	(0.4)	−0.7	−1.0
2110（92）	32.7	6.2	23.4	(21.0)	(2.4)	3.1	(2.8)	(0.4)	−0.6	−0.9
2115（97）	31.6	5.9	22.7	(20.3)	(2.3)	3.0	(2.7)	(0.3)	−0.7	−1.0

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生低位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.3)	7.3	(6.5)	(0.7)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.9	10.7	41.5	(37.5)	(4.0)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	53.9	9.7	39.0	(35.2)	(3.8)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.4	−1.7
2050（32）	46.2	8.3	33.3	(29.9)	(3.4)	4.5	(4.0)	(0.5)	−1.5	−1.8
2060（42）	40.5	7.4	29.2	(26.1)	(3.1)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.3	−1.6
2070（52）	34.9	6.3	25.2	(22.6)	(2.7)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.5	−1.8
2080（62）	29.3	5.2	21.3	(19.0)	(2.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.7	−2.0
2090（72）	25.3	4.6	18.2	(16.3)	(2.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.4	−1.7
2100（82）	21.9	4.0	15.8	(14.1)	(1.7)	2.1	(1.8)	(0.3)	−1.5	−1.8
2110（92）	18.5	3.3	13.4	(12.0)	(1.4)	1.8	(1.5)	(0.2)	−1.7	−2.0
2115（97）	17.1	3.1	12.4	(11.0)	(1.3)	1.6	(1.4)	(0.2)	−1.6	−1.9

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

また、出生率の前提が中位かつ労働参加が進むケースのもとでの死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、死亡高位（死亡率が高く、寿命の伸びが小さい場合)、死亡低位（死亡率が低く、寿命の伸びが大きい場合）別にそれぞれ示したものが第３－７－22 表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える 20 歳以上 60 歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。具体的に労働参加が進むケースで見ると、2030(令和 12)年度が、死亡高位の場合で 6,180 万人、死亡低位の場合で 6,200 万人とほぼ同程度であり、2060(令和 42)年度でみても、死亡高位の場合で 4,310 万人、死亡低位の場合で 4,330 万人とほぼ同程度となっている。

第３－７－22 表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019（令和元）年財政検証－

①　人口：出生中位、死亡高位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.3	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.1	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.6	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.7)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.8	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.8	10.7	41.5	(37.4)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.1	9.9	39.1	(35.2)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.7	8.8	34.3	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.1	8.0	31.0	(27.8)	(3.2)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.6	7.1	27.8	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.4	6.3	24.8	(22.2)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.9	5.7	22.2	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.7	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.7	4.5	17.8	(16.0)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	16.8	(15.1)	(1.7)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生中位、死亡低位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.6	14.2	44.4	(39.9)	(4.5)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.2	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.3	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.3	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.8	13.4	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	62.0	12.1	43.5	(39.2)	(4.3)	6.4	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	58.0	10.8	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.3	9.9	39.3	(35.3)	(4.0)	5.2	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.9	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.3	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.8	7.2	28.0	(25.0)	(3.0)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.6	6.4	24.9	(22.3)	(2.7)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	31.1	5.7	22.3	(20.0)	(2.4)	3.0	(2.6)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.9	5.1	20.1	(17.9)	(2.1)	2.7	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.9	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.5	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　スライド調整率の将来見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績（３年平均）と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）により設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金額の改定を行う４月時点で確定している前々年度のものまでの３年平均を用いることとしているが、その減少率の実績値または見通しに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率の実績値及び見通しについて示したものが、例えば人口中位の場合、第３－７－23 図である。

実績値の推移については、2012（平成 24）年度を底として、スライド調整率の値が小さくなっている。これは、近年、60 歳以上の就労者が増加し、厚生年金被保険者が増加していることによると考えられる。

また、将来見通しについては、2040 年代までは労働参加の進展度合いにより、60 歳以上の加入動向が異なることからそれぞれのケースで異なる結果となっているが、2050 年以降については、労働力受給の見通しが 2040 年度以降、一定となることから、ケースによる差が小さくなる。

第３－７－23 図　スライド調整率の実績値及び将来見通し（人口中位）

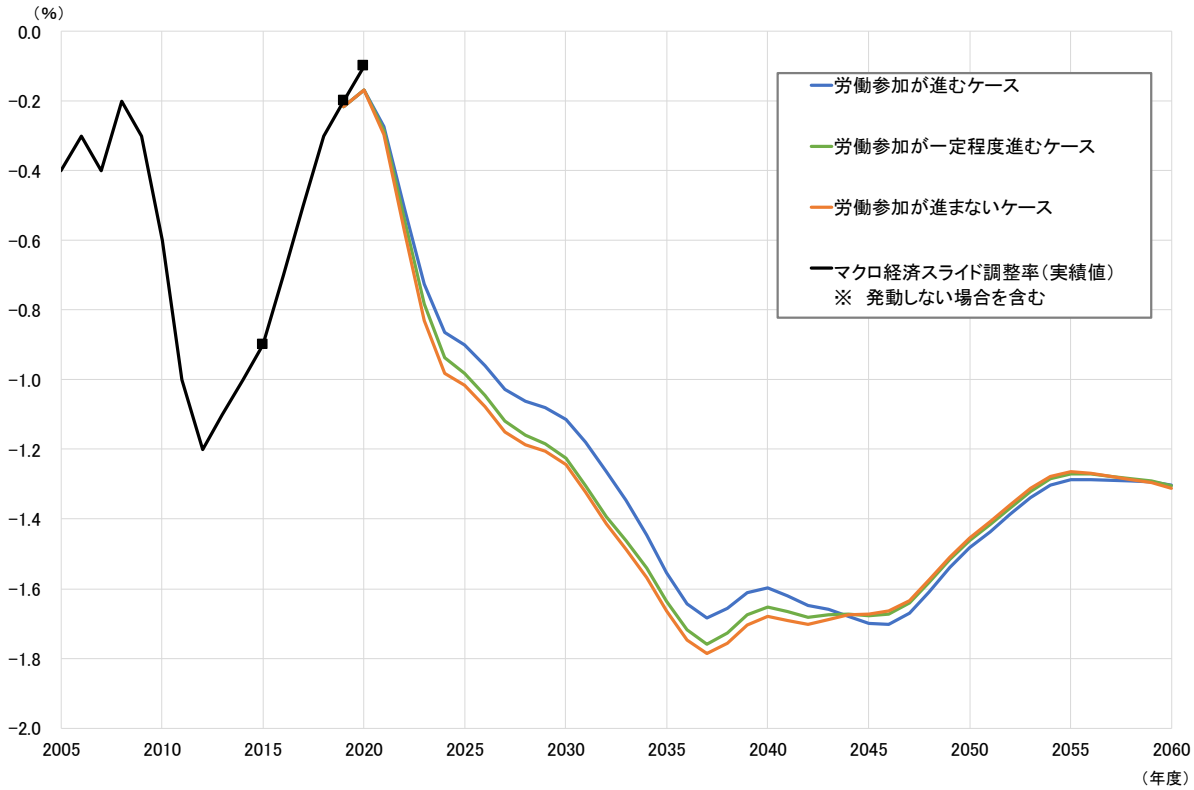

（注）マクロ経済スライドが実際に発動したのは、2015（平成 27）年度、2019（令和元）年度、2020（令和２）年度である。

③　被保険者の年齢構成

被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。被用者年金の場合を示したものが第３－７－24 図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、2019(令和元)年度では、いわゆる団塊の世代は被保険者から抜け終えており、基本的には団塊の世代の子供世代である第２次ベビーブーム世代に対応する 40 歳台後半層をピークとした年齢構成となっている。また、2030(令和 12)年度になると第２次ベビーブーム世代は 50 歳台後半層となり、そこをピークとして、年齢が低くなるにつれ被保険者数が少なくなる年齢構成の傾向が見てとれる。そして、2060(令和 42)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり 50 歳台前半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第２次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で 2.07 前後の水準）を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、2019(令和元)年度では、40 歳台後半を１つのピークとしつつも、おおむね 20 歳台後半から 50 歳台前半までの年齢層を中心とした年齢構成となっている。2040(令和 22)年度では、20 歳台後半層を１つのピークとしつつ、40 歳台前半層で谷となり、再び 50 歳台後半層で第２のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、労働力率では解消する見通しであるが、厚生年金の被保険者はフルタイムに近い働き方の者に限られるため、20 歳台後半以降、結婚・出産に伴って、短時間労働などに変わり厚生年金の適用から外れるが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び労働時間を増やし厚生年金に適用されるという動きを反映しているものと考えられる。また、女性被保険者の将来の年齢構成についても、男性の場合と同様に、おおむね 2060(令和 42)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となる。

第３－７－24 図　厚生年金被保険者の年齢構成の推移
（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース）

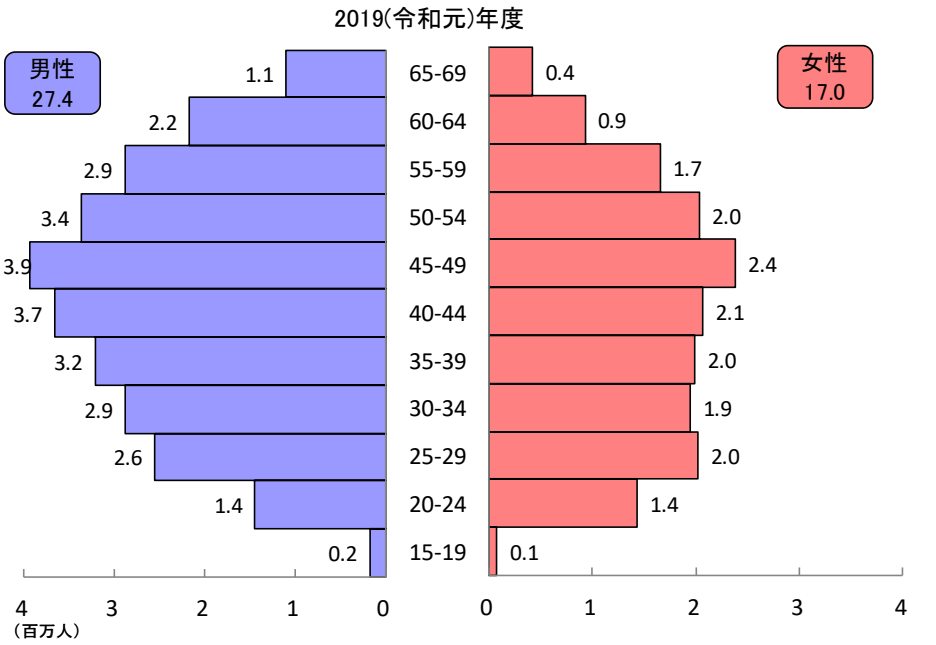

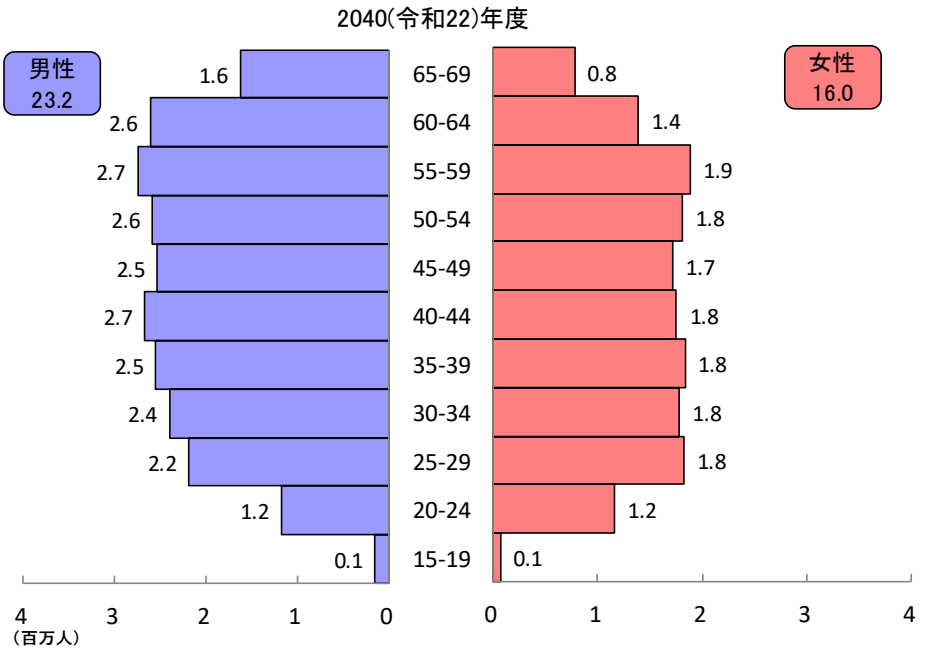

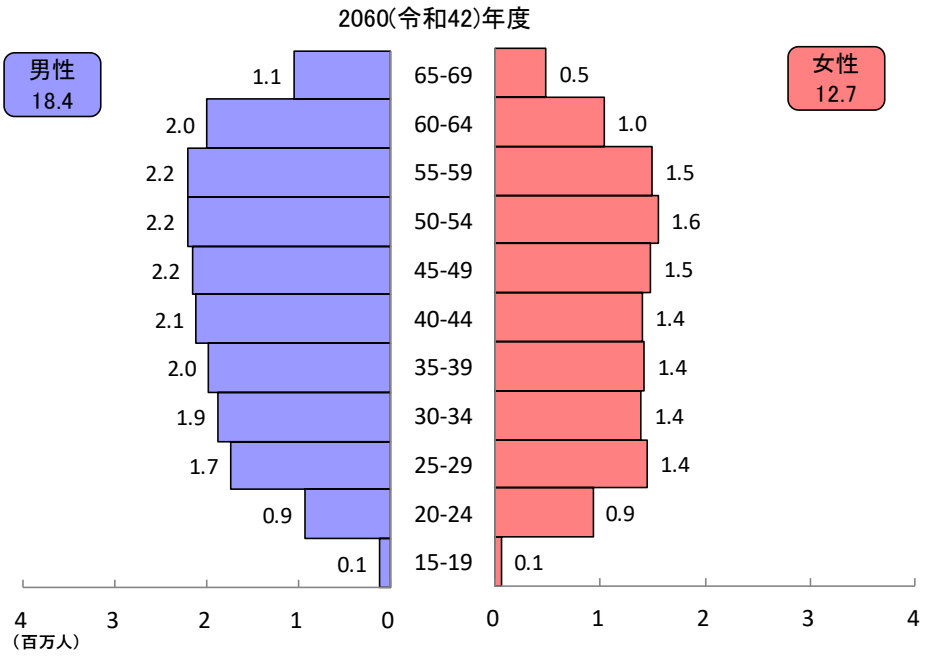

（２）受給者数の将来見通し

基礎年金及び厚生年金における将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で 1986(昭和 61)年４月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、1986(昭和 61)年４月１日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち 1961(昭和 36)年４月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

①　基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来見通しは第３－７－25 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、2019(令和元)年度で 3,390 万人であるが、2030(令和 12)年度には 3,490 万人と増加し、その後、2040(令和 22)年度で 3,660 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、2115(令和 97)年度には 1,800 万人になる見込みとなっている。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率をみると、2019(令和元)年度は 2.0 であるが、2030(令和 12)年度には 1.7～1.8 へと下降し、その後、2050(令和 32)年度頃に 1.3 に達した後は、2115(令

和 97)年度まで同程度の水準で推移する見込みとなっている。

なお、老齢基礎年金受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 65 歳以上人口に対する 20 歳以上 60 歳未満人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、2019(令和元)年度で 190 万人であるが、その後やや増加し、2040(令和 22)年度には 220 万人となる。2040(令和 22)年度以降は、人口の減少に応じて減少し、2115(令和 97)年度には 120 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少する見込みとなっている。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある配偶者及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第３－７－25 表　公的年金被保険者数、基礎年金受給者数の見通し
－2019(令和元)年財政検証－

年度	公的年金被保険者数			基礎年金受給者数			①／④	②／④	③／④
	労働参加が進むケース	労働参加が一定程度進むケース	労働参加が進まないケース	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金			
(西暦)	①	②	③	④					
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人			
2019	67.3	67.2	67.2	33.9	1.9	0.1	2.0	2.0	2.0
2020	66.9	66.8	66.8	34.2	1.9	0.1	2.0	2.0	2.0
2021	66.5	66.4	66.3	34.3	1.9	0.1	1.9	1.9	1.9
2022	66.1	66.0	65.9	34.4	1.9	0.1	1.9	1.9	1.9
2023	65.7	65.5	65.3	34.5	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2024	65.2	64.9	64.8	34.6	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2025	64.7	64.4	64.2	34.6	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2026	64.2	63.8	63.6	34.7	2.0	0.1	1.9	1.8	1.8
2027	63.7	63.2	63.0	34.7	2.0	0.1	1.8	1.8	1.8
2028	63.1	62.6	62.4	34.7	2.1	0.1	1.8	1.8	1.8
2029	62.5	61.9	61.7	34.8	2.1	0.1	1.8	1.8	1.8
2030	61.9	61.2	61.0	34.9	2.1	0.1	1.8	1.8	1.7
2035	57.9	57.1	56.8	35.4	2.2	0.1	1.6	1.6	1.6
2040	54.2	53.3	52.9	36.6	2.2	0.1	1.5	1.5	1.4
2050	47.8	47.1	46.8	35.9	2.2	0.0	1.3	1.3	1.3
2060	43.2	42.6	42.3	33.0	2.1	0.0	1.3	1.3	1.3
2070	38.7	38.1	37.9	29.7	1.9	0.0	1.3	1.3	1.3
2080	34.5	34.0	33.8	26.4	1.8	0.0	1.3	1.3	1.3
2090	31.0	30.5	30.3	23.7	1.6	0.0	1.3	1.3	1.3
2100	27.8	27.4	27.2	21.2	1.5	0.0	1.3	1.3	1.3
2110	24.8	24.4	24.3	19.0	1.3	0.0	1.3	1.3	1.3
2115	23.4	23.1	22.9	18.0	1.2	0.0	1.3	1.3	1.3

(注1)年度間平均値である。
(注2)受給者数は、「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が１月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は 1986(昭和 61)年４月以降徐々に発生してくるものであり、1986(昭和 61)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が 25 年以上の者（経過的に 20～24 年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。）を老齢年金相当受給者（以下、「老齢相当」という。）とし、それ以外（25 年未満）の者を通算老齢年金相当受給者（以下、「通老相当」という。）と区分することとする。さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第３－７－26 表のとおりである。ここでの受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、旧厚生年金のほか、共済年金各制度の受給者を含む。なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。また、老齢相当と通老相当の被保険者期間については、旧厚生年金、各共済年金制度間での通算は行っておらず、それぞれの制度における期間である。

労働参加が進むケースで見ると、老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、2020（令和２)年度で 1,780 万人であり、2030（令和 12)年度では 1,820 万人とほぼ横ばいであるものの、2050（令和 32)年度には 2,220 万人と急速に増加する見込みとなっている。以降は、緩やかに減少し、2115(令和 97)年度には 1,220 万人になる見込みとなっている。ここで、2020（令和２)年度から 2030（令和 12)年度にかけて、受給者数の伸びが鈍化しているのは、2013（平成 25)年度から、60 歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が 65 歳に向けて引上げられることの影響である。なお、通老相当の受給者数は、2040（令和 22)年度の 1,840 万人をピークに、以降、緩やかに減少する見込みとなっている。

障害厚生年金の受給者数は、2020（令和２)年度で 50 万人であるが、今後、やや増加し、2040（令和 22)年度には 80 万人となる見込みとなっている。その後、人口の減少に応じて減少し、2115（令和 97)年度には 50 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族厚生年金受給者数は、2020（令和２）年度で 660 万人であるが、2025（令和７）年度には 720 万人と増加し、2040（令和 22)年度で 780 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少し、2115（令和 97)年度には 370 万人になる見込みとなっている。

第３－７－26 表　厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し
－2019（令和元）年財政検証－
（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.3	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	44.4	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	44.4	18.0	16.7	0.5	6.8
4（2022）	44.3	18.0	17.0	0.6	6.9
5（2023）	44.2	18.0	17.2	0.6	7.0
6（2024）	44.2	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	44.1	17.9	17.2	0.6	7.2
12（2030）	43.4	18.2	17.6	0.7	7.5
22（2040）	39.2	20.8	18.4	0.8	7.8
32（2050）	34.4	22.2	15.9	0.8	7.2
42（2060）	31.1	21.7	13.2	0.8	6.7
52（2070）	27.9	20.7	10.9	0.8	6.3
62（2080）	24.9	19.3	8.9	0.7	5.5
72（2090）	22.3	17.8	7.4	0.6	5.0
82（2100）	20.0	16.1	6.2	0.6	4.5
92（2110）	17.9	14.4	5.5	0.5	4.0
97（2115）	16.9	13.7	5.2	0.5	3.7

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.3	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	44.2	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	44.0	18.0	16.7	0.5	6.8
4（2022）	43.8	18.0	16.9	0.6	6.9
5（2023）	43.5	18.0	17.2	0.6	7.0
6（2024）	43.3	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	43.0	17.9	17.2	0.6	7.2
12（2030）	41.4	18.1	17.6	0.7	7.5
22（2040）	37.3	20.6	18.4	0.8	7.8
32（2050）	32.8	21.6	16.1	0.8	7.2
42（2060）	29.7	20.9	13.7	0.8	6.6
52（2070）	26.6	19.7	11.4	0.7	6.2
62（2080）	23.8	18.3	9.2	0.7	5.4
72（2090）	21.3	16.9	7.6	0.6	4.9
82（2100）	19.1	15.3	6.4	0.5	4.4
92（2110）	17.1	13.7	5.6	0.5	3.9
97（2115）	16.1	13.0	5.3	0.5	3.6

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.1	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	43.9	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	43.5	18.1	16.7	0.5	6.8
4（2022）	43.1	18.0	16.9	0.6	6.9
5（2023）	42.8	18.0	17.1	0.6	7.0
6（2024）	42.4	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	42.0	17.9	17.1	0.6	7.2
12（2030）	40.2	18.1	17.6	0.7	7.5
22（2040）	35.8	20.4	18.5	0.8	7.8
32（2050）	31.5	21.2	16.4	0.8	7.2
42（2060）	28.5	20.2	14.2	0.8	6.6
52（2070）	25.5	18.8	12.0	0.7	6.2
62（2080）	22.8	17.3	9.9	0.6	5.4
72（2090）	20.4	15.9	8.2	0.6	4.8
82（2100）	18.3	14.3	7.0	0.5	4.3
92（2110）	16.3	12.9	6.2	0.5	3.8
97（2115）	15.4	12.2	5.9	0.4	3.6

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（３）厚生年金・国民年金の財政見通し

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、厚生年金及び国民年金における毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

厚生年金及び国民年金の財政見通しを作成するに当たり、2019(令和元)年財政検証においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、2115(令和 97)年度の積立度合が１になるように給付水準の調整を行うこととしている。

以下では、厚生年金、国民年金の財政見通しの結果について解説するが、詳細な収入や支出の表は、第５章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。

また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が 50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

①　厚生年金・国民年金の財政見通し（人口：出生中位、死亡中位）

厚生年金給付費の将来見通しについて、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤを示したものが第３－７－27 表である。

厚生年金給付費は、2019(令和元)年度で 28.7 兆円であるが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 35.6 兆円、ケースⅢで 34.6 兆円、ケースⅤで 30.3 兆円、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 92.1 兆円、ケースⅢで 62.9 兆円、ケースⅤで 41.4 兆円に増加する見込みとなっている。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、2019(令和元)年度価格でみると、2022(令和４)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみても、名目額では増加する見込みとなっている。

第３－７－27表　厚生年金給付費の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元(2019)	28.7	(28.7)	20.0	2.6	0.3	5.7
2(2020)	29.1	(28.8)	20.1	2.8	0.4	5.8
3(2021)	29.7	(29.3)	20.6	3.0	0.4	5.8
4(2022)	30.2	(29.5)	20.8	3.1	0.4	5.9
5(2023)	30.5	(29.4)	21.0	3.2	0.4	5.9
6(2024)	31.1	(29.5)	21.4	3.3	0.5	6.0
7(2025)	31.6	(29.4)	21.7	3.3	0.5	6.2
12(2030)	35.6	(28.2)	24.2	3.9	0.6	6.8
22(2040)	49.6	(27.8)	34.6	6.2	1.0	7.8
32(2050)	69.0	(27.1)	49.0	8.9	1.4	9.5
42(2060)	92.1	(25.4)	65.4	12.2	1.9	12.6
52(2070)	121.3	(23.5)	86.8	15.4	2.6	16.5
62(2080)	155.5	(21.2)	114.2	17.9	3.3	20.1
72(2090)	199.5	(19.1)	148.8	20.9	4.2	25.6
82(2100)	255.0	(17.1)	191.3	25.2	5.4	33.1
92(2110)	325.9	(15.4)	245.3	31.6	6.9	42.1
97(2115)	368.0	(14.5)	277.3	35.6	7.8	47.4

（注1）名目額である。ただし、()内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元(2019)	28.7	(28.7)	20.0	2.6	0.3	5.7
2(2020)	29.0	(28.8)	20.1	2.8	0.4	5.8
3(2021)	29.6	(29.2)	20.5	2.9	0.4	5.8
4(2022)	30.0	(29.3)	20.7	3.1	0.4	5.8
5(2023)	30.1	(29.1)	20.7	3.1	0.4	5.9
6(2024)	30.5	(28.9)	20.9	3.2	0.4	5.9
7(2025)	30.9	(28.7)	21.2	3.3	0.5	6.0
12(2030)	34.6	(27.4)	23.5	3.8	0.6	6.6
22(2040)	43.8	(27.6)	30.5	5.5	0.9	6.9
32(2050)	53.6	(26.9)	38.1	7.0	1.1	7.4
42(2060)	62.9	(25.1)	44.7	8.4	1.3	8.5
52(2070)	72.8	(23.2)	52.2	9.2	1.5	9.9
62(2080)	82.4	(20.9)	60.6	9.5	1.7	10.6
72(2090)	93.1	(18.8)	69.6	9.8	2.0	11.9
82(2100)	104.9	(16.9)	78.8	10.3	2.2	13.5
92(2110)	118.1	(15.1)	89.1	11.4	2.5	15.1
97(2115)	125.3	(14.3)	94.5	12.1	2.6	16.0

（注1）名目額である。ただし、()内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1） 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2） 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

（３）人口中位　経済：ケースＶ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元（2019）	28.7	（28.7）	20.0	2.6	0.3	5.7
2（2020）	29.0	（28.8）	20.1	2.8	0.4	5.8
3（2021）	29.6	（29.2）	20.5	2.9	0.4	5.8
4（2022）	29.9	（29.2）	20.7	3.0	0.4	5.8
5（2023）	29.8	（28.9）	20.5	3.1	0.4	5.8
6（2024）	30.0	（28.8）	20.6	3.1	0.4	5.8
7（2025）	29.9	（28.4）	20.5	3.2	0.4	5.8
12（2030）	30.3	（26.8）	20.5	3.3	0.5	5.9
22（2040）	34.9	（26.4）	24.1	4.3	0.7	5.8
32（2050）	38.6	（24.9）	27.2	5.1	0.8	5.5
42（2060）	41.4	（22.9）	29.1	5.7	0.8	5.8
52（2070）	44.4	（20.9）	31.4	6.0	0.9	6.1
62（2080）	46.8	（18.8）	33.9	5.7	1.0	6.1
72（2090）	49.3	（16.9）	36.4	5.5	1.0	6.4
82（2100）	51.8	（15.2）	38.5	5.4	1.1	6.8
92（2110）	54.5	（13.6）	40.6	5.6	1.1	7.1
97（2115）	55.9	（12.9）	41.7	5.8	1.2	7.3

（注1）名目額である。ただし、()内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

次に、当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し示したものが第３－７－28 図である。足下の 2019(令和元)年度で見ると、厚生年金・国民年金ともに１を下回っており、積立金の運用収入なども活用しながら年金給付を賄っていることが分かる。しかしながら、厚生年金における支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライド調整による支出（給付）減により、この比率は次第に上昇し、厚生年金のケースⅠ～Ⅲまでについては１を上回り、保険料収入と国庫負担だけで年金給付を賄えるようになる見通しとなっている。その後は、厚生年金・国民年金ともにケースⅠ～Ⅲではこの比率は低下していき、積立金の運用収入や元本を活用する割合が大きくなる。これにより、急速に現役世代が減少し、高齢世代が増加する少子高齢化社会においても一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

第３－７－28 図　当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し
（人口：出生中位、死亡中位）

（１）厚生年金

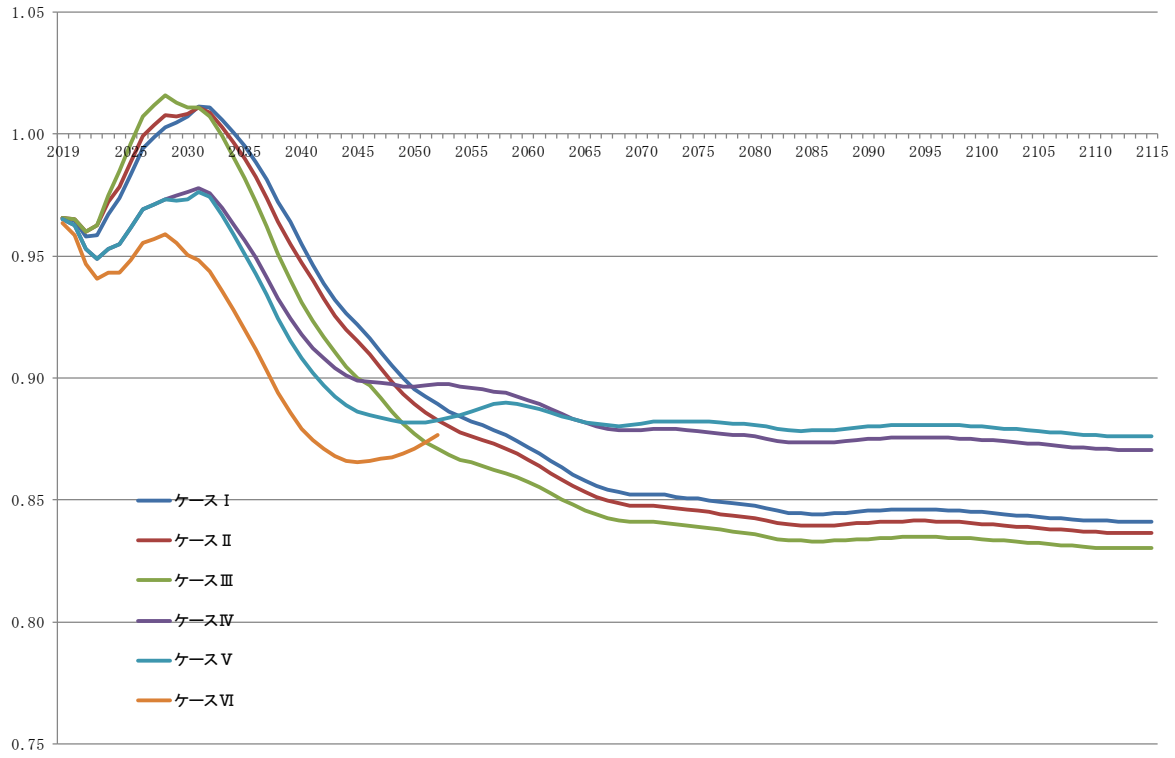

（２）国民年金

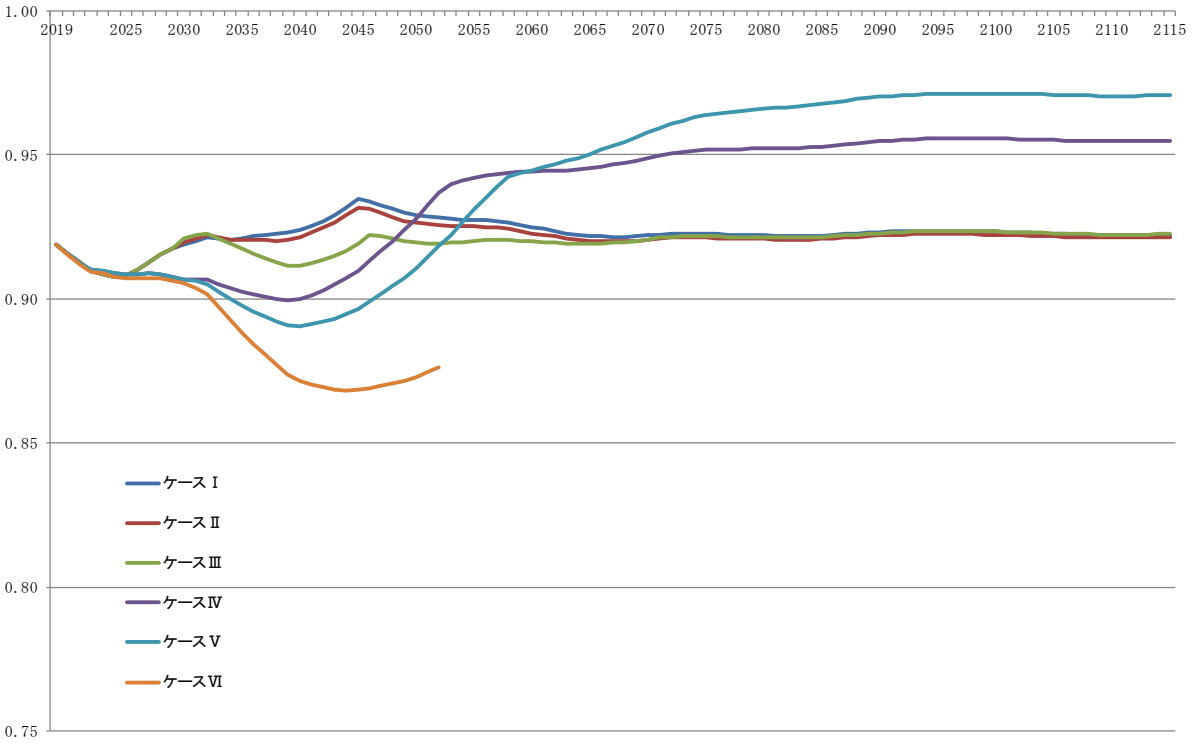

さらに、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しを第３－７－29 図で示している。

厚生年金は、ケースⅠ～Ⅲの場合、ほぼ同様の推移となる見通しであり、足下の数年間程度は減少するものの、その後上昇に転じ、2030(令和 12)年度から 2050(令和 32)年度頃にかけて上昇を続けた後、最終年度に１となるように減少していく。

我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、今後も 65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、15～64 歳の生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりする見通しとなっている。

したがって、最も少子高齢化が進むと見込まれる 2050 年代以降においても一定の給付水準を確保するため、それまでの間に積立金を積み増し、その後、その積立金を活用していくことを示している。

国民年金では、2030(令和 12)年度ごろから積立度合の上昇がみられるが、その上昇幅は弱く、足元の 2019(令和元)年の水準を上回ることはない見通しである。

経済が低成長ケースの場合を見ると、特に国民年金では、積立度合が上昇する局面がほぼなく、おおむね 100 年間にわたり低下基調のまま推移している。これは、基礎年金は 2050 年代までマクロ経済スライドによる調整が行われており、2050 年代以降の超高齢社会までに給付水準を財政が均衡する水準まで引き下げることができなかったことによるものである。

第３－７－29 図　積立度合の見通し（人口：出生中位、死亡中位）

（１）厚生年金

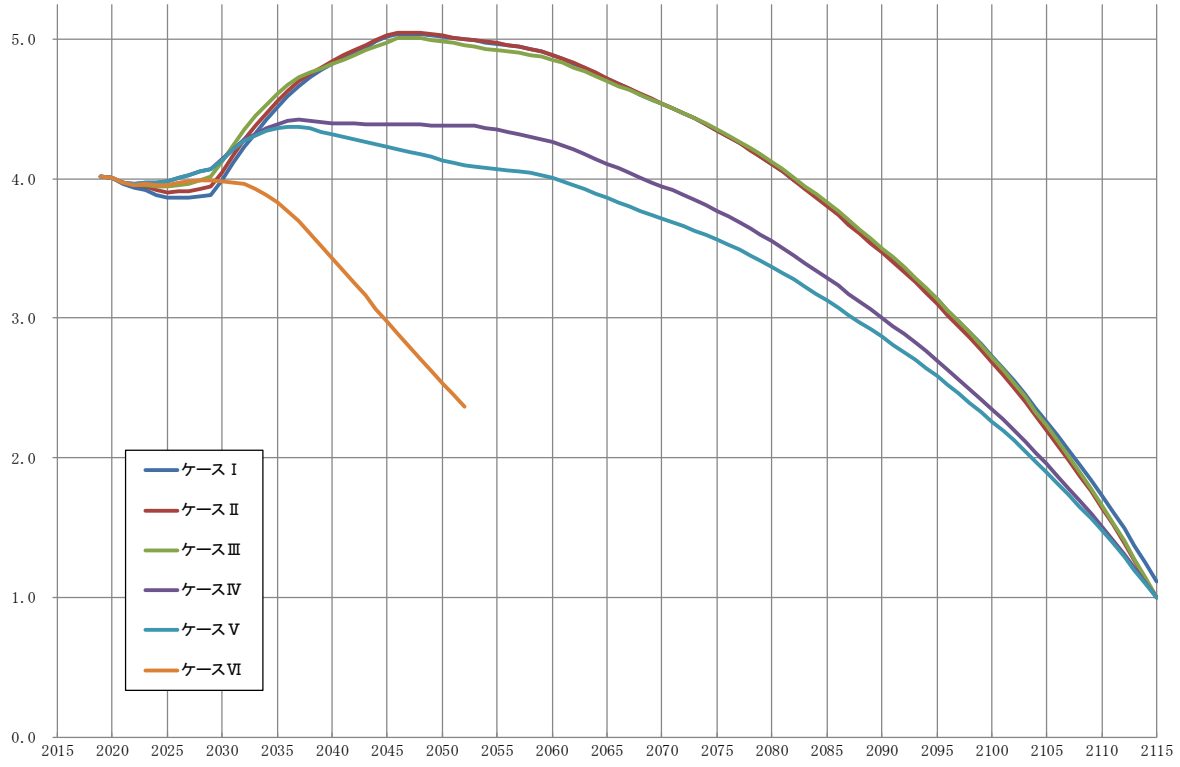

（２）国民年金

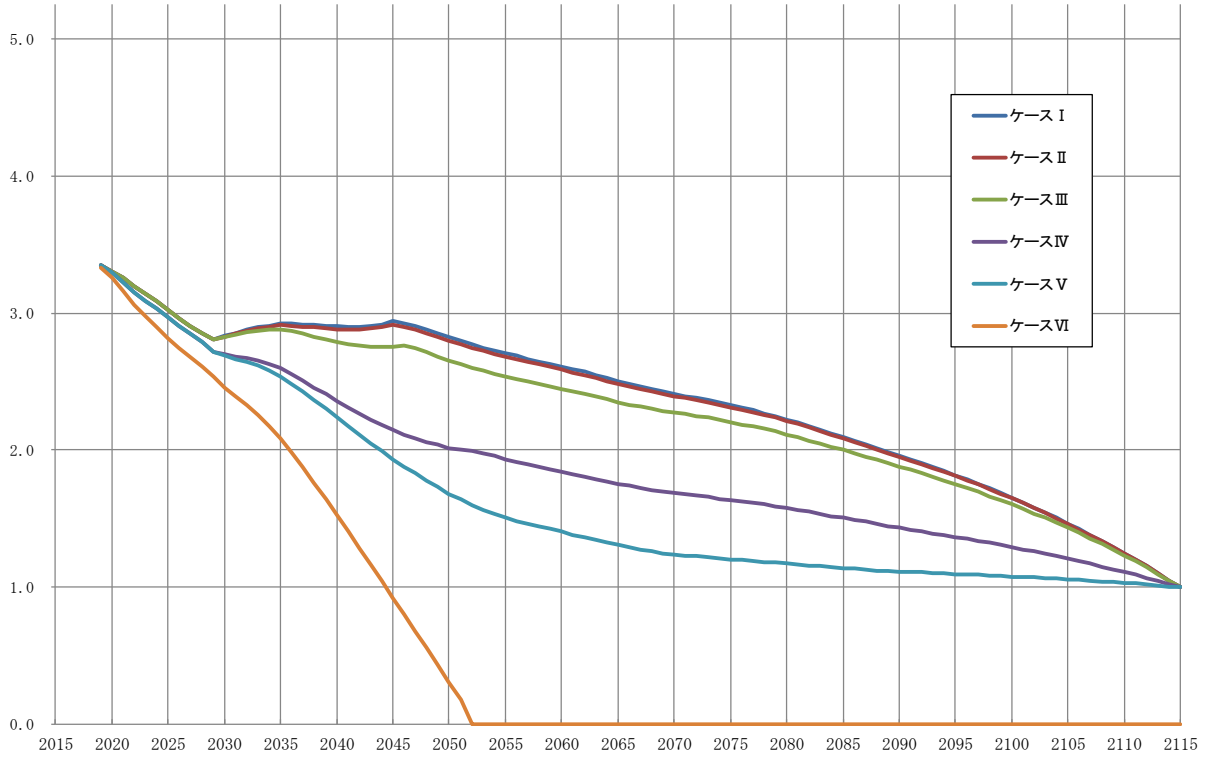

②　厚生年金・国民年金の財政見通し（人口の前提が変化した場合）

出生高位、出生低位の場合の積立度合の見通しを第３－７－30 図で示している。

厚生年金をみると、出生高位の場合は出生中位の場合よりもおおむね低い水準で推移し、出生低位の場合は出生中位の場合よりも高い水準で推移している。なお、出生高位のケースⅠとケースⅢでは、報酬比例部分についてはマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は１を超える水準となる見通しである。

国民年金をみると、経済が高成長のケースⅠやケースⅢでは、出生高位、出生低位とも出生中位の場合と同様に、足下でいったん積立度合の水準が低下するものの、マクロ経済スライドによる調整が終了するまでの間は水準が上昇ないしは横ばいで推移し、それ以降は１に向かって低下していく。出生低位の方がマクロ経済スライドの終了年度が遅いため、積立度合の水準は高くなっているが、その分積立金に依存する財政運営となっている。

第３－７－30 図　積立度合の見通し（人口：出生高位・低位、死亡中位）

（１）厚生年金

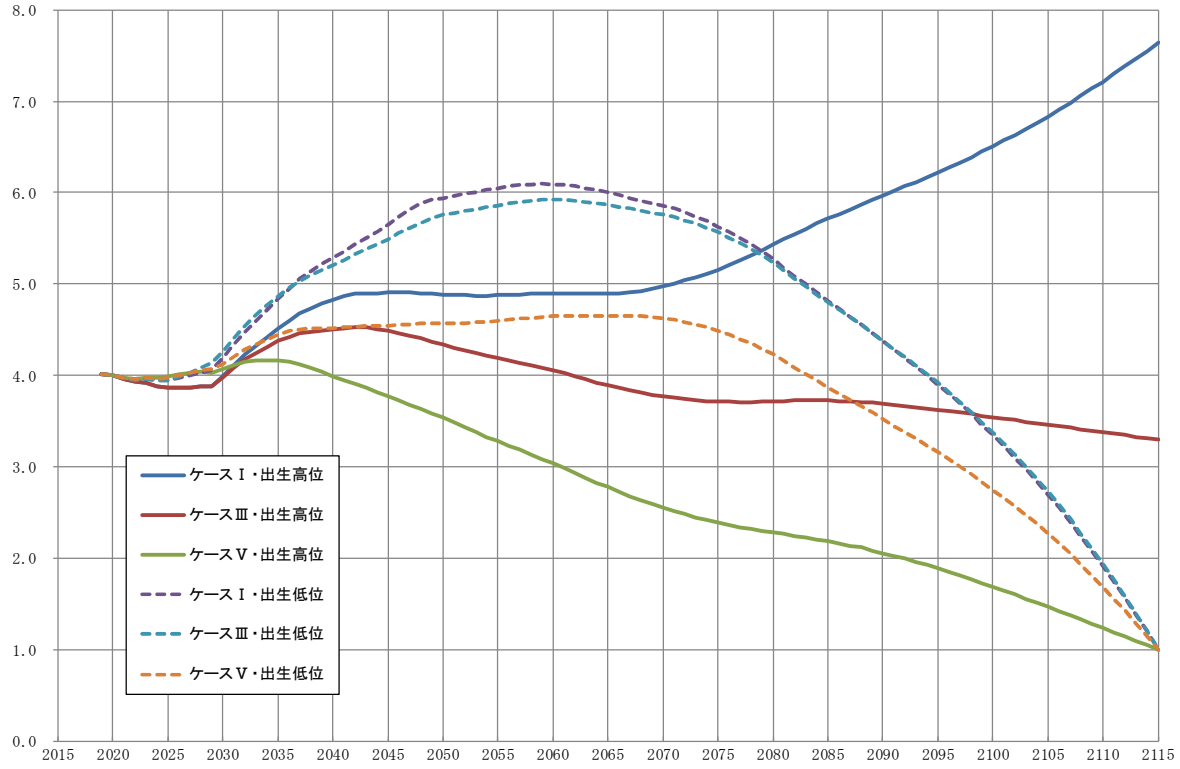

（２）国民年金

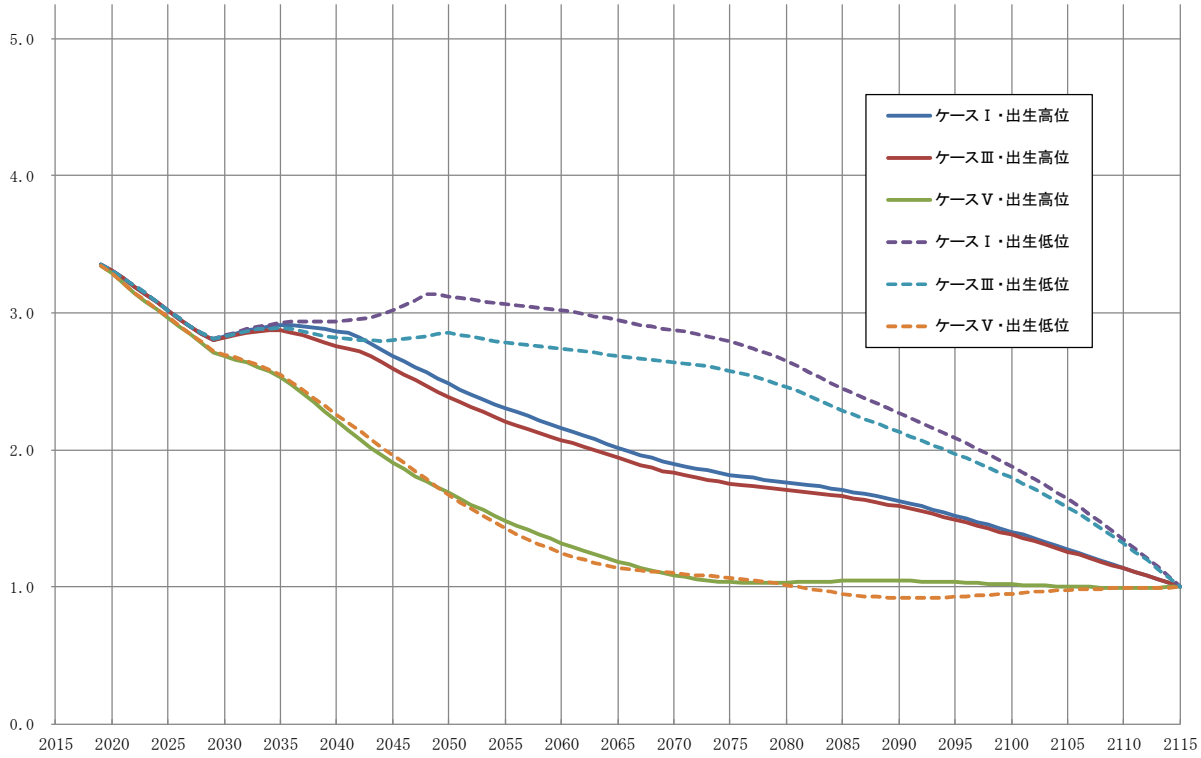

（４）基礎年金の財政見通し

基礎年金は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合といった各制度が拠出する基礎年金拠出金を財源として基礎年金給付を行うとともに、各制度が給付する基礎年金に相当する給付に充てる分として基礎年金交付金を交付している。さらに、基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担として国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に関する国庫負担のほか、基礎年金給付費から特別国庫負担を控除した額の２分の１が国庫等により負担される。また、特別国庫負担分を除いた基礎年金拠出金については、各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

① 国民年金については、第１号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む)、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者

② 被用者年金各制度については、第２号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者及び第３号被保険者(第２号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者）の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第１号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。ここでは、基礎年金の財政見通しと併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを解説するが、厚生年金及び国民年金の見通しと同様、詳細な収入や支出等の表は、第５章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

なお、2004(平成16)年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を 2017(平成 29)年度以降16,900円（2004(平成16)年度価格）に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図ることとなった。その後、産前産後期間の保険料免除制度が2019(令和元)年４月に施行されたことに伴い、保険料は月額17,000円（2004(平成 16)年度価格）となっている。このため、基礎年金の財政見通しにおける拠出金単価や保険料相当額については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、2004(平成16)年度価格で表示している。

①　基礎年金給付費の将来見通し

基礎年金給付費の推計は、旧厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤのそれぞれの場合のものを示したものが第３－７－31 表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、2019(令和元)年度で 24.2 兆円であるが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 28.6 兆円、ケースⅢで 28.5 兆円、ケースⅤで 26.2 兆円、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 61.0 兆円、ケースⅢで 42.5 兆円、ケースⅤで 27.9 兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、2019(令和元)年度価格でみると、2022(令和４)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については 0.1～0.4 兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は 2019(令和元)年度に 1.7 兆円であるものが 2030(令和 12)年度にはケースⅠで 2.1 兆円（約 1.3 倍)、ケースⅢで 2.1 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅤで 1.9 兆円（約 1.1 倍)、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 4.5 兆円（約 2.7 倍)、ケースⅢで 3.1 兆円（約 1.8 倍)、ケースⅤで 1.9 兆円(約 1.1 倍)と増加している。また、老齢基礎年金は 2019(令和元)年度に 22.4 兆円であるものが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 26.4 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅢで 26.2 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅤで 24.2 兆円（約 1.1 倍)、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 56.3 兆円（約 2.5 倍)、ケースⅢで 39.4 兆円（約 1.8 倍)、ケースⅤで 25.9 兆円（約 1.2 倍）と増加する見通しであり、老齢基礎年金と障害基礎年金の伸びがおおむね同程度となる見通しとなっている。

第３－７－31 表　基礎年金給付費の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2	(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5	(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8	(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.2	(24.6)	23.3	1.8	0.1
5 (2023)	25.5	(24.6)	23.6	1.8	0.1
6 (2024)	25.9	(24.5)	23.9	1.8	0.1
7 (2025)	26.3	(24.4)	24.3	1.9	0.1
12 (2030)	28.6	(22.7)	26.4	2.1	0.1
17 (2035)	31.6	(21.1)	29.1	2.4	0.1
22 (2040)	35.6	(19.9)	32.9	2.6	0.1
27 (2045)	39.4	(18.5)	36.4	2.9	0.1
32 (2050)	46.1	(18.1)	42.7	3.3	0.1
42 (2060)	61.0	(16.8)	56.3	4.5	0.1
52 (2070)	79.2	(15.4)	73.0	6.1	0.1
62 (2080)	100.9	(13.7)	92.8	7.9	0.2
72 (2090)	129.1	(12.3)	118.7	10.1	0.2
82 (2100)	164.6	(11.0)	151.3	13.0	0.3
92 (2110)	210.4	(9.9)	193.5	16.6	0.4
97 (2115)	237.7	(9.4)	218.6	18.7	0.4

(注1)基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
(注2)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
(注3)国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2	(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5	(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8	(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.2	(24.6)	23.3	1.8	0.1
5 (2023)	25.5	(24.6)	23.6	1.8	0.1
6 (2024)	25.9	(24.5)	23.9	1.8	0.1
7 (2025)	26.3	(24.4)	24.3	1.9	0.1
12 (2030)	28.5	(22.6)	26.2	2.1	0.1
17 (2035)	30.2	(21.3)	27.9	2.3	0.1
22 (2040)	32.8	(20.7)	30.4	2.3	0.1
27 (2045)	34.3	(19.3)	31.9	2.4	0.1
32 (2050)	37.0	(18.6)	34.4	2.6	0.1
42 (2060)	42.5	(17.0)	39.4	3.1	0.1
52 (2070)	48.1	(15.3)	44.4	3.6	0.1
62 (2080)	53.9	(13.7)	49.6	4.2	0.1
72 (2090)	60.8	(12.3)	55.9	4.7	0.1
82 (2100)	68.3	(11.0)	62.8	5.3	0.1
92 (2110)	76.9	(9.9)	70.8	6.0	0.1
97 (2115)	81.6	(9.3)	75.1	6.3	0.1

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
(注2) 名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
(注3) 国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

（３）人口中位　経済：ケースＶ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2	(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5	(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8	(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.1	(24.5)	23.2	1.8	0.1
5 (2023)	25.2	(24.4)	23.4	1.8	0.1
6 (2024)	25.4	(24.4)	23.5	1.8	0.1
7 (2025)	25.5	(24.2)	23.6	1.8	0.1
12 (2030)	26.2	(23.2)	24.2	1.9	0.1
17 (2035)	27.2	(22.3)	25.2	1.9	0.1
22 (2040)	28.7	(21.7)	26.7	2.0	0.1
27 (2045)	29.2	(20.4)	27.2	1.9	0.1
32 (2050)	29.0	(18.7)	27.0	1.9	0.1
42 (2060)	27.9	(15.4)	25.9	1.9	0.0
52 (2070)	28.3	(13.3)	26.2	2.1	0.0
62 (2080)	29.0	(11.6)	26.7	2.2	0.1
72 (2090)	30.4	(10.4)	28.0	2.3	0.1
82 (2100)	31.8	(9.3)	29.3	2.5	0.1
92 (2110)	33.5	(8.4)	30.8	2.6	0.1
97 (2115)	34.3	(7.9)	31.6	2.6	0.1

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
(注2) 名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
(注3) 国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

② 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となり、拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第２号及び第３号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第１号被保険者の負担分は年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金と呼ぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第３－７－32 表である。基礎年金拠出金の分担割合を見ると、第１号被保険者が減少する見通しであることから国民年金がやや減少し、その結果、被用者年金がやや増加するものと見込まれる。

第３－７－32 表　基礎年金拠出金の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8	(23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1	(23.9)	2.9	21.2	19.0	2.2
3 (2021)	24.4	(24.1)	2.9	21.5	19.2	2.3
4 (2022)	24.7	(24.2)	3.0	21.8	19.5	2.3
5 (2023)	25.0	(24.2)	3.0	22.1	19.7	2.3
6 (2024)	25.4	(24.1)	3.0	22.4	20.1	2.4
7 (2025)	25.8	(23.9)	3.0	22.8	20.4	2.4
12 (2030)	28.1	(22.3)	3.1	25.0	22.3	2.7
17 (2035)	30.8	(20.6)	3.3	27.6	24.5	3.0
22 (2040)	34.7	(19.4)	3.6	31.1	27.5	3.5
27 (2045)	38.2	(17.9)	3.9	34.3	30.3	4.0
32 (2050)	44.7	(17.6)	4.6	40.1	35.4	4.6
42 (2060)	58.9	(16.3)	6.1	52.8	46.7	6.1
52 (2070)	76.4	(14.8)	7.9	68.5	60.5	8.0
62 (2080)	97.4	(13.3)	10.1	87.3	77.1	10.2
72 (2090)	124.6	(11.9)	12.9	111.7	98.7	13.0
82 (2100)	158.9	(10.7)	16.5	142.4	125.9	16.5
92 (2110)	203.1	(9.6)	21.0	182.1	160.9	21.2
97 (2115)	229.5	(9.1)	23.7	205.7	181.7	24.0

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8	(23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1	(23.9)	2.9	21.2	19.0	2.2
3 (2021)	24.4	(24.1)	2.9	21.5	19.2	2.3
4 (2022)	24.7	(24.2)	3.0	21.8	19.5	2.3
5 (2023)	25.0	(24.2)	3.0	22.1	19.7	2.3
6 (2024)	25.4	(24.1)	3.0	22.4	20.1	2.4
7 (2025)	25.8	(23.9)	3.0	22.8	20.4	2.4
12 (2030)	27.9	(22.1)	3.1	24.8	22.1	2.6
17 (2035)	29.5	(20.8)	3.1	26.4	23.5	2.9
22 (2040)	31.9	(20.1)	3.3	28.6	25.4	3.2
27 (2045)	33.3	(18.7)	3.4	29.9	26.5	3.4
32 (2050)	35.9	(18.0)	3.7	32.2	28.5	3.7
42 (2060)	41.1	(16.4)	4.3	36.8	32.5	4.3
52 (2070)	46.4	(14.8)	4.8	41.6	36.8	4.8
62 (2080)	52.0	(13.2)	5.4	46.7	41.2	5.4
72 (2090)	58.7	(11.9)	6.1	52.6	46.5	6.1
82 (2100)	65.9	(10.6)	6.8	59.1	52.2	6.9
92 (2110)	74.3	(9.5)	7.7	66.6	58.8	7.8
97 (2115)	78.8	(9.0)	8.1	70.6	62.4	8.2

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8	(23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1	(23.9)	2.9	21.2	18.9	2.2
3 (2021)	24.4	(24.1)	3.0	21.4	19.2	2.3
4 (2022)	24.7	(24.1)	3.0	21.7	19.4	2.3
5 (2023)	24.8	(24.0)	3.0	21.8	19.5	2.3
6 (2024)	25.0	(23.9)	3.0	21.9	19.6	2.3
7 (2025)	25.1	(23.8)	3.0	22.0	19.6	2.4
12 (2030)	25.7	(22.7)	3.1	22.6	20.1	2.5
17 (2035)	26.5	(21.8)	3.1	23.5	20.8	2.7
22 (2040)	27.9	(21.2)	3.1	24.8	21.9	2.9
27 (2045)	28.3	(19.8)	3.2	25.2	22.2	3.0
32 (2050)	28.1	(18.2)	3.1	25.0	22.0	3.0
42 (2060)	26.9	(14.8)	3.0	23.9	21.0	2.8
52 (2070)	27.3	(12.9)	3.1	24.2	21.3	2.9
62 (2080)	28.0	(11.2)	3.1	24.8	21.9	3.0
72 (2090)	29.3	(10.0)	3.3	26.0	22.9	3.1
82 (2100)	30.7	(9.0)	3.5	27.2	24.0	3.3
92 (2110)	32.3	(8.1)	3.6	28.7	25.2	3.4
97 (2115)	33.1	(7.6)	3.7	29.4	25.9	3.5

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

②　基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付さ

れる。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、将来的には減少し、2060(令和 42)年度にはほぼなくなる見通しとなっている（第３－７－33 表)。

第３－７－33 表　基礎年金交付金の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　(西暦)	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　(西暦)	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

③　基礎年金拠出金単価の将来見通し

拠出金単価のうち保険料相当額（2004(平成 16)年度価格）の推移を示したのが第３－７－34 図である。

いずれのケースにおいても、2019(令和元)年度から 2025(令和７)年度頃までは上昇し、その後、2030(令和 12)年度頃へ向けて、成長ケースはやや低下し、低成長ケースではやや増加いく見通しとなっている。2020 年代に入ると高齢者の増加が緩やかになり、マクロ経済スライドによる調整が進むため、このような見通しとなっている。その後、成長ケースの場合は、長期的にみて緩やかに上昇する傾向であり、最終的に 21,000 円程度となる見込みである。また、国民年金保険料の上限である 17,000 円（2004(平成 16)年度価格）と比べ相当高い水準となっているが、この差は積立金を活用することによって給付水準を確保している部分である。一方、長期的にみるとケースⅣ及びケースⅤの場合は、20,000 円を下回る水準となっており、特にケースⅤでは 18,000 円に近く、国民年金が賦課方式に近い財政運営となっていることを示している。さらにケースⅥの場合は、2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しであることから、それ以後は、ほぼ 17,000 円の水準で推移する見込みである。

第３－７－34 図　拠出金単価（保険料相当額）（2004(平成 16)年度価格）の見通し

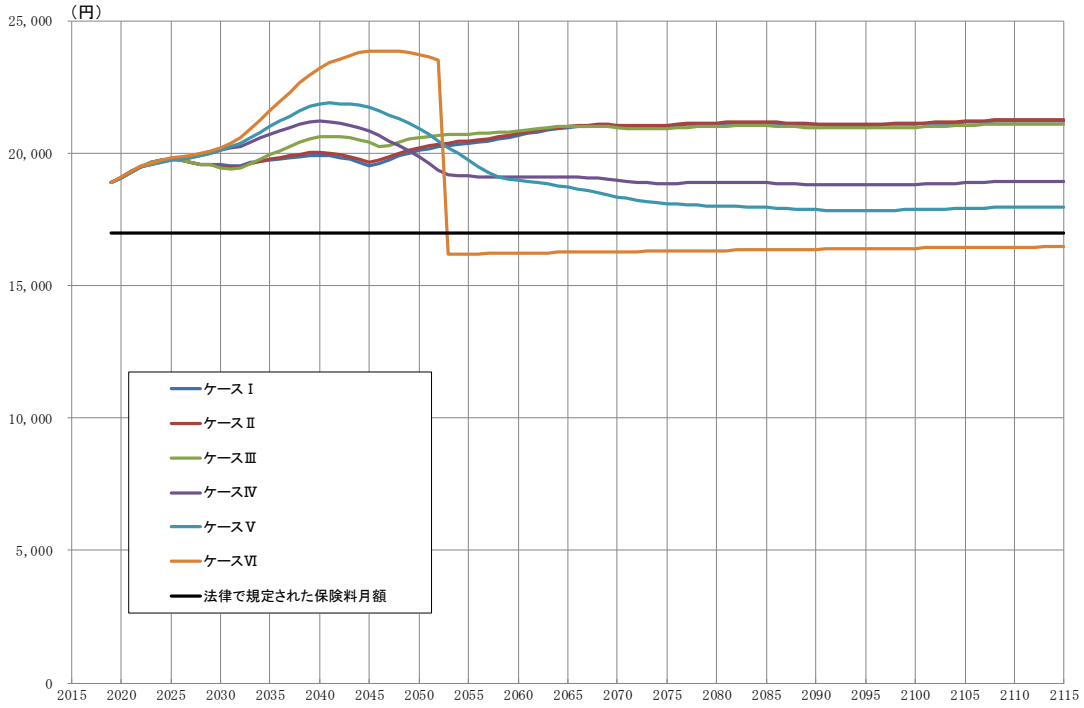

④　基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したのが第３－７－35 図である。拠出金算定対象者数は経済前提に依存しないため、ケースⅠ～Ⅲ、ケースⅣ～Ⅴはそれぞれ同じ結果となっており、ケースⅠ～Ⅲ、ケースⅣ～Ⅴ、ケースⅥのそれぞれの違いは労働力率の前提が異なるためである。すでに述べたとおり、基礎年金拠出金算定対象者数は長期的には被保険者数の傾向とほぼ変わらないため、20～59 歳の人口と同様の推移となる見込みである。

第３－７－35 図　基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

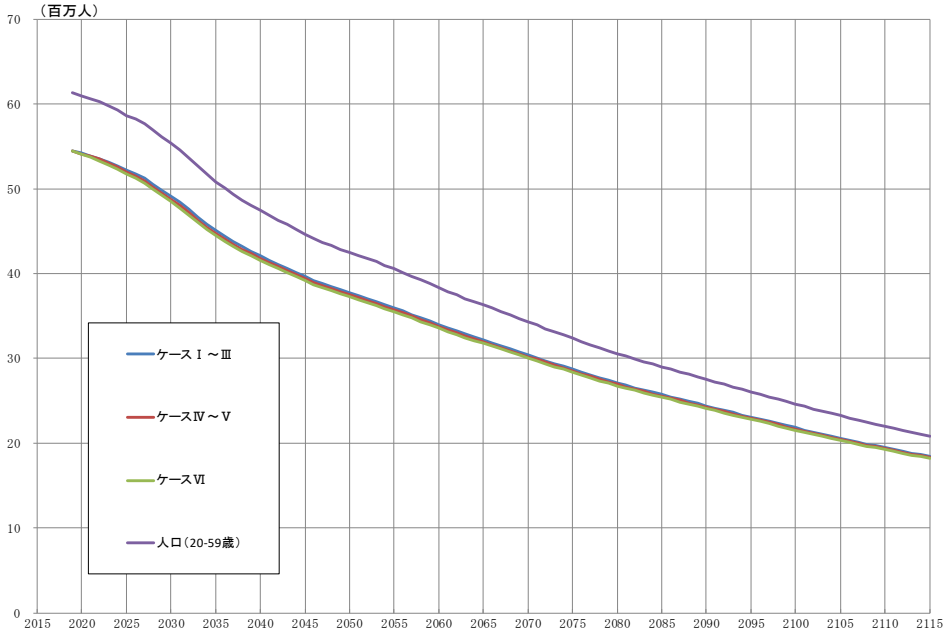

５．経済成長と年金財政

公的年金は、現役世代の保険料をその時の高齢者の給付に充てる、世代間扶養の考え方による賦課方式を基本とした財政方式を採用している。この財政の仕組みについて、国民経済の視点から見たものが第３－７－36 図である。なお、財政規模で考えると国民年金の第 1 号被保険者の保険料は厚生年金の保険料の 4%未満であることから、マクロの視点においては、厚生年金を基本に考えて差し支えない。

第３－７－36 図　国民経済からみた公的年金の給付と負担

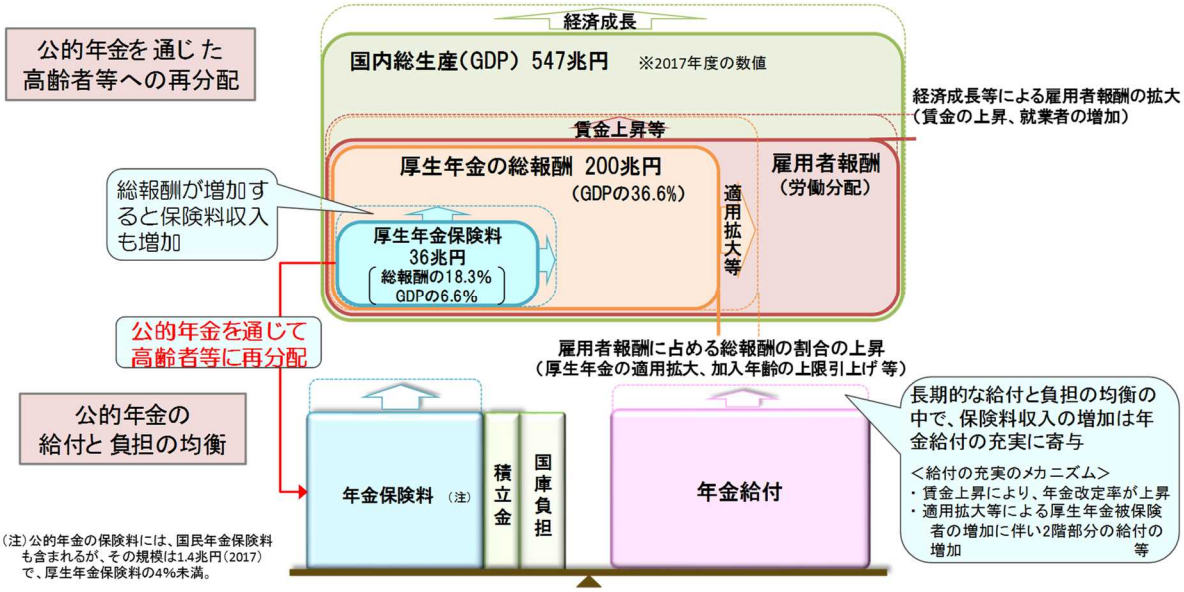

我が国の生産活動から生み出された付加価値（GDP）は 2017(平成 29)年度ベースで 547 兆円、このうち雇用者に分配されるものが雇用者報酬であり、さらにその中で厚生年金の被保険者に賃金として分配されるものが総報酬で、その規模は 200 兆円、GDP の約 37%である。厚生年金は、この総報酬の 18.3%を保険料収入とし、国庫負担と積立金を組み合わせて活用して、その時の年金受給者に年金給付として支給する仕組みである。

厚生年金の保険料率は上限に到達し 18.3%で固定されていることから、保険料収入は、総報酬に 18.3%を乗じて算出されることになり、その GDP 比も同様である。また、総報酬は厚生年金の被保険者への労働分配に相当することから、その GDP 比は一定の水準に収まり、保険料の GDP 比も一定の水準に収まると考えられる。すなわち、保険料水準を固定した結果として、年金の保険料負担は、経済規模対比で一定の水準に収まり、少子高齢化により過重なものとなることはない。

また、年金給付については、マクロ経済スライドにより調整され、保険料収入を基本とする財源に長期的に均衡する水準で決定される仕組みとなっている。このため、年金給付費についても経済規模対比で一定の水準に収まる仕組みとなっており、少子高齢化により過重なものとなることはない。

実際、今回の財政検証結果から年金給付、保険料収入、国庫負担の GDP 比の見通しを確認すると、いずれも足元水準と同程度以下で推移する見通しとなっている（第３－７－37 図）。

第３－７－37 図　公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ

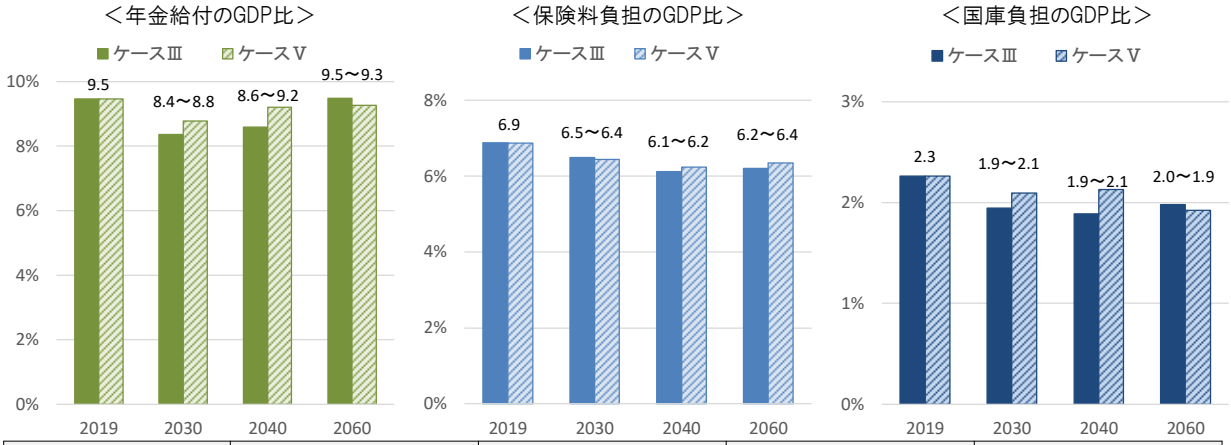

ケースⅢ･ケースⅤ		2019年（令和元年）		2030年（令和12）		2040年（令和22）		2060年（令和42）	
		兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）
給付費		53	9.5%	63～57	8.4%～8.8%	77～64	8.6%～9.2%	105～69	9.5%～9.3%
負担額		51	9.1%	64～55	8.5%～8.6%	71～58	8.0%～8.4%	91～62	8.2%～8.3%
	保険料負担	39～38	6.9%	49～41	6.5%～6.4%	55～43	6.1%～6.2%	69～48	6.2%～6.4%
	国庫負担	13	2.3%	15～13	1.9%～2.1%	17～15	1.9%～2.1%	22～14	2.0%～1.9%
（参考）名目GDP		560	・	754～644	・	892～691	・	1,111～748	・

※　人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
※　GDPは、2028年度までは内閣府「経済財政の中長期試算（H31.7）」、2029年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
（2029年度以降20～30年間平均の実質経済成長率は、ケースⅢ：0.4%　、　ケースⅤ：0.0%）

すなわち、公的年金については、「今後の更なる少子化、高齢化の進展により給付や負担が過重なものになるのでは」という問題は 2004（平成 16）年改正の財政フレームの導入において一定の解決がなされているといえる。

このことから、2004（平成 16）年改正の財政フレームにおける年金制度の課題は、

① 限られた財源を世代間、世代内でどのように分配していくか、

② 財源の枠組みが固定された中において、如何にして財源を確保していくか

ということとなる。

保険料水準が固定された中で財源を確保するためには、総報酬の拡大が必要である。このためには、経済成長等に伴う賃金上昇や、厚生年金に適用される被保険者を拡大すること等による雇用者報酬に占める総報酬の割合を大きくしていくことが重要な要素となり、少子高齢化が進行する中、将来の年金給付の充実に寄与することとなる。

６．給付と財源の内訳

（１）賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

以下では、まず、賦課方式及び積立方式の年金制度における給付と財源の考え方について、給付を過去期間分と将来期間分に分けて、財源の対応にどのような違いがあるか解説する。その上で、現行の公的年金制度は賦課方式を基本とした財政方式であるから、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、参考までに財政均衡期間における給付とその財源について、それぞれの内訳を示すこととする。また、いわゆる二重の負担についても併せて解説する。

①　賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄うという世代間扶養の考え方に基づいて運営されている。したがって、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものではない。

ここで、年金制度において今後支払われる給付費を次の２つに区分して考えることとする。

①　これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）

②　今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

すると、賦課方式ではこれから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない（第３－７－38 図）。

第３－７－38 図　賦課方式の仕組み（概念図）

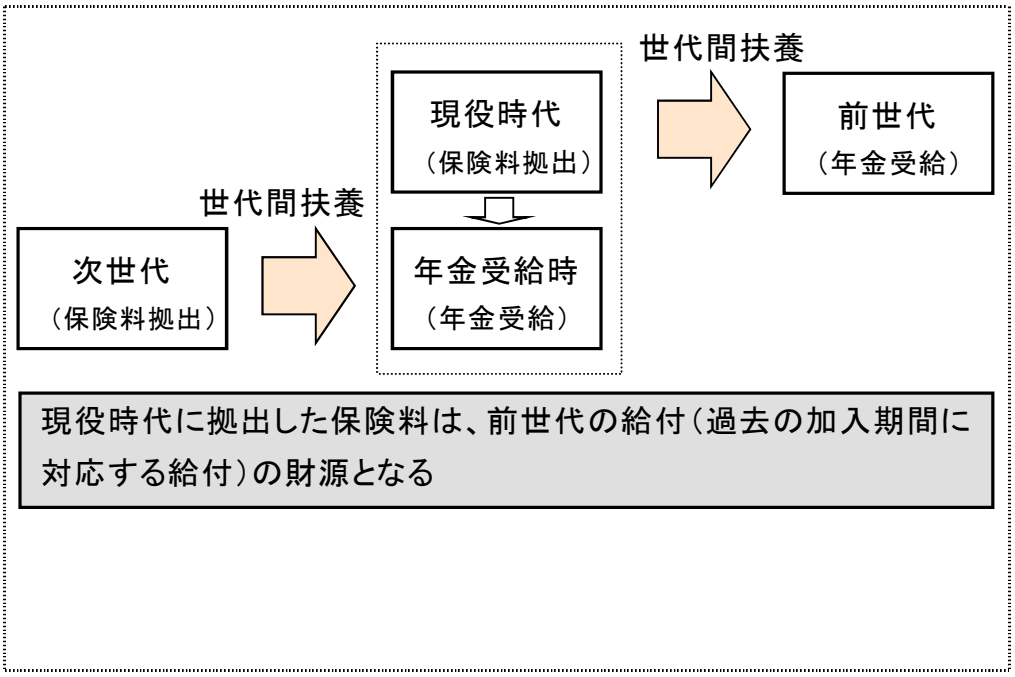

② 給付と財源の対応

今後支払われる給付を将来期間分と過去期間分に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である（第３－７－39 図）。

第３－７－39 図　賦課方式の年金制度における給付と財源

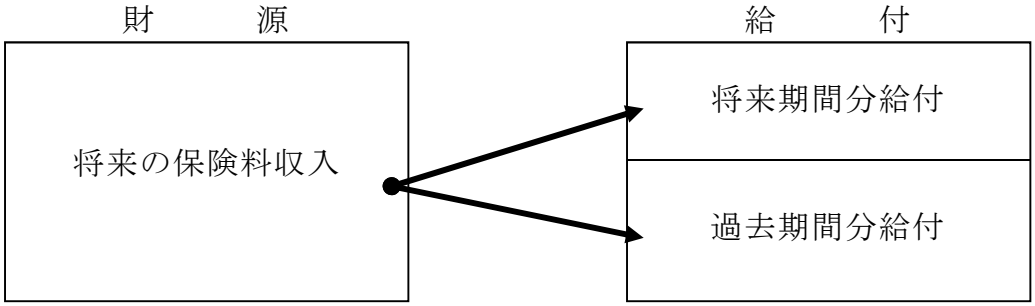

賦課方式の年金制度において、仮に、積立方式と同じ基準で積立不足（詳しくは後述）を計算すると、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないことから、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては積立金を保有しないため、過

去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

（２）積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

①　積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後、保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる（第３－７－40 図）。

第３－７－40 図　積立方式の仕組み（概念図）

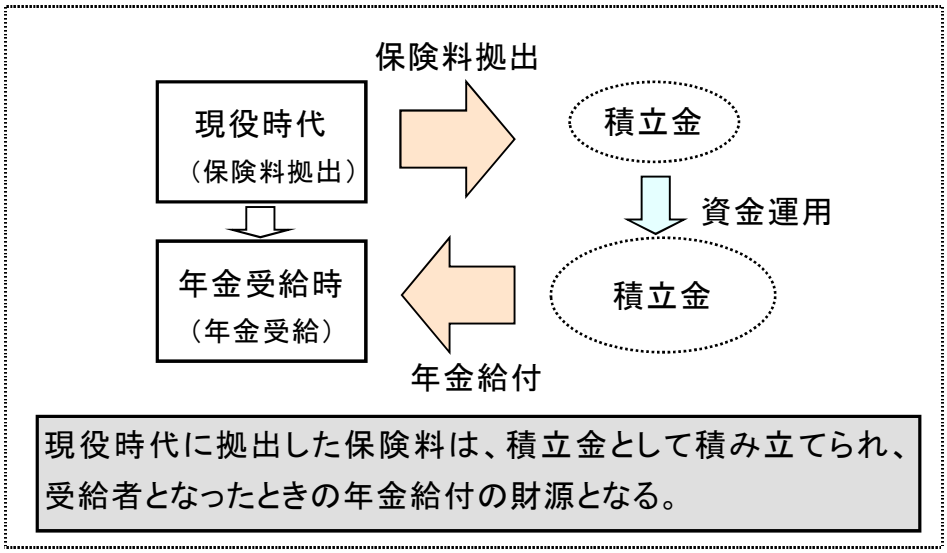

②　給付と財源の対応

積立方式の年金制度においては、過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる（第３－７－41 図）。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第３－７－41 図　積立方式の年金制度における給付と財源

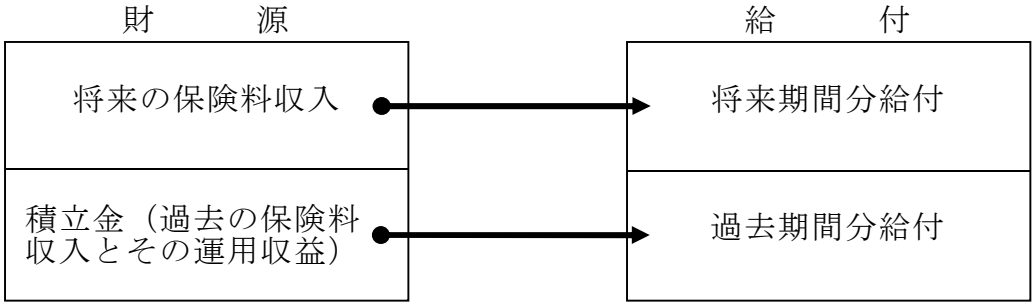

賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば､給付に支障をきたすことはない｡一方、積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて運用収入を活用できるため保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていなければ、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと将来の給付に支障をきたすことになる。

なお、保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料､将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

（３）公的年金の給付と財源の内訳

現行の国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしている。したがって、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はない。

しかしながら、過去期間に係る分の給付規模が現有積立金と比べてどの程度な

のかといった関心もあることなどから、参考までに以後の図表において、人口の前提を出生中位・死亡中位、経済の前提をケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤとした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示すこととする。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賄われていることから、これらを、全て現時点（2019(令和元)年度）の価格に換算して一時金で表した。

第３－７－42 図

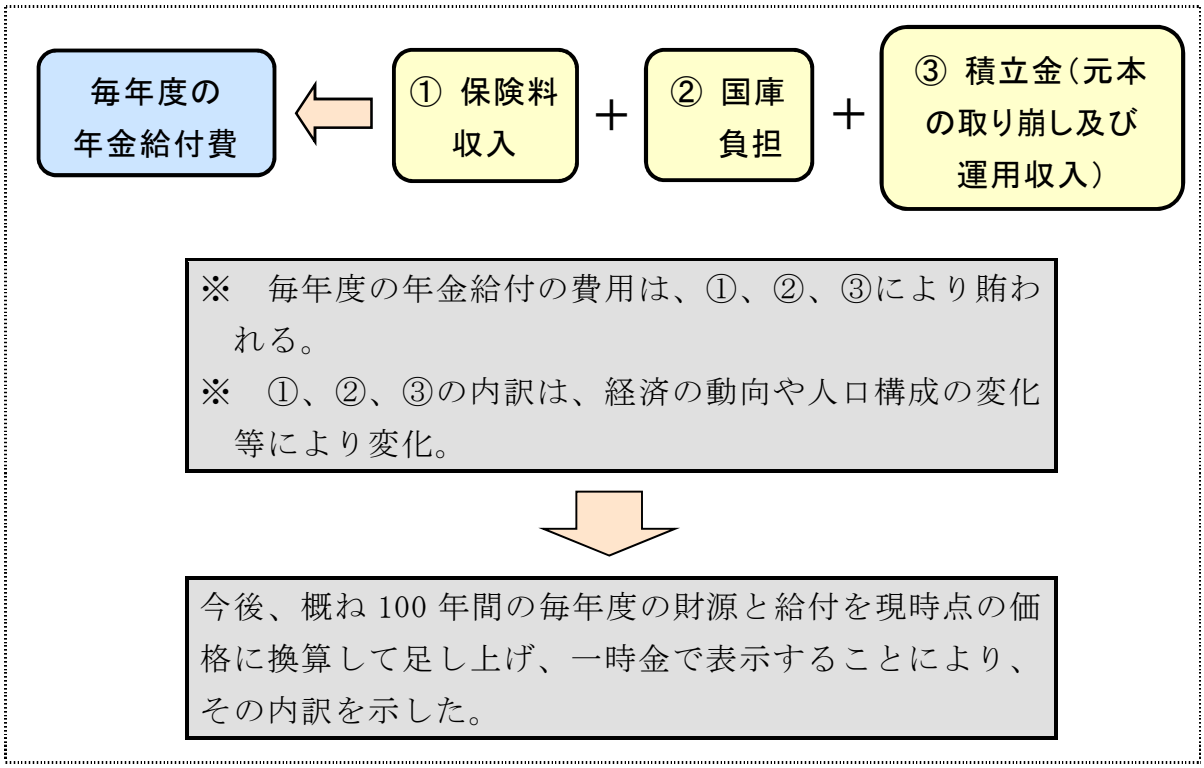

公的年金における財源と給付の内訳の見通しを示したものが第３－７－43 表、第３－７－44 図である。高成長のケースⅠやケースⅢは、2020 年代半ばから 2030 年代半ばにかけて積立金から得られる財源に依存せず、将来に備えて積立金を形成していることがわかる。その後は、積立金から得られる財源の構成割合が上昇し、15%程度で推移する見通しとなっている。一方、低成長のケースⅤでは、将来の積立金から得られる財源の構成割合が 10%程度で推移しており、ケースⅠやケースⅢと比べて、給付財源としての積立金の寄与が少なくなっている。将来世代の給付水準を確保するためには、高齢者の増加がピークを迎える 2040 年代までに十分な積立金を形成していくことが重要である。

第３－７－43 表　公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

財　　源

年度 西暦	年度 令和	計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	39.0	(72%)	12.8	(24%)	2.1	(4%)
2025	(7)	58.2	(100%)	43.4	(74%)	13.6	(23%)	1.2	(2%)
2030	(12)	64.5	(100%)	49.8	(77%)	14.8	(23%)	－	—
2035	(17)	73.2	(100%)	56.3	(77%)	16.2	(22%)	0.7	(1%)
2060	(42)	153.3	(100%)	102.5	(67%)	31.5	(21%)	19.2	(13%)
2090	(72)	328.7	(100%)	212.5	(65%)	66.8	(20%)	49.5	(15%)

※（ ）は構成割合である。

給　　付

年度 西暦	年度 令和	計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	58.2	(100%)	54.6	(94%)	42.9	(74%)	3.6	(6%)
2030	(12)	64.5	(100%)	56.7	(88%)	34.7	(54%)	7.9	(12%)
2035	(17)	73.2	(100%)	58.7	(80%)	26.0	(35%)	14.5	(20%)
2060	(42)	153.3	(100%)	52.4	(34%)	1.5	(1%)	100.9	(66%)
2090	(72)	328.7	(100%)	3.4	(1%)	0.1	(0%)	325.4	(99%)

※（ ）は構成割合である。

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

財　　源

年度 西暦	年度 令和	計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	39.0	(72%)	12.8	(24%)	2.0	(4%)
2025	(7)	57.5	(100%)	43.4	(75%)	13.6	(24%)	0.5	(1%)
2030	(12)	63.3	(100%)	48.6	(77%)	14.7	(23%)	－	—
2035	(17)	68.9	(100%)	51.9	(75%)	15.5	(23%)	1.5	(2%)
2060	(42)	105.6	(100%)	68.9	(65%)	22.0	(21%)	14.7	(14%)
2090	(72)	154.1	(100%)	97.8	(63%)	31.4	(20%)	24.8	(16%)

※（ ）は構成割合である。

給　　付

年度 西暦	年度 令和	計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	57.5	(100%)	54.0	(94%)	42.4	(74%)	3.6	(6%)
2030	(12)	63.3	(100%)	55.6	(88%)	34.1	(54%)	7.7	(12%)
2035	(17)	68.9	(100%)	55.4	(80%)	24.6	(36%)	13.5	(20%)
2060	(42)	105.6	(100%)	36.3	(34%)	1.0	(1%)	69.3	(66%)
2090	(72)	154.1	(100%)	1.6	(1%)	0.1	(0%)	152.5	(99%)

※（ ）は構成割合である。

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

財　　源

年度 西暦	年度 令和	計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	38.9	(72%)	12.8	(24%)	2.2	(4%)
2025	(7)	55.7	(100%)	40.2	(72%)	13.2	(24%)	2.4	(4%)
2030	(12)	56.7	(100%)	41.5	(73%)	13.5	(24%)	1.8	(3%)
2035	(17)	59.4	(100%)	42.3	(71%)	14.0	(23%)	3.1	(5%)
2060	(42)	69.5	(100%)	47.5	(68%)	14.4	(21%)	7.5	(11%)
2090	(72)	79.8	(100%)	54.9	(69%)	15.7	(20%)	9.2	(11%)

※（ ）は構成割合である。

給　　付

年度 西暦	年度 令和	計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
		兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	55.7	(100%)	52.3	(94%)	41.1	(74%)	3.4	(6%)
2030	(12)	56.7	(100%)	50.0	(88%)	31.0	(55%)	6.7	(12%)
2035	(17)	59.4	(100%)	48.3	(81%)	22.0	(37%)	11.2	(19%)
2060	(42)	69.5	(100%)	24.7	(36%)	0.7	(1%)	44.8	(64%)
2090	(72)	79.8	(100%)	0.8	(1%)	0.1	(0%)	79.0	(99%)

※（ ）は構成割合である。

第３－７－44 図　公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

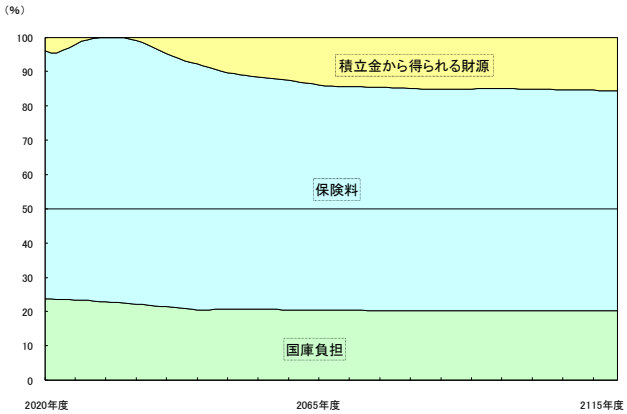

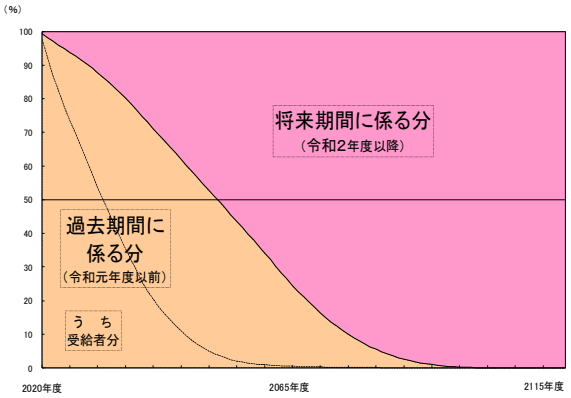

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

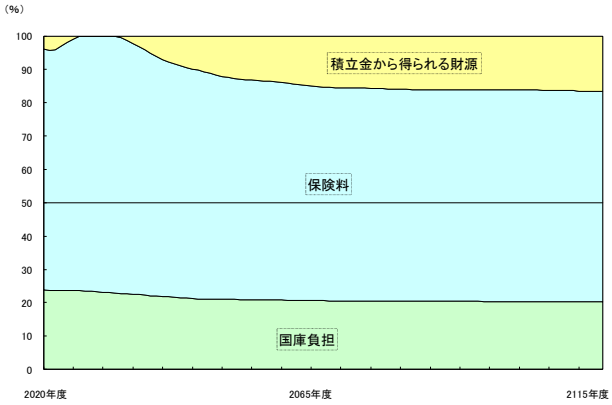

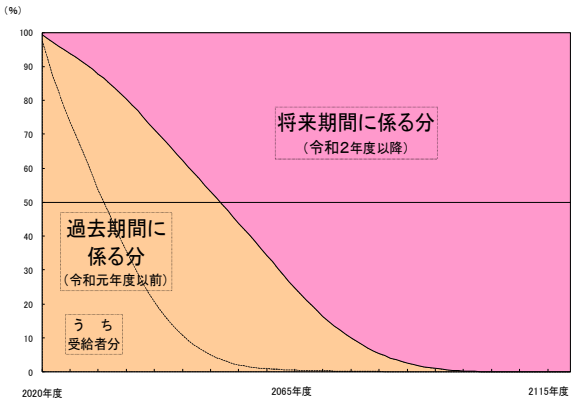

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

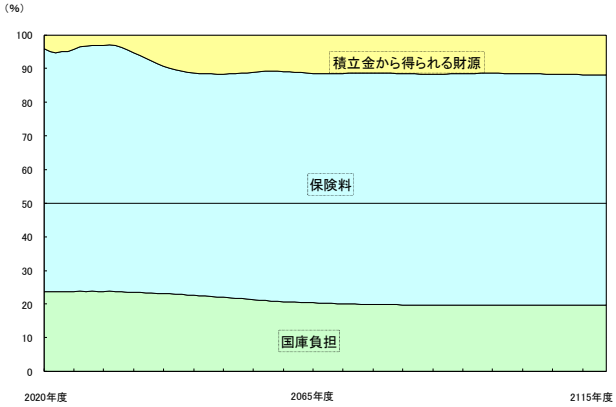

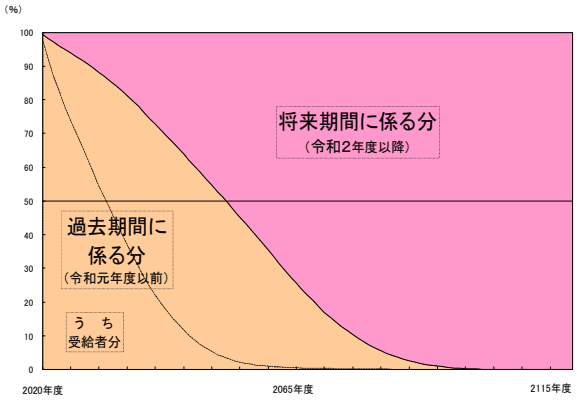

（将来の金額の現時点への換算方法について）

積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があることから、運用利回りを用いて換算することになるため、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

そこで、以下の図ではこの２通りの方法で示している。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

第３－７－45 図

割引率による差（50 年間割り引いた場合の例）

〈　４．０％で割り引く場合　〉

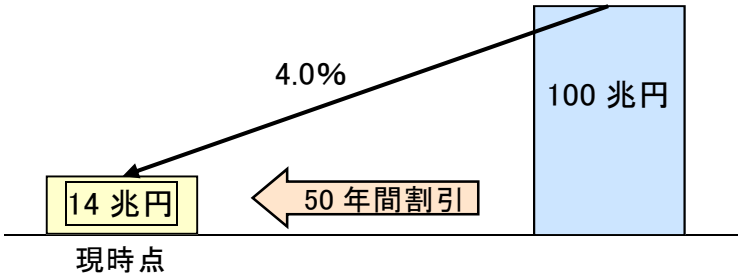

〈　２．０％で割り引く場合　〉

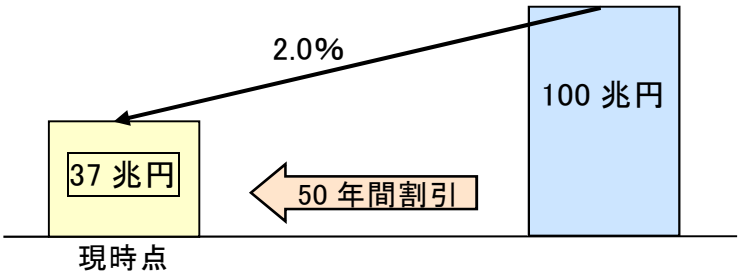

最長 95 年間にわたる割引金額表示をすることから、
割引率により金額に大きな差が生じる。

第３－７－46 図及び第３－７－47 図において、厚生年金及び国民年金におけるいわゆる二重の負担の額を示している。仮に厚生年金及び国民年金を積立方式で運営するとした場合、現役世代は将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これがいわゆる二重の負担というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付を現時点の価格へ換算する率には運用利回りを用いて計算することが妥当である。

今回の財源と給付の内訳による試算結果から、例えば、ケースⅠの場合で二重の負担の額を機械的に計算すると、図中で示しているとおり、

いわゆる二重の負担の額（公的年金計 800 兆円　うち、厚生年金 780 兆円）
＝　過去期間に係る給付（公的年金計 1,340 兆円　うち、厚生年金 1,250 兆円）
－ 過去期間に係る国庫負担（公的年金計 330 兆円　うち、厚生年金 280 兆円）
－ 積立金から得られる財源（公的年金計 210 兆円　うち、厚生年金 190 兆円）

となる。また、ケースⅢやケースⅤの場合も同様に計算すると、ケースⅢの場合公的年金計 780 兆円、うち厚生年金 750 兆円となり、ケースⅤの場合公的年金計 760 兆円、うち厚生年金 730 兆円となる。すなわち、仮に厚生年金及び国民年金を積立方式に移行しようとすると、このおよそ 700～800 兆円にも及ぶ二重の負担を、保険料負担や税負担など何らかの形で負担することが必要となる。したがって、この二重の負担を今後の現役世代が負担するのであれば、現行の財政方式から積立方式へ移行したとしても、世代間格差の解消にはつながらないこととなる。

第３－７－46 図　公的年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）
－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

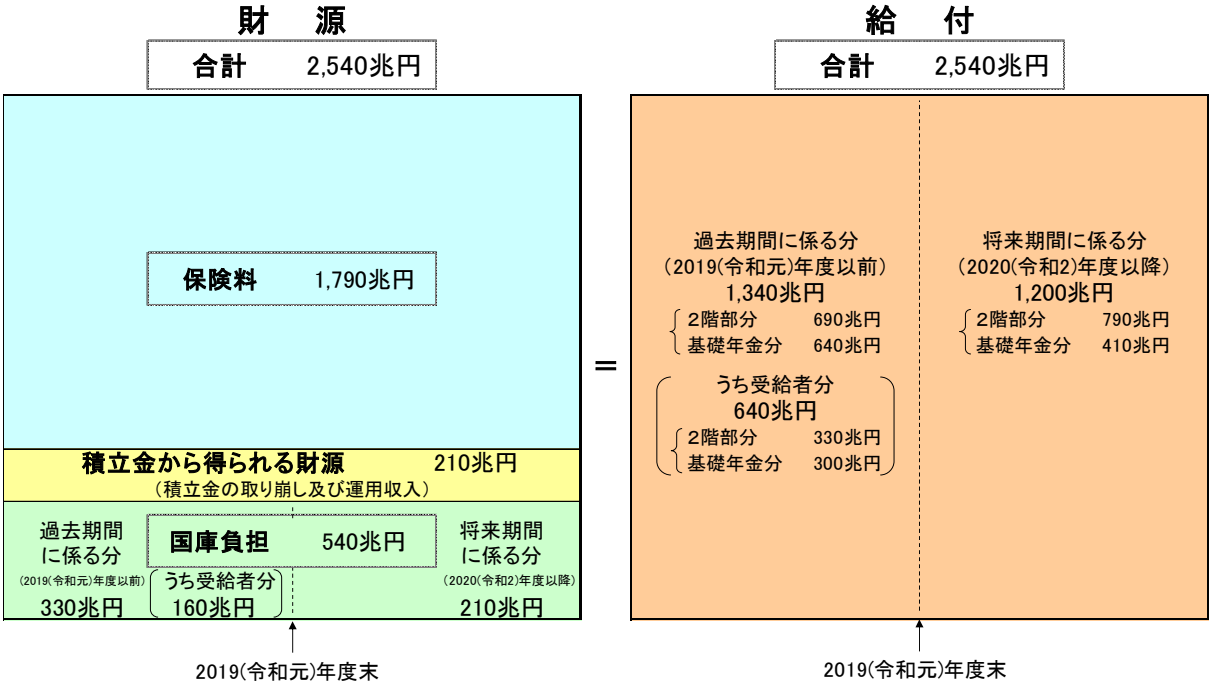

※　いわゆる二重の負担の額　（ 800兆円 ）
＝　過去期間に係る給付（ 1,340兆円 ）　－　過去期間に係る国庫負担（ 330兆円 ）　－　積立金から得られる財源（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金					国民年金			
財源（合計 2,390）		給付（合計 2,390）			財源（合計 140）		給付（合計 140）	
保険料 1,740		過去期間分 1,250			保険料 50			
積立金 190		2階部分 690	将来期間分 1,140		積立金 10			
国庫負担 460		基礎年金 560	2階部分 790		国庫負担 80		過去期間分 80	将来期間分 60
過去期間分 280	将来期間分 180	受給者分 600	基礎年金 360		過去期間分 50	将来期間分 40	受給者分 40	
（受給者分 130）		2階部分 330			（受給者分 20）			
		基礎年金 260						

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

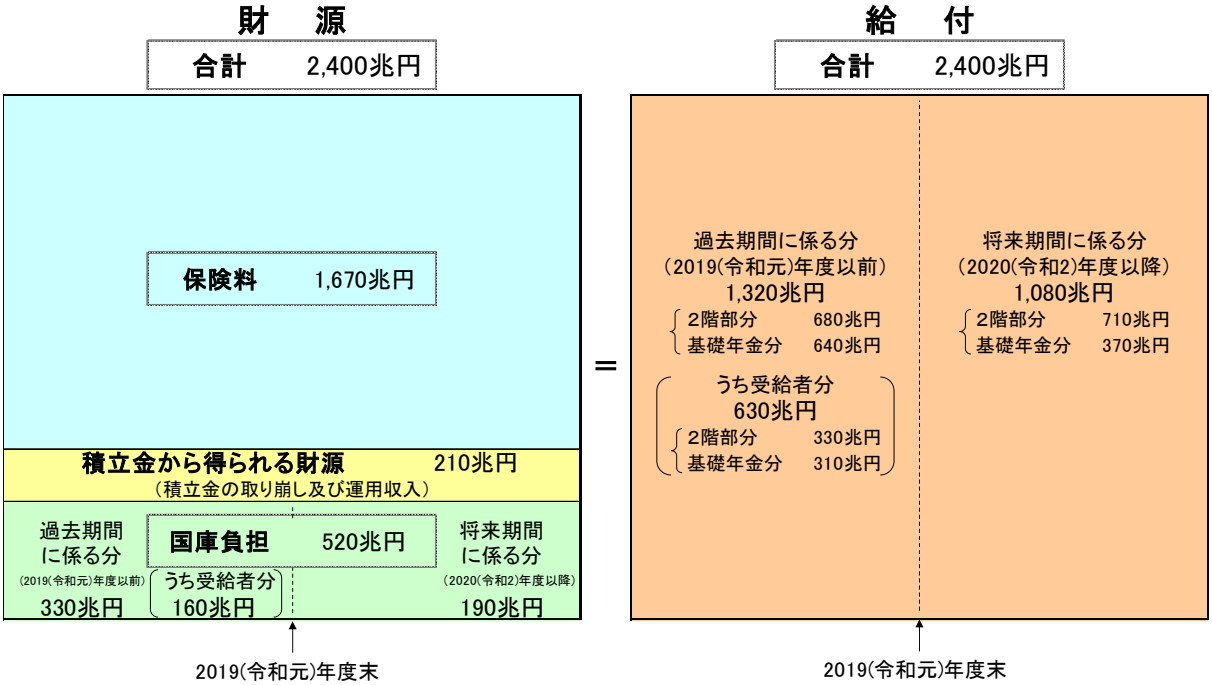

※　いわゆる二重の負担の額　（ 780兆円 ）
＝　過去期間に係る給付（ 1,320兆円 ）　－　過去期間に係る国庫負担（ 330兆円 ）　－　積立金から得られる財源（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

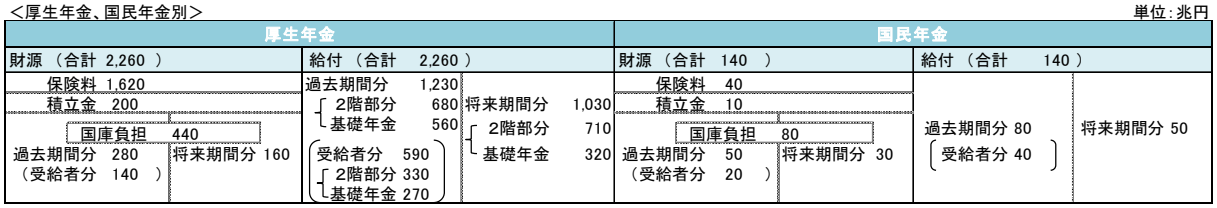

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

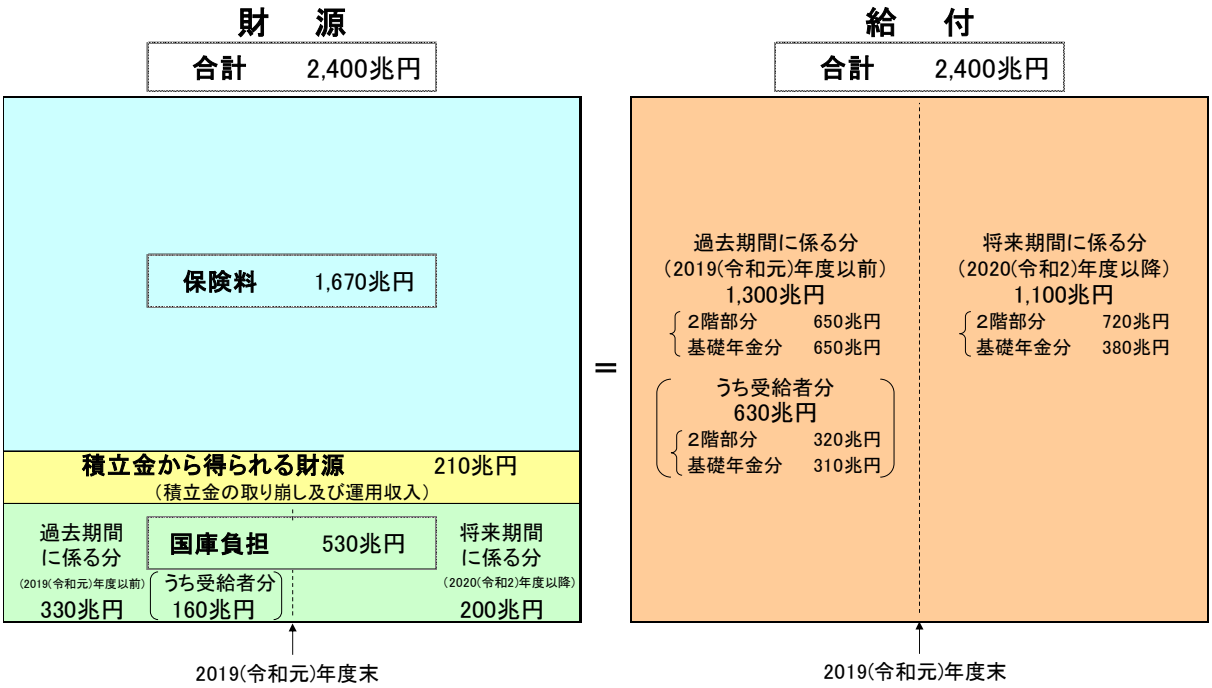

※　いわゆる二重の負担の額　（ 760兆円 ）
＝　過去期間に係る給付　－　過去期間に係る国庫負担　－　積立金から得られる財源
（ 1,300兆円 ）　（ 330兆円 ）　（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

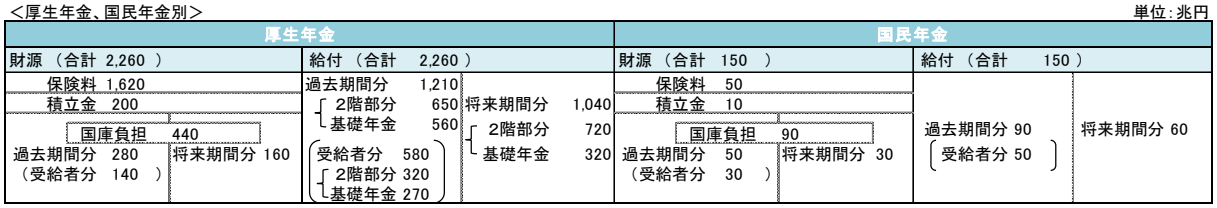

第３－７－47 図　基礎年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

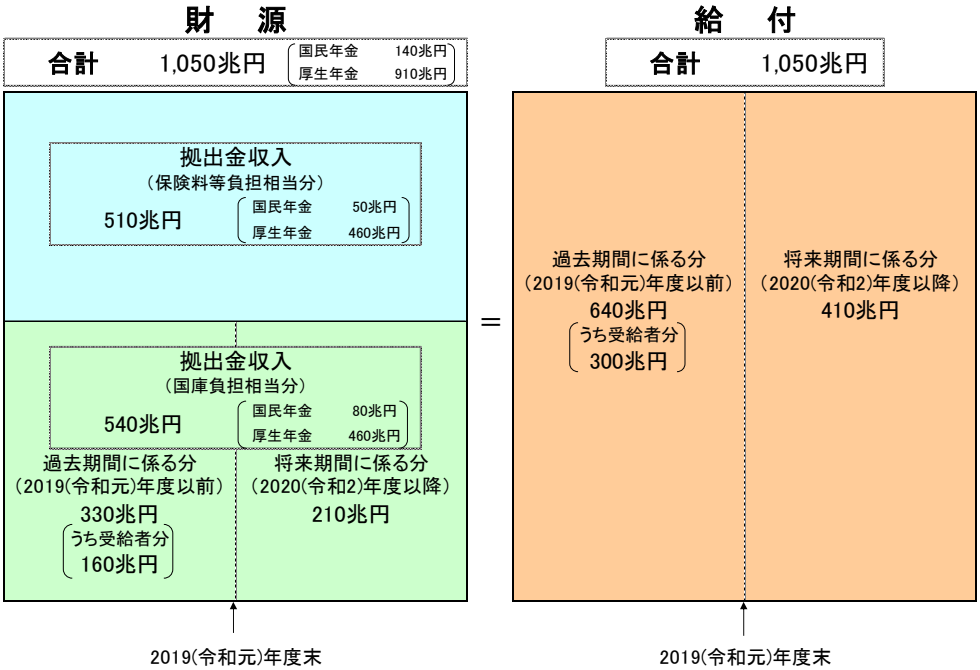

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（実質<対物価>）	3.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

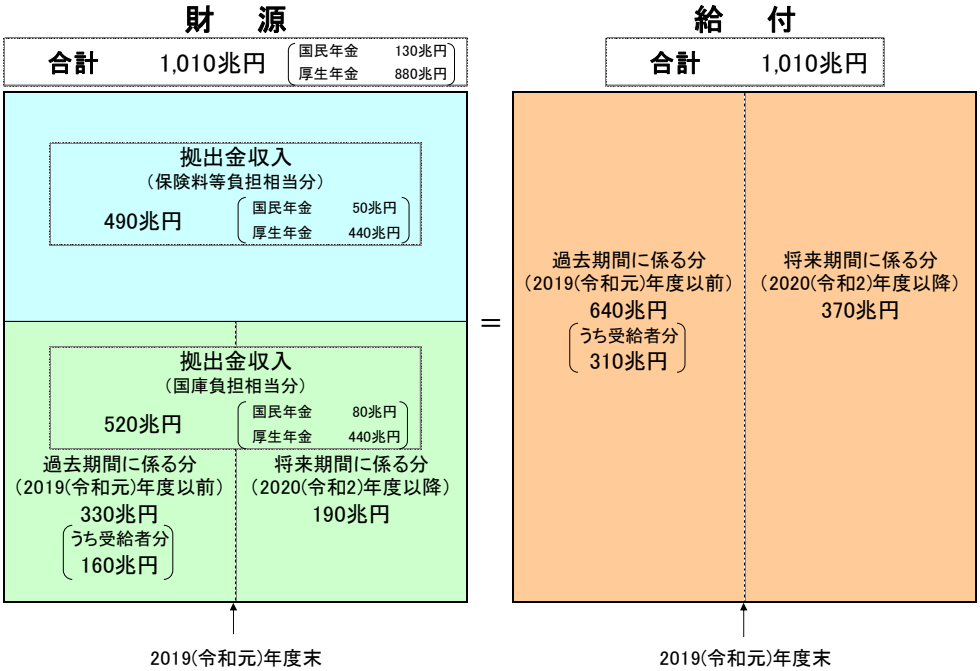

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（実質<対物価>）	2.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

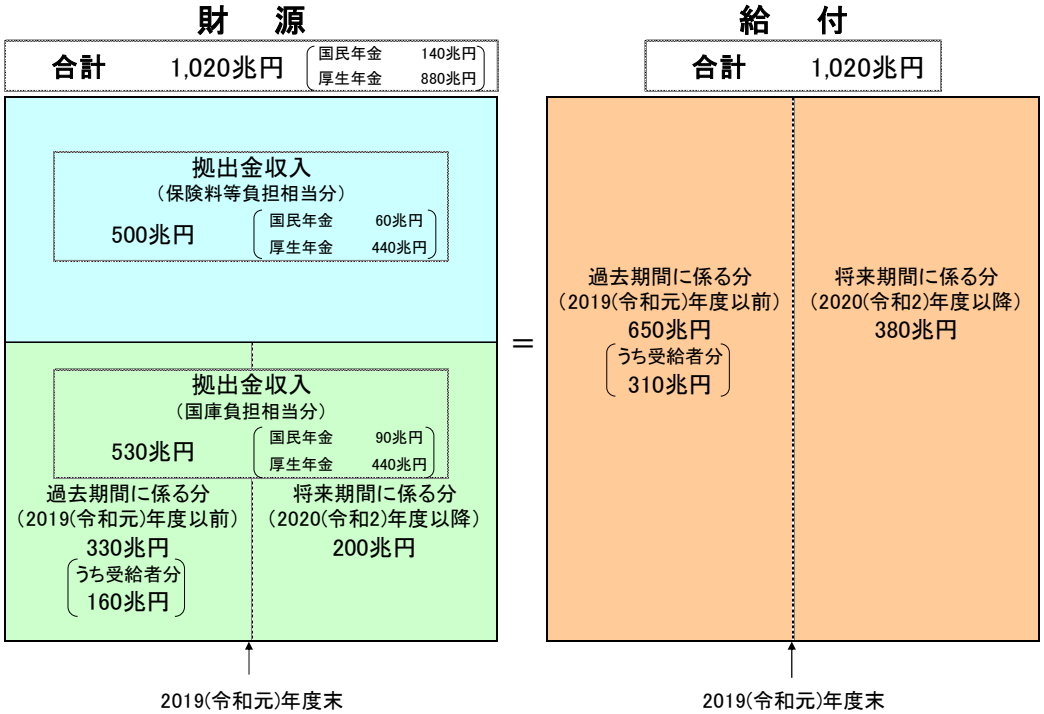

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（実質<対物価>）	2.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

次に、賃金上昇率で換算した結果を見ると、保険料収入については公的年金計で、ケースⅠ、Ⅲと比較してケースⅤでは少なくなっており、内訳として厚生年金の保険料収入に違いが生じている。これは、保険料収入は賃金上昇率と被保険者数に連動していることから、賃金上昇率で換算すると、被保険者数の規模に応じた結果となる。労働参加が進むケースであるケースⅠ、Ⅲと、労働参加が一定程度進むケースのケースⅤを比べると、厚生年金の被保険者数は前者のケースの方が大きいため、このような結果となっている。

さらに、公的年金計の給付をみると、ケースⅤよりもケースⅠ、Ⅲの方が大きくなっており、この差は厚生年金の給付額の違いから生じている。前述のとおり、労働参加が一定程度進むケース（ケースⅤ）よりも、労働参加が進むケース（ケースⅠ、Ⅲ）の方が厚生年金の被保険者数は多いためである。すなわち、制度の支え手が多いほど財源が増えるので、給付の規模も大きくなるのである。

第３－７－48 図　公的年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

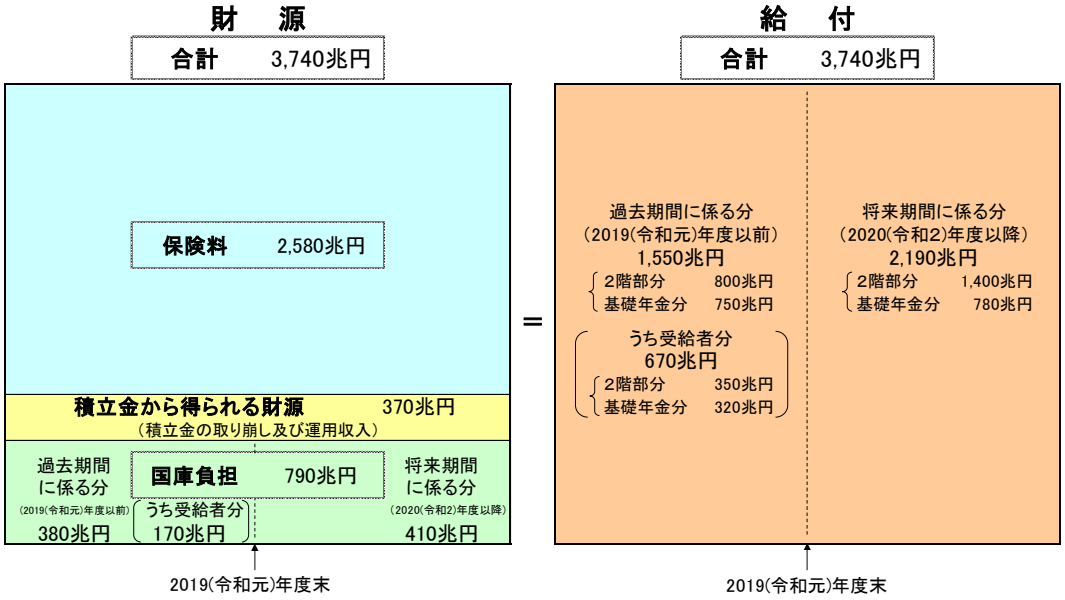

長期的な経済前提（ケースⅠ）

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金				国民年金			
財源（合計 3,530）		給付（合計 3,530）		財源（合計 210）		給付（合計 210）	
保険料 2,520		過去期間分 1,450	将来期間分 2,080	保険料 70		過去期間分 100	将来期間分 110
積立金 350		2階部分 800	2階部分 1,400	積立金 20		受給者分 50	
国庫負担 670		基礎年金 650	基礎年金 680	国庫負担 120			
過去期間分 330	将来期間分 340	受給者分 630		過去期間分 60	将来期間 70		
（受給者分 140）		2階部分 350		（受給者分 30）			
		基礎年金 280					

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

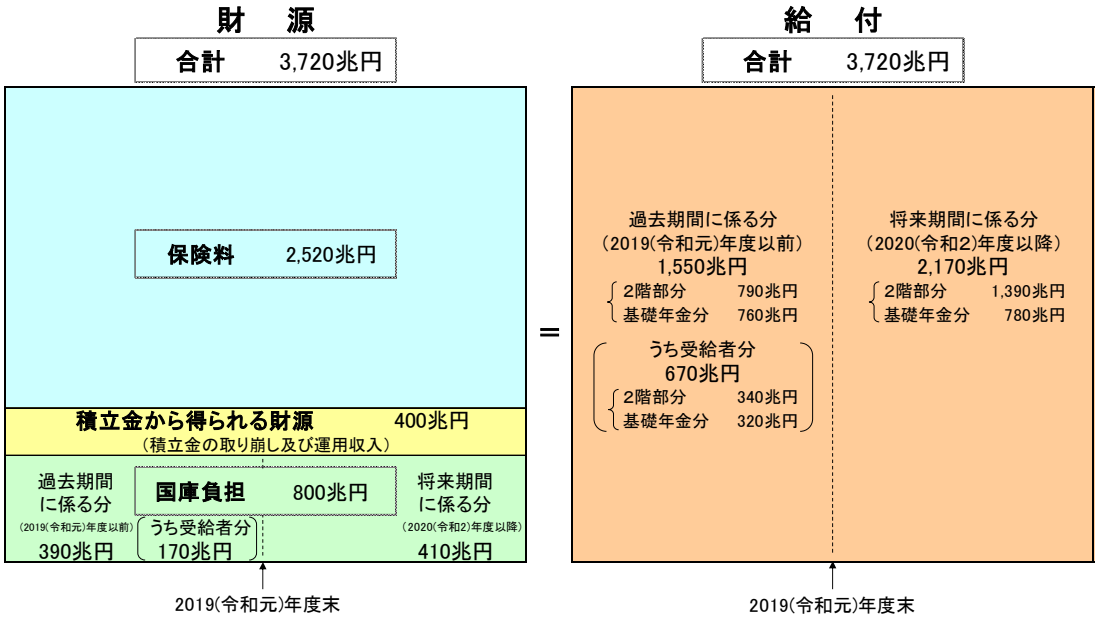

長期的な経済前提（ケースⅢ）

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金					国民年金			
財源（合計 3,510）			給付（合計 3,510）		財源（合計 210）		給付（合計 210）	
保険料 2,460			過去期間分 1,450	将来期間分 2,060	保険料 70		過去期間分 100	将来期間分 110
積立金 390			2階部分 790	2階部分 1,390	積立金 20		受給者分 50	
国庫負担 670			基礎年金 660	基礎年金 680	国庫負担 120			
過去期間分 330	将来期間分 340		受給者分 620		過去期間分 60	将来期間 70		
（受給者分 140）			2階部分 340		（受給者分 30）			
			基礎年金 280					

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

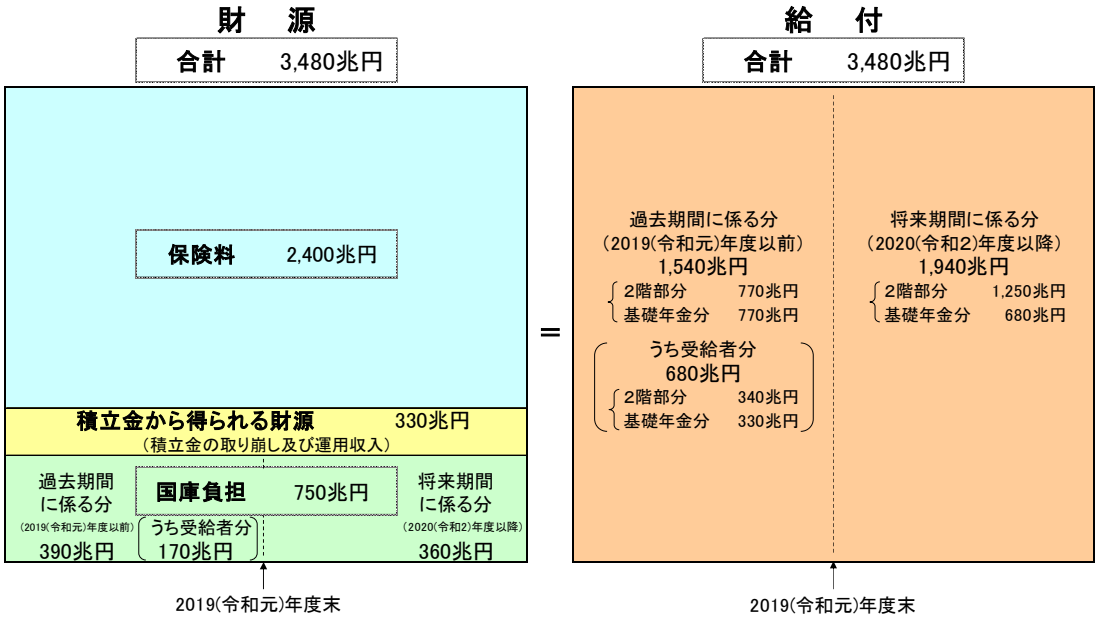

長期的な経済前提（ケースⅤ）

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金

財源（合計 3,270）

- 保険料 2,330
- 積立金 310
- 国庫負担 630
  - 過去期間分 330（受給者分 150）
  - 将来期間分 290

給付（合計 3,270）

- 過去期間分 1,430
  - 2階部分 770
  - 基礎年金 660
  - 受給者分 630（2階部分 340、基礎年金 290）
- 将来期間分 1,840
  - 2階部分 1,250
  - 基礎年金 580

国民年金

財源（合計 210）

- 保険料 70
- 積立金 10
- 国庫負担 120
  - 過去期間分 60（受給者分 30）
  - 将来期間 60

給付（合計 210）

- 過去期間分 110（受給者分 50）
- 将来期間分 100

第３－７－49 図　基礎年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

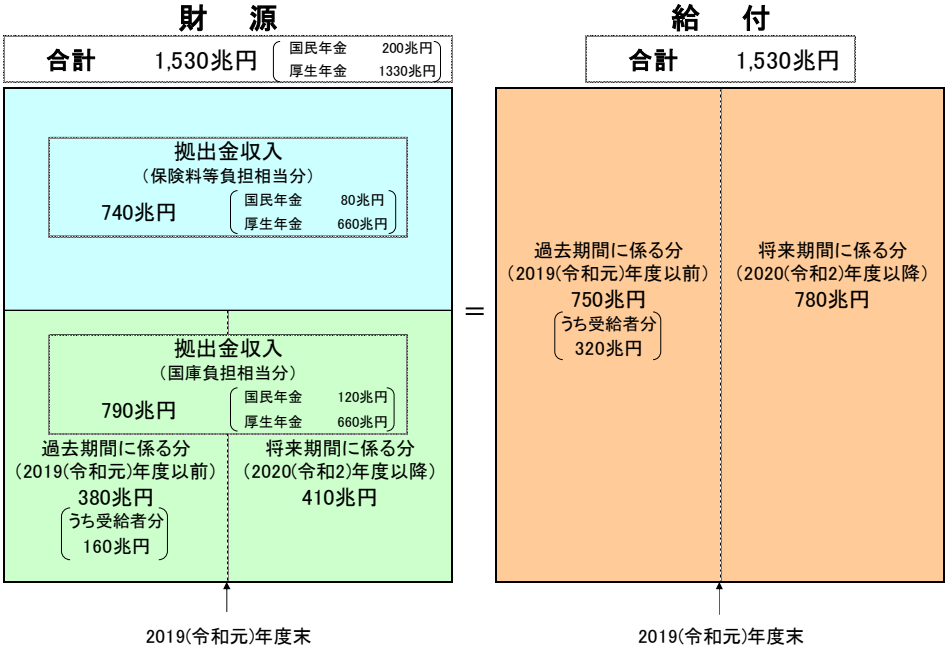

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（実質<対物価>）	3.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

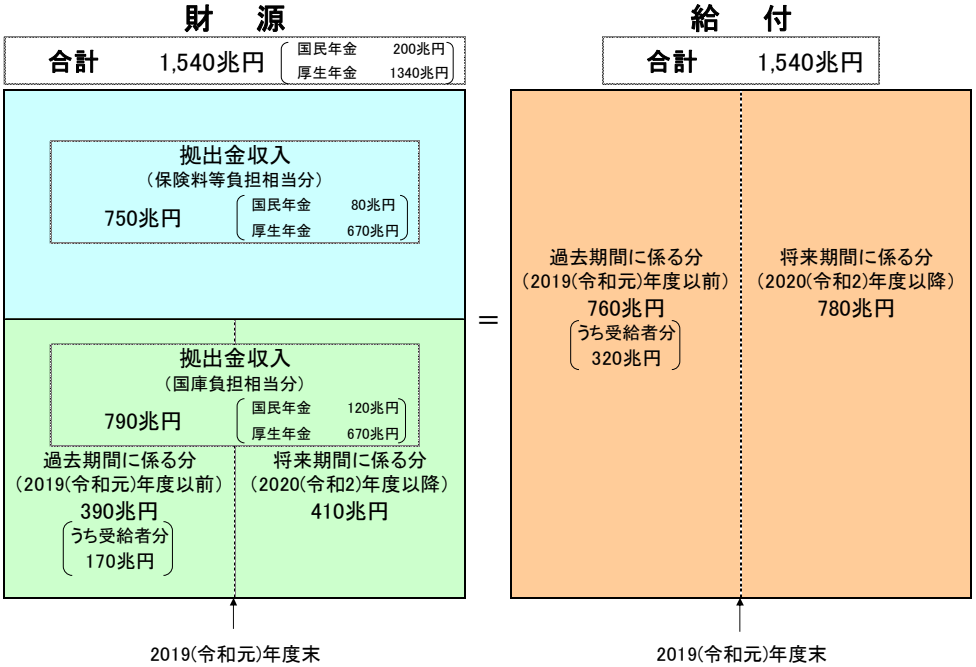

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（実質<対物価>）	2.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

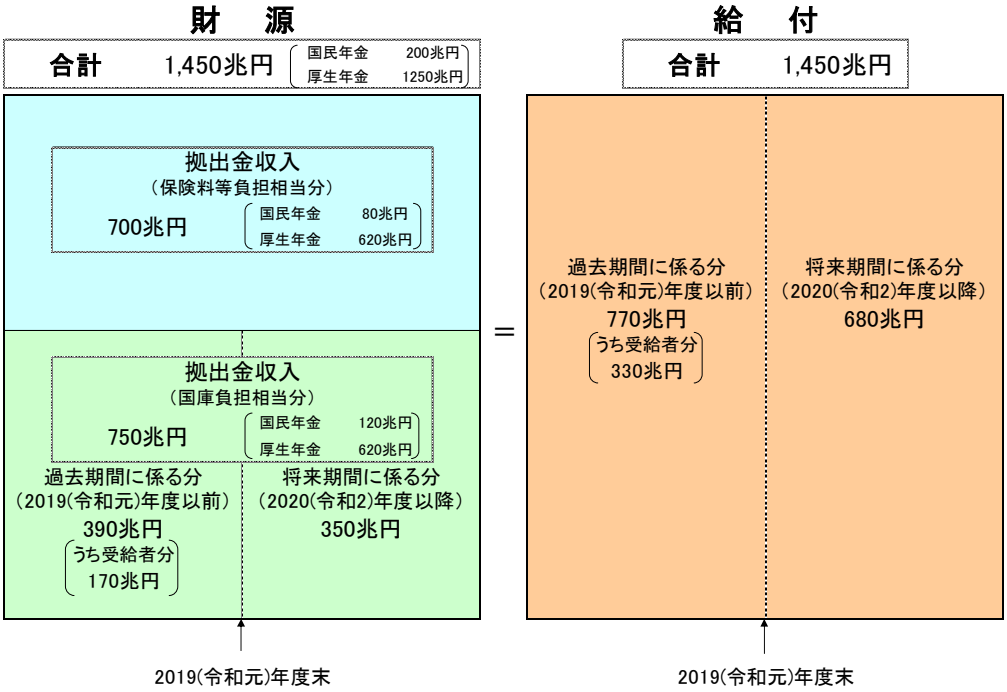

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（実質<対物価>）	2.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

７．被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、1970 年代後半には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度が出てきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。1984(昭和 59)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、1986(昭和 61)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、1990(平成２)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、1996(平成８)年３月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、1997(平成９)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は 1997(平成９)年４月に厚生年金に統合され、その給付費用の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

その後、2002(平成 14)年４月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合され、2012(平成 24)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、2015(平成 27)年 10 月に残存していた三共済（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）が厚生年金へ統合されることとなった。

被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の１・２階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。なお、この被用者年金一元化に伴い旧三公社共済組合の給付費用の一部に充当するための制度は廃止されることとなった。

以下、この節では国家公務員共済組合を国共済、地方公務員共済組合を地共済、私立学校教職員共済制度を私学共済、一元化前の厚生年金のことは旧厚生年金と記述する。

（１）被用者年金一元化の仕組み

①　被用者年金一元化後の財源構造

被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけ引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、一元化前の共済年金の積立金については１・２階部分と３階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち１・２階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、１・２階部分の保険料率及び給付を統一した上で、１・２階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する１・２階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、

・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている（第３－７－50 図）。

第３－７－50 図　被用者年金一元化後の財源構造

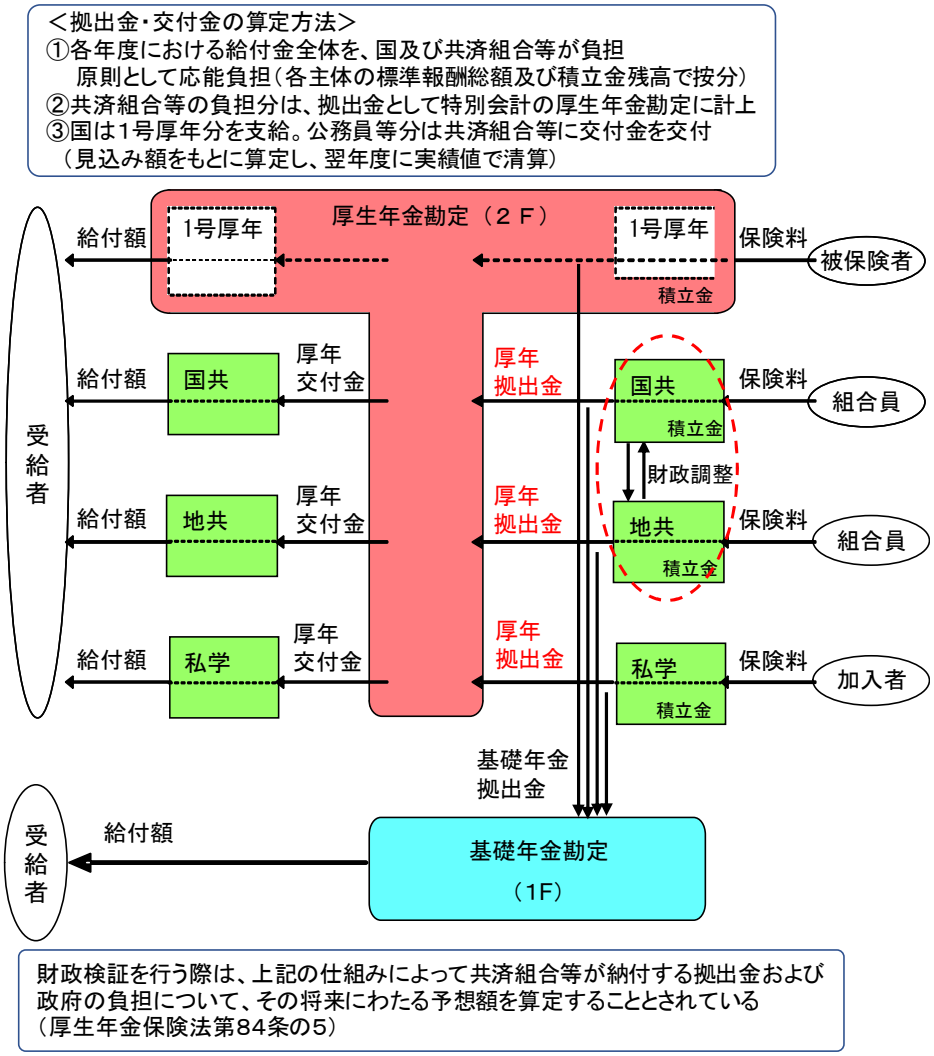

②　実施機関からの拠出金の算出方法について

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する１・２階積立金に応じて納付することを基本としている。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（国庫・公経済負担を除いた１・２階の給付費）按分も取り入れることとしている。そのため、2019（令和元）年財政検証においては当該激変緩和措置の対象期間を全実施機関が同じ保険料率に統合されるまでの間（2026（令和８）年度までの間）としている。

具体的には、各実施機関１・２階の給付費のうち、国庫・公経済負担を除いたものの合計額が拠出金算定対象額となり、その拠出金算定対象額を保険料財源比率と（１－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとなっている。保

険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、財政検証ごとに見直すこととなっている。

・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたもの（標準報酬按分率）によって按分する。

・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの１・２階相当積立金に応じた率に（１－保険料財源比率）を乗じたもの（積立金按分率）によって按分する。

ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることになる（第３－７－51 図）。

・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたものに 50/100 を乗じて得た率（標準報酬按分率）によって按分する。

・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの１・２階相当積立金に応じた率に（１－保険料財源比率）を乗じたものに 50/100 を乗じて得た率（積立金按分率）によって按分する。

・支出費按分

厚生年金の給付費（共済年金の２階部分を含む）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担除く）を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に 50/100 を乗じて得た率（支出費按分率）によって按分する。

第３－７－51 図　被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ

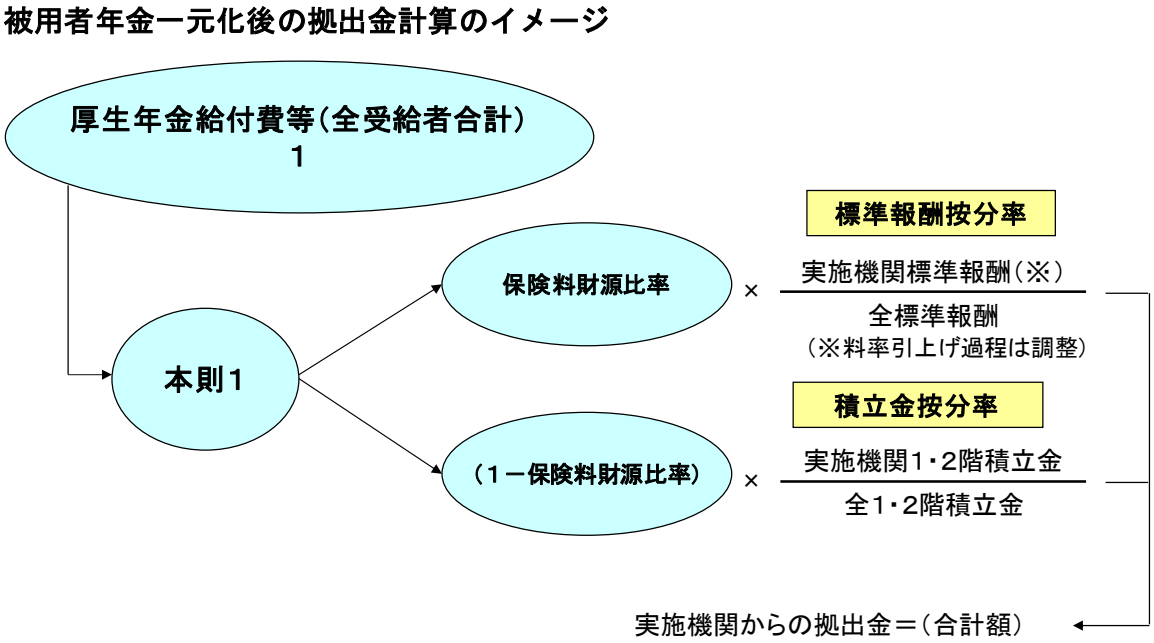

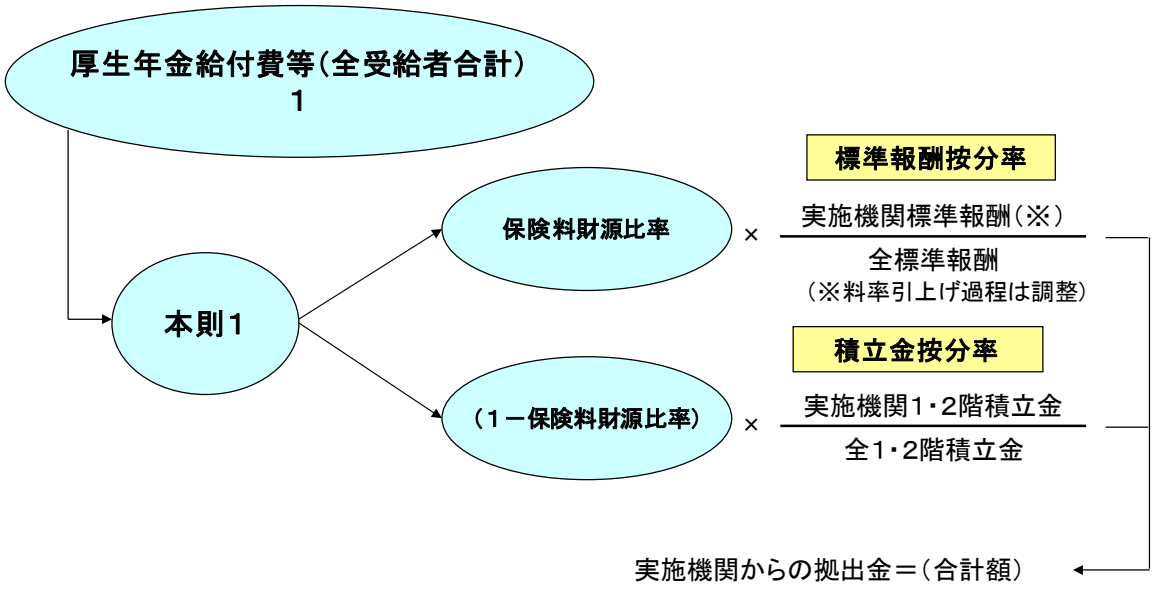

③　厚生年金給付費の実績と精算

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金及び同勘定からの交付金については、いったん概算で納付及び交付が行われ、その後厚生年金給付費や標準報酬按分率等の実績が明らかになってから、概算額との差額について精算されることとなる。

（２）今回の財政検証結果

①　厚生年金拠出金・交付金の見通し

各実施機関の厚生年金拠出金の見通しについては、厚生年金法 84 条の５第３項において、財政検証が作成されるときは厚生年金拠出金の将来の予想額を算定するものと規定されている。今回の財政検証においても厚生年金拠出金・交付金の見通しを作成している（第３－７－52 表）。

第３－７－52 表　厚生年金拠出金・交付金の見通し

○ 人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ（変動なし）

年度（西暦）	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.7	1.1	3.2	0.4	24.5	1.1	3.5	0.3
2022	25.1	1.1	3.3	0.4	24.9	1.1	3.5	0.3
2023	25.4	1.1	3.3	0.4	25.2	1.1	3.6	0.3
2024	26.0	1.2	3.3	0.4	25.7	1.2	3.6	0.3
2025	26.4	1.2	3.4	0.4	26.2	1.2	3.7	0.4
2030	30.2	1.3	3.4	0.6	29.6	1.3	4.1	0.4
2035	35.1	1.4	4.0	0.7	34.7	1.5	4.5	0.5
2040	42.0	1.7	4.9	0.8	42.1	1.7	5.0	0.6
2050	58.1	2.5	7.2	1.2	59.6	2.3	6.1	1.0
2060	77.7	3.3	9.6	1.6	79.7	3.1	7.9	1.4
2070	102.4	4.3	12.6	2.0	104.4	4.1	10.8	1.9
2080	131.3	5.4	16.2	2.6	133.2	5.5	14.4	2.4
2090	168.7	6.9	20.6	3.3	170.6	7.2	18.6	3.1
2100	216.1	8.6	26.1	4.2	217.7	9.4	24.0	3.9
2110	276.8	10.9	32.8	5.4	278.1	12.0	30.8	4.9
2115	313.3	12.3	36.4	6.1	314.2	13.5	34.8	5.6

○ 人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ（変動なし）

年度（西暦）	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.6	1.1	3.2	0.4	24.4	1.1	3.4	0.3
2022	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2023	25.1	1.1	3.2	0.4	24.9	1.1	3.5	0.3
2024	25.4	1.1	3.3	0.4	25.2	1.1	3.6	0.3
2025	25.8	1.1	3.3	0.4	25.6	1.1	3.6	0.4
2030	29.3	1.2	3.3	0.6	28.8	1.3	4.0	0.4
2035	32.6	1.3	3.7	0.7	32.3	1.4	4.2	0.5
2040	37.2	1.5	4.4	0.7	37.2	1.5	4.5	0.6
2050	45.2	1.9	5.6	0.9	46.3	1.8	4.7	0.8
2060	53.1	2.2	6.5	1.1	54.4	2.1	5.4	1.0
2070	61.5	2.5	7.6	1.2	62.7	2.5	6.5	1.1
2080	69.6	2.8	8.6	1.4	70.6	2.9	7.6	1.3
2090	78.8	3.1	9.7	1.6	79.7	3.4	8.7	1.4
2100	88.9	3.4	10.8	1.7	89.6	3.8	9.9	1.6
2110	100.4	3.8	11.9	1.9	100.8	4.3	11.2	1.8
2115	106.8	4.1	12.4	2.1	106.9	4.6	11.9	1.9

○ 人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ（変動なし）

年度（西暦）	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.6	1.1	3.2	0.4	24.5	1.1	3.4	0.3
2022	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2023	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2024	25.0	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2030	25.5	1.1	3.0	0.5	25.2	1.1	3.5	0.4
2035	27.0	1.2	3.2	0.6	26.9	1.1	3.5	0.4
2040	29.3	1.3	3.6	0.6	29.6	1.2	3.6	0.5
2050	32.3	1.4	4.2	0.7	33.2	1.3	3.5	0.6
2060	34.7	1.5	4.4	0.7	35.7	1.4	3.6	0.7
2070	37.3	1.6	4.8	0.8	38.0	1.6	4.1	0.7
2080	39.3	1.7	5.0	0.8	39.8	1.7	4.5	0.8
2090	41.4	1.7	5.3	0.8	41.9	1.9	4.8	0.8
2100	43.6	1.8	5.5	0.9	44.0	2.0	5.1	0.8
2110	46.0	1.9	5.7	0.9	46.2	2.1	5.4	0.9
2115	47.2	2.0	5.8	0.9	47.4	2.1	5.5	0.9

②　保険料財源比率

一元化後の各実施機関の負担する拠出金は、各年度の厚生年金給付費を、保険料財源比率と（１－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとされている。また、この保険料財源比率は、直近の財政検証における財政均衡期間（概ね 100 年）の支出に占める保険料財源の割合を用い、５年毎に見直すこととされている。

被用者年金一元化された 2015(平成 27)年 10 月以降に用いている保険料財源比率は 2014(平成 26)年財政検証で算出した 0.83 となっているが、今後は 2019(令和元)年財政検証で算出した保険料財源比率を使用することとなる。今回も各ケースの保険料財源比率を算出し、ケースⅢの 0.85 を使用することとした（第３－７－53 表）。

第３－７－53 表　保険料財源比率について

人口：出生中位、死亡中位

経済前提	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
保険料財源比率	0.87	0.86	0.85	0.88	0.88	－

（注）ケースⅥは、マクロ経済スライドによる調整を機械的に継続しても2052年に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行することになるため、当該ケースの保険料財源比率は算出していない。

③　実施機関別の財政見通し

各実施機関の財政見通しについては、2014(平成 26)年財政検証までは各実施機関において財政再計算として公表されていたが、今回は 2019(令和元)年財政検証の公表と同時に厚生労働省において各実施機関別の財政見通しを作成し公表している（第３－７－54 表)。

第３－７－54 表　各実施機関別の財政見通し
ケース Ⅰ

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケース Ⅰ
旧厚生年金

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.1	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.4	32.5	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	19.0	0.2	24.1	1.8	173.1
2021	70.5	32.9	9.9	2.9	0.2	24.5	68.9	24.8	19.2	0.2	24.7	1.6	174.6
2022	71.6	33.5	10.0	3.0	0.2	24.9	70.0	25.2	19.5	0.2	25.1	1.6	176.2
2023	72.8	34.3	10.1	3.1	0.2	25.2	70.8	25.5	19.7	0.2	25.4	2.0	178.2
2024	74.5	35.3	10.3	3.1	0.2	25.7	72.2	26.0	20.1	0.2	26.0	2.4	180.6
2025	76.5	36.3	10.4	3.5	0.0	26.2	73.4	26.4	20.4	0.2	26.4	3.1	183.7
2030	93.3	41.9	11.3	10.4	0.0	29.6	82.4	29.7	22.3	0.2	30.2	10.9	218.9
2035	107.7	47.3	12.3	13.4	0.0	34.7	94.6	34.8	24.5	0.2	35.1	13.2	281.4
2040	125.5	52.9	13.8	16.7	0.0	42.1	111.9	42.2	27.5	0.2	42.0	13.6	349.3
2050	166.9	66.2	17.7	23.4	0.0	59.6	153.3	59.6	35.4	0.1	58.1	13.6	486.1
2060	218.5	85.2	23.3	30.2	0.0	79.7	204.2	79.7	46.7	0.1	77.7	14.3	626.8
2070	280.2	108.8	30.3	36.8	0.0	104.4	267.5	104.4	60.5	0.1	102.4	12.8	760.2
2080	352.6	138.1	38.6	42.7	0.0	133.2	341.8	133.2	77.1	0.1	131.3	10.9	881.0
2090	443.2	176.6	49.4	46.7	0.0	170.6	438.1	170.6	98.7	0.1	168.7	5.1	958.8
2100	553.0	225.6	62.9	46.7	0.0	217.7	559.8	217.7	125.9	0.1	216.1	−6.9	953.4
2110	683.0	286.7	80.4	37.7	0.0	278.1	715.9	278.1	160.9	0.1	276.8	−32.9	755.8
2115	755.8	323.5	90.9	27.3	0.0	314.2	809.2	314.2	181.7	0.1	313.3	−53.5	532.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケース Ⅰ
国共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.9	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.1
2023	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	7.0
2024	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.2	3.1	1.2	0.6	0.3	1.2	−0.2	6.8
2025	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.2	3.2	1.2	0.6	0.3	1.2	−0.2	6.6
2030	3.6	1.6	0.3	0.3	0.0	1.3	3.4	1.3	0.6	0.2	1.3	0.2	6.9
2035	4.1	1.9	0.4	0.4	0.0	1.5	3.9	1.5	0.7	0.2	1.4	0.2	7.9
2040	4.7	2.1	0.4	0.4	0.0	1.7	4.6	1.7	0.8	0.2	1.7	0.2	8.8
2050	6.2	2.8	0.6	0.5	0.0	2.3	6.1	2.3	1.1	0.2	2.5	0.0	9.9
2060	8.0	3.7	0.7	0.5	0.0	3.1	8.1	3.1	1.5	0.2	3.3	0.0	9.9
2070	10.3	4.7	1.0	0.4	0.1	4.1	10.4	4.1	1.9	0.1	4.3	−0.1	8.9
2080	13.3	6.0	1.2	0.4	0.2	5.5	13.4	5.5	2.5	0.0	5.4	0.0	8.4
2090	17.1	7.6	1.6	0.4	0.3	7.2	17.3	7.2	3.2	0.0	6.9	−0.1	8.0
2100	21.3	9.8	2.0	0.1	0.0	9.4	22.0	9.4	4.0	0.0	8.6	−0.7	2.4
2110	28.0	12.4	2.6	0.0	1.0	12.0	28.0	12.0	5.2	0.0	10.9	0.0	0.0
2115	31.6	14.0	2.9	0.0	1.2	13.5	31.6	13.5	5.8	0.0	12.3	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅠ
地共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.1	3.5	1.4	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.2	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.3	3.5	1.5	0.0	3.3	−0.1	20.8
2023	8.4	3.5	0.7	0.4	0.3	3.6	8.3	3.6	1.5	0.0	3.3	0.1	20.8
2024	8.6	3.6	0.8	0.4	0.3	3.6	8.5	3.6	1.5	0.0	3.3	0.1	20.9
2025	8.8	3.7	0.8	0.4	0.3	3.7	8.7	3.7	1.5	0.0	3.4	0.2	21.1
2030	10.6	4.2	0.9	1.2	0.2	4.1	9.3	4.1	1.7	0.0	3.4	1.3	25.2
2035	12.1	4.8	1.0	1.6	0.2	4.5	10.5	4.5	2.0	0.0	4.0	1.6	32.7
2040	14.0	5.6	1.2	2.0	0.2	5.0	12.3	5.0	2.3	0.0	4.9	1.7	41.1
2050	18.0	7.4	1.5	2.8	0.2	6.1	16.3	6.1	3.0	0.0	7.2	1.8	58.8
2060	23.2	9.5	2.0	3.7	0.2	7.9	21.4	7.9	4.0	0.0	9.6	1.8	76.9
2070	30.1	12.1	2.6	4.5	0.1	10.8	28.6	10.8	5.2	0.1	12.6	1.5	93.2
2080	38.4	15.5	3.3	5.1	0.0	14.4	37.5	14.4	6.7	0.2	16.2	0.9	105.3
2090	48.0	19.9	4.2	5.3	0.0	18.6	48.0	18.6	8.5	0.3	20.6	0.0	108.8
2100	59.7	25.2	5.4	5.1	0.0	24.0	60.9	24.0	10.8	0.0	26.1	−1.2	104.3
2110	73.5	32.1	7.0	3.6	0.0	30.8	78.6	30.8	13.9	1.0	32.8	−5.1	71.0
2115	81.2	36.4	7.9	2.1	0.0	34.8	88.1	34.8	15.7	1.2	36.4	−6.9	40.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し
私学共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2024	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.1	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2025	1.2	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	3.0
2030	1.5	0.8	0.2	0.2	0.0	0.4	1.4	0.4	0.3	0.0	0.6	0.2	3.7
2035	1.8	0.9	0.2	0.2	0.0	0.5	1.6	0.5	0.3	0.0	0.7	0.2	4.8
2040	2.1	1.0	0.2	0.3	0.0	0.6	1.9	0.6	0.4	0.0	0.8	0.2	6.0
2050	2.9	1.2	0.2	0.4	0.0	1.0	2.6	1.0	0.5	0.0	1.2	0.2	8.4
2060	3.8	1.6	0.3	0.5	0.0	1.4	3.6	1.4	0.6	0.0	1.6	0.2	10.8
2070	5.0	2.0	0.4	0.6	0.0	1.9	4.7	1.9	0.8	0.0	2.0	0.2	13.0
2080	6.2	2.6	0.5	0.7	0.0	2.4	6.1	2.4	1.0	0.0	2.6	0.2	14.9
2090	7.8	3.3	0.7	0.8	0.0	3.1	7.7	3.1	1.3	0.0	3.3	0.1	16.0
2100	9.6	4.2	0.8	0.8	0.0	3.9	9.8	3.9	1.7	0.0	4.2	−0.2	15.6
2110	11.9	5.3	1.1	0.6	0.0	4.9	12.5	4.9	2.2	0.0	5.4	−0.6	11.9
2115	13.2	6.0	1.2	0.4	0.0	5.6	14.1	5.6	2.4	0.0	6.1	−0.9	8.0

ケースⅢ

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
旧厚生年金

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.1	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.4	32.5	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	19.0	0.2	24.1	1.8	173.1
2021	70.4	32.9	9.9	2.9	0.2	24.4	68.8	24.8	19.2	0.2	24.6	1.6	174.7
2022	71.4	33.5	10.0	3.0	0.2	24.7	69.6	25.0	19.5	0.2	24.9	1.8	176.5
2023	72.5	34.3	10.1	3.1	0.2	24.9	70.1	25.1	19.7	0.2	25.1	2.4	178.9
2024	74.0	35.3	10.3	3.1	0.2	25.2	71.1	25.5	20.1	0.2	25.4	2.9	181.8
2025	75.9	36.3	10.4	3.5	0.0	25.6	72.2	25.8	20.4	0.2	25.8	3.7	185.5
2030	89.6	41.2	11.2	8.4	0.0	28.8	80.5	28.9	22.1	0.2	29.3	9.1	219.6
2035	97.9	43.6	11.8	10.3	0.0	32.3	88.6	32.4	23.5	0.2	32.6	9.3	267.1
2040	107.7	45.7	12.7	12.0	0.0	37.2	100.0	37.3	25.4	0.2	37.2	7.7	309.2
2050	125.6	50.5	14.2	14.6	0.0	46.3	120.1	46.3	28.5	0.1	45.2	5.5	374.7
2060	144.5	57.3	16.3	16.5	0.0	54.4	140.2	54.4	32.5	0.1	53.1	4.3	423.0
2070	163.2	64.4	18.4	17.7	0.0	62.7	161.1	62.7	36.8	0.1	61.5	2.1	452.9
2080	181.5	72.1	20.6	18.2	0.0	70.6	181.5	70.6	41.2	0.1	69.6	0.0	463.7
2090	201.6	81.2	23.2	17.5	0.0	79.7	205.0	79.7	46.5	0.1	78.8	−3.4	444.4
2100	222.4	91.4	26.1	15.3	0.0	89.6	230.8	89.6	52.2	0.1	88.9	−8.4	385.6
2110	243.1	102.4	29.4	10.4	0.0	100.8	260.1	100.8	58.8	0.1	100.4	−17.0	257.6
2115	253.2	108.5	31.2	6.5	0.0	106.9	276.2	106.9	62.4	0.1	106.8	−23.0	155.1

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
国共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.9	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.2
2023	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.2	1.1	−0.2	7.0
2024	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.8
2025	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.1	6.7
2030	3.4	1.6	0.3	0.3	0.0	1.3	3.3	1.3	0.6	0.2	1.2	0.1	7.0
2035	3.7	1.7	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.7	0.2	1.3	0.1	7.7
2040	4.1	1.8	0.4	0.3	0.0	1.5	4.1	1.5	0.8	0.2	1.5	0.0	8.0
2050	4.7	2.1	0.5	0.3	0.0	1.8	4.8	1.8	0.9	0.2	1.9	−0.1	7.8
2060	5.4	2.5	0.5	0.3	0.0	2.1	5.5	2.1	1.0	0.1	2.2	−0.1	6.8
2070	6.2	2.8	0.6	0.2	0.1	2.5	6.2	2.5	1.2	0.1	2.5	−0.1	6.0
2080	6.9	3.1	0.7	0.2	0.0	2.9	7.1	2.9	1.3	0.0	2.8	−0.2	5.0
2090	7.7	3.5	0.7	0.1	0.0	3.4	8.0	3.4	1.5	0.0	3.1	−0.2	2.8
2100	8.6	3.9	0.8	0.0	0.0	3.8	8.9	3.8	1.7	0.0	3.4	−0.3	0.2
2110	10.0	4.4	0.9	0.0	0.3	4.3	10.0	4.3	1.9	0.0	3.8	0.0	0.0
2115	10.7	4.7	1.0	0.0	0.4	4.6	10.7	4.6	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
地共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.4	8.1	3.4	1.4	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.2	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.8
2023	8.3	3.5	0.7	0.4	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.1	20.9
2024	8.5	3.6	0.8	0.4	0.3	3.6	8.4	3.6	1.5	0.0	3.3	0.2	21.0
2025	8.7	3.7	0.8	0.4	0.3	3.6	8.5	3.6	1.5	0.0	3.3	0.2	21.3
2030	10.1	4.1	0.9	1.0	0.2	4.0	9.0	4.0	1.7	0.0	3.3	1.1	25.1
2035	11.0	4.4	0.9	1.2	0.2	4.2	9.9	4.2	1.9	0.0	3.7	1.1	30.9
2040	12.0	4.8	1.1	1.4	0.2	4.5	10.9	4.5	2.1	0.0	4.4	1.0	36.2
2050	13.5	5.6	1.2	1.8	0.2	4.7	12.7	4.7	2.4	0.0	5.6	0.8	45.1
2060	15.3	6.4	1.4	2.0	0.1	5.4	14.7	5.4	2.8	0.0	6.5	0.6	51.8
2070	17.4	7.2	1.6	2.2	0.1	6.5	17.3	6.5	3.2	0.1	7.6	0.1	55.0
2080	19.7	8.1	1.8	2.2	0.0	7.6	19.8	7.6	3.6	0.0	8.6	−0.1	55.2
2090	21.9	9.1	2.0	2.1	0.0	8.7	22.4	8.7	4.0	0.0	9.7	−0.5	52.0
2100	24.0	10.2	2.2	1.7	0.0	9.9	25.1	9.9	4.5	0.0	10.8	−1.1	44.0
2110	26.2	11.5	2.5	1.0	0.0	11.2	28.6	11.2	5.1	0.3	11.9	−2.3	25.3
2115	27.3	12.2	2.7	0.5	0.0	11.9	30.0	11.9	5.4	0.4	12.4	−2.7	12.4

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し
私学共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2024	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2025	1.2	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	3.0
2030	1.5	0.8	0.2	0.1	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.2	3.8
2035	1.6	0.8	0.2	0.2	0.0	0.5	1.5	0.5	0.3	0.0	0.7	0.2	4.6
2040	1.8	0.8	0.2	0.2	0.0	0.6	1.7	0.6	0.3	0.0	0.7	0.1	5.4
2050	2.2	1.0	0.2	0.3	0.0	0.8	2.1	0.8	0.4	0.0	0.9	0.1	6.5
2060	2.5	1.1	0.2	0.3	0.0	1.0	2.5	1.0	0.4	0.0	1.1	0.1	7.3
2070	2.9	1.2	0.2	0.3	0.0	1.1	2.9	1.1	0.5	0.0	1.2	0.0	7.8
2080	3.2	1.3	0.3	0.3	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.0	1.4	0.0	7.9
2090	3.5	1.5	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.6	0.0	1.6	−0.1	7.5
2100	3.9	1.7	0.4	0.3	0.0	1.6	4.0	1.6	0.7	0.0	1.7	−0.2	6.4
2110	4.2	1.9	0.4	0.2	0.0	1.8	4.5	1.8	0.8	0.0	1.9	−0.3	4.1
2115	4.4	2.0	0.4	0.1	0.0	1.9	4.8	1.9	0.8	0.0	2.1	−0.4	2.4

ケースⅤ　機械的に給付水準調整を進めた場合

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
旧厚生年金

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.0	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.3	32.4	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	18.9	0.2	24.1	1.7	172.9
2021	70.1	32.6	9.9	2.9	0.2	24.5	68.7	24.8	19.2	0.2	24.6	1.3	174.2
2022	70.5	32.7	10.0	2.9	0.2	24.7	69.4	25.0	19.4	0.2	24.9	1.1	175.4
2023	70.4	32.9	10.0	2.7	0.2	24.7	69.4	24.9	19.5	0.2	24.9	1.0	176.3
2024	70.6	33.2	10.0	2.5	0.2	24.8	69.8	25.0	19.6	0.2	25.0	0.9	177.2
2025	70.9	33.4	10.0	2.7	0.0	24.7	69.7	25.0	19.6	0.2	24.9	1.2	178.4
2030	75.1	34.5	10.2	5.2	0.0	25.2	71.0	25.3	20.1	0.2	25.5	4.1	191.8
2035	78.3	35.2	10.5	5.8	0.0	26.9	74.8	26.9	20.8	0.2	27.0	3.5	211.8
2040	82.5	35.8	11.0	6.1	0.0	29.6	81.0	29.6	21.9	0.1	29.3	1.5	223.4
2050	87.4	37.0	11.0	6.3	0.0	33.2	87.6	33.2	22.0	0.1	32.3	−0.2	226.5
2060	91.6	39.1	10.5	6.3	0.0	35.7	91.6	35.7	21.0	0.1	34.7	0.0	226.4
2070	95.9	41.1	10.7	6.1	0.0	38.0	96.8	38.0	21.3	0.1	37.3	−0.9	220.7
2080	99.4	42.9	10.9	5.8	0.0	39.8	101.0	39.8	21.9	0.1	39.3	−1.6	208.9
2090	103.7	45.2	11.4	5.2	0.0	41.9	106.3	41.9	22.9	0.1	41.4	−2.6	186.9
2100	107.7	47.5	12.0	4.3	0.0	44.0	111.7	44.0	24.0	0.1	43.6	−3.9	154.3
2110	111.4	49.6	12.6	3.0	0.0	46.2	117.5	46.2	25.2	0.1	46.0	−6.1	103.8
2115	113.1	50.8	12.9	2.0	0.0	47.4	120.4	47.4	25.9	0.1	47.2	−7.3	69.8

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
国共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.1
2023	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.2	1.1	−0.2	6.9
2024	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.7
2025	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.5
2030	3.0	1.4	0.3	0.2	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.2	1.1	0.0	6.1
2035	3.1	1.5	0.3	0.2	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.2	1.2	0.0	6.0
2040	3.2	1.5	0.3	0.2	0.0	1.2	3.4	1.2	0.7	0.2	1.3	−0.1	5.5
2050	3.5	1.6	0.4	0.1	0.0	1.3	3.6	1.3	0.7	0.1	1.4	−0.1	4.1
2060	3.7	1.8	0.3	0.1	0.0	1.4	3.8	1.4	0.7	0.1	1.5	−0.1	3.0
2070	3.8	1.9	0.4	0.1	0.0	1.6	3.9	1.6	0.7	0.0	1.6	−0.1	1.9
2080	4.0	1.9	0.4	0.0	0.0	1.7	4.1	1.7	0.7	0.0	1.7	−0.1	1.1
2090	4.3	2.0	0.4	0.0	0.0	1.9	4.3	1.9	0.8	0.0	1.7	−0.1	0.3
2100	4.6	2.1	0.4	0.0	0.1	2.0	4.6	2.0	0.8	0.0	1.8	0.0	0.0
2110	4.8	2.2	0.4	0.0	0.1	2.1	4.8	2.1	0.8	0.0	1.9	0.0	0.0
2115	4.9	2.3	0.4	0.0	0.1	2.1	4.9	2.1	0.9	0.0	2.0	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
地共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.4	8.1	3.4	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.1	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.7
2023	8.2	3.4	0.7	0.3	0.2	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2024	8.2	3.4	0.7	0.3	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2025	8.3	3.4	0.8	0.3	0.2	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2030	8.7	3.6	0.8	0.6	0.2	3.5	8.1	3.5	1.6	0.0	3.0	0.6	22.4
2035	9.0	3.8	0.9	0.7	0.2	3.5	8.5	3.5	1.7	0.0	3.2	0.5	25.2
2040	9.4	4.0	0.9	0.7	0.2	3.6	9.1	3.6	1.9	0.0	3.6	0.3	27.1
2050	9.6	4.3	1.0	0.8	0.1	3.5	9.6	3.5	1.9	0.0	4.2	0.0	28.3
2060	10.0	4.5	0.9	0.8	0.1	3.6	10.0	3.6	1.9	0.0	4.4	0.0	28.6
2070	10.6	4.8	0.9	0.8	0.0	4.1	10.7	4.1	1.9	0.0	4.8	−0.1	27.9
2080	11.2	5.0	1.0	0.7	0.0	4.5	11.5	4.5	2.0	0.0	5.0	−0.2	26.0
2090	11.7	5.3	1.0	0.6	0.0	4.8	12.1	4.8	2.0	0.0	5.3	−0.4	22.7
2100	12.1	5.5	1.1	0.5	0.0	5.1	12.8	5.1	2.1	0.1	5.5	−0.6	17.7
2110	12.6	5.8	1.1	0.3	0.0	5.4	13.4	5.4	2.2	0.1	5.7	−0.8	10.5
2115	12.8	6.0	1.2	0.2	0.0	5.5	13.7	5.5	2.3	0.1	5.8	−0.9	6.2

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ

私学共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2024	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2025	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2030	1.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.2	0.4	0.3	0.0	0.5	0.1	3.3
2035	1.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.1	3.6
2040	1.4	0.7	0.2	0.1	0.0	0.5	1.4	0.5	0.3	0.0	0.6	0.0	3.9
2050	1.5	0.7	0.2	0.1	0.0	0.6	1.5	0.6	0.3	0.0	0.7	0.0	3.9
2060	1.7	0.8	0.1	0.1	0.0	0.7	1.7	0.7	0.3	0.0	0.7	0.0	3.9
2070	1.8	0.8	0.1	0.1	0.0	0.7	1.8	0.7	0.3	0.0	0.8	0.0	3.7
2080	1.8	0.8	0.2	0.1	0.0	0.8	1.9	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	3.5
2090	1.9	0.9	0.2	0.1	0.0	0.8	2.0	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	3.1
2100	2.0	0.9	0.2	0.1	0.0	0.8	2.0	0.8	0.3	0.0	0.9	−0.1	2.5
2110	2.0	1.0	0.2	0.0	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	−0.1	1.6
2115	2.1	1.0	0.2	0.0	0.0	0.9	2.2	0.9	0.4	0.0	0.9	−0.1	1.1

第８節　マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の長期化の要因と影響

１．足元のマクロ経済スライドと所得代替率の動向

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母と分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。一方、マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。

しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消しなかったため、2004(平成 16)年改正で導入されたマクロ経済スライドは 2014(平成 26)年度まで発動することがなかった。その後、2015（平成 27）年度に 0.9%、2019（令和元）年度に 0.5%（うち、0.3%は 2018（平成 30）年度のキャリーオーバー）のマクロ経済スライド調整が発動され、給付水準の調整が初めて行われた（第３－８－１図）。

第３－８－１図　賃金、物価、年金改定率、及びマクロ経済スライドの推移

・ マクロ経済スライドは、平成27年度、令和元年度、令和2年度の3回発動（令和元年度に平成30年度から繰り越された未調整分は解消）。
・ 近年では被保険者数が増加傾向となっており、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。

改定年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年金額改定率の実績								
(A)	物価変動率 ※ 前年のCPI上昇率	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%
	賃金変動率 ※ 2~4年前の賃金上昇率等を基に計算	0.3%	2.3%	0.0% ▲0.2%	▲1.1%	0.0% ▲0.4%	0.6%	0.3%
(B)	実際に発動したマクロ経済スライド調整率	－(※1)	▲0.9%	－	－	－	▲0.5%(※3) 〔▲0.3%〕	▲0.1%
	被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.5%	▲0.3%	▲0.2%	▲0.1%
(C)	特例水準の解消	▲1.0%	▲0.5%	－	－	－	－	－
年金額改定率 (A-B-C)(※2)		▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%
（参考）財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%）」の見込み		平成26年財政検証　労働市場への参加が進むケース						令和元年財政検証 労働参加が進むケース
		▲1.0%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.2%
		平成26年財政検証　労働市場への参加が進まないケース						令和元年財政検証 労働参加が一定程度進むケース
		▲1.0%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.2%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.2%

※1　特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。
※2　Aの値は、物価、賃金の状況に応じて□の値（ただし、物価変動率がプラスで、賃金変動率がマイナスの平成28年度と平成30年度はゼロ）を使用
※3　平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越され、令和元年度は、平成30年度に繰り越された未調整分（▲0.3%）も含む。

マクロ経済スライドが発動されなかった間に、むしろ、所得代替率は若干上昇しており、現行の財政フレームが導入された 2004（平成 16）年度では 59.3%であったものが、今回の財政検証の足元である 2019（令和元）年度には 61.7%となっている。

この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金のスライドが、分母の賃金の低下より低く抑えられているため生じたものである。具体的には、本節２（２）で詳述する。

2014(平成 26)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的に抱える事項に対処するため、年金部会での議論も踏まえ、2016(平成 28)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律を提出し、成立した。この中で年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについては、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された（第３－８－２図）。

第３－８－２図　年金額改定ルールの見直し

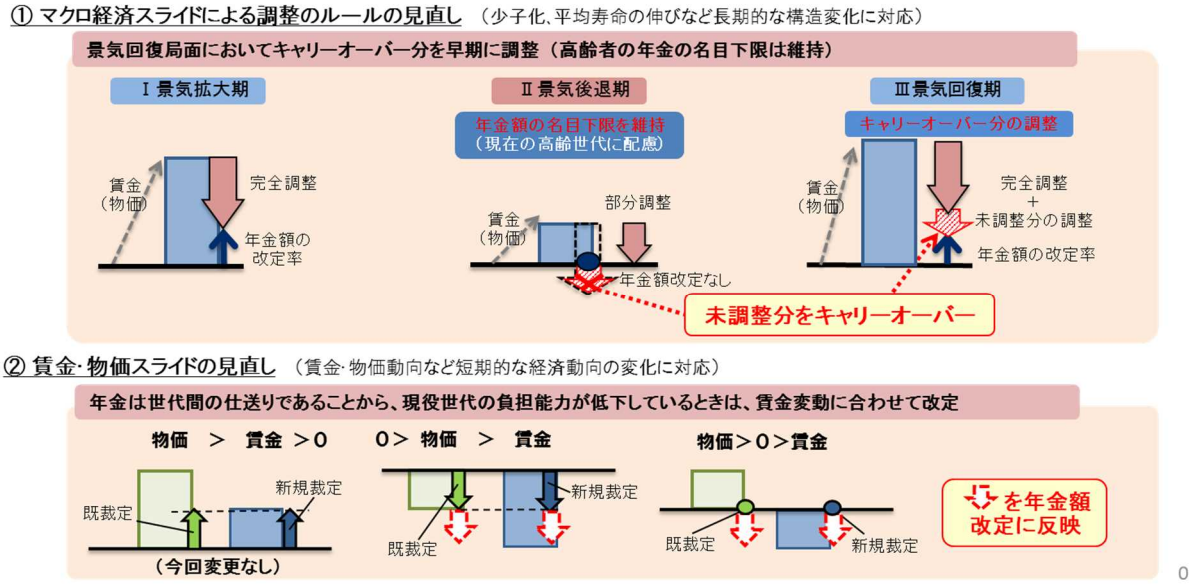

２．マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因

現行の財政フレームが導入された 2004(平成 16)年財政再計算では、足下の 2004(平成 16)年度の所得代替率は 59.3%であり、基準ケースでは、１階部分の基礎年金、２階部分の報酬比例年金ともに給付水準調整期間は 19 年であり、調整終了後のモデル年金の所得代替率は、基礎年金が 28.4%、報酬比例年金が 21.8%、合計で 50.2%となる見通しであった。

しかし、今回の財政検証では、2004(平成 16)年度に 59.3%であった所得代替率は、足下の 2019(令和元)年度で 61.7%まで上昇し、ケースⅢの場合における給付水準調整期間については、基礎年金は約 30 年、報酬比例は６年となり、調整終了後の所得代替率については、基礎年金は 26.2%、報酬比例年金は 24.6%となった。つまり、２階部分の報酬比例年金に比べると、１階部分の基礎年金の方が、給付水準調整期間がより長期化することとなった（第３－８－３図）。

第３－８－３図　マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

○ 2004年の財政再計算では、1階部分と2階部分のマクロ経済スライドが同時に終了する想定であったが、その後、マクロ経済スライドが発動されず、1階部分のマクロ経済スライドの調整期間が、2階部分の調整期間よりも長期化し、所得代替率に占める基礎年金部分が減少することが見込まれている。

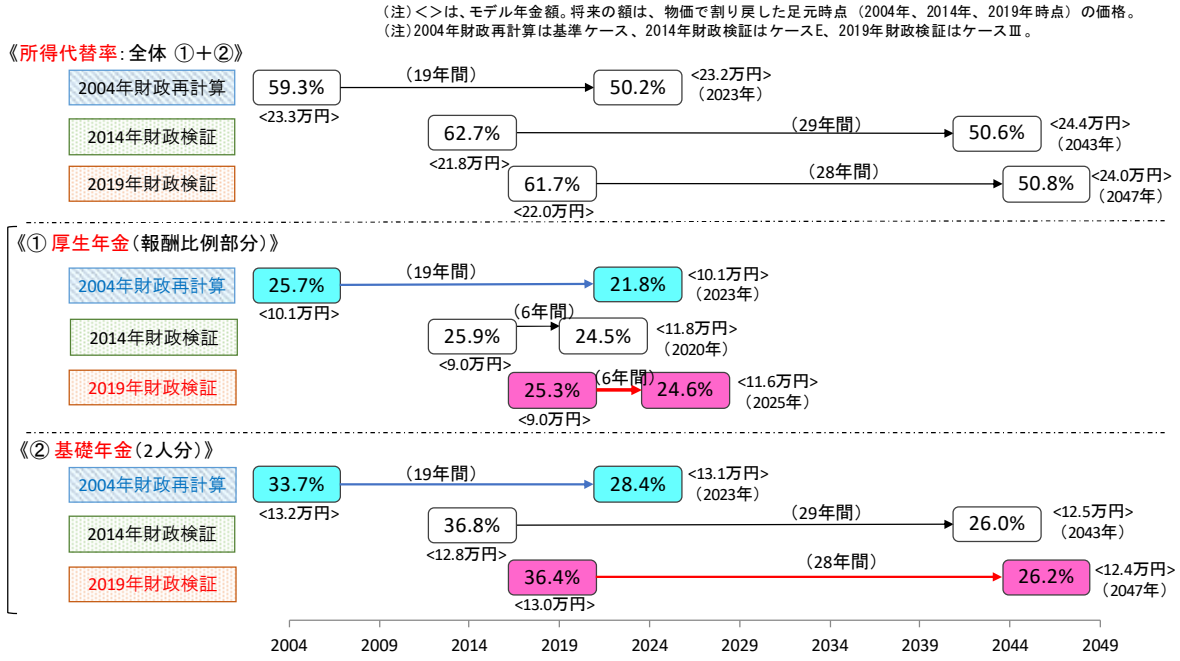

以下では、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が報酬比例部分の調整期間よりも長期化する主な要因について、デフレ経済による賃金・物価の低迷に伴う影響、基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響、被保険者構成の変化に伴う影響に分け、それぞれ考察することとする（第３－８－４図）。

第３－８－４図　基礎年金のマクロ経済スライドが報酬比例に比べ長期化する要因

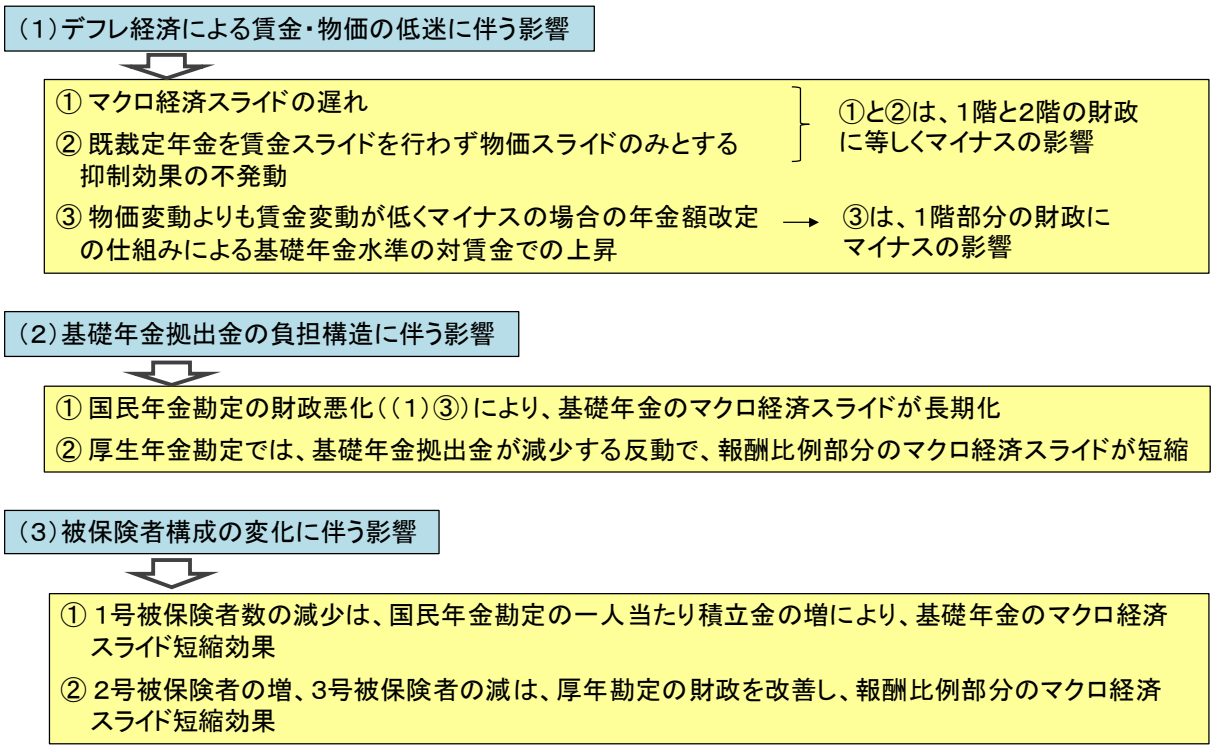

（１）マクロ経済スライドの発動の遅れ等

2004(平成 16)年財政再計算以降の経済状況をみると、第３－８－１図でみたとおり、デフレ経済が続き、物価が上昇しないだけでなく、賃金が物価以上に低下し、実質賃金の伸びがマイナスとなる状況が生じていた。このため、賃金や物価が上昇した場合に年金の伸びを抑制するマクロ経済スライド調整は 2015(平成 27)年度まで発動しなかった。

その上、このような経済状況において、賃金スライドを基本とする新規裁定年金と物価スライド基本とする既裁定年金の年金改定率が同一のものとなり、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果が発動しなかった。

公的年金の保険料収入は賃金上昇に伴い増加する仕組みであるため、マクロ経済スライドや既裁定年金の物価スライドにより年金改定率が賃金より抑えられると財政状況は改善する。これまでの財政検証においては、これらの効果を一定程

度見込んでいたが、その効果の発揮は不十分なものであった。

この結果、国民年金の財政と厚生年金の財政に等しくマイナスの影響がおよぶこととなり、マクロ経済スライド調整期間を長期化させる要因となっている。

（２）年金額改定の仕組みによる基礎年金水準の対賃金での上昇

デフレ経済において実質賃金上昇がマイナスという状況は、当時（2016（平成28）年年金改正法前）の年金額改定のルールの下で、国民年金の財政に対してさらにマイナスの影響を与えることとなった。

具体的には、2004(平成 16)年改正の年金額改定ルールは、名目賃金の伸びがマイナスであって、かつ、物価＞賃金の場合は、年金額は賃金ではなく物価で改定（プラスの場合はゼロ改定）することとされていた（第３－８－５図）。

第３－８－５図　年金額の改定（スライド）のルール

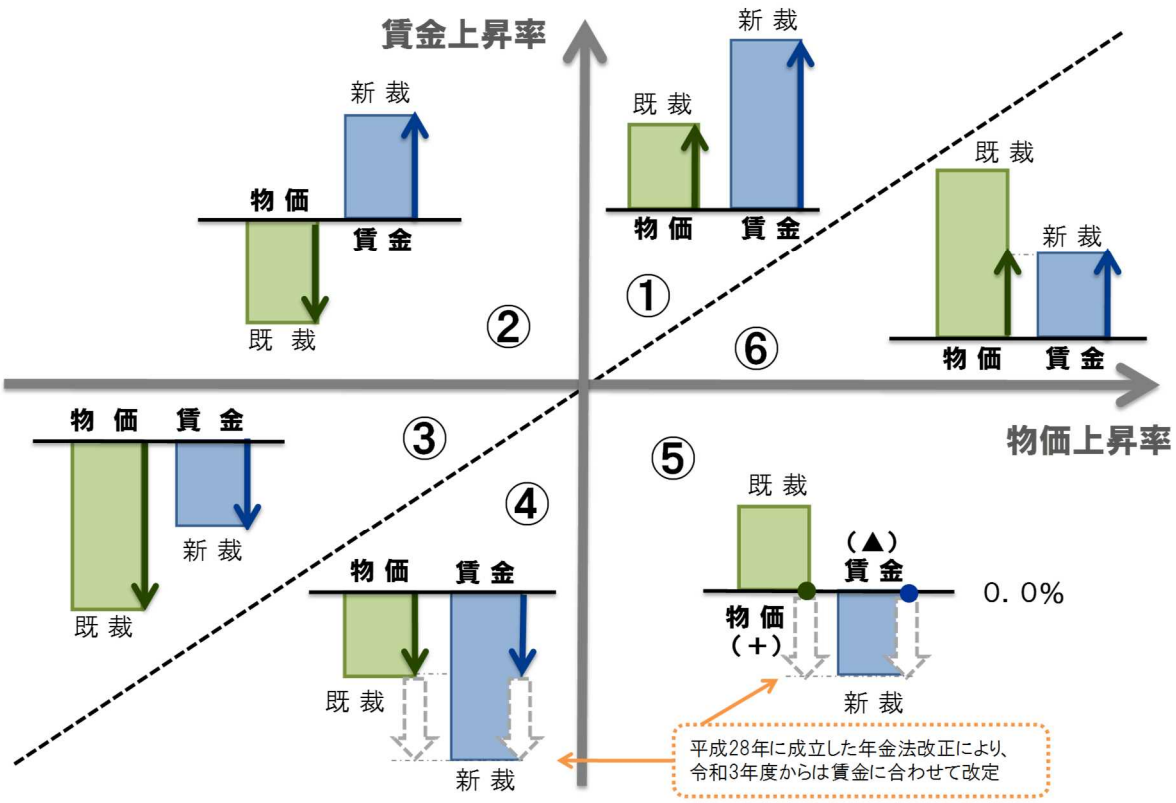

一方、負担側の保険料水準は、厚生年金は報酬に比例（18.3%（労使折半））するため賃金に連動することとなり、また、国民年金も定額ではあるが、毎年度の保険料の額は賃金の動向に応じて変動することとされていた。

このため、賃金を基礎に算定される報酬比例年金では、賃金が下がって負担側

の保険料水準が減少しても、賃金が下がった見合いで将来の給付額が自動的に少なくなるため、改定ルールによる財政影響を中期的に吸収することができるが、一方、基礎年金は定額給付であるため、賃金が下がって負担側の保険料水準が減少しても、報酬比例年金のような形での給付額の減少は生じない仕組みとなっている（第３－８－６図）。

したがって、賃金が物価を下回ったことによる財政影響は、基礎年金がより強く受けることとなり、基礎年金の給付水準調整期間が長期化し、将来の所得代替率が低下することとなった（第３－８－７図）。

なお、前述のとおり、2016（平成 28）年年金改正において、デフレ経済においても賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定するよう年金額改定ルールの見直しが行われており、改定ルールの影響により基礎年金の給付水準調整期間が長期化することは防止されている。

第３－８－６図　報酬比例年金と基礎年金の算定式

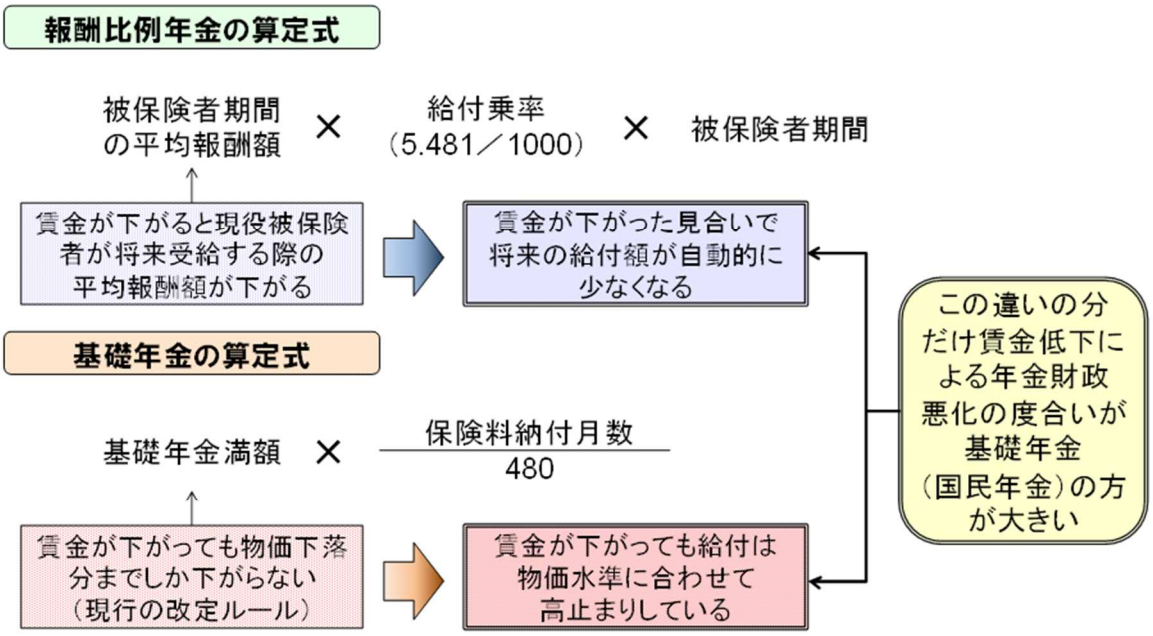

第３－８－７図　デフレが給付水準に与えた影響

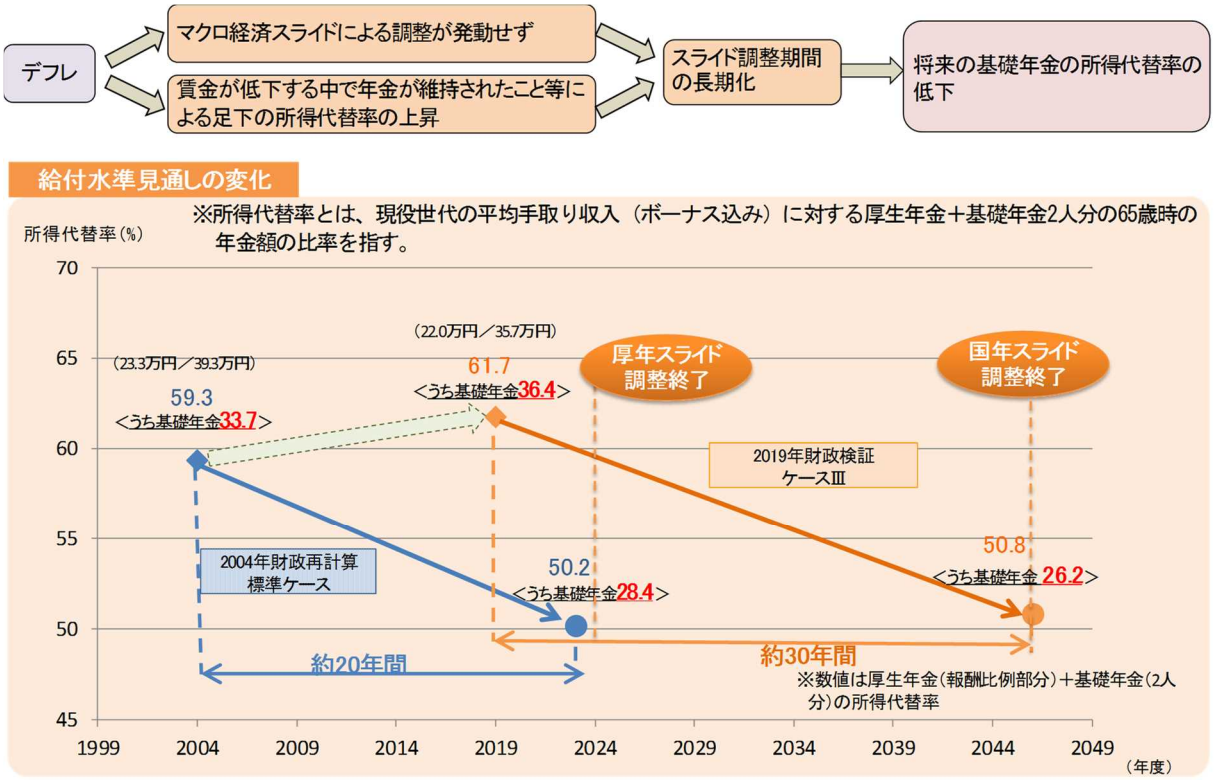

（３）基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響

１階部分の基礎年金のマクロ経済スライドが２階部分の報酬比例年金よりも長期化する要因は、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれから拠出される基礎年金拠出金で共通の基礎年金の費用を賄う仕組みに由来する。すなわち、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれで積立金を持ち財政均衡を図る仕組みとなっているため、双方から基礎年金拠出金を被保険者の人数割で拠出し、給付を賄う現行の仕組みにおいて、財政力が相対的に弱い国民年金勘定の積立金が不足し、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整の長期化を必要とするのである。

一方で、２階部分の報酬比例年金のマクロ経済スライドが短期間で終了し、所得代替率は上昇しているが、これは、厚生年金の財政を考えると、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金に充てる費用を保険料として一括（18.3%）で徴収しているが、基礎年金の水準が低下し、基礎年金に使用しなければならない財源が低下した結果、相対的に報酬比例年金に使用できる財源が増加したためである（第３－８－８図、第３－８－９図）。

第３－８－８図　マクロ経済スライド調整の終了について

第1段階：基礎年金の調整終了年度の決定　←　国民年金の財政均衡により決定
第2段階：報酬比例の調整終了年度の決定　←　厚生年金の財政均衡により決定

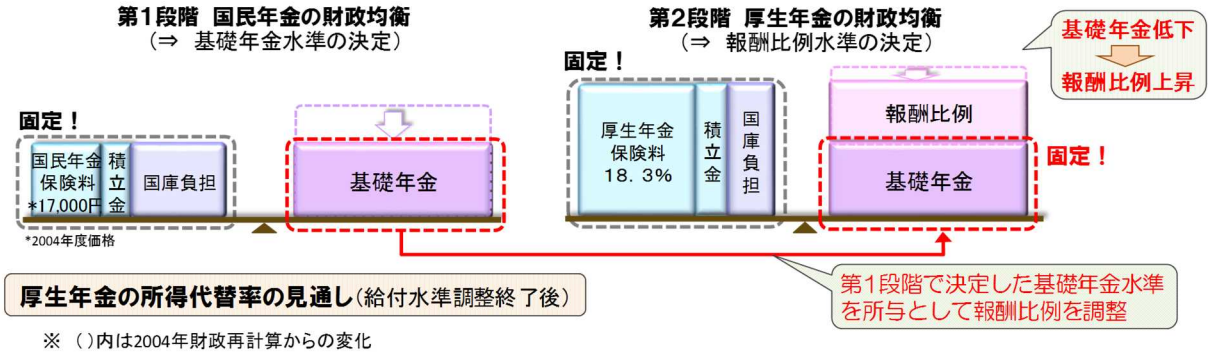

※（）内は2004年財政再計算からの変化

	2004年財政再計算	2014年財政検証（ケースE）	2019年財政検証（ケースⅢ）
報酬比例（2階）	21.8%	24.5%（+2.7%ポイント）	24.6%（+2.8%ポイント）
基礎年金（1階）	28.4%	26.0%（▲2.4%ポイント）	26.2%（▲2.2%ポイント）
合　計［給付水準調整終了］	50.2% 基礎・比例［2023年］	50.6%（+0.4%ポイント） 基礎［2043年］，比例［2020年］	50.8%（+0.6%ポイント） 基礎［2047年］，比例［2025年］

第３－８－９図　基礎年金が報酬比例よりマクロ経済スライド調整が長期化する要因

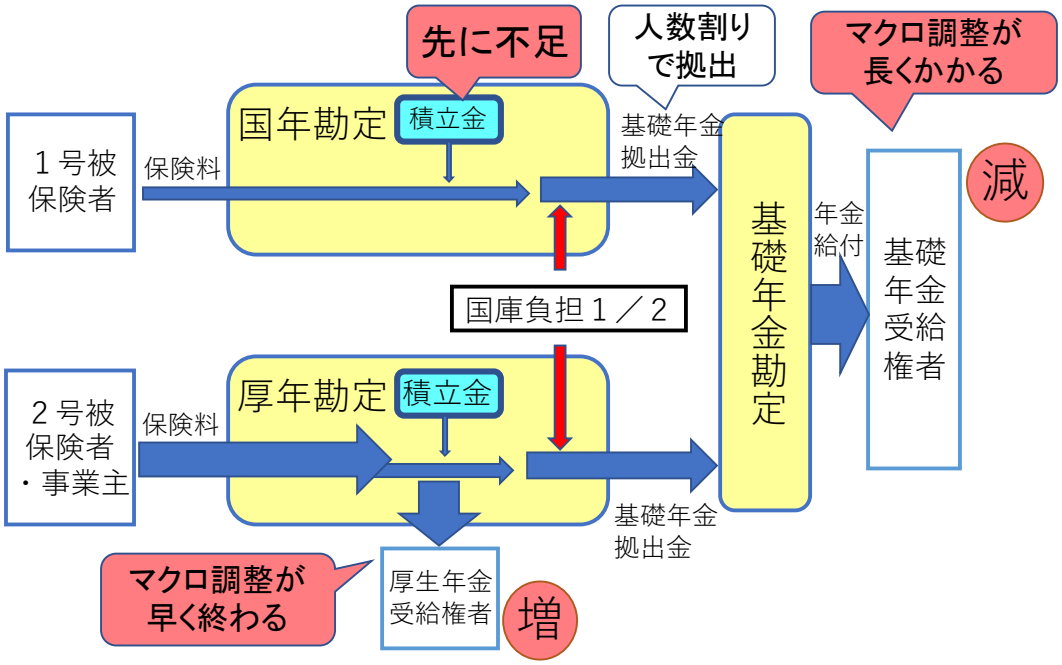

（４）被保険者の構成の変化に伴う影響

2004（平成 16）年以降の公的年金の被保険者数の動向をみると、過去の財政検証の見通しと比較して、第１号被保険者が減少、被用者年金被保険者が増加、第３号被保険者が減少している（第３－８－10 表）。

この被保険者数の変化のうち、女性の労働参加の進展による第３号被保険者の減少と被用者年金被保険者の増加の影響と、高齢者の労働参加の進展による被用者年金被保険者の増加は、国民年金の財政には影響を及ぼさず、専ら厚生年金の財政を改善させるものであり、報酬比例年金の所得代替率の上昇に寄与している。

一方、第１号被保険者の減少は、被保険者１人当たりの積立金を増加させる効果を有することから、国民年金の財政を改善させるものであり、基礎年金の所得代替率を向上させる要因となっている。しかしながら、（１）や（２）で述べた影響を含めて考えると、国民年金の財政状況は悪化しており基礎年金の給付水準調整期間は長期化し、所得代替率が大きく低下する見通しとなっている。

第３－８－10 表　公的年金の被保険者数の実績と財政検証の見通し

年度	国民年金第1号被保険者					厚生年金被保険者					国民年金第3号被保険者				
	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2005	21.8	21.9				37.7	37.0				10.9	11.2			
2010	19.4	20.2	19.1			39.1	36.3	38.9			10.1	10.7	10.1		
2015	16.8	19.0	17.2	17.4		41.2	35.4	38.7	39.2		9.2	10.5	9.5	9.3	
2016	15.9	18.9	17.0	17.1		42.4	35.2	38.5	39.4		9.0	10.4	9.4	9.1	
2017	15.1	18.8	16.9	16.7		43.6	35.1	38.4	39.6		8.8	10.4	9.3	8.9	
2018	14.6	18.7	16.8	16.5		44.3	34.9	38.2	39.6		8.6	10.3	9.2	8.7	
2019	14.3	18.6	16.8	16.2	14.6	45.0	34.7	38.0	39.7	44.3	8.3	10.2	9.0	8.6	8.3
2020		18.6	16.7	16.0	14.4		34.6	37.8	39.7	44.4		10.2	8.9	8.4	8.1

（注1）年度間平均値である。
（注2）2014年度以前の厚生年金被保険者は、被用者年金被保険者のことである。
（注3）将来見通しは出生中位、死亡中位の場合であり、さらに、平成26年、令和元年財政検証については、労働参加が進むケースである。
資料：年金局数理課調べ

３．基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例に比べて基礎年金のマクロ経済スライドによる調整が大きく、基礎年金部分の占める割合が低下する影響は、将来、基礎年金のみの受給者の年金水準が大きく調整される恐れがあるだけでなく、報酬比例年金を受給する厚生年金の受給者の年金給付にも大きな影響を及ぼす。

今回の財政検証において厚生年金の給付水準の指標となるモデル年金の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲでは、調整終了年後も所得代替率５０％を確保できる見通しであり、平成 16 年財政再計算の基準ケースと比

べても上昇しているが、これは、女性や高齢者の労働参加が想定よりも進む等、他に財政改善要因があったためであり、基礎年金部分が占める割合の低下は、厚生年金の所得再分配機能の低下や基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下を通して、年金財政の悪化要因、特に中所得層や低所得層の年金水準の低下要因となっている。

厚生年金は、定額給付の基礎年金により所得再分配機能を有しているが、基礎年金水準の低下は、定額給付を低下させ、所得再分配機能も低下させることとなる。このため、所得再分配機能の低下は、厚生年金の低所得層の年金水準の低下要因となる。加えて、次の国庫負担の減少を考慮すると、中所得層の年金水準についても低下要因となっている。

また、基礎年金水準の低下は、必然的にその２分の１の国庫負担水準の低下も引き起こす。保険料水準は固定されているため、トータルの財源を減少させ、年金の総給付費の減少要因となる（第３－８－11 図）。
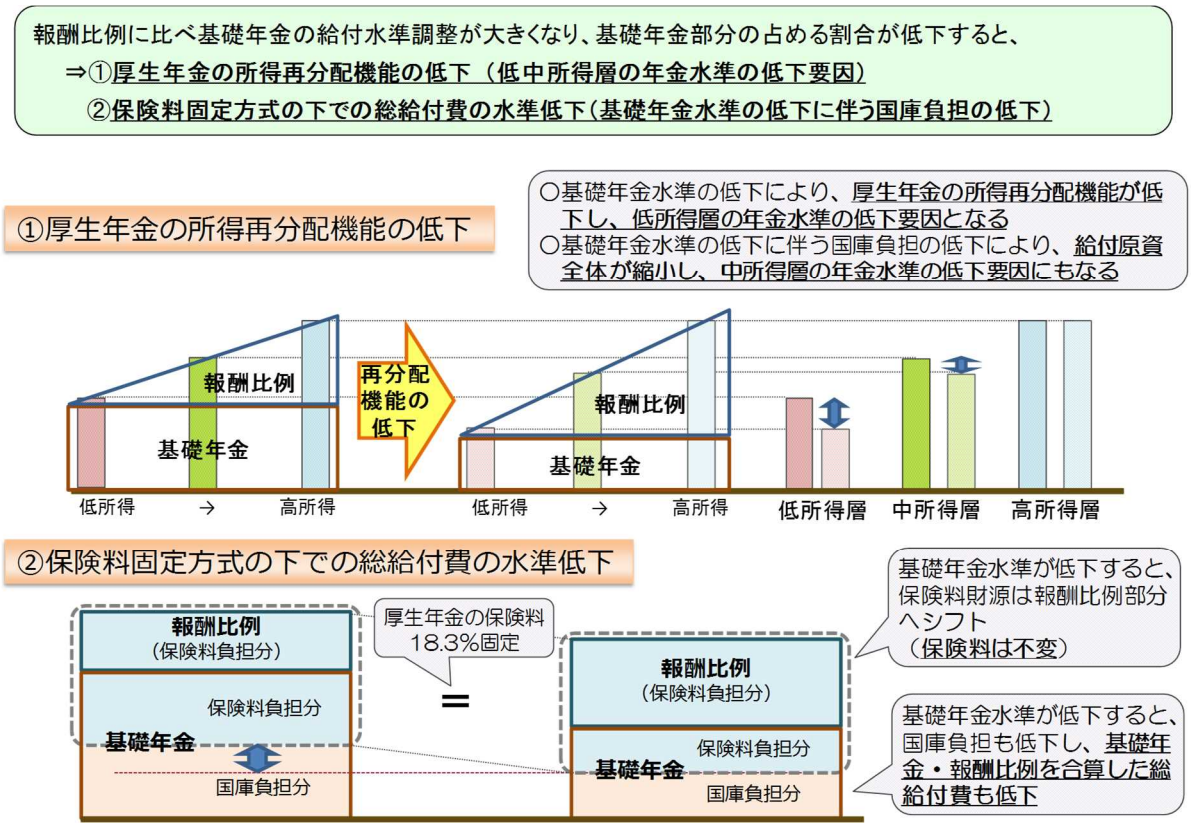
第３－８－11 図　基礎年金部分の占める割合の低下の影響